

産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和6年1月23日（火）


午後1時30分


場 所 第1委員会室

～審査内容～

1 有害鳥獣について

市民の安心と安全を守る為、
鳥獣被害防止総合対策をして頂く事を求める請願書

紹介議員 伊場 勇 

前田 浩司 



【件名】

市民の安心と安全を守る為、鳥獣被害防止総合対策をして頂く事を求める請願について

【請願趣旨】

山陽小野田市では、野生鳥獣の目撃情報や田畑の被害が増え、市民は不安を抱えています。そこで、私たちは、市民の安全を守り、市が鳥獣被害防止に十分な予算を組むために、国からの交付金等を利用することを提案します。

国は、令和4年度の鳥獣被害防止総合対策交付金を予算12,056百万円計上しています。市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害を防止する為の支援を行なっています。捕獲活動、侵入防止柵、生息環境管理、処理加工施設や焼却施設等の整備、ジビエ利用活用等の取り組みに対する交付金が、現在の山陽小野田市の計画では十分に受けることができません。

鳥獣被害を子供からお年寄りまでの命に関わる重大な問題と捉え、地域の実情を踏まえ、早急に現在の計画を改正することを強く求めます。また、その計画に準じて市、市民、駆除隊の方々为国からの交付金を受け、近隣市と同様、鳥獣被害対策実施隊員に民間隊員を加え、市民の為の十分な鳥獣被害防止対策ができるようにして頂きたく、次のことを請願します。

【請願項目】

1. 市民の安心安全を守るため、野生鳥獣を目撃した場合の連絡窓口を市民が分かりやすくしてください。また、連絡をしたら直ぐに対応できる組織体制を早急に構築してください。現在、対応が数日後になることがあり、何のために連絡したかわかりません。子供たちの前に野生鳥獣が出たときは一刻を争います。
2. 具体的に国が示している交付金メニューを早急に実行して頂くことを求めます。「山陽小野田市鳥獣被害防止計画書」に下記の内容を記載し、そして交付金を受けてこれらの国の事業を市が実施する為に、各事業の関係事業者を協議会に加えて頂くことを求めます。
 - ア、「処理加工施設の取組み」、「捕獲等した鳥獣の利用方法」として、現在山陽小野田市に2つあるジビエ処理施設加工施設の利用、取組みを記載し、山陽小野田市がジビエ利活用への支援の交付金が申請できるよう求めます。捕獲等した対象鳥獣の適切な処理、有効利用については、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第十条にある通り、地方公共団体、民間の団体その他の関係者が連携を図りながら協力して取り組む必要があります。
 - イ、山陽小野田市には、捕獲OJT研修、ジビエOJT研修、捕獲技術の習得など研修、講習、育成をされている方々、狩猟学校があり、受講されている方々に対して、受講費用、研修費用に対し、国の交付金が申請できるよう計画の整備を求めます。
 - ウ、国から山陽小野田市への「捕獲機材の導入経費の支援の交付金」が不足しているのか、一部の猟師は、わな等捕獲機材導入経費の補助金をもらえておらず、箱罟、くくり罟、囲い罟等の経費を全額自己負担されていると聞いています。平等、公平に交付金が支払われる様、令和5年度の「山陽小野田市鳥獣被害防止計画書」の捕獲計画数を上げ、国からの捕獲機材の導入経費の支援が十分に受けられる様求めます。

上記のア～ウの全ての国の事業は有害鳥獣対策協議会が事業実施主体として行う事となっています。(特措法 第四条) 上記ア～ウの国が支援する事業内容を市が行うには、協議会にその事業関係者が構成員に入っていないければ、国からの交付金を受けて事業を実行することが出来ません。

「山陽小野田市鳥獣被害防止計画書」を作成するにあたり、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会の構成員に、山陽小野田市各地域の鳥獣被害状況に詳しい人材(捕獲、駆除実績のある専門家)、学識経験者、技術指導者、ジビエ等利用活用関係者、実際に鳥獣被害が深刻な地区の地域住民が推薦する者、および民間の鳥獣被害対策実施隊員を加えることを求めます。

3. 鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣被害対策実施隊員に、被害防止対策に積極的に取り組むことが見込まれる民間隊員(非常勤公務員)を採用し、さらにその中から、市長が対象鳥獣捕獲員(捕獲を適正かつ効果的に行うことができる技能を有する狩猟免許保持者)を任命する事を求めます。そして、民間の実施隊員の設置に必要な条例を定めて頂く事を求めます。

近隣市と同規模の対策を講じていかなければ、被害は山陽小野田市に集中することが考えられます。山陽小野田市も、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施していく為に多様な人材の活用を求めます。

民間の鳥獣被害対策実施隊員は非常勤公務員となりますが、実施隊員の報酬や災害補償は地方公共団体の条例で定める事となっています。(鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を実施するための基本的な指針) 民間の実施隊員の設置に必要な手続きとして、この条例を早急に制定していただくよう求めます。

4. 県内複数の市(下関市、美祢市、下松市)の被害防止対策計画書のように、令和5年度の「山陽小野田市被害防止計画書」には「捕獲計画数の設定の考え方」に過去数年の捕獲数を記載し、市民に対象鳥獣の捕獲計画数の根拠が明確に分かるようにする事を求めます。また、各地域の鳥獣被害に詳しい専門家や地域住民と共に調査し、各野生鳥獣の捕獲計画数を設定する事を求めます。

5. 多くの市民が鳥獣被害の恐ろしさやその防止対策や交付金のことについて知り、市全体でこの問題に取り組めるよう、回覧板や議会だより等で告知し、自治会、学校等で専門家による勉強会を定期的で開催し、またそのような勉強会等の開催を市から促して頂けるよう求めます。

令和4年8月29日

住所 山陽小野田市旭町一丁目2-27
市民の安心と安全を守る会
氏名 代表 末永 博子

山陽小野田市市議会議長

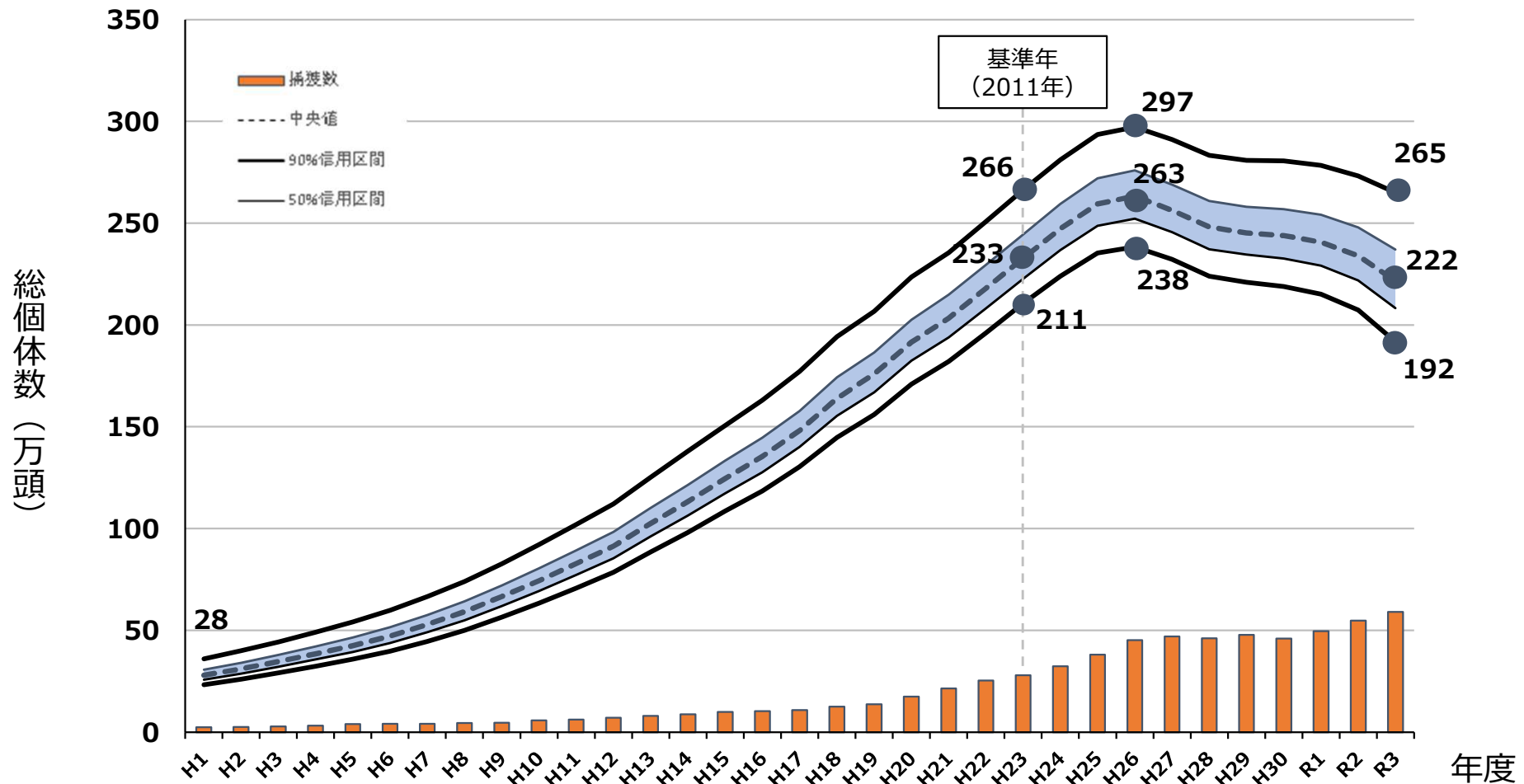
高松 秀樹 様

全国のニホンジカ及びイノシシの 個体数推定の結果について

環境省 自然環境局

1. ニホンジカ(本州以南)の個体数推定の結果

- 令和3(2021)年度末におけるニホンジカ(本州以南)の推定個体数は、中央値で約222万頭(90%信用区間:約192~265万頭)となりました。
- ニホンジカの個体数は、減少傾向が継続していると考えられるものの、依然として高い水準にあるため、引き続き捕獲強化を進めていく必要があると考えられます。

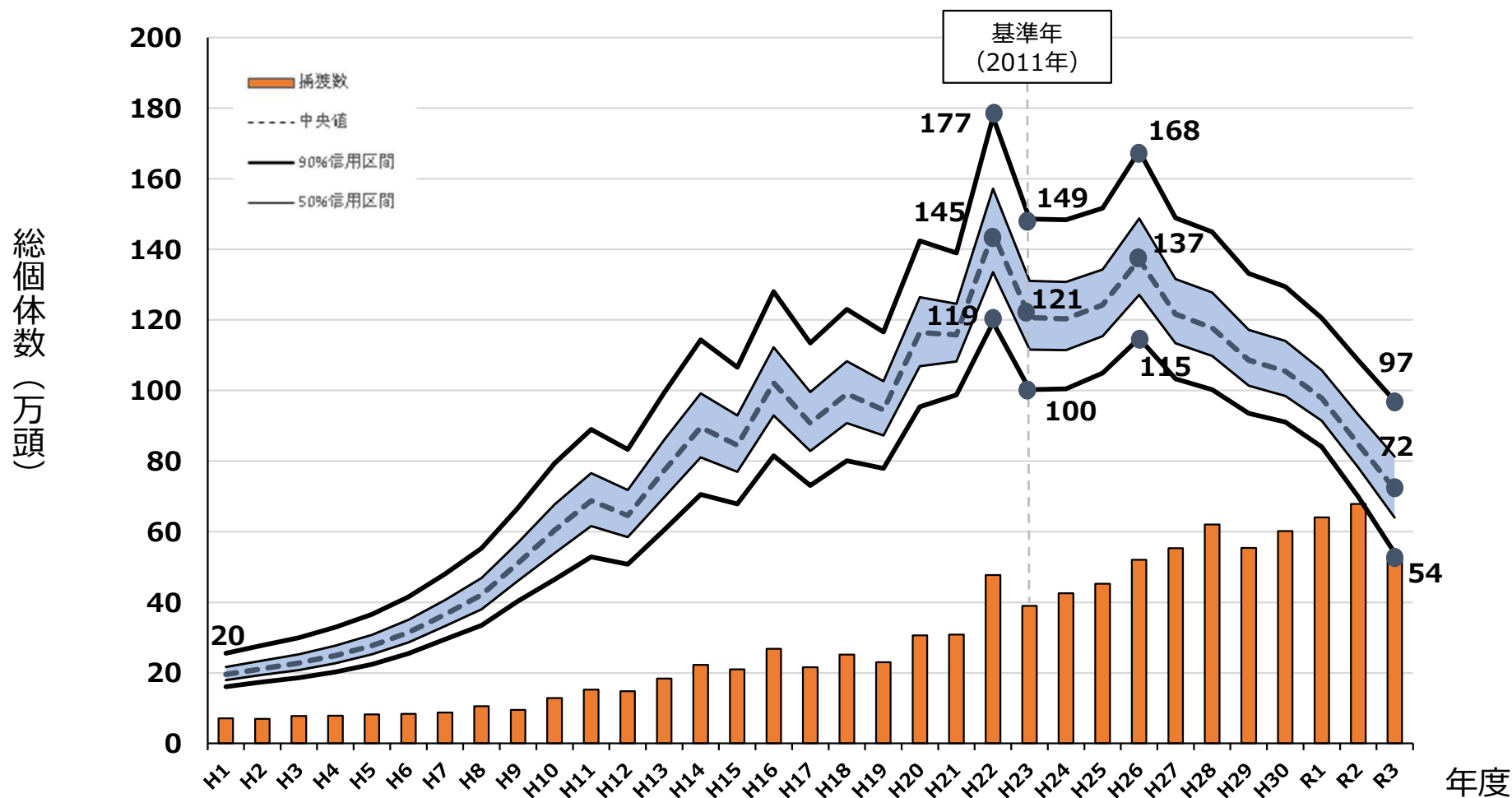


※ 令和3(2021)年度の自然増加率の推定値は、中央値1.20(90%信用区間:1.17-1.23)

※ 令和3(2021)年度の北海道の推定個体数は、東部地域31万頭、北部地域18万頭、中部地域20万頭、南部地域3~20万頭(北海道資料)

2. イノシシの個体数推定の結果

- 令和3（2021）年度末におけるイノシシの推定個体数は、中央値で約72万頭（90%信用区間：約54～97万頭）となりました。
- イノシシの個体数は、平成26（2014）年度をピークに、減少傾向が継続していると考えられます。



※ 令和3（2021）年度の自然増加率の推定値は、中央値1.47（90%信用区間：1.29-1.64）

最新のニホンジカ、イノシシの個体数推定及び 分布調査の結果等について

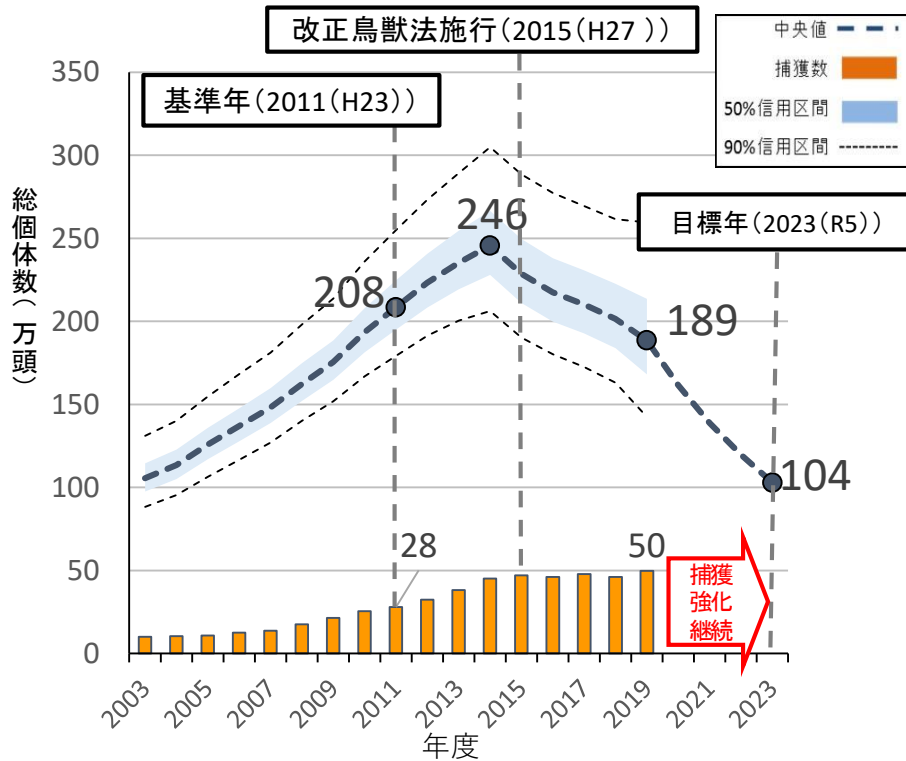
令和3年3月15日

環境省

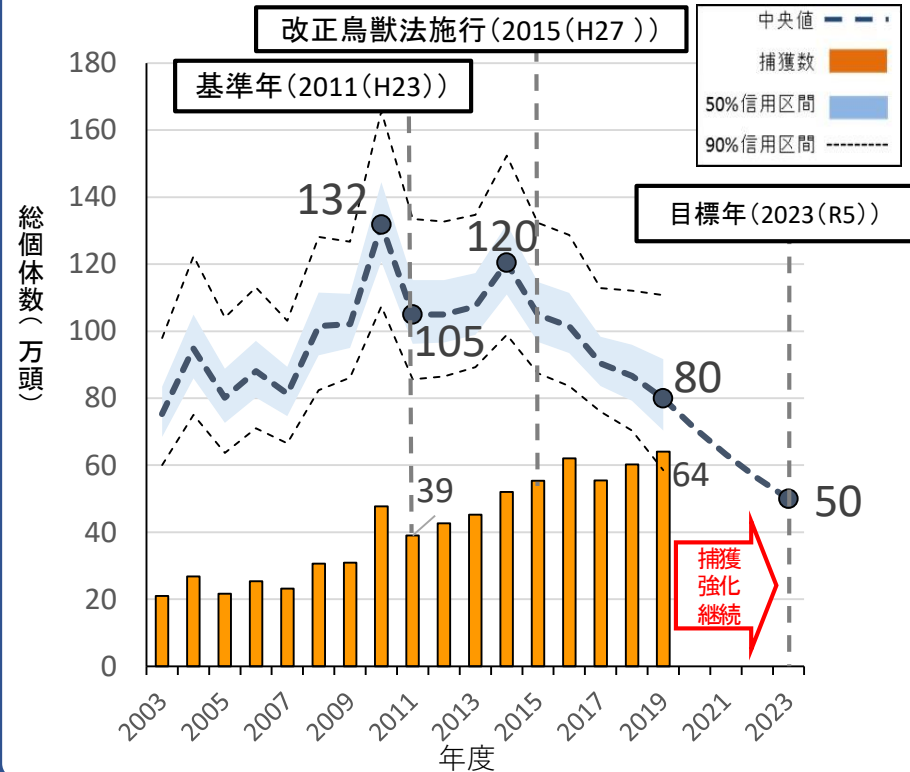
ニホンジカとイノシシの個体数推定結果について

- 捕獲数等の全国的に入手可能なデータを元に2019年度（令和元年度）時点の個体数を推定。
- ニホンジカ（本州以南※1）が約189万頭、イノシシが約80万頭と算出。
- 2014年度（平成26年度）をピークに、個体数は減少傾向にあるが、半減目標※2の達成のためには、引き続き、捕獲強化が必要。

ニホンジカ（本州以南）の推定個体数の推移



イノシシの推定個体数の推移



※1 北海道では、独自の推定方式で計算していることから合算していない。なお、北海道では、2019年度（令和元年度）の生息数は約67万頭と推定。

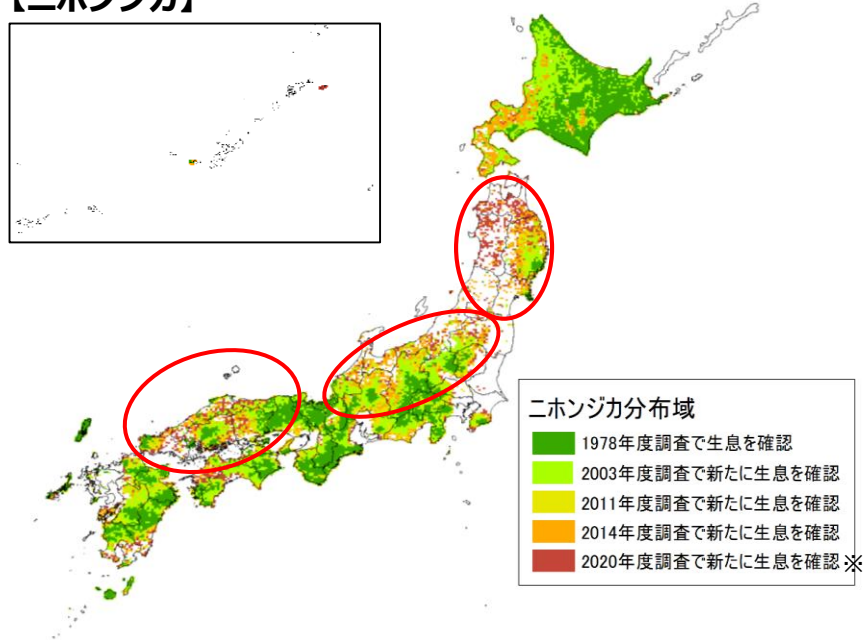
※2 2013年度（平成25年度）に農林水産省と環境省が公表。ニホンジカとイノシシの個体数を2023年度（令和5年度）までに2011年度（平成23年度）比で半減することを目標としている。

※3 新たな捕獲実績等のデータを追加してこれまでの個体数を推定するため、過去に遡って推定値が見直される。このため、今後の推定個体数も変化する可能性がある。

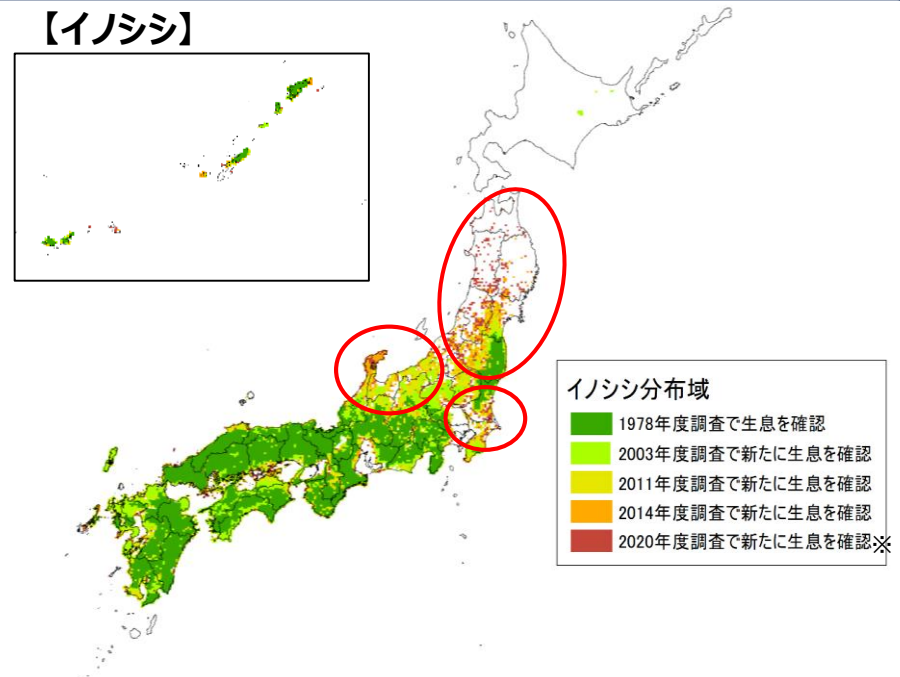
ニホンジカとイノシシの分布について

- ニホンジカは、2014年度（平成26年度）の調査以降、東北、北陸、中国地方で新たに生息が確認されたエリアが多く存在し、分布が拡大。
- イノシシは、2014年度（平成26年度）の調査以降、東北、関東、北陸地方で新たに生息が確認されたエリアが多く存在し、分布が拡大。
- 分布拡大地域においては、分布状況や越冬地の調査、効果的な捕獲技術の導入等を環境省交付金により支援。

【ニホンジカ】



【イノシシ】



※「令和2年度ニホンジカ及びイノシシの個体数推定及び生息状況等調査業務」（環境省）により作成
2020年度（令和2年度）調査は2018年度（平成30年度）までの捕獲データから全国の分布状況を2021年（令和3年）3月にとりまとめたもの。

【指定管理鳥獣捕獲等事業交付金による分布拡大地域への支援の例】

- ・ センサーカメラを用いた分布や越冬地把握のための調査への支援（秋田県）
- ・ ドローン等の新たな技術を用いた効果的な捕獲技術の導入支援（青森県、富山県）
- ・ 捕獲従事者の育成のための研修への支援（青森県）

さらなる捕獲強化に向けた取組について

- 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金について、新たに捕獲強化のための狩猟経費への支援メニューを追加（25億円（令和2年度補正予算含む。））
- 「熟練狩猟者による狩猟者育成制度の構築」や「最新のデジタル技術等を活用した鳥獣管理の省力化を支援」するための予算を新たに計上
- 捕獲効果の検証や効果的な捕獲を支援するため、二ホンジカの生息密度調査を実施

■ 都道府県による捕獲等への支援

- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により、都道府県による捕獲、調査、ICT等の効果的捕獲技術の導入、捕獲従事者の育成等を支援。
- ・ 各都道府県が行った効果的な捕獲技術の導入の取組成果を事例集としてとりまとめ共有するなど、事業の効率化を促進。
- ・ 狩猟期間における捕獲強化のため、従来のジビエ利用拡大のための支援（9,000円/頭）に加え、次年度より、新たに捕獲強化のための狩猟経費への支援メニューを追加（8,000円/頭を予定）。
- ・ 複数の都道府県で構成する協議会が行う捕獲や調査等の広域的な取組についても引き続き支援。
- ・ CSF拡散防止のためのイノシシの捕獲強化についても引き続き支援。
- ・ 夜間銃猟については、講習会等の実施を通じて実施可能な事業者の育成を図り、安全性を確保した上で、必要な地域での実施を推進（今年度は和歌山県に加え、新たに北海道で実施）。

■ 次世代の鳥獣管理の担い手の育成

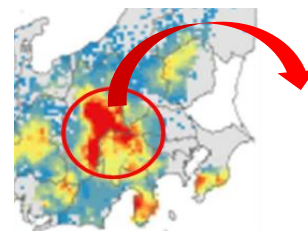
- ・ 熟練狩猟者による狩猟者育成制度（狩猟インストラクター）の構築を目指し、プログラムの開発、試行等を実施。
- ・ 最新のデジタル技術や忌避技術を活用し、被害防除や生息環境管理等の鳥獣管理の省力化のための技術開発や担い手となる事業者の育成を支援。

<忌避技術の例>
テキサスゲート設置による
人と鳥獣の棲み分けの推進



■ 全国の二ホンジカ生息密度の把握

- ・ 二ホンジカの生息密度調査を全国で実施し、都道府県における捕獲結果の評価や計画策定を支援。
- ・ 2020年（令和2年）10月より関東ブロックを調査中。今後2年間で全国を調査予定。



高密度地域や被害が大きい地域等で捕獲強化し、各種被害を効果的に防止

※一般的にシカの適正密度は
3~5頭/km²とされる

地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）の活用

○産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援
 ⇒ 地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者の初期投資費用について、都道府県又は市町村が助成を行う場合に、国がその助成の一部又は全部を支援 【令和3年度当初予算案 7.0億円の内数】

事業スキーム

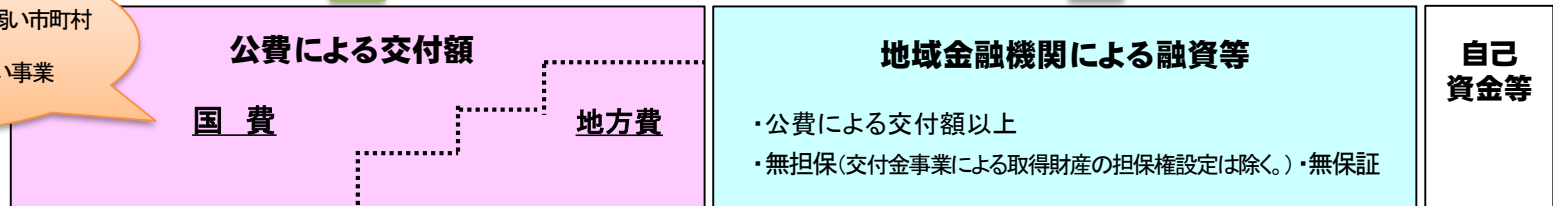
支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・地域資源を活かした持続可能な事業
- ・行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・高い新規性・モデル性がある事業

対象経費は、
 ・施設整備費
 ・機械装置費
 ・備品費

- ・原則 1/2
- ・条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は 2/3, 3/4
- ・新規性・モデル性の極めて高い事業は 10/10



本交付金を活用して、以下のような鳥獣被害対策の事業展開を支援

例) 日高エゾシカ総合センター事業(北海道新冠町)

- 事業者:株式会社北海道食美樂(びらく)
- 平成25年度採択
- 交付決定額:4,000万円
- 概要:従前、廃棄物として処理していたシカ駆除で発生する残滓について、ペットフードに加工する施設を整備

**文部科学省における
鳥獣被害防止対策の取組
(天然記念物の食害対策について)**

**令和3年3月15日
文部科学省**

1. 天然記念物とは

天然記念物：動植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもののうち重要なもの（文化財保護法第2条、第109条）

特別天然記念物：天然記念物のうち特に重要なもの（法第109条）

※文化庁では、天然記念物の動物に係る調査、再生（増殖）、食害対策の補助事業を実施。

2. 天然記念物食害対策（文化庁補助事業）

事業名	事業内容	事業主体	補助率	3年度予算 （2年度予算）
天然記念物食害対策	天然記念物に指定された動物による農作物・造林木等に対する食害等の防止対策のために行う事業を支援 （ <ul style="list-style-type: none">・防護柵設置・忌避剤塗布・餌場借上・効果測定等調査・その他 ）	地方公共団体	2／3	200百万円 （200百万円）



自治体の要望等に基づき食害対策を実施している動物（元年度）

⇒ カモシカ（28都府県12市町村）、サル（6市町村）、ツル（1市）、奈良のシカ（1県）、ノグチゲラ（1村）、オガサワラオオコウモリ（1村）

3. 食害を出す天然記念物の捕獲

捕獲：特定鳥獣管理計画（都道府県作成）を踏まえて文化庁長官が許可

- ・カモシカ 累計許可数 41,301頭（S50～R2）
- ・下北半島のサル ... 累計許可数 7,507頭（H17～R1）
- ・箕面山のサル※ 累計許可数 386頭（S63～H20）
（※大阪府で箕面市のみに生息すること等から市の計画で許可）

○ 上記捕獲許可の権限を都道府県に移譲するための政令改正を準備中。

○ 関係省庁と連携し、計画的な捕獲・防除等に努めるとともに、調査・防除・捕獲を組み合わせ対応していく。



カモシカ



カモシカ用防護柵



下北半島のサル



サル用電気柵

参考. 天然記念物関連予算

(単位:百万円)

	3年度予算	2年度予算	内 容
天然記念物 食害対策	<u>200</u>	<u>200</u>	防護柵設置、忌避剤塗布、 効果測定等調査などの事業 (地方公共団体: <u>補助率2/3</u>)
天然記念物 再生	100	100	保護施設設置、環境復元事業、 増殖などの事業 (所有者、地方公共団体: 補助率1/2)
天然記念物 緊急調査	27	27	減少、衰滅のおそれのある 動植物等の分布調査などの事業 (地方公共団体: 補助率1/2)
計	<u>327</u>	<u>327</u>	

<事業内容> 天然記念物に指定された動物には、衰退しているものがある一方、本来の生息域の減少や地域的な個体数の増加傾向により、農林業被害をもたらしている種類がある。そうした被害について、動物の行動、生息環境等の把握による効果的な方策を検討するとともに、その食害を防ぐための対策を行う

天然記念物に指定された動物

本来の生息域の減少や
地域的な個体数の増加

食害

農林業被害等

天然記念物食害対策

動物の行動、生息環境等の把握による効果的な方策の検討、食害を防ぐための対策

天然記念物に係る補助事業の流れ



下北半島のサルによる被害状況



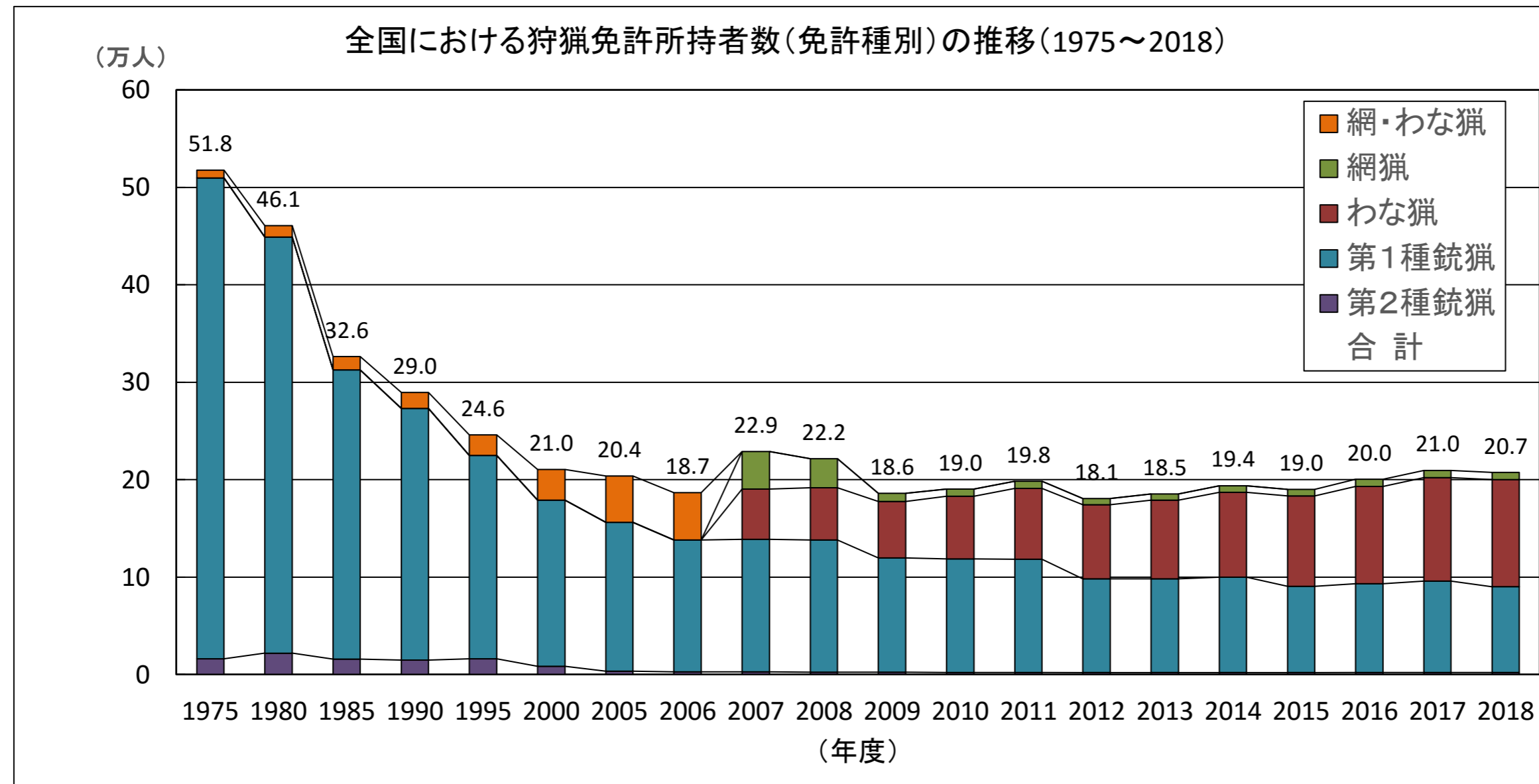
食害対策(電気柵の措置)

種別狩猟免許所持者数

(単位：人 十の位で四捨五入)

種別	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
網猟	8,000	11,700	13,600	16,600	21,300	31,300	47,600	48,600	38,700	30,100	8,400	7,300	7,300	6,500	6,500	6,800	6,700	6,900	7,400	7,300
わな猟									51,600	53,600	57,800	64,300	72,900	76,000	80,600	87,100	92,900	98,800	106,500	110,000
第1種銃猟	493,700	427,100	297,000	258,100	208,600	170,500	152,800	135,300	136,000	135,400	117,500	116,500	116,100	96,200	96,400	98,000	88,600	88,900	93,700	88,000
第2種銃猟	16,000	21,900	15,700	14,800	16,100	8,500	3,300	2,800	2,600	2,500	2,200	2,100	2,100	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	2,000	2,000
合計	517,800	460,800	326,300	289,500	246,000	210,200	203,600	186,700	228,900	221,500	185,900	190,200	198,400	180,700	185,300	193,800	190,100	196,500	209,600	207,300

※四捨五入のため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。
 ※近年（H17年度以降）は毎年集計。それ以前は5年ごとの集計。
 ※2007年（H19年）に「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」に区分。

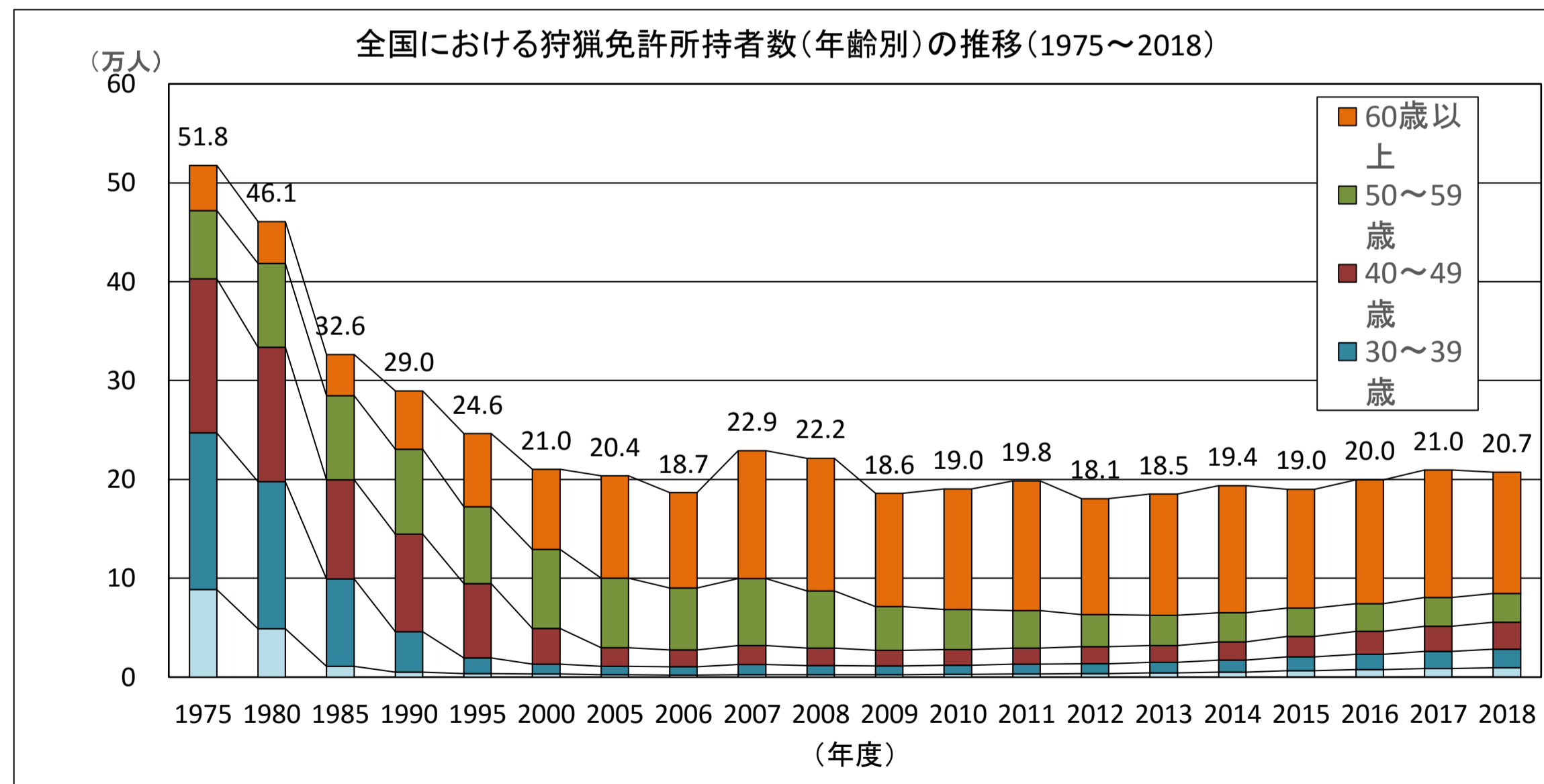


年齢別狩猟免許所持者数

(単位：人 十の位で四捨五入)

年齢	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
18～19歳																	100	100	200	200
20～29歳	88,600	48,800	10,900	5,000	3,600	3,100	2,300	2,100	2,600	2,300	2,300	2,700	3,100	3,600	4,200	5,100	6,500	7,500	8,400	9,200
30～39歳	158,400	149,000	88,600	40,800	16,000	10,100	8,700	8,400	10,100	9,400	9,000	9,300	9,900	10,100	10,800	12,200	14,000	15,600	17,500	18,800
40～49歳	156,000	135,800	100,100	98,900	75,100	36,200	18,700	16,900	19,400	17,600	15,800	15,800	16,400	17,200	17,100	18,500	20,700	23,100	25,300	27,200
50～59歳	69,000	84,900	85,000	85,800	77,500	79,800	70,500	62,600	67,600	57,900	44,400	40,800	38,000	32,300	30,500	29,300	28,500	28,100	29,000	29,100
60歳以上	45,700	42,300	41,700	59,100	74,000	81,000	103,500	96,600	129,200	134,300	114,300	121,700	131,000	117,400	122,800	128,600	120,300	125,300	129,200	122,800
合計	517,800	460,800	326,300	289,500	246,100	210,200	203,600	186,600	228,900	221,500	185,900	190,200	198,400	180,700	185,300	193,800	190,100	199,700	209,600	207,300

※四捨五入のため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。
 ※近年（H17年度以降）は毎年集計。それ以前は5年ごとの集計。
 ※2007年（H19年）に「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」に区分。
 ※2015年（H27年）に網免許及びわな猟免許の取得年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げ。



狩猟及び許可捕獲等による主な鳥獣の捕獲数

(十の位で四捨五入)

上段：狩猟 下段：その他※	獣 類 (頭)					鳥類 (羽)
	イノシシ	ニホンジカ	ニホンザル	カモシカ	クマ類	カワウ
1960年度 (S35)	27,700 5,300	7,600 200	100	0	800 500	0
1965年度 (S40)	35,200 7,800	12,900 800	200	0	700 1,000	0
1970年度 (S45)	53,700 9,700	14,300 300	500	0	1,200 2,300	0
1975年度 (S50)	61,700 10,800	12,200 800	1,300	0	1,000 1,700	0
1980年度 (S55)	69,300 12,300	18,200 2,000	2,700	0	1,000 1,300	0
1985年度 (S60)	51,000 9,200	21,300 4,400	5,100	0	1,000 1,500	200
1990年度 (H2)	57,600 12,600	31,300 10,700	4,900	0	1,000 700	1,400
1995年度 (H7)	71,400 16,400	56,300 25,500	5,800	0	800 800	3,600
2000年度 (H12)	100,600 47,700	90,700 46,700	9,700	1,200	800 1,200	7,100
2001年度 (H13)	125,200 58,600	92,100 49,200	10,800	1,200	600 2,000	7,600
2002年度 (H14)	145,900 76,700	94,700 53,600	11,700	1,200	800 1,200	9,100
2003年度 (H15)	133,900 76,000	100,500 59,600	11,100	1,100	600 1,600	10,100
2004年度 (H16)	168,500 99,600	109,100 64,800	14,100	1,100	300 2,500	23,000
2005年度 (H17)	139,900 76,400	120,600 69,600	9,300	1,100	700 1,100	20,800
2006年度 (H18)	145,700 108,100	118,300 79,600	15,100	1,000	300 4,800	27,700
2007年度 (H19)	134,800 97,000	121,500 90,200	12,600	900	600 1,300	3,400 24,800
2008年度 (H20)	170,100 136,600	135,400 115,200	15,900	900	600 1,400	4,100 13,800
2009年度 (H21)	159,800 148,900	157,400 154,800	16,200	800	400 1,500	3,300 31,800
2010年度 (H22)	228,300 248,700	168,100 195,000	21,900	900	400 4,000	3,800 37,100
2011年度 (H23)	169,300 221,200	183,600 231,900	17,800	800	500 1,800	3,600 25,800
2012年度 (H24)	161,200 265,400	193,800 272,600	25,100	800	400 3,300	3,300 24,400
2013年度 (H25)	156,700 296,200	176,800 336,500	19,800	800	500 1,900	3,500 24,500
2014年度 (H26)	174,400 346,200	189,900 398,100	27,200	700	400 4,100	5,200 22,400
2015年度 (H27)	166,100 387,600	168,700 424,900	25,100	700	400 1,900	4,600 23,300
2016年度 (H28)	162,700 457,700	161,100 418,200	25,100	600	400 3,800	4,500 20,900
2017年度 (H29)	143,300 409,200	157,800 443,000	23,200	600	500 3,900	4,500 17,000
2018年度 (H30速報値)	142,300 462,600	142,900 429,400	23,500	500	400 3,600	3,300 15,800
2019年度 (R1速報値)	132,800 507,800	137,400 465,500	-	-	- 6,300	-
2020年度 (R2速報値)	123,100 555,800	148,700 526,100	-	-	- 7,200	-

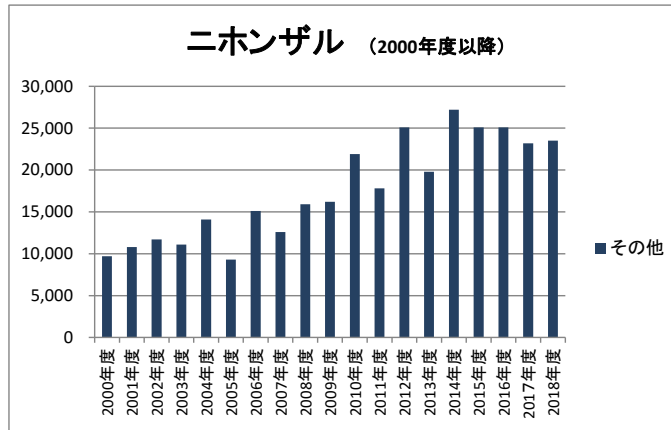
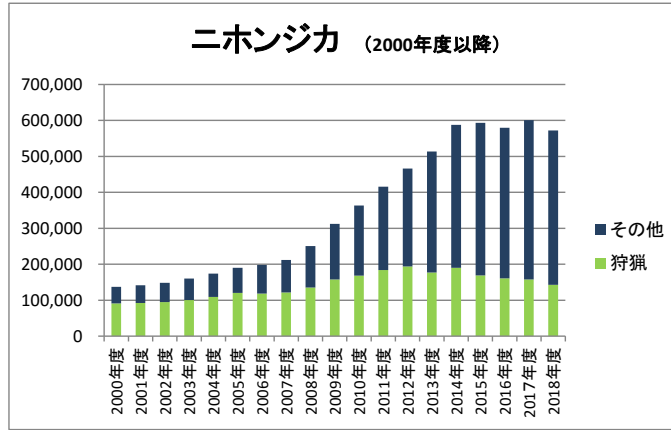
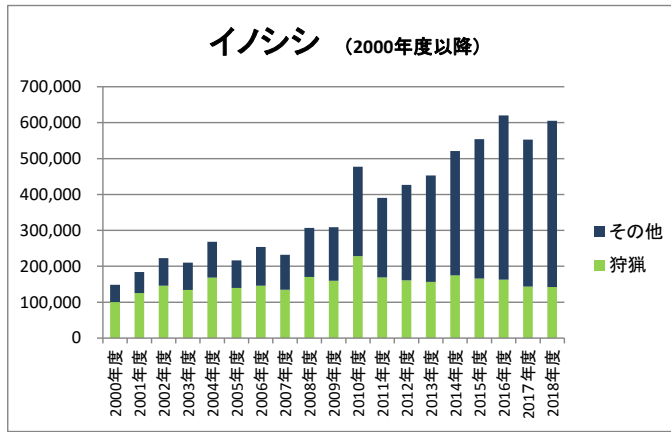
※：H17・18年度の「狩猟」には、「構造改革特区」の数値を含む。

※：H19年度にカワウを狩猟鳥獣に追加。

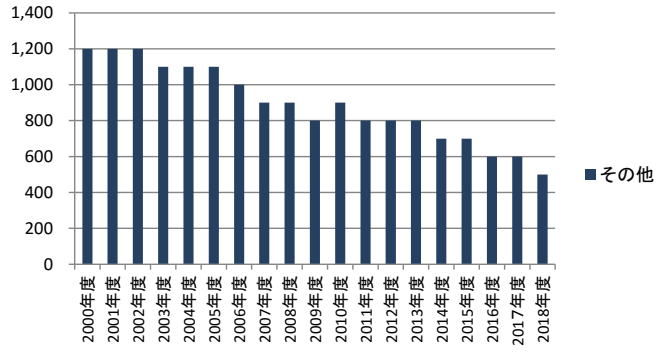
※：「その他」は、環境大臣、都道府県知事、市町村長による鳥獣捕獲許可の中の「被害の防止」、「第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護（平成26年の法改正で創設）」、「第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整（平成26年の法改正で創設）」、「特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整」及び「指定管理鳥獣捕獲等事業（平成26年の法改正で創設）」である。

※：2000年度以降は毎年集計。それ以前は5年ごとの集計。

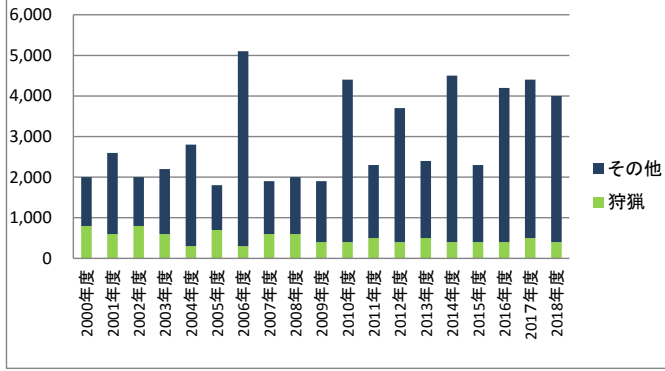
※ 平成30年度、令和元年度及び令和2年度速報値は、令和3年8月19日現在であり、令和元年度及び令和2年度のクマ類の狩猟による捕獲数、ニホンザル、カモシカ及びカワウの捕獲数は未集計。



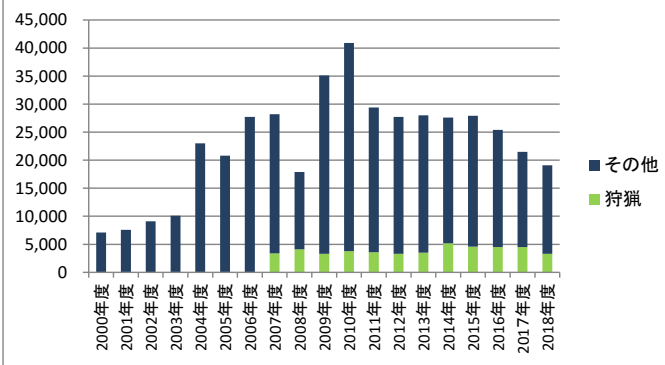
カモシカ (2000年度以降)



クマ類 (2000年度以降)



カワウ (2000年度以降)



令和5年8月30日現在

ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値（令和4年度）

（十の位で四捨五入）

ニホンジカ			イノシシ			計		
狩猟	その他	計	狩猟	その他	計	狩猟	その他	計
147,600	569,200	716,800	100,100	490,000	590,100	247,700	1,059,200	1,306,900

※1 「その他」は、環境大臣、都道府県知事、市町村長による鳥獣捕獲許可の中の「被害の防止」、「第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整」及び「指定管理鳥獣捕獲等事業」による捕獲数。

※2 四捨五入のため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。

（参考）

ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数（令和3年度）

（十の位で四捨五入）

ニホンジカ			イノシシ			計		
狩猟	その他	計	狩猟	その他	計	狩猟	その他	計
150,500	574,500	725,000	104,100	424,500	528,600	254,600	999,000	1,253,600

※ 四捨五入のため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。

ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数（令和2年度）

（十の位で四捨五入）

ニホンジカ			イノシシ			計		
狩猟	その他	計	狩猟	その他	計	狩猟	その他	計
148,700	526,100	674,800	123,100	555,800	678,900	271,800	1,081,900	1,353,700

※ 四捨五入のため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。

第5期

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画

令和4（2022）年3月

山 口 県

目 次

	頁
1 背景及び目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
2 管理すべき鳥獣の種類	1
3 計画の期間	1
4 管理を行う区域	2
5 管理の目標等	2
(1) 現状	2
(2) 被害状況及び被害防除対策	5
(3) 狩猟者の状況	6
(4) 管理の目標	8
(5) 目標を達成するための基本的な考え方	8
6 鳥獣の数の調整に関する事項	9
(1) 個体群管理の考え方	9
(2) 個体群管理の目標	9
(3) 個体群管理の方法	10
7 生息地の保護及び整備に関する事項	11
8 その他管理のために必要な事項	11
(1) 被害防除対策	11
(2) 調査研究	11
(3) 計画の推進体制	11
(4) 計画の進行管理	12
用語解説.....	13
◇参考資料◇	
資料1 山口県におけるイノシシの捕獲頭数	14
資料2 山口県におけるイノシシによる農林業被害額	15
資料3 狩猟者登録状況	17

1 背景及び目的

(1) 背景

イノシシは、日本に古くから生息する野生動物であり、狩猟資源としてはもとより、生態系を構成する要素として重要な役割を果たしているが、近年、本県の野生鳥獣による農林業被害が増大し、中でも、イノシシによる被害が全体の5割弱を占め、農林業に深刻な影響を与えている。

このため、県では、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、平成16(2004)年10月に第1期、平成19(2007)年3月に第2期、平成24(2012)年3月に第3期の「特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画」を策定し、狩猟に係る規制の緩和や狩猟期間の延長等による狩猟の推進のほか、有害鳥獣としての捕獲や電気柵設置等による防護の強化、生息環境の整備等を総合的に実施してきた。さらに、平成20(2008)年に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(以下「鳥獣被害防止特措法」という。)を踏まえ、市町との連携を一層密にして被害防除に取り組んできた。

こうした中、平成26(2014)年5月、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が公布され、法律の名称が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(以下「法」という。)に改められるとともに、鳥獣の保護管理に係る施策体系が整理され、「特定鳥獣保護管理計画」は、特に保護すべき鳥獣に関する「第一種特定鳥獣保護計画」と、特に管理すべき鳥獣に関する「第二種特定鳥獣管理計画」に区分されたことに伴い、平成27(2015)年3月に第3期第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画に名称等を変更した。その後、平成29(2017)年3月に第4期第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画を策定し、引き続き取組を行った結果、イノシシによる農林業被害は平成22年度をピークに減少傾向にあるが、依然として高い水準で発生している。

(2) 目的

生物多様性の確保、農林業の健全な発展等の観点から、イノシシ個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に減少させることを目的として、「第13次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、「第5期第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画」を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

3 計画の期間

本計画の期間は、「第13次鳥獣保護管理事業計画」(計画期間：令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで)との整合性を図り、同計画の期間と同じ令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの5年間とする。

4 管理を行う区域

山口県全域とする。

5 管理の目標等

(1) 現状

① 生息環境

(ア) 地形

本県は、本州の最西端に位置し、三方が瀬戸内海、日本海、響灘に面している。中央部には中国山地が東西に走り、東部県境の寂地山を最高峰に、県全体として東高西低のあまり高度差の大きくない丘陵性の山地が海岸部近くまで広がっている。

(イ) 気候

本県の年平均気温は、平野部では15～16度、山間部では13～15度である。年平均降水量は、平野部や盆地では1,800～2,000mm、山間部では2,000～2,400mmで、気温、降水量とも全国平均とほとんど変わらず、温暖な気候帯に属している。

(ウ) 自然植生

年間降水量の少ない瀬戸内海沿岸部の一面には、乾燥に適応したと思われるウバメガシ群落、日本海や瀬戸内海沿岸部のやや土壌の深い場所には、スダジイ、タブノキ群落が優占する。内陸部の多くがアカマツ・コナラ林であったが、現在はコジイ・カシ群落に置き換わってきている。

(エ) 森林の現況

本県の林野面積は約43万8千haで、県土に占める割合は72%となっており、そのうち、民有林における樹種別の面積割合は、スギ、ヒノキ等の針葉樹が49%、クヌギ等の広葉樹が47%、竹林等が3%となっている。

また、人工林率は、42%となっている。

(オ) 耕作地の利用状況

県内の耕作地面積は昭和60(1985)年以降、減少傾向が顕著になっており、令和2(2020)年には約2万5千haと、昭和60(1985)年と比較すると約5割以下にまで減少しており、減少面積の多くが耕作放棄されているものと推測される。(表1)

表1 耕作地面積の推移

(単位：h a)

区分 \ 年		昭和60 (1985)	平成7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)
耕作地	田	45,074	38,424	35,103	29,713	28,270	25,953	22,308
	畑	4,692	3,731	3,220	2,525	2,377	1,929	1,948
	樹園地	4,985	3,553	2,893	2,283	1,915	1,460	1,074
	計	54,751	45,708	41,216	34,522	32,563	29,342	25,330

(資料：農林業センサス)

② 生息状況及び捕獲状況

(ア) 生息状況

本県では、一部の離島を除き、県内全域に生息している。

(イ) 捕獲状況

狩猟と有害鳥獣捕獲により捕獲されており、捕獲数は、昭和63(1988)年度まではほぼ一定であったが、平成に入り増加傾向となり、平成30(2018)年度には過去最高の22,539頭が捕獲された。また、平成22(2010)年度以降は有害鳥獣捕獲が狩猟より多くなっている。(図1)

令和2(2020)年度の農林(水産)事務所管内での捕獲数は、岩国管内と柳井管内が過去最高の捕獲数となっている。(表2、表3)

図1 イノシシ捕獲頭数の推移

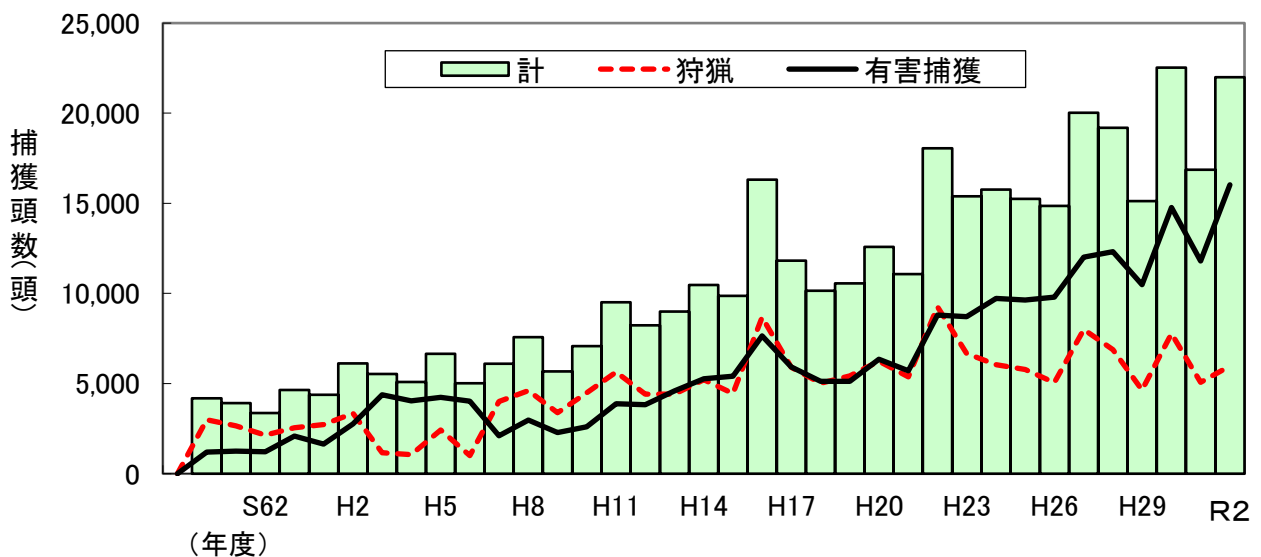


表2 近年のイノシシ捕獲頭数（狩猟、有害捕獲別）の推移

(単位：年度、頭)

区 分	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
狩 猟	5,789	5,048	8,007	6,884	4,642	7,763	5,075	5,976
有害捕獲	9,462	9,804	12,016	12,315	10,489	14,776	11,795	16,028
計	15,251	14,852	20,023	19,199	15,131	22,539	16,870	22,004

表3 農林(水産)事務所管内別、市町別のイノシシ捕獲頭数の推移

(単位：年度、頭)

管内	市町	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
岩国	岩国市	1,600	1,428	2,033	1,919	1,496	1,945	1,576	2,142
	和木町	8	9	13	29	15	15	9	10
	計	1,608	1,437	2,046	1,948	1,511	1,960	1,585	2,152
柳井	柳井市	501	699	803	1,154	976	1,203	871	1,204
	周防大島町	1,290	1,630	1,780	2,243	1,839	2,252	2,301	3,023
	上関町	4	59	165	353	253	512	415	803
	田布施町	240	244	232	291	242	305	217	401
	平生町	128	222	396	366	376	606	381	644
	計	2,163	2,854	3,376	4,407	3,686	4,878	4,185	6,075
周南	下松市	327	246	370	379	273	462	298	475
	光 市	641	587	437	548	335	509	442	472
	周南市	1,002	1,023	1,266	1,233	862	1,353	916	1,216
	計	1,970	1,856	2,073	2,160	1,470	2,324	1,656	2,163
山口	山口市	1,969	2,189	2,917	2,319	2,015	3,083	2,178	2,394
	防府市	452	425	500	488	406	578	440	528
	計	2,421	2,614	3,417	2,807	2,421	3,661	2,618	2,922
美祿	宇部市	1,013	981	1,463	929	903	1,252	1,050	1,331
	美祿市	1,235	1,319	2,009	1,470	1,690	2,026	1,168	1,717
	山陽小野市	225	419	481	285	284	429	370	350
	計	2,473	2,719	3,953	2,684	2,877	3,707	2,588	3,398
下関	下関市	1,823	1,483	2,018	1,929	1,057	1,436	1,356	1,899
	計	1,823	1,483	2,018	1,929	1,057	1,436	1,356	1,899
長門	長門市	1,221	561	905	911	642	842	634	989
	計	1,221	561	905	911	642	842	634	989
萩	萩 市	1,382	1,119	1,941	1,972	1,343	3,384	2,039	2,104
	阿武町	140	179	248	334	105	320	188	290
	計	1,522	1,298	2,189	2,306	1,448	3,704	2,227	2,394
県 外	50	30	46	47	19	27	21	12	
計	15,251	14,852	20,023	19,199	15,131	22,539	16,870	22,004	

※「県外」欄は、県外の狩猟者が県内で捕獲した頭数

③ 生態及び食性

(ア) 生態

基本的には年1産で、交尾期は晩秋から冬である。妊娠期間は約120日で、通常春から初夏に4～5頭を出産する。ただし、春の出産に失敗した場合や出産した子を失った場合は、交尾期と異なる時期に再度発情が起こり、秋頃に出産することがある。生後1年半でほぼすべての個体が性成熟に達する。

通常、イノシシのオスは単独で行動するが、メスはメスを中心とした母系社会をつくって行動し、1頭から数頭の成獣のメスとその子で構成されている。

イノシシは、早い初産で多産性により高い繁殖力を持っているため、個体群の回復が早いと考えられており、短期間で個体数が大きく変動する。

(イ) 食性

雑食性で、イモ、植物の根茎、果実、穀物、野菜、タケノコ、木の実、幼虫、ミミズ、サワガニ、カエル、ヘビ、等を食べる。

(2) 被害状況及び被害防除対策

本県の野生鳥獣による農林業被害額全体に占めるイノシシによる被害の割合は、平成22(2010)年以降5割弱で推移し、野生鳥獣の中で最も深刻な被害を及ぼしている。

被害額は、平成22(2010)年度の3億7千万円をピークに減少傾向にあるが、依然、高い水準にある。(表4、資料2)

被害の主なものは、水稻が全体の6割を超え、野菜類、果樹等にも及んでいる。(図2)

被害防除対策としては、国庫補助事業の活用等により、ワイヤーメッシュ柵・金網柵・電気柵の設置による防護対策、はこわな等の導入や緩衝帯の整備(やまぐち森林づくり県民税、山口型放牧等)、誘引物(放任果樹等)の除去等による生息地管理を実施している。

侵入防止柵は近年400km前後で整備されている。(図3)

表4 野生鳥獣全体に占めるイノシシによる農林業被害額の推移

(単位：百万円、%)

区分	年度									
	平成20 (2008)	平成22 (2010)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	
鳥獣被害全体	647	801	537	522	534	471	475	436	405	
イノシシ被害	288	371	237	240	266	222	230	204	189	
(割合)	44.4	46.3	44.1	46.0	49.8	47.1	44.4	48.4	46.7	

図2 イノシシによる農林業被害額の推移

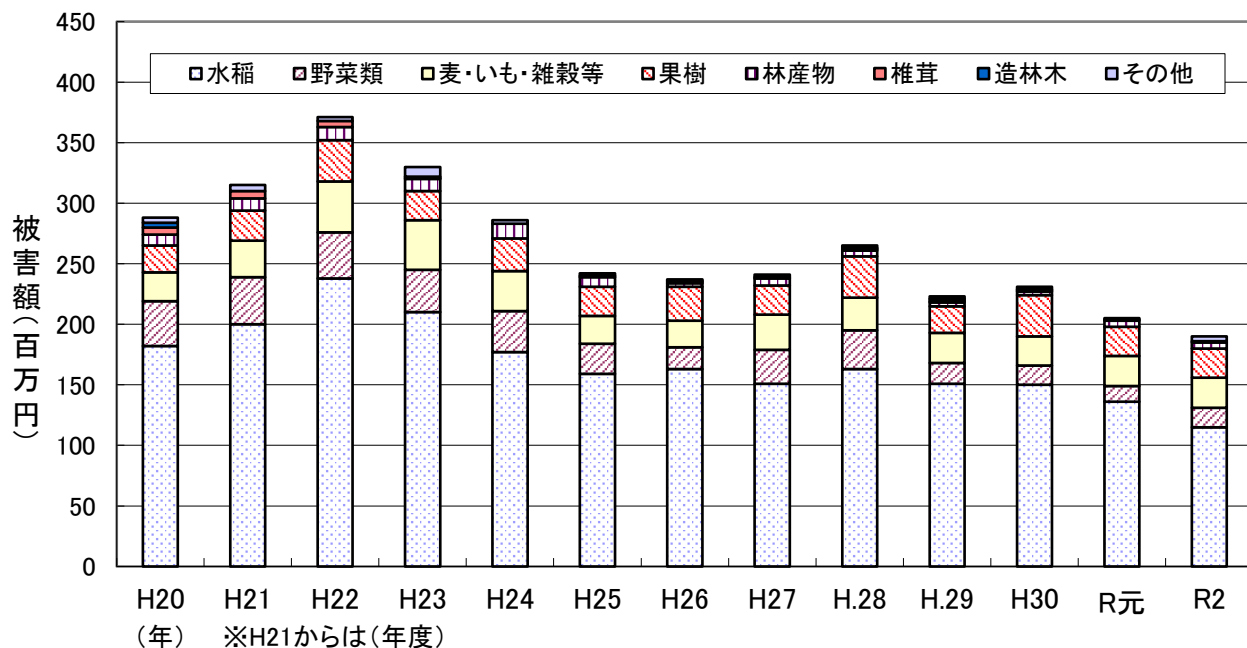
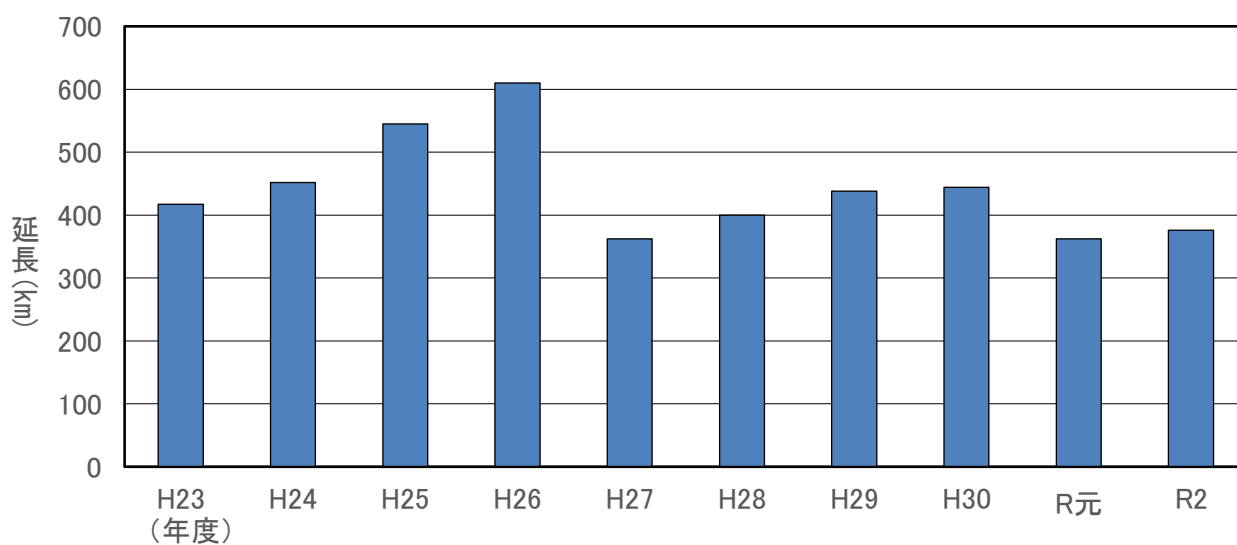


図3 鳥獣侵入防止柵の整備状況



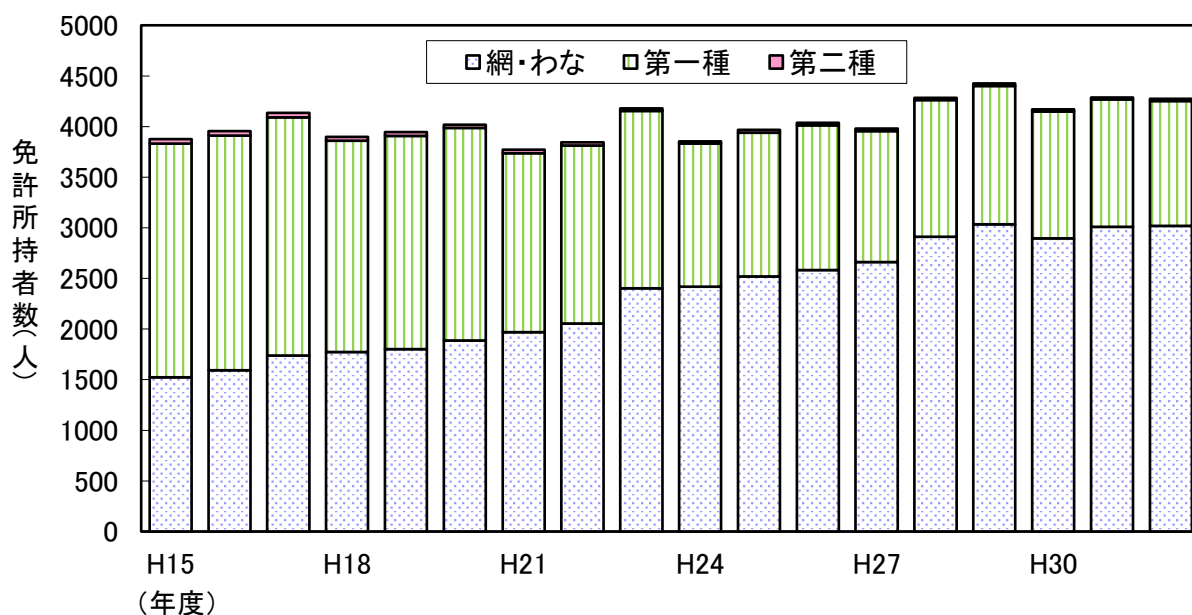
(3) 狩猟者の状況

① 狩猟免許所持者数

狩猟免許所持者数の総数は、平成21(2009)年度に3,771人まで減少したが、平成29(2017)年度に4,426人まで増加し、近年は4,200人台で推移している。

免許の種別で見ると、第一種銃猟(装薬銃)は平成17(2005)年度の2,354人から減少を続け、わな猟は増加している。(図4)

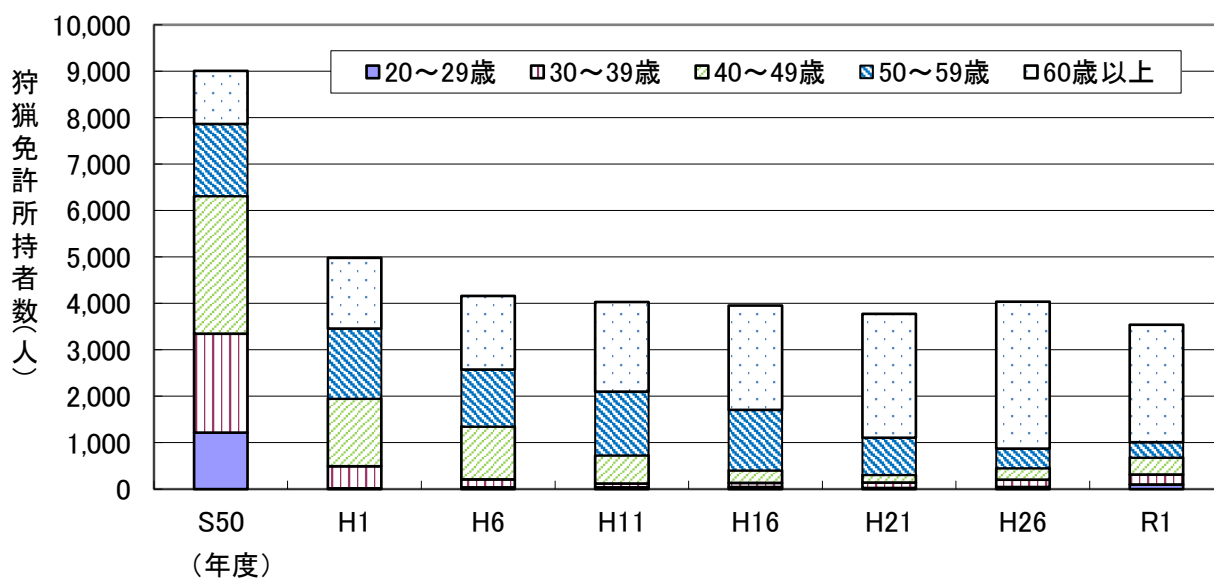
図4 狩猟免許所持者（延人数）の推移



② 狩猟免許所持者の年齢構成

狩猟免許所持者の年齢構成の経年変化を見ると、昭和50(1975)年度から平成元(1989)年度にかけて所持者が半減する中で、特に20代から40代の免許所持者が急激に減少したが、近年わずかであるが増加している。(図5)

図5 狩猟免許所持者（実人数）の年齢構成



(4) 管理の目標

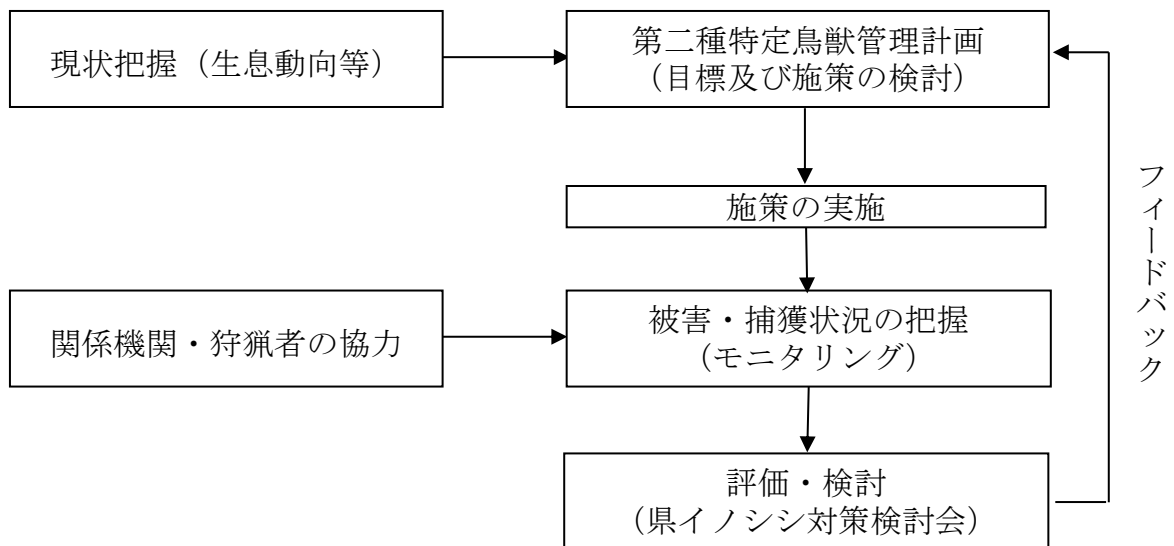
イノシシについては、生息密度や個体数を推定するための手法が確立していないことから、農林業被害額を低減させることを目標とする。

(5) 目標を達成するための基本的な考え方

里山の荒廃や耕作放棄地の増加により、イノシシの生息域は人間活動の場に及んでおり、農林業に多大な被害をもたらしている。

このため、自然条件下において、農林業被害のない安定した状態で個体群の維持を図ることが重要であり、本計画では、県と市町との役割分担の下、捕獲対策に加え、防護・生息環境対策及び担い手対策を総合的に推進する。また、捕獲数や被害額等を的確に把握した上で、計画の進捗状況を評価し、今後の対策を検討する。

【イノシシ管理フロー】



6 鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 個体群管理の考え方

狩猟、有害鳥獣捕獲によるイノシシの捕獲頭数は、近年、2万頭程度の高い水準で推移しており、農林業被害額は減少傾向にある。(図6、表5)。

しかし、繁殖力の高いイノシシは、短期間で個体数が回復すると考えられるため、これまで以上に捕獲数の拡大を図り、捕獲圧を強化することが重要である。

このため、本計画期間中においては、狩猟期間の延長等の規制緩和を継続し、狩猟の強化を図るとともに、市町においては、被害状況に応じた有害鳥獣捕獲を強化する。

図6 イノシシの捕獲頭数と農林業被害額の推移

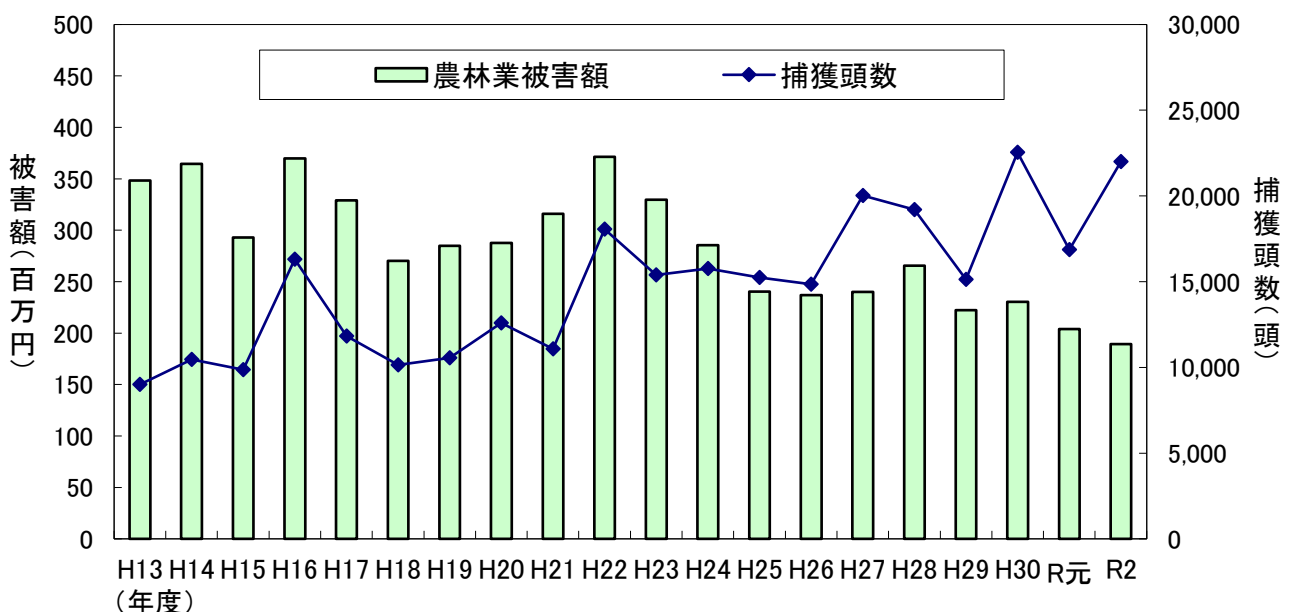


表5 イノシシの捕獲頭数と農林業被害額の推移

(単位：頭、百万円)

年度区分	平成20 (2008)	平成22 (2010)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
捕獲頭数	12,590	18,055	14,852	20,023	19,199	15,131	22,539	16,870	22,004
被害額	288	371	237	240	266	222	230	204	189

※被害額は平成20(2008)年度までは暦年、平成21(2009)年度以降は年度の値

(2) 個体群管理の目標

管理目標を達成するためには、個体数を着実に減少させる必要があることから、捕獲目標頭数を年間22,000頭以上とする。

(3) 個体群管理の方法

① 規制緩和等の継続

(ア) 狩猟期間の延長

法に基づく狩猟期間である11月15日から2月15日までを、11月1日から3月31日までとする。

(イ) くくりわなの輪の直径に関する規制の緩和

法が定める12cm以内から15cm以内に緩和する。

なお、下関市、長門市の全域を平成29(2017)年4月1日から「くくりわな架設制限区域」としていたが、令和4(2022)年3月31日をもって期間満了となるため、両市ではくくりわなの架設が可能となる。

しかし、長年、禁止・制限区域としてきたため、猟犬等の錯誤捕獲などの狩猟事故の発生や、狩猟者間で軋轢が生じることが危惧されることから、適正なわな猟の取り扱いについて徹底を図る。また、くくりわなに係る研修会を下関市、長門市において開催する。

【留意事項】 ツキノワグマ錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの恒常的生息区域でツキノワグマの出没が頻繁に見られる地域では、次の事項の指導を徹底する。

- 1) はこわなは、天井部に脱出口を設けること
- 2) くくりわなは、撤去するか輪の直径を12cm以内とすること

② 有害鳥獣捕獲の推進

鳥獣被害防止特措法を踏まえた、県と市町との役割分担の下、各地域の被害実態に応じた有害鳥獣捕獲を推進する。

③ 捕獲機材の充実及び捕獲技術の向上

設置や移動が比較的容易であるくくりわなやはこわなの設置基数の拡大等による捕獲強化を推進するとともに、わな架設研修の実施など捕獲技術の向上を図る。

④ 狩猟者の確保・育成

狩猟者の確保を図るため、農林業者や農業高校生・大学生等への狩猟免許試験のPR、県下各地での試験の実施、民間事業者に対する鳥獣捕獲等事業への参入の働きかけ等により狩猟者の確保に努める。

また、銃猟免許新規取得者への実地訓練やわな猟免許新規取得者への捕獲技術研修等の実施により、知識や技術の向上等、狩猟者の育成に努める。

⑤ 地域ぐるみの捕獲活動の推進

有害鳥獣捕獲の強化を図るためには、狩猟者だけに頼るのではなく、狩猟者の理解と協力の下に、捕獲従事者を地域全体で確保し、地域が一体となった取組が必要である。

そのため、農林業者の狩猟免許の取得促進や、狩猟者と地域の関係者との連携・協力による、地域ぐるみの捕獲活動を推進する。

⑥ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

既存の市町等が実施する有害鳥獣捕獲に加え、必要に応じて、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。なお、事業実施の目的、実施期間、実施区域、事業の目標等については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画書（イノシシ）に定める。

7 生息地の保護及び整備に関する事項

主要な生息地である人里から離れた奥山においては、人工林の間伐による下層植生の回復や広葉樹の植栽などによる多様な森林づくりにより、生息環境の整備に努める。

また、農作物等への被害が発生する地域等においては、耕作放棄地での山口型放牧の活用や、やまぐち森林づくり県民税を活用した繁茂竹林の伐採等により緩衝帯整備を進め、人の生活空間とイノシシの生息場所を棲み分ける生息地管理に努める。

8 その他管理のために必要な事項

(1) 被害防除対策

捕獲を強化するだけでは、イノシシによる農林業被害を軽減させることはできない。

効果的な捕獲と並行して、耕作地での防護柵の設置や集落での誘因物の除去等、被害防除対策に総合的に取り組むことが重要であることから、県と市町との役割分担の下、以下の対策を進めていく。

- ① 農林業者への被害防除のための普及啓発（研修会の開催等）
- ② 既存の被害防除対策の見直し・改良
- ③ 新たな被害防除技術の開発、実施

(2) 調査研究

生態学的な知見が少ないイノシシの適正な管理を推進するため、市町や関係団体等とも連携し、生息状況、捕獲頭数、被害発生量等についてのデータの蓄積に努める。

また、施策の点検・評価のため、以下の調査を実施する。

- ① 被害防除対策の実施状況と効果の検証
- ② 農林業被害等に関する地域別の実態把握

(3) 計画の推進体制

① 合意形成

本計画に基づく各種施策の推進に当たっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠であることから、行政、関係団体及び関係者が互いに連携を密にして合意形成を図る。

② 市町や関係機関との連携

鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣被害防止特措法に基づき作成した「鳥獣被害防止計画」に沿って施策を実施する市町や、「山口県鳥獣被害防止対策協議会」等の関係機関との連携強化を図る。

(4) 計画の進行管理

計画的な管理を行うため、被害・捕獲状況を基にした本計画の進行管理を行うとともに、学識経験者、農林業団体、狩猟団体、関係行政機関等で構成する「山口県イノシシ対策検討会」において、本計画の進捗状況を評価し、必要に応じて「山口県自然環境保全審議会鳥獣保護部会」において、管理目標及び方策の見直しを検討する。

《用語解説》

◆第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第七条の二に基づき、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣に対して鳥獣の管理を図るために、都道府県知事が任意で定めることができる計画。

◆はこわな

箱の中に獣が入り込んで餌をくわえて引くなどすることで仕掛けが作動すると、出入り口が閉まることにより、獣を閉じ込めて捕獲するわなのこと。

◆緩衝帯

耕作放棄地や、手入れがされていない里山などにある草木や小径木、不要木の間伐、放任果樹の伐採を行い、見通しを良くした区域のこと。緩衝帯を作ることによって野生鳥獣の潜み場をなくし、農地への出没や侵入を抑止でき、農作物被害の軽減が期待できる。

◆山口森林づくり県民税

手入れが行き届かず荒廃が深刻化する森林を、健全な姿で次の世代へ引き継ぐため、森林の整備を目的とした県民税。平成 17(2005)年度から導入。

◆山口型放牧

転作田や耕作放棄地などに電気牧柵等を設置して牛を放牧する方法。放牧により耕作放棄地がきれいになることで、獣害が減少する。平成元(1989)年から開始。

◆第一種（銃猟免許）

銃猟免許の種類。装薬銃(ライフル銃及び散弾銃)、圧縮ガス銃及び空気銃が使用できる。

◆第二種（銃猟免許）

銃猟免許の種類。圧縮ガス銃及び空気銃が使用できる。

◆くくりわな

けもの道などに設置しておいた針金やワイヤーロープなどで作った輪によって、獣の足をくくり捕らえるわなのこと。

◆錯誤捕獲

イノシシ、ニホンジカ等のある鳥獣の捕獲を目的に設置したわなによって目的外の鳥獣(例：ツキノワグマなど)が捕獲されること。

資料1

山口県におけるイノシシの捕獲頭数

年度	捕獲頭数			年度	捕獲頭数		
	狩猟	有害捕獲	計		狩猟	有害捕獲	計
33	1,385	682	2,067	2	3,347	2,768	6,115
34	1,663	262	1,925	3	1,170	4,370	5,540
35	1,780	481	2,261	4	1,055	4,037	5,092
36	2,009	213	2,222	5	2,419	4,237	6,656
37	2,708	280	2,988	6	1,005	4,021	5,026
38	1,657	264	1,921	7	4,009	2,100	6,109
39	1,199	377	1,576	8	4,610	2,973	7,583
40	1,954	475	2,429	9	3,389	2,280	5,669
41	1,763	785	2,548	10	4,482	2,600	7,082
42	1,984	677	2,661	11	5,631	3,877	9,508
43	1,892	716	2,608	12	4,413	3,823	8,236
44	1,604	603	2,207	13	4,415	4,588	9,003
45	2,206	644	2,850	14	5,206	5,259	10,465
46	1,865	571	2,436	15	4,451	5,417	9,868
47	2,434	1,121	3,555	16	8,671	7,638	16,309
48	2,945	918	3,863	17	5,910	5,918	11,828
49	2,956	1,579	4,535	18	5,017	5,133	10,150
50	3,762	1,261	5,023	19	5,421	5,133	10,554
51	3,894	2,293	6,187	20	6,242	6,348	12,590
52	3,191	2,053	5,244	21	5,369	5,702	11,071
53	2,310	1,559	3,869	22	9,260	8,795	18,055
54	3,434	1,564	4,998	23	6,672	8,718	15,390
55	3,736	2,433	6,169	24	6,053	9,719	15,772
56	3,213	1,621	4,834	25	5,789	9,462	15,251
57	2,592	1,225	3,817	26	5,048	9,804	14,852
58	3,458	1,679	5,137	27	8,007	12,016	20,023
59	2,713	1,181	3,894	28	6,884	12,315	19,199
60	2,986	1,204	4,190	29	4,642	10,489	15,131
61	2,658	1,255	3,913	30	7,763	14,776	22,539
62	2,139	1,224	3,363	元	5,075	11,795	16,870
63	2,556	2,091	4,647	2	5,976	16,028	22,004
元	2,733	1,642	4,375				

* (出典) 県自然保護課資料

資料2-1

山口県におけるイノシシによる農林業被害額(H13～H22)

(単位: 千円)

農林事務所	品目	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
岩国	水稲	23,492	15,230	8,576	12,365	8,406	9,011	8,875	10,665	11,452	15,252
	野菜類	8,276	6,616	7,460	2,070	617	686	1,292	1,306	1,238	3,380
	麦・雑穀	0	0	0	4,037	2,354	2,836	3,007	3,312	3,771	6,893
岩国市	果樹	1,314	180	420	315	366	823	979	681	640	2,857
和木町	特産物	4,109	7,216	188	271	178	183	231	247	144	165
	雑草	0	0	0	0	0	0	0	44	0	0
	造林木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1,500	1,580	0	600	600	0	0	0	0	0
岩国 計		38,691	30,822	16,644	19,658	12,521	13,539	14,384	16,255	17,245	28,547
柳井	水稲	2,916	4,853	4,001	7,231	4,423	3,776	2,272	4,150	3,791	17,954
	野菜類	36	76	500	140	140	177	0	437	522	1,051
	麦・雑穀	0	0	0	1,060	1,734	1,640	1,661	1,722	1,583	4,988
柳井市	果樹	0	614	102	1,030	392	620	831	2,033	620	16,096
周防大島町	特産物	0	0	21	100	140	176	132	100	112	204
上関町	雑草	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田布施町	造林木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平生町	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柳井 計		2,952	5,543	4,624	9,561	6,829	6,389	4,896	8,442	6,628	40,293
周南	水稲	10,954	12,738	9,892	20,970	17,439	22,204	19,344	19,519	21,057	19,837
	野菜類	5,957	7,111	12,781	11,607	9,980	10,598	8,300	7,910	8,379	9,222
	麦・雑穀	135	372	1,131	3,861	5,014	4,378	3,431	2,976	3,451	5,790
下松市	果樹	316	743	399	1,817	1,808	2,164	804	588	522	867
光市	特産物	18	372	1,264	1,006	162	560	1,024	350	326	332
周南市	雑草	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	造林木	0	2,630	1,052	686	42	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
周南 計		17,380	23,966	26,519	39,947	34,445	39,904	32,903	31,343	33,735	36,038
山口	水稲	15,600	29,656	31,552	41,593	37,584	41,052	79,911	65,094	90,526	106,646
	野菜類	5,247	10,528	12,946	7,762	1,814	5,948	9,500	6,081	8,050	6,768
	麦・雑穀	150	1,280	530	8,518	5,294	1,354	3,356	8,229	11,983	12,221
山口市	果樹	481	1,700	4,377	8,878	11,248	15,769	8,802	7,659	14,726	5,855
防府市	特産物	0	950	340	2,952	1,948	1,676	805	1,481	2,034	1,727
	雑草	0	0	0	27	0	0	315	5,838	5,838	5,060
	造林木	4,425	4,873	526	3,255	505	0	1,032	58	58	58
	その他	396	462	579	207	1,854	471	1,492	406	304	100
山口 計		26,299	49,449	50,850	73,192	60,247	66,270	105,213	94,846	133,519	138,435
美祿	水稲	37,867	41,188	30,827	30,952	21,088	18,884	16,870	14,998	12,192	21,750
	野菜類	8,573	10,445	5,518	2,896	1,972	1,995	1,448	2,785	2,877	2,200
	麦・雑穀	1,892	2,533	608	4,264	1,888	2,214	2,287	2,869	2,547	3,704
宇部市	果樹	12,609	12,191	1,821	1,777	1,349	1,109	855	601	610	2,045
美祿市	特産物	3,156	3,316	2,924	2,917	1,110	889	864	736	512	1,223
山陽小野田市	雑草	0	0	0	89	72	0	25	0	0	400
	造林木	460	460	460	460	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	252	246	0	210	210	174	531	177
美祿 計		64,557	70,133	42,410	43,601	27,479	25,301	22,559	22,163	19,269	31,499
下関	水稲	56,199	24,288	21,376	37,011	31,162	26,681	31,651	37,802	42,533	31,643
	野菜類	19,668	16,662	17,831	17,122	11,320	11,843	11,500	8,645	8,859	6,304
	麦・雑穀	474	317	560	6,502	1,144	3,888	2,106	2,606	3,855	2,686
下関市	果樹	19,138	11,351	12,328	17,299	32,286	2,984	7,365	8,218	3,538	3,498
	特産物	2,477	1,975	2,273	4,181	7,210	2,944	4,144	2,824	5,168	4,651
	雑草	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	造林木	920	920	92	295	1,327	301	0	1,420	0	0
	その他	2,836	2,023	2,055	1,531	1,501	2,076	1,982	1,172	1,403	1,116
下関 計		101,712	57,536	56,515	83,941	85,950	50,717	58,748	62,687	65,356	49,898
長門	水稲	26,140	41,136	34,122	28,476	29,835	21,824	11,769	17,385	8,049	10,956
	野菜類	3,299	10,138	6,140	3,541	2,874	1,111	819	2,280	652	1,055
	麦・雑穀	1,001	1,765	233	5,756	3,931	1,418	1,151	64	274	1,481
長門市	果樹	2,141	2,453	1,444	1,901	2,317	1,591	195	930	2,236	481
	特産物	358	217	1,177	641	635	1,954	270	200	450	336
	雑草	0	0	0	258	27	121	0	0	0	0
	造林木	1,664	0	2,760	0	0	55	909	2,200	0	0
	その他	6,413	948	515	6,471	6,865	1,929	2,345	1,491	2,288	1,025
長門 計		41,016	56,657	46,391	47,044	46,484	30,003	17,458	24,550	13,949	15,334
萩	水稲	31,398	36,604	27,610	29,141	24,879	25,047	11,888	12,490	10,830	14,170
	野菜類	10,579	12,311	7,478	8,755	21,470	6,850	7,905	7,387	8,308	7,881
	麦・雑穀	378	521	2,070	3,965	769	546	1,610	2,335	2,943	4,103
萩市	果樹	3,794	11,789	1,158	885	975	4,000	1,345	1,521	1,616	2,478
阿武町	特産物	4,002	6,473	7,005	6,953	5,237	1,084	4,533	2,840	1,547	1,892
	雑草	115	114	43	53	27	0	21	15	15	0
	造林木	3,270	2,206	594	590	690	0	0	0	0	0
	その他	2,286	433	2,940	2,441	1,085	714	1,260	928	915	709
萩 計		55,822	70,451	48,898	52,783	55,132	38,241	28,562	27,516	26,174	31,233
計	水稲	204,566	205,693	167,956	207,739	174,816	168,479	182,580	182,103	200,430	238,208
	野菜類	61,635	73,887	70,654	53,893	50,187	39,208	40,764	36,831	38,885	37,861
	麦・雑穀	4,030	6,788	5,132	37,963	22,128	18,274	18,609	24,113	30,407	41,856
	果樹	39,793	41,021	22,049	33,902	50,741	29,060	21,176	22,231	24,508	34,177
	特産物	14,120	20,519	15,192	19,021	16,620	9,466	12,003	8,778	10,293	10,530
	雑草	115	114	43	427	126	121	361	5,897	5,853	5,460
	造林木	10,739	11,089	5,484	5,286	2,564	356	1,941	3,678	58	58
	その他	13,431	5,446	6,341	11,496	11,905	5,400	7,289	4,171	5,441	3,127
合計		348,429	364,557	292,851	369,727	329,087	270,364	284,723	287,802	315,875	371,277

*平成14年までの被害額 自然保護課資料
*平成15年以降の被害額 農林水産政策課資料
*H20までは暦年、H21からは年度の値

資料2-2

山口県におけるイノシシによる農林業被害額(H23~R2)

(単位: 千円)

農林事務所	品目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
岩国	水稲	12,019	12,571	10,964	11,279	10,951	12,267	10,369	11,609	10,137	8,330
	野菜類	6,432	5,402	4,029	3,989	4,229	5,291	2,516	2,492	2,216	1,385
	麦・雑穀	10,147	8,649	5,952	5,974	5,339	5,567	5,134	3,844	3,703	3,100
	果樹	4,652	3,016	2,588	2,658	3,533	1,390	1,320	1,118	788	164
	特産物	173	138	0	57	23	23	21	21	21	8
	雑草	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	造林木 その他	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
岩国 計		33,423	29,776	23,533	23,957	24,075	24,538	19,360	19,084	16,865	12,987
柳井	水稲	20,323	18,676	16,266	19,171	18,810	20,247	19,085	18,812	16,141	14,508
	野菜類	576	342	338	359	411	1,383	141	100	131	111
	麦・雑穀	3,866	2,509	2,580	2,441	2,322	1,150	923	1,180	1,028	974
	果樹	9,353	6,638	5,089	11,510	8,569	22,310	7,633	19,939	13,154	8,466
	特産物	217	296	341	268	518	96	972	61	65	66
	雑草	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	造林木 その他	595 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
柳井 計		34,930	28,461	24,614	33,749	30,630	45,186	28,754	40,092	30,519	24,125
周南	水稲	23,003	21,246	20,378	20,471	19,140	17,970	18,757	20,622	18,625	16,943
	野菜類	8,131	7,423	6,248	5,144	5,027	4,759	3,961	3,744	4,012	3,790
	麦・雑穀	4,604	4,372	4,946	4,385	4,589	4,263	4,315	4,168	4,177	4,735
	果樹	847	926	779	609	1,347	643	428	477	416	473
	特産物	333	319	319	235	236	230	216	221	221	213
	雑草	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	造林木 その他	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
周南 計		36,918	34,286	32,670	30,844	30,339	27,865	27,677	29,232	27,451	26,154
山口	水稲	36,491	18,322	12,980	17,510	11,233	9,462	12,225	10,785	10,878	6,323
	野菜類	4,140	2,285	3,683	2,369	10,690	12,156	700	900	132	3,500
	麦・雑穀	7,238	4,346	3,180	2,998	5,282	3,723	2,596	2,978	2,364	2,059
	果樹	721	0	5,296	1,044	1,126	2,144	1,769	1,940	1,771	2,944
	特産物	154	166	167	160	10	57	360	106	26	179
	雑草	0	5	55	3	0	0	0	0	0	0
	造林木 その他	188 0	94 0	69 0	106 0	106 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
山口 計		48,932	25,218	25,430	24,190	28,447	27,542	17,650	16,709	15,171	15,005
美祿	水稲	27,514	29,036	29,580	28,643	29,184	31,290	33,207	26,753	28,915	18,325
	野菜類	2,177	905	1,162	900	903	694	804	1,328	1,438	1,256
	麦・雑穀	4,293	3,650	3,105	3,681	3,381	3,719	3,881	3,540	3,976	2,655
	果樹	671	227	90	134	120	995	1,465	1,993	2,490	1,691
	特産物	691	721	749	763	3,091	2,039	1,757	2,258	2,136	1,846
	雑草	1,000	0	501	505	493	530	540	540	488	507
	造林木 その他	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
美祿 計		36,346	34,539	35,187	34,626	37,172	39,267	41,654	36,412	39,443	26,280
下関	水稲	42,468	37,868	28,639	25,240	23,883	29,867	18,451	23,085	21,596	27,285
	野菜類	4,170	10,360	5,276	2,870	3,813	2,568	3,705	3,707	2,953	2,449
	麦・雑穀	3,154	4,645	1,694	971	2,766	5,161	5,832	4,766	8,036	9,329
	果樹	3,837	13,728	6,370	9,030	5,431	2,447	5,328	5,905	2,555	3,026
	特産物	6,682	8,463	4,856	1,606	1,488	2,172	0	596	1,996	295
	雑草	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	造林木 その他	0 1,332	0 23	0 0	0 0	0 182	0 200	0 0	0 0	0 0	0 0
下関 計		61,643	75,087	46,835	39,717	37,563	42,415	33,316	38,059	37,136	42,384
長門	水稲	29,679	22,327	19,140	18,552	20,064	22,260	19,807	16,544	9,532	6,397
	野菜類	698	2,086	1,600	1,185	1,572	3,347	3,105	1,749	1,922	1,899
	麦・雑穀	2,937	1,051	942	740	3,514	1,700	559	1,464	255	489
	果樹	933	754	728	287	580	1,365	1,023	1,261	664	6
	特産物	0	0	0	0	0	167	0	0	0	2,310
	雑草	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	造林木 その他	0 6,850	0 2,300	0 1,597	0 0	0 780	0 1,507	0 1,253	0 1,924	0 84	0 960
長門 計		41,097	28,518	24,007	22,064	26,510	30,346	26,404	22,942	12,457	12,061
萩	水稲	18,645	16,531	20,754	22,564	18,112	20,077	19,014	21,672	20,036	17,201
	野菜類	8,218	5,237	2,230	1,138	1,593	1,910	1,910	1,666	642	1,416
	麦・雑穀	4,692	3,652	746	918	1,598	2,113	1,923	1,801	1,598	1,368
	果樹	3,203	1,979	2,561	2,484	3,060	2,984	2,778	1,650	1,756	7,598
	特産物	1,310	1,397	1,550	209	194	208	96	193	173	12
	雑草	0	0	35	0	94	90	20	11	14	0
	造林木 その他	0 162	0 891	0 322	0 662	0 572	0 459	0 403	0 10	0 560	0 2,649
萩 計		36,230	29,687	28,198	27,792	25,223	28,341	27,340	27,900	24,779	30,244
計	水稲	210,142	176,577	158,701	163,430	151,377	163,440	150,915	149,882	135,860	115,312
	野菜類	34,542	34,040	24,566	17,954	28,238	32,108	16,842	15,686	13,446	15,806
	麦・雑穀	40,931	32,874	23,145	22,108	28,791	27,396	25,163	23,741	25,137	24,709
	果樹	24,217	27,268	23,501	27,756	23,766	34,278	21,744	34,283	23,594	24,368
	特産物	9,560	11,500	7,982	3,298	5,560	4,992	3,422	3,456	4,638	4,929
	雑草	1,000	5	591	510	587	620	560	551	502	507
	造林木 その他	783 8,344	94 3,214	69 1,919	742 479	0 479	500 1,534	1,853 2,166	897 1,656	897 1,934	0 644
合計		329,519	285,572	240,474	236,939	239,959	265,500	222,155	230,430	203,821	189,240

*平成14年までの被害額: 自然保護課資料
 *平成15年以降の被害額: 農林水産政策課資料
 *H20までは暦年、H21からは年度の値

狩猟者登録状況

年度	狩猟者登録数				年度	狩猟者登録数			
	網・わな	第一種	第二種	計		網・わな	第一種	第二種	計
33	69	5,033	152	5,254	2	424	3,853	129	4,406
34	104	4,886	90	5,080	3	457	3,741	141	4,339
35	111	4,945	123	5,179	4	472	3,623	151	4,246
36	91	4,943	160	5,194	5	519	3,447	155	4,121
37	-	-	-	-	6	543	3,342	189	4,074
38	114	5,724	221	6,059	7	525	3,174	183	3,882
39	121	5,887	210	6,218	8	592	3,051	172	3,815
40	119	6,322	252	6,693	9	596	2,975	185	3,756
41	210	6,964	238	7,412	10	616	2,848	159	3,623
42	251	7,375	267	7,893	11	659	2,693	148	3,500
43	210	8,092	282	8,584	12	749	2,612	168	3,529
44	217	8,530	287	9,034	13	809	2,501	176	3,486
45	237	8,846	250	9,333	14	937	2,380	182	3,499
46	185	8,090	195	8,470	15	1,127	2,296	189	3,612
47	213	7,733	186	8,132	16	1,144	2,207	52	3,403
48	248	7,940	152	8,340	17	1,235	2,131	50	3,416
49	301	8,414	188	8,903	18	1,237	2,038	39	3,314
50	342	8,466	201	9,009	19	1,260	1,913	47	3,220
51	427	8,732	188	9,347	20	1,338	1,791	40	3,169
52	453	7,979	129	8,561	21	1,420	1,711	42	3,173
53	507	8,420	173	9,100	22	1,445	1,562	32	3,039
54	459	7,543	278	8,280	23	1,806	1,463	35	3,304
55	459	7,058	232	7,749	24	1,843	1,360	38	3,241
56	446	6,596	226	7,268	25	1,845	1,294	41	3,180
57	429	5,995	207	6,631	26	1,910	1,254	38	3,202
58	408	5,603	166	6,177	27	1,965	1,240	42	3,247
59	418	5,293	164	5,875	28	2,100	1,232	41	3,373
60	418	4,974	167	5,559	29	2,153	1,206	46	3,405
61	403	4,634	154	5,191	30	2,119	1,158	42	3,319
62	387	4,421	147	4,955	元	2,197	1,097	49	3,343
63	397	4,246	132	4,775	2	2,221	1,073	50	3,344
元	414	3,972	120	4,506					

* (出典) 県自然保護課資料

* 昭和37年度はデータなし

第5期

第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画

令和4(2022)年3月

山 口 県

目 次

	頁
1 背景及び目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
2 管理すべき鳥獣の種類（特定鳥獣）	2
3 計画の期間	2
4 管理を行う区域	2
5 管理の目標等	2
(1) 現状	2
(2) 被害状況及び被害防除対策	1 1
(3) 狩猟者の状況	1 2
(4) 管理の目標	1 4
(5) 目標を達成するための基本的な考え方	1 4
6 鳥獣の数の調整に関する事項	1 5
(1) 個体群管理の考え方	1 5
(2) 個体群管理の目標	1 5
(3) 個体群管理の方法	1 6
7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	1 7
(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的	1 7
(2) 実施期間	1 7
(3) 実施区域	1 7
(4) 事業の目標	1 7
(5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価	1 7
(6) 事業の実施者	1 7
8 生息地の保護及び整備に関する事項	1 8
9 その他管理のために必要な事項	1 8
(1) 被害防除対策	1 8
(2) 調査研究	1 8
(3) 計画の推進体制	1 8
(4) 計画の進行管理	1 8
用語解説	1 9
◇参考資料◇	
資料1 山口県におけるシカの捕獲頭数及び農林業被害額	2 1
資料2 狩猟者登録状況	2 2

1 背景及び目的

(1) 背景

本県に生息するニホンジカ（以下「シカ」という。）は、DNA解析の結果、南日本型に分類される数少ないホンシュウジカ個体群であり、生物地理学的にも生態学的にも貴重な存在と言われている。

しかし、戦後の乱獲等の影響により、昭和30(1955)年代前半には県北西部に50頭程度まで減少し、絶滅のおそれが生じたため、県は昭和37(1962)年以降、「オスジカ捕獲禁止区域」（平成11(1999)年解除）や「わな架設禁止区域」を指定して、個体群の維持・回復に努めてきたところである。

こうした取組により個体数は回復したものの、その後、生息頭数の増加や生息域の拡大が顕著となり、人の生活空間への出没等による農林業被害の増加など、深刻な影響を及ぼしている。

このため、県では、平成9(1997)年3月に「シカ対策検討報告書」を取りまとめるとともに、平成11(1999)年6月には同報告書に基づき、「山口県ニホンジカ保護管理計画」を策定し、その後「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、平成14(2002)年10月に第1期、平成19(2007)年3月に第2期、平成24(2012)年3月に第3期の「特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画」を策定し、その範囲を県北西部から県全域に拡大しながら、狩猟に係る規制の緩和や狩猟期間の延長等による狩猟の推進のほか、有害鳥獣としての捕獲や電気柵設置等による防護の強化、生息環境の整備等を総合的に実施してきた。さらに、平成20(2008)年に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）を踏まえ、市町との連携を一層密にして被害防除に取り組んできたところである。

こうした中、平成26(2014)年5月、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布され、法律の名称が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）に改められるとともに、鳥獣の保護管理に係る施策体系が整理され、「特定鳥獣保護管理計画」は、特に保護すべき鳥獣に関する「第一種特定鳥獣保護計画」と特に管理すべき鳥獣に関する「第二種特定鳥獣管理計画」に区分された。これに伴い、平成27(2015)年3月に名称を第3期第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に変更し、新たな管理目標の設定や、年間捕獲目標数の拡大を行った。その後、平成29(2017)年3月に第4期第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を策定し、引き続き取組を行った結果、シカによる農林業被害は、平成26(2014)年度をピークに減少傾向にあるが、依然として高い水準で発生している。

(2) 目的

生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林業の健全な発展を図る観点から、シカ個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に減少させ、かつその生息地を適正な範囲に縮小させることを目的として、「第13次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、「第5期第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画」を策定し、計画に基づく捕獲を進める。なお、将来的には絶滅を回避できる生息個体数（500頭程度）を目指す。

《参考》

平成4(1992)年度に環境庁(当時)が策定した「特定地域野生鳥獣保護管理マニュアル策定調査報告書(ニホンジカの保護管理マニュアル)」において、当面絶滅のおそれ少なく、防除のための管理も可能な個体群は、生息頭数500頭程度以上とされている。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

3 計画の期間

本計画の期間は、「第13次鳥獣保護管理事業計画」(計画期間:令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで)との整合性を図り、同計画の期間と同じ令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの5年間とする。

4 管理を行う区域

山口県全域とする。

5 管理の目標等

(1) 現状

① 生息環境

本県は本州の最西端に位置し、森林植生は東部の標高が高い地域を中心に、一部の温帯林を除き、ほとんどが暖帯林に属している。その中でシカは北西部の下関市、長門市、美祢市を中心とした地域に生息している。

3市の林野面積は、その総土地面積の約70%に当たる約10万9千haであり、その大部分の約10万7千haが民有林である(表1、表2)。このうち人工林面積は、約4万7千haであり、スギ、ヒノキが約9割を占めている(表2)。

餌資源については、東北地方の森林のようにササ類が森林の下層一面に繁茂し、貴重な餌資源となっている場所はほとんどなく、上層木の種類により様々な下層植物が繁殖しており、広葉草本(ヨモギ、スイバ等)や単子葉草本(カヤツリグサ、ネササ等)等様々なものを採食している。

また、シカの生息にとって重要な要素の1つである積雪については、近年の暖冬により減少しており、1週間以上森林に雪が残るのはまれである。

県内の耕作地面積は昭和60(1985)年以降、減少傾向が顕著になっており、令和2(2020)年には約2万5千haと、昭和60(1985)年と比較すると約5割以下にまで減少しており、減少面積の多くが耕作放棄されているものと推測される。(表3)

表1 生息地域の土地利用状況及び林野率

市町名	総土地面積 (ha)	林野			その他				林野率 (%)
		総数 (ha)	森林 (ha)	原採 野草 地 (ha)	耕地			その他 (ha)	
					総数 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)		
下関市	71,610	47,172	47,069	103	7,510	6,390	1,120	16,928	66
長門市	35,731	26,868	26,825	42	3,282	3,060	222	5,581	75
美祢市	47,264	34,604	34,481	123	3,735	3,200	535	8,925	73
合計	154,605	108,644	108,375	268	14,527	12,650	1,877	31,434	70

(資料：令和元年度山口県森林・林業統計要覧)

表2 市町別樹種別民有林面積

市町名	総数	人工林					天然林			タケ (ha)	無立木地 (ha)	人工林率 (%)
		総数 (ha)	スギ (ha)	ヒノキ (ha)	マツ類 (ha)	広葉樹 (ha)	総数 (ha)	針葉樹 (ha)	広葉樹 (ha)			
下関市	46,529	17,013	5,807	9,226	1,623	357	26,589	554	26,036	2,316	611	37
長門市	26,681	12,663	4,567	5,668	2,120	308	12,737	396	12,341	1,041	240	47
美祢市	34,144	17,025	7,586	8,217	907	316	15,876	1,220	14,655	911	332	50
合計	107,354	46,701	17,960	23,111	4,650	981	55,202	2,170	53,032	4,268	1,183	44

(資料：令和元年度山口県森林・林業統計要覧)

表3 耕作地面積の推移

(単位：ha)

区分 \ 年		昭和60 (1985)	平成7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)
耕作地	田	45,074	38,424	35,103	29,713	28,270	25,953	22,308
	畑	4,692	3,731	3,220	2,525	2,377	1,929	1,948
	樹園地	4,985	3,553	2,893	2,283	1,915	1,460	1,074
	計	54,751	45,708	41,216	34,522	32,563	29,342	25,330

(資料：農林業センサス)

② 生息状況及び捕獲状況

(ア) 生息状況

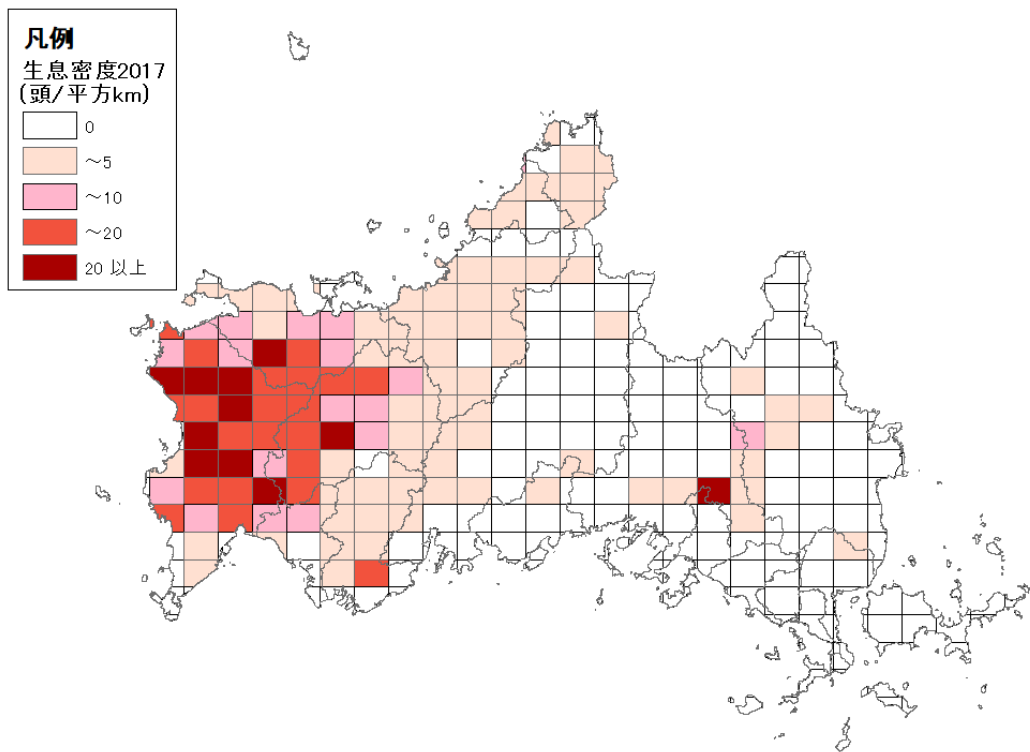
本県では、平成25(2013)年度から出猟カレンダー調査(※1)を行っており、出猟者から得られた目撃情報と捕獲実績等を活用し、シカの分布を推計している(図1)。

主な生息域は、県北西部一帯の3市(下関市、長門市、美祢市)にまたがっているが、その周辺の市町のほか県内各地で生息が確認され、近年、拡大する傾向にある。

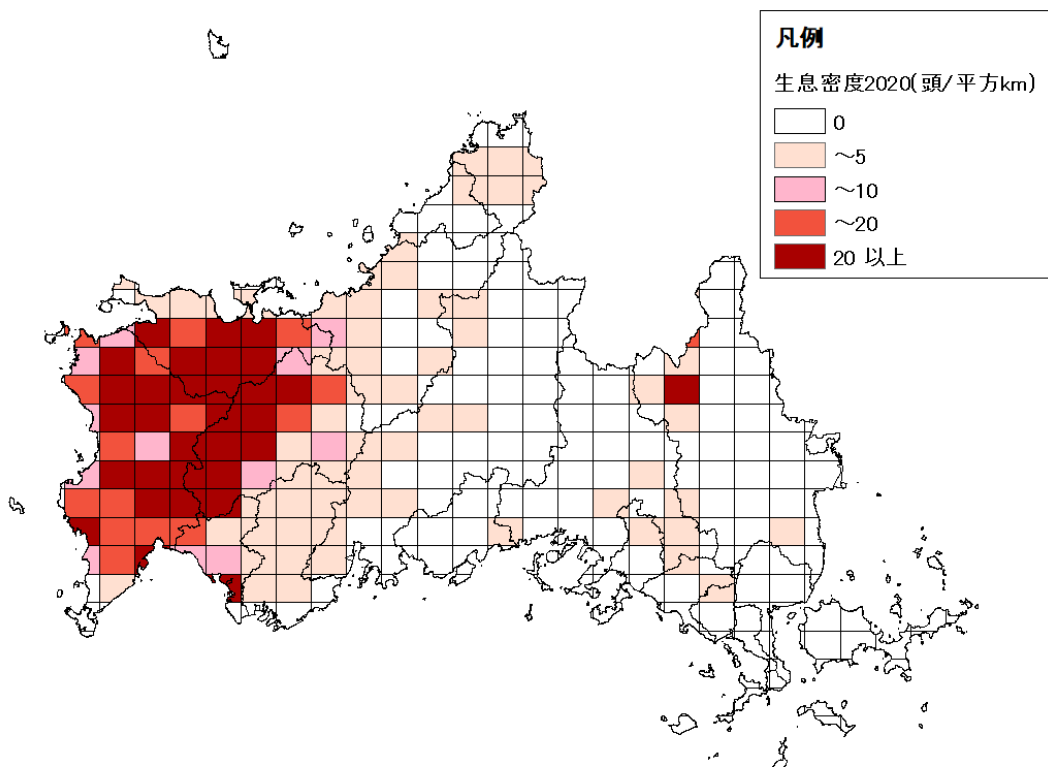
※1 出猟カレンダー調査:出猟者から狩猟期間における出猟状況やシカの目撃情報等を収集

図1 メッシュ毎の生息密度（推定）

平成 29(2017)年度



令和 2 (2020)年度



(イ) 糞塊密度

本県では、平成30(2018)年度から県内30カ所において糞塊密度調査（※1）を実施している。

この調査結果によると、中部地域と東部地域では横ばいであるが、全県と西部地域では、令和元(2019)年度に低下したものの、令和2(2020)年度には平成30(2018)年度を上回る密度となった（図2）。

※1 糞塊密度調査：一定区域内のシカの糞塊数を調査

図2 糞塊密度調査結果の推移（※1）

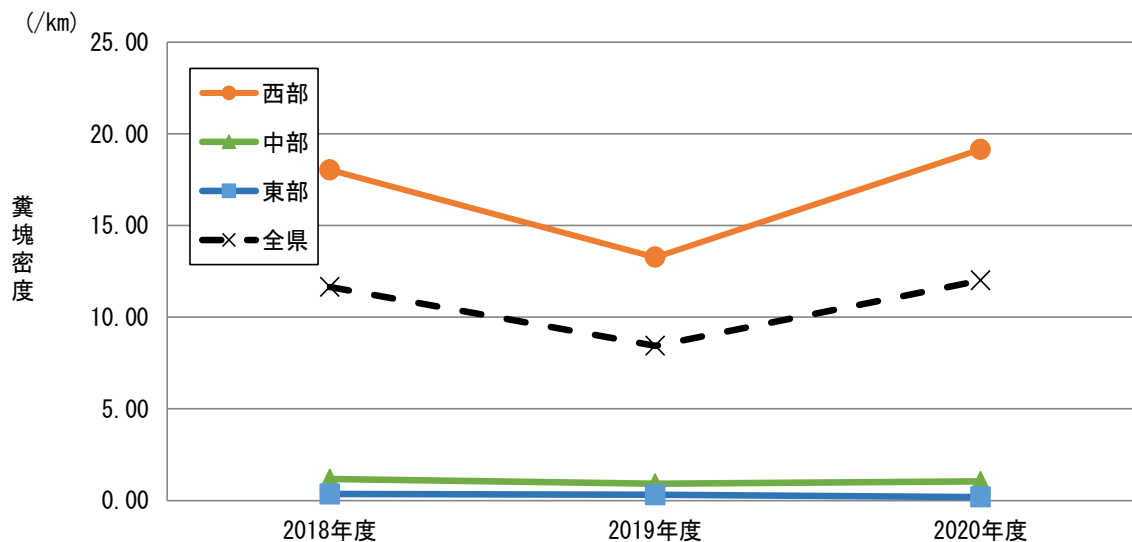
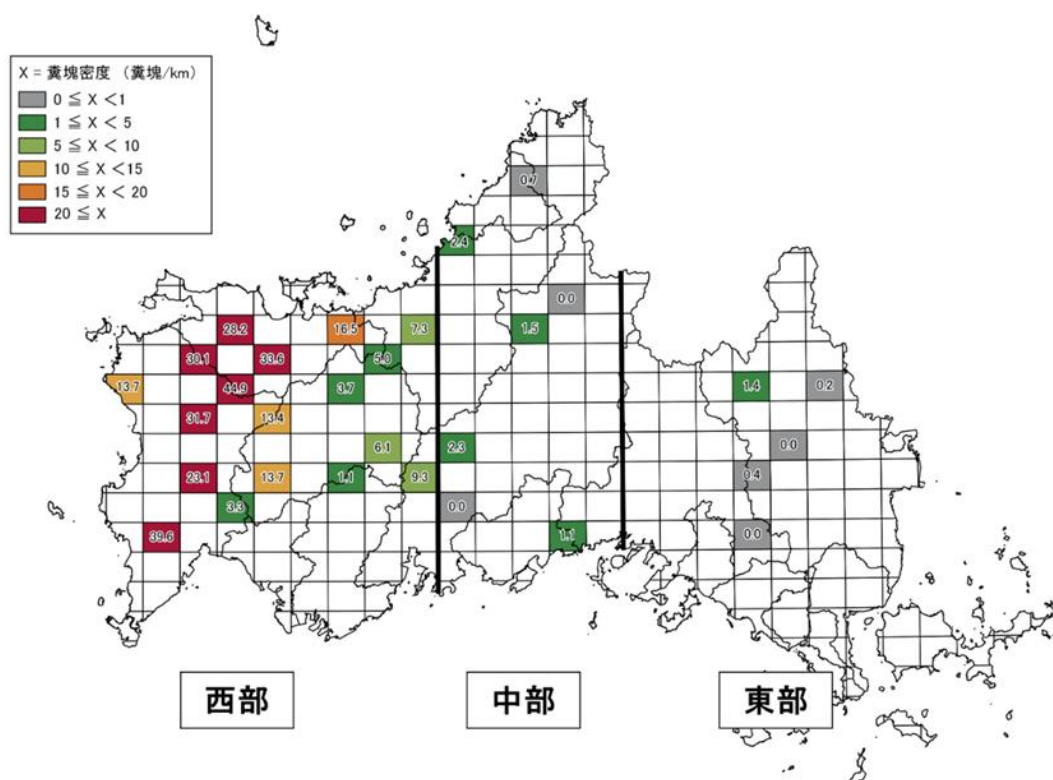
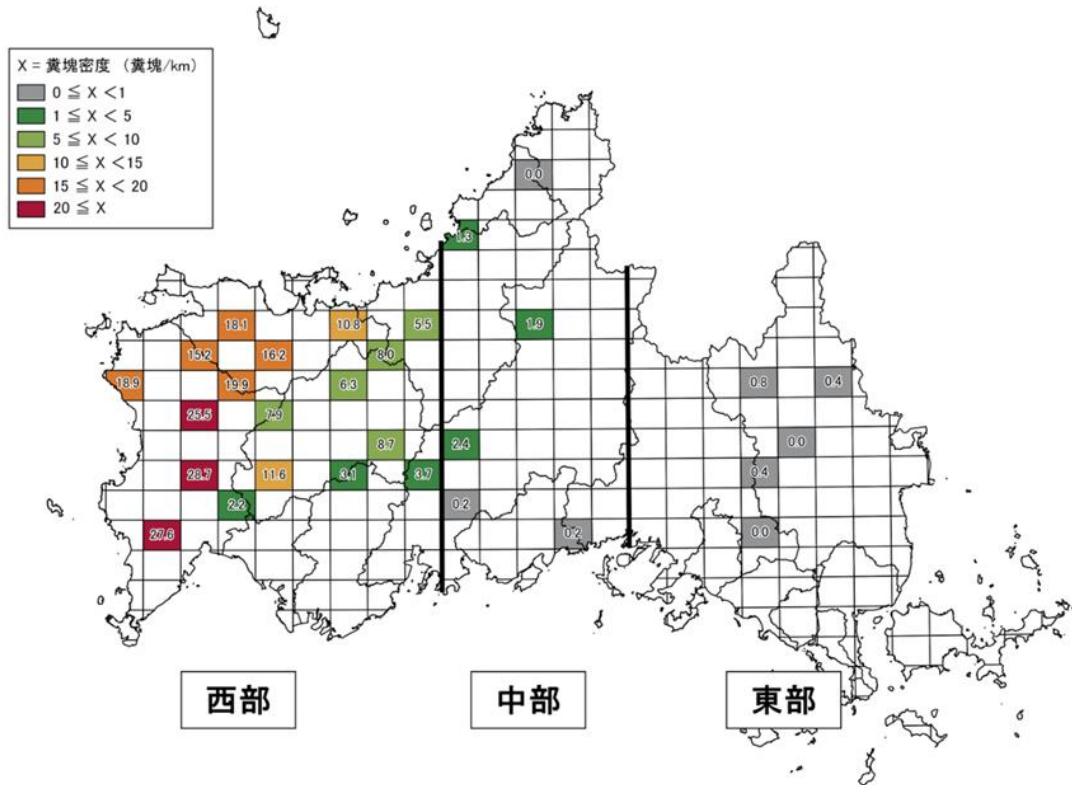


図3 糞塊密度の分布

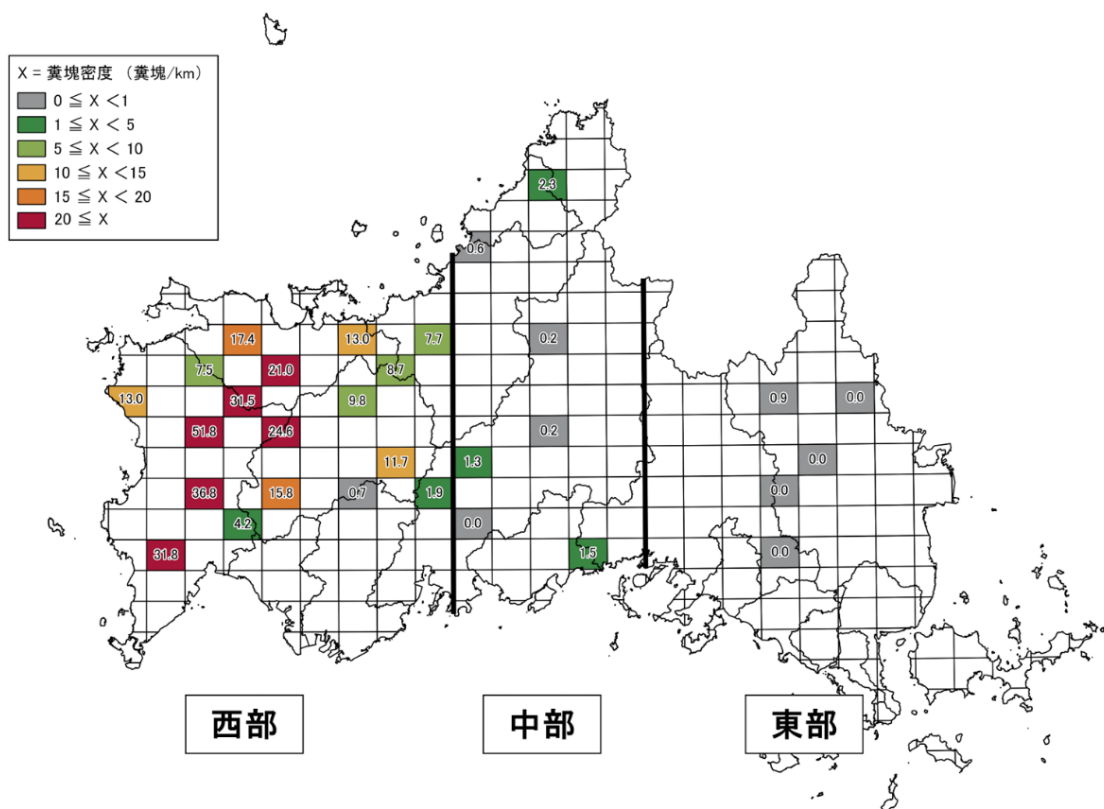
平成 30(2018)年度



令和元(2019)年度



令和2(2020)年度



(ウ) 捕獲状況

狩猟と有害鳥獣捕獲により捕獲数は年々増加し、平成27(2015)年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することで、令和2(2020)年度には過去最高の8,255頭が捕獲された。

狩猟については、捕獲実績がほとんどない期間が長く続いたが、狩猟期間の延長や1日当たりの捕獲頭数制限の解除等の規制緩和により、捕獲頭数が増加傾向となっている。なお、平成27(2015)年度以降は、狩猟期間に指定管理鳥獣捕獲等事業を実施したため、狩猟による捕獲実績が減少したが、令和元(2019)年度以降は1,000頭を超えている(図4、表4、資料1)。

図4 シカ捕獲頭数の推移

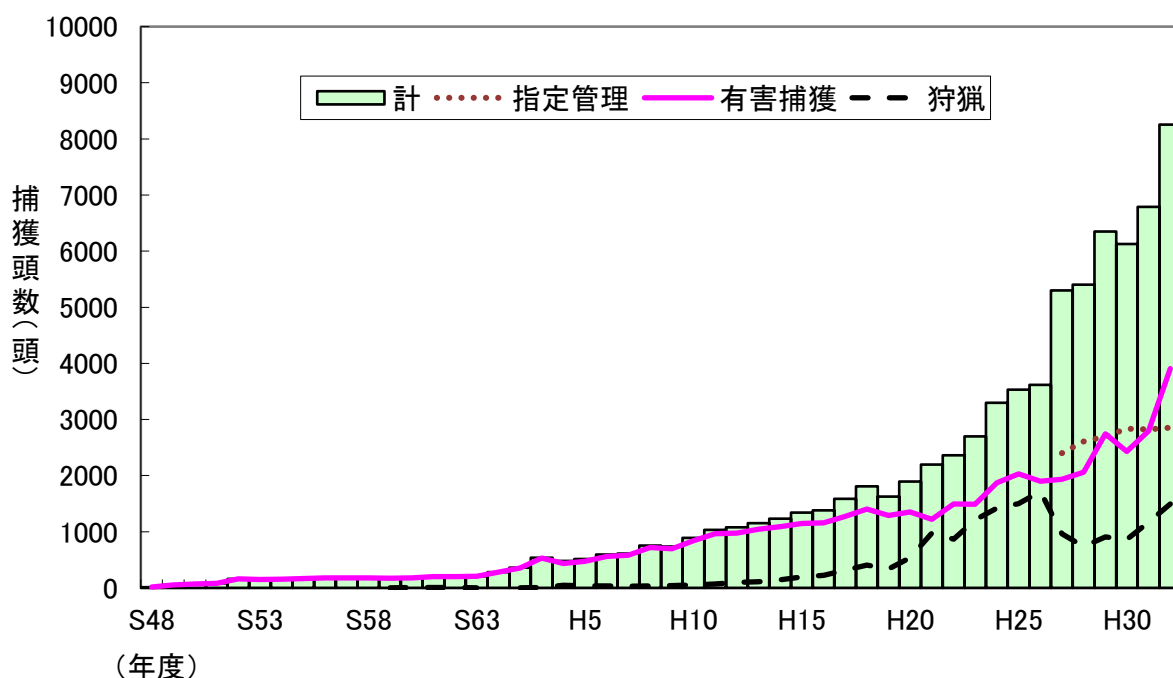


表4 近年のシカ捕獲頭数の推移

(単位：頭)

年度 区分	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
狩猟	1,501	1,718	962	735	906	860	1,170	1,494
うち県事業 による捕獲	940	940	-	-	-	-	-	-
有害捕獲	2,032	1,898	1,937	2,062	2,743	2,431	2,794	3,907
指定管理鳥獣 捕獲等事業	-	-	2,400	2,606	2,699	2,838	2,824	2,854
計	3,533	3,616	5,299	5,403	6,348	6,129	6,788	8,255

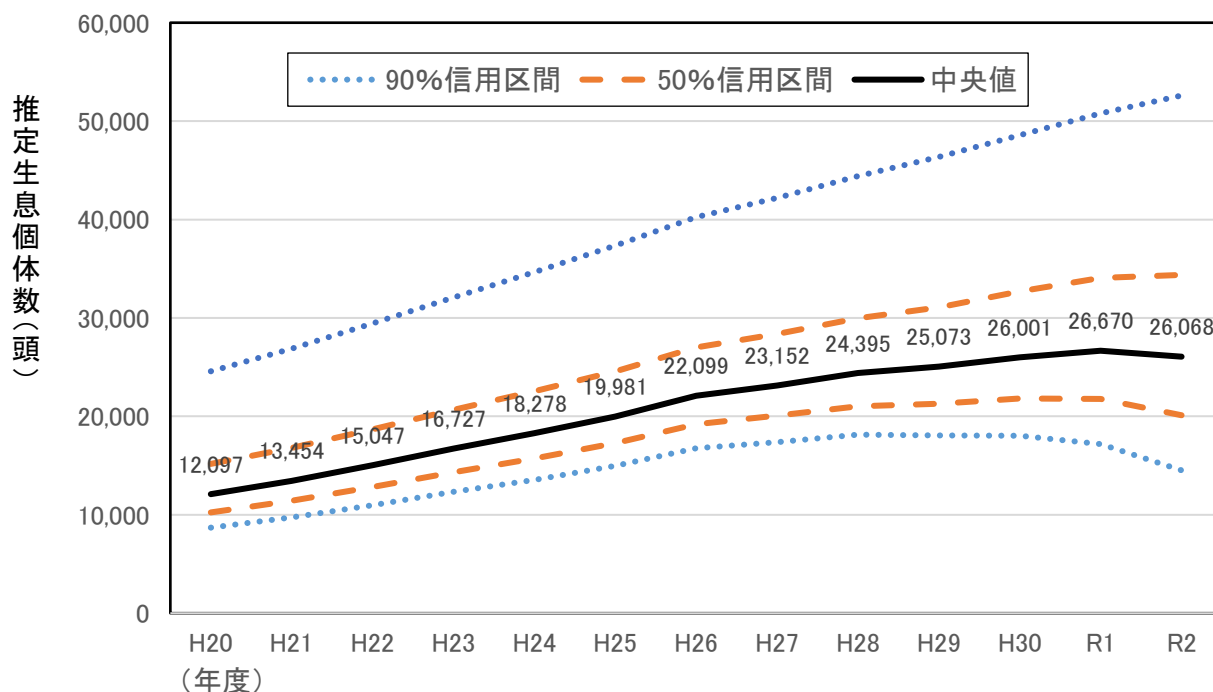
③ 個体数推定及び将来予測

(ア) 個体数推定

本県において収集されている密度指標となるデータ（捕獲頭数、目撃効率、糞塊密度、ライトセンサス等）を用いて、平成20(2008)年度から令和2(2020)年度まで各年度末における個体数の推定を行った。なお、令和2(2020)年度の捕獲頭数においては、速報値（8,281頭）を用いた。

この結果によると、生息頭数について、平成20(2008)年度から令和元(2019)年度までは単純増加にあるが、令和元(2019)年度は17,201頭～50,772頭（中央値26,670）、令和2(2020)年度は14,524頭～52,602頭（中央値26,068）となり、令和2(2020)年度は中央値で初めて減少を示し、シカの増加に歯止めがかかった状況と推察される（図5）。

図5 シカの推定生息個体数



(イ) 将来予測

今後、基準年度（令和2(2020)年度）と同様の捕獲率（0.241）を継続した場合と、本計画始期の令和4(2022)年度に9,000頭を捕獲し、以後、令和4(2022)年度の捕獲率（0.277）を継続した場合と2つのケースにより、今後10年間（令和13(2031)年度まで）の将来予測を行っている。

予測結果によると、基準年度と同様の捕獲率を継続した場合、中央値ではわずかに減少傾向となり、令和13(2031)年度には2,106頭～85,733頭（中央値19,977頭）となる。また、本計画始期の令和4(2022)年度に9,000頭を捕獲し、以後、令和4(2022)年度の捕獲率を継続した場合も中央値では減少傾向となり、令和13(2031)年度には512頭～70,862頭（中央値12,443頭）となる。（図6、7）

※ 1 捕獲率 =
$$\frac{\text{当該年度の捕獲頭数}}{\text{当該年度末の生息個体数} + \text{当該年度の捕獲頭数}}$$

※ 2 令和 2 年度の捕獲率：8,281頭 / (26,068頭 + 8,281頭) = 0.241

※ 3 図7における令和 4 年度の捕獲率：9,000頭 / (23,485頭 + 9,000頭) = 0.277

※ 4 捕獲率を一定に設定する意味は、推定における捕獲数の実行可能性を担保するもの。

図 6 生息個体数の将来予測（現行と同じ捕獲率の場合）

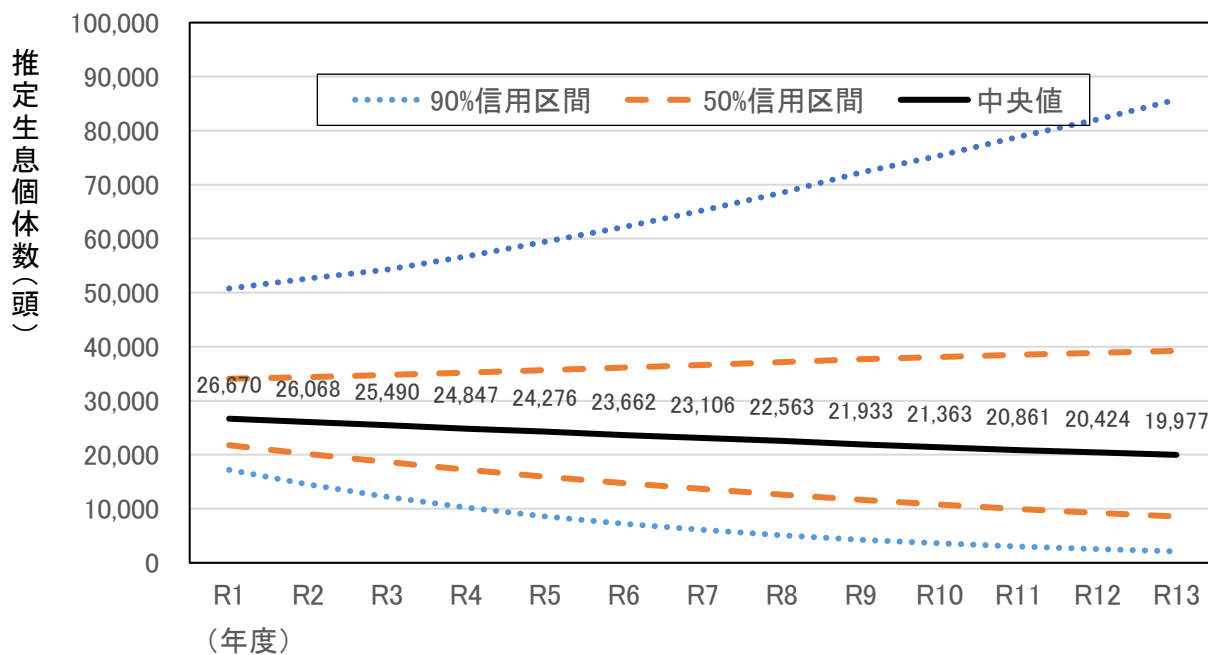
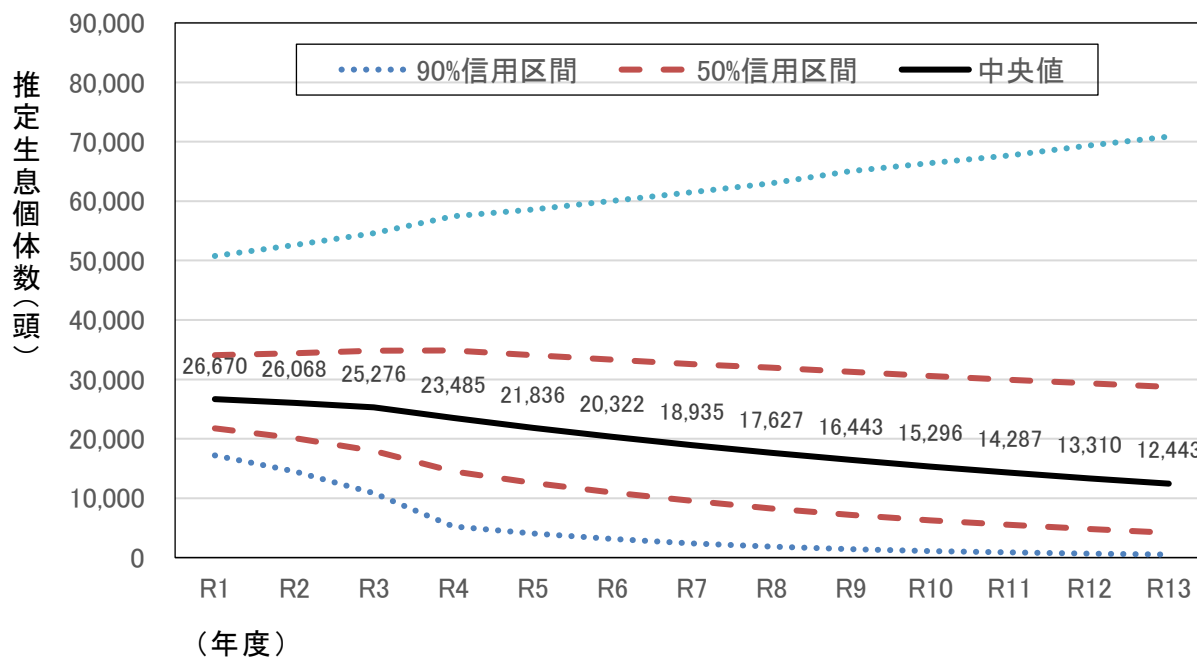


図 7 生息個体数の将来予測

(令和 4 年度に9,000頭を捕獲し、令和 5 年度以降は令和 4 年度の捕獲率を継続した場合)

※令和 3 年度は、令和 2 年度並みの8,300頭の捕獲頭数に設定。



④ 生態及び食性

(ア) 生態

林縁の動物と言われるようにパッチ状に草地が入り込む森林に生息している。

オスジカは毎年1回春に角が生え替わり、年齢や栄養状態により異なるが、最大で長さ50cm程度まで大きくなる。メスジカは、早いもので1歳の秋に交尾を行い、2歳となった6月に1頭出産する。仔ジカは1歳から2歳で母のもとを離れる。通常、オスとメスは別々に生活し、交尾期はメスジカを中心とした群れの周囲にオス群が近寄る。中には縄張りを形成するものもある。

本県のシカ（成獣）の体重は、オスが40～70kg、メスが30～50kgで、遺伝的に南日本型に分類されるように北日本のものに比べ小さく、九州以南に生息するものに近い。

(イ) 食性

イネ科草本、樹葉など殆どの植物種を食べる幅広い食性を示しており、春は双子葉草本、夏はイネ科草本、秋は種子果実、冬は樹葉を多く採食する特徴を有している。

(2) 被害状況及び被害防除対策

シカによる農林業被害は、生息頭数の増加に伴い、平成に入ってから顕著になり、平成26(2014)年度は1億1千万円まで増加した。その後、平成29(2017)年度から減少に転じたが、依然、高い水準にある（表5、図8、資料1）。

一方、野生鳥獣による農林業被害額は、近年、減少傾向にあり、被害額全体に占めるシカの割合は、増加傾向にある（表5）。

被害防除対策としては、国庫補助事業の活用等により、ワイヤーメッシュ柵・金網柵・電気柵の設置による防護対策、はこわな等の導入や緩衝帯の整備（やまぐち森林づくり県民税、山口型放牧等）、誘引物（放任果樹等）の除去等による生息地管理を実施している。

侵入防止柵は、近年400km前後で整備されている（図9）。

表5 野生鳥獣全体に占めるシカによる農林業被害額の推移

（単位：百万円、％）

年度 区分	平成20 (2008)	平成22 (2010)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
鳥獣被害全体	647	801	537	522	534	470	474	436	404
シカ被害	54	76	113	94	108	97	94	88	90
(割合)	8.1	9.4	20.8	17.8	20.0	20.6	19.6	19.9	22.2

図8 シカによる農林業被害額の推移

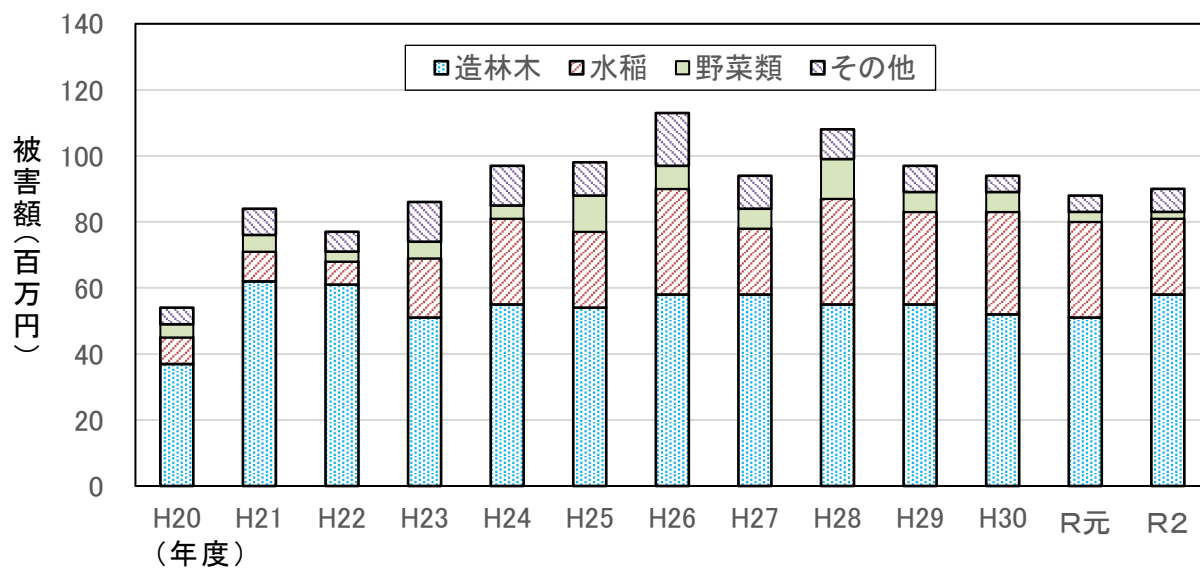
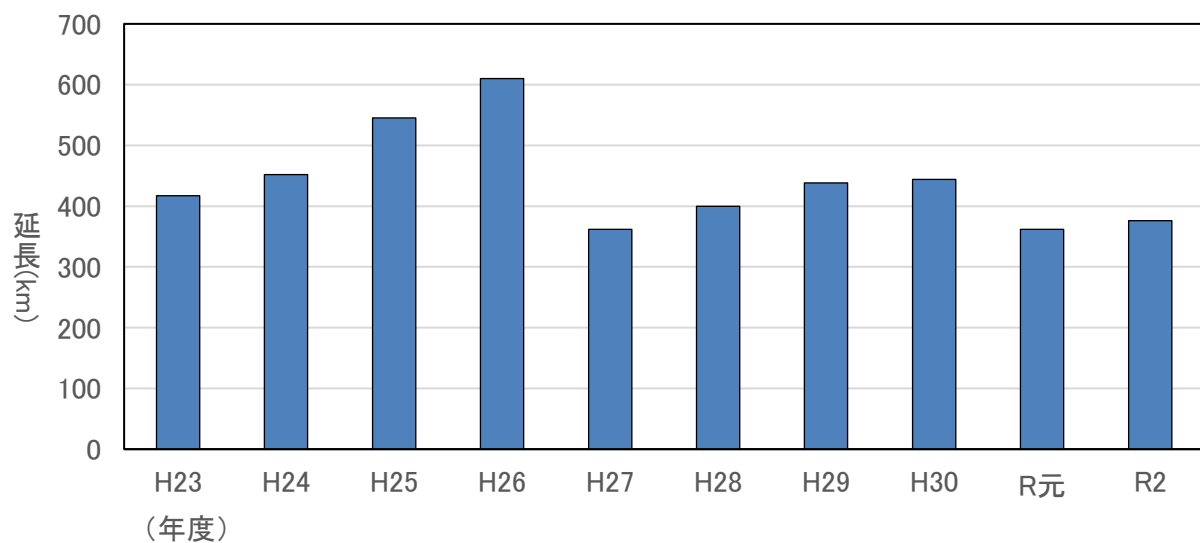


図9 鳥獣侵入防止柵の整備状況



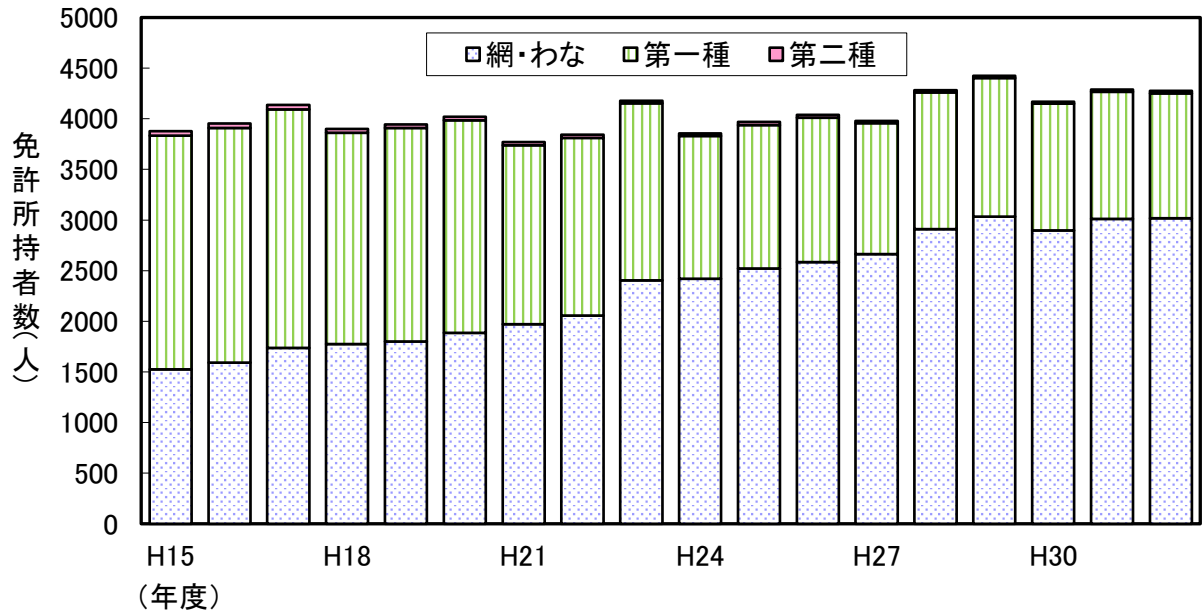
(3) 狩猟者の状況

① 狩猟免許所持者数

狩猟免許所持者数の総数は、平成21(2009)年度に3,771人まで減少したが、平成29(2017)年度に4,426人まで増加し、近年は4,200人台で推移している。

免許の種別で見ると、第一種銃猟(装薬銃)は平成17(2005)年度の2,354人から減少を続け、わな猟は増加している。(図10)。

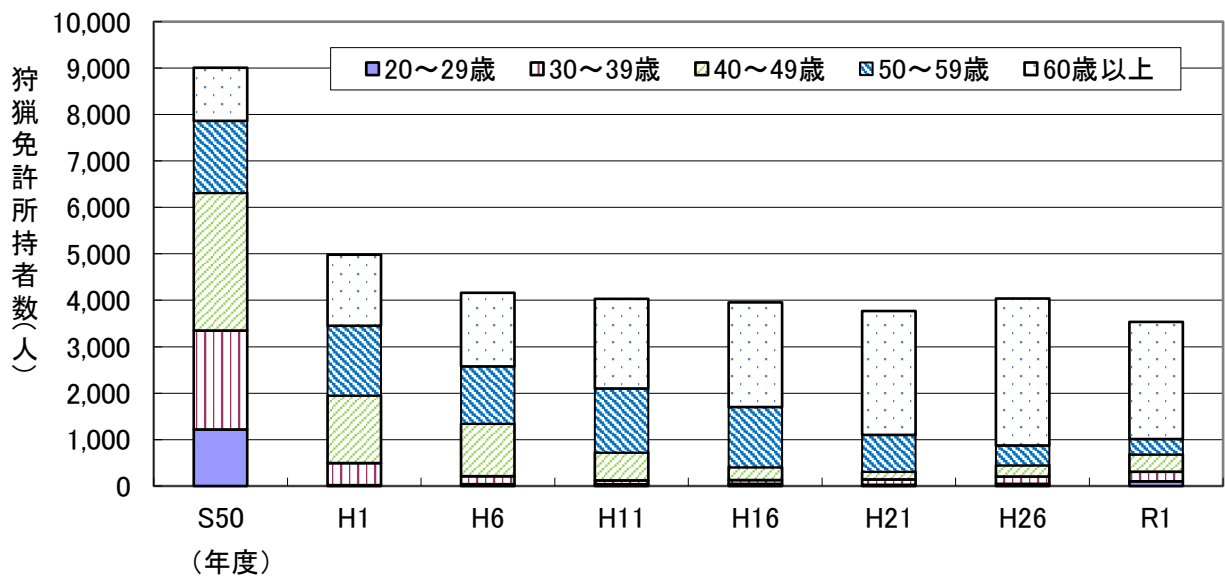
図10 狩猟免許所持者（延人数）の推移



② 狩猟免許所持者の年齢構成

狩猟免許所持者の年齢構成の経年変化を見ると、昭和50(1975)年度から平成元(1989)年度にかけて所持者が半減する中で、特に20代から40代の免許所持者が急激に減少したが、近年わずかであるが増加している。(図11)

図11 狩猟免許所持者（実人数）の年齢構成



(4) 管理の目標

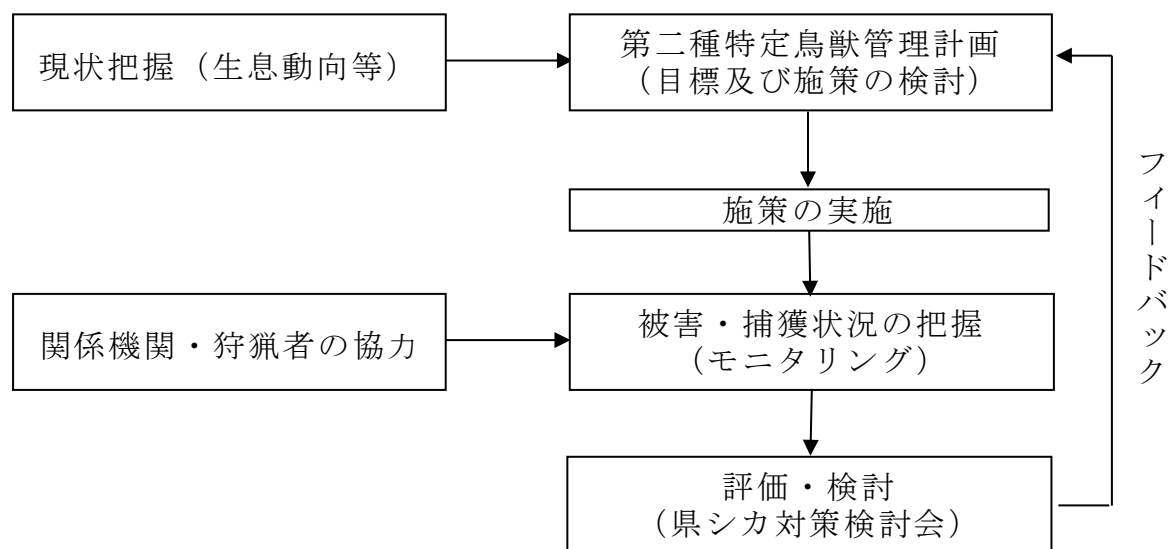
本計画の終期における生息頭数の目標を17,000頭とする。

(5) 目標を達成するための基本的な考え方

里山の荒廃や耕作放棄地の増加により、シカの生息域は人間活動の場に及んでおり、農林業に多大な被害をもたらしている。

このため、自然条件下において、農林業被害のない安定した状態で個体群の維持を図ることが重要であり、本計画では、県と市町との役割分担の下、捕獲対策に加え、防護・生息環境対策及び担い手対策を総合的に推進する。また、捕獲数や被害額等を的確に把握した上で、計画の進捗状況を評価し、今後の対策を検討する。

【シカ管理フロー】



6 鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 個体群管理の考え方

令和2(2020)年度には過去最高の8,255頭が捕獲されたものの、推定生息数が増加し、生息域も拡大傾向にあり、被害額も依然として高い水準にあることから、これまで以上に捕獲数の拡大を図り、捕獲圧を強化することが重要である(図12、表6)。

このため、本計画期間中においては、狩猟期間の延長等の規制緩和を継続し、狩猟の強化を図るとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業を拡大する。また、市町においては、被害状況に応じた有害鳥獣捕獲を強化する。

図12 シカの捕獲頭数と農林業被害額の推移

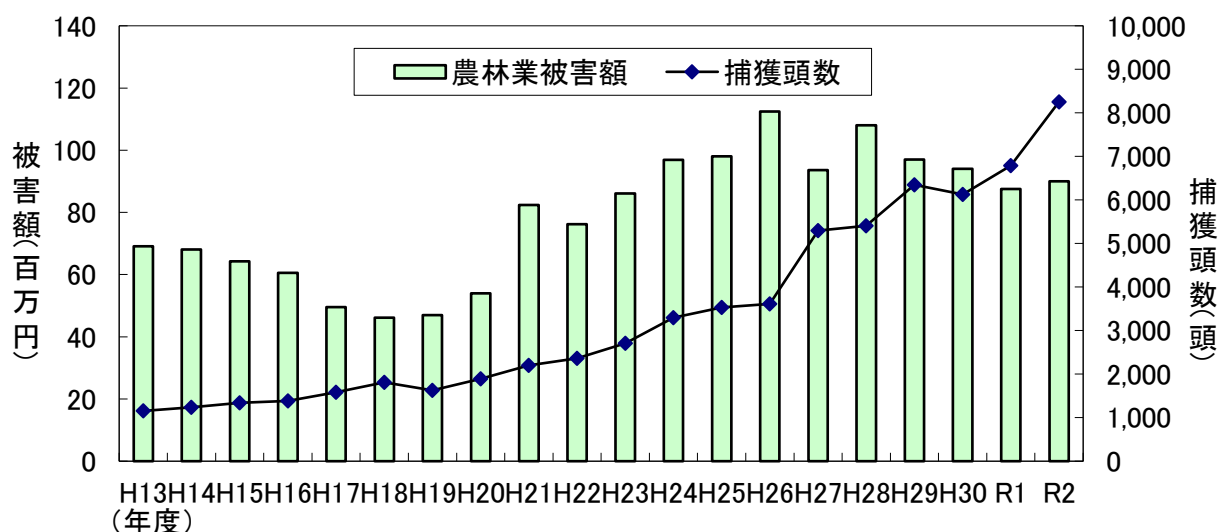


表6 シカの捕獲頭数と農林業被害額の推移

(単位：頭、百万円)

年度区分	平成20 (2008)	平成22 (2010)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
捕獲頭数	1,892	2,361	3,616	5,299	5,403	6,348	6,129	6,788	8,255
被害額	54	76	113	94	108	97	94	88	90

※被害額は平成20年度は暦年、平成21年度以降は年度の値

(2) 個体群管理の目標

管理目標を達成するため、9,000頭※を目安に、毎年度実施する調査での推定生息数や捕獲状況、捕獲率や捕獲余力等に基づき、当該年度の捕獲目標頭数を決定する。

※「9,000頭」の根拠

現在の推定生息頭数を基に、将来的な生息頭数の50%信用区間(上限)の値を減少させることを目標とする中で、近年の捕獲頭数及び捕獲者の余力等を勘案し、捕獲頭数の目標値を9,000頭と設定した。

(3) 個体群管理の方法

① 狩猟の促進

(ア) 狩猟期間の延長

法に基づく狩猟期間である11月15日から2月15日までを、11月1日から3月31日までとする。

(イ) くくりわなの輪の直径に関する規制の緩和

法が定める12cm以内から15cm以内に緩和する。

なお、下関市、長門市の全域を平成29(2017)年4月1日から「くくりわな架設制限区域」としていたが、令和4(2022)年3月31日をもって期間満了となるため、両市ではくくりわなの架設が可能となる。

しかし、長年、禁止・制限区域としてきたため、猟犬等の錯誤捕獲などの狩猟事故の発生や、狩猟者間で軋轢が生じることが危惧されることから、適正なわな猟の取り扱いについて徹底を図る。また、くくりわなに係る研修会を下関市、長門市において開催する。

【留意事項】 ツキノワグマ錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの恒常的生息区域でツキノワグマの出没が頻繁に見られる地域では、次の事項の指導を徹底する。

1) はこわなは、天井部に脱出口を設けること

2) くくりわなは、撤去するか輪の直径を12cm以内とすること

② 有害鳥獣捕獲の推進

鳥獣被害防止特措法を踏まえた、県と市町との役割分担の下、各地域の被害実態に応じた有害鳥獣捕獲を推進する。

③ 捕獲技術の研究・開発の推進

遠隔操作システムを利用した捕獲柵や移動のしやすい小型囲いわななど、効率的な捕獲技術の研究・開発を推進する。

④ 狩猟者の確保・育成

狩猟者の確保を図るため、農林業者や農業高校生・大学生等への狩猟免許試験のPRや県下各地での試験の実施、民間事業者に対する鳥獣捕獲等事業への参入の働きかけ等により狩猟者の確保に努める。

また、銃猟免許新規取得者への実地訓練やわな猟免許新規取得者への捕獲技術研修等の実施により、知識や技術の向上、狩猟者の育成に努める。

⑤ 地域ぐるみの捕獲活動の推進

有害鳥獣捕獲の強化を図るためには、狩猟者だけに頼るのではなく、狩猟者の理解と協力の下に、捕獲従事者を地域全体で確保し、地域が一体となった取組が必要である。

そのため、農林業者の狩猟免許の取得促進や、狩猟者と地域の関係者との連携・協力による、地域ぐるみの捕獲活動を推進する。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

これまでの捕獲は、主に狩猟の規制緩和と有害鳥獣捕獲の強化により進められてきたが、生息数及び生息範囲を抑制するためには、捕獲数が不足している。

このため、主な生息域である3市において、法第14条の2に基づく「指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「捕獲等事業」という。）」を実施し、捕獲の強化を図る。

併せて、周辺の市町においても生息が確認されていることから、当該市町においても捕獲等事業を実施し、生息域の拡大を防止する。

(2) 実施期間

捕獲期間は、11月1日から翌年3月31日までの5ヶ月間とする。

ただし、捕獲等事業に関連する必要な取組（以下「関連事業」という。）については、適切な時期に実施する。

(3) 実施区域

主な生息域である下関市、長門市及び美祢市並びに生息域の拡大を防止する必要がある市町（宇部市、山口市、萩市、山陽小野田市及び阿武町）とする。

(4) 事業の目標

当該年度の捕獲目標頭数を達成するため、狩猟や有害鳥獣捕獲の状況等を考慮し、捕獲等事業及び関連事業を含めた目標頭数を決定する。

なお、個体数の増加をより効果的に抑制するため、主にメスジカの捕獲を行うこととする。

(5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

① 実施方法

実施区域が広範囲のため、地域の条件に合った安全かつ効率的な捕獲手法を選定して実施する。

② 実施結果の把握及び評価

捕獲情報（捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）及び生息密度情報（区画法、糞塊密度）を収集し、当該事業の実施結果を検証するものとする。

また、学識経験者、農林業団体、狩猟団体、関係行政機関等で構成する「山口県シカ対策検討会」において、毎年度、事業の実施結果を評価し、必要に応じて目標及び実施方法の見直しを検討する。

(6) 事業の実施者

山口県とし、その実施を認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。

8 生息地の保護及び整備に関する事項

主要な生息地である人里から離れた奥山においては、間伐等の森林施業による生息環境の整備を行うことに併せ、必要に応じて防護柵を設置し、シカの食害防止に努める。

また、農作物等への被害が発生する地域等においては、耕作放棄地での山口型放牧の活用や、やまぐち森林づくり県民税を活用した繁茂竹林の伐採等により緩衝帯整備を進め、人の生活空間とシカの生息場所を棲み分ける生息地管理に努める。

9 その他管理のために必要な事項

(1) 被害防除対策

捕獲を強化するだけでは、シカによる農林業被害を軽減させることはできない。

効果的な捕獲と並行して、耕作地での防護柵の設置や集落での誘引物の除去等、被害防除対策に総合的に取り組むことが重要であることから、県と市町との役割分担の下、以下の対策を進めていく。

- ① 農林業者へ被害防除のための普及啓発（研修会の開催等）
- ② 既存の被害防除対策の見直し・改良
- ③ 新たな被害防除技術の開発、実施

(2) 調査研究

適正な管理を推進するため、生息状況調査（生息分布、生息密度、生息頭数）を引き続き実施し、必要に応じて調査手法の検証、見直しを行い、調査の精度向上を図る。また、市町や関係団体とも連携し、捕獲頭数、被害発生量についてのデータの蓄積に努める。

さらに、施策の点検・評価のため、以下の調査を実施する。

- ① 被害防除対策の実施状況と効果の検証
- ② 農林業被害等に関する地域別の実態把握

(3) 計画の推進体制

① 合意形成

本計画に基づく各種施策の推進に当たっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠であることから、行政、関係団体及び関係者が互いに連携を密にして合意形成を図る。

② 市町や関係機関との連携

鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣被害防止特措法に基づき作成した「鳥獣被害防止計画」に沿って施策を実施する市町や、「山口県鳥獣被害防止対策協議会」等の関係機関との連携強化を図る。

(4) 計画の進行管理

計画的な管理を行うため、被害・捕獲状況を基にした本計画の進行管理を行うとともに、学識経験者、農林業団体、狩猟団体、関係行政機関等で構成する「山口県シカ対策検討会」において、本計画の進捗状況を評価し、必要に応じて「山口県自然環境保全審議会鳥獣保護部会」において、管理目標及び方策の見直しを検討する。

《用語解説》

◆第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第七条の二に基づき、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣に対して鳥獣の管理を図るために、都道府県知事が任意で定めることができる計画。

◆メッシュ

統計や集計に利用するため地図を網目のように四角形に分割したもののこと。

◆指定管理鳥獣捕獲等事業

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県または国が捕獲等をする事業のこと。

指定管理鳥獣にはニホンジカ及びイノシシが指定されている。

◆目撃効率

シカの密度指標。1人の狩猟者が1日に目撃したシカ頭数の平均値。

◆ライトセンサス

夜間にライトで動物を照らすと、ライトの光を反射し目が光ることを利用して、動物の頭数を数える調査法。同じ路線を定期的に調査することにより、その地域における対象動物の増減の傾向を把握することができる。

◆50%信用区間

個体数推定に用いられる範囲で、推定の為に算出した複数の推定値のうち、50%の推定値が収まる範囲のこと。

◆90%信用区間

個体数推定に用いられる範囲で、推定の為に算出した複数の推定値のうち、90%の推定値が収まる範囲のこと。

◆はこわな

箱の中に獣が入り込んで餌をくわえて引くなどすることで仕掛けが作動すると、出入り口が閉まることにより、獣を閉じ込めて捕獲するわなのこと。

◆緩衝帯

耕作放棄地や、手入れがされていない里山などにある草木や小径木、不要木の間伐、放任果樹の伐採を行い、見通しを良くした区域のこと。緩衝帯を作ることによって野生鳥獣の潜み場をなくし、農地への出没や侵入を抑止でき、農作物被害の軽減が期待できる。

◆山口森林づくり県民税

手入れが行き届かず荒廃が深刻化する森林を、健全な姿で次の世代へ引き継ぐため、森林の整備を目的とした県民税。平成 17(2005)年度から導入。

◆山口型放牧

転作田や耕作放棄地などに電気牧柵等を設置して牛を放牧する方法。放牧により耕作放棄地がきれいになることで、獣害が減少する。平成元(1989)年から開始。

◆第一種（銃猟免許）

狩猟免許の種類。装薬銃（ライフル銃及び散弾銃）、圧縮ガス銃及び空気銃が使用できる。

◆第二種（銃猟免許）

狩猟免許の種類。圧縮ガス銃及び空気銃が使用できる。

◆くくりわな

けもの道などに設置しておいた針金やワイヤーロープなどで作った輪によって、獣の足等をくくり捕らえるわなのこと。

◆錯誤捕獲

イノシシ、ニホンジカ等のある鳥獣の捕獲を目的に設置したわなによって目的外の鳥獣（例：ツキノワグマなど）が捕獲されること。

山口県におけるシカの捕獲頭数及び農林業被害額

(単位:頭、ha、千円)

年度	捕獲数				農林業被害状況								
	有害捕獲	狩猟	指定管理事業	合計	造林木		水稲		野菜類		その他	合計	
					面積	金額	面積	金額	面積	金額	金額	面積	金額
S48	15			15	—	—	—	—	—	—	—		3,700
S49	51			51	68.20	10,850	3.30	2,040	0.30	1,200	880	71.80	14,970
S50	68			68	61.50	6,150	1.86	2,046	0.43	1,505	695	63.79	10,396
S51	83			83	103.66	16,069	1.72	2,280	0.31	800	50	105.69	19,199
S52	158			158	122.12	20,149	2.49	3,349	0.79	2,145	100	125.40	25,743
S53	148			148	104.31	18,255	3.86	5,249	0.50	2,270	1,175	108.67	26,949
S54	157			157	132.39	23,162	2.61	3,602	0.53	2,420	1,234	135.53	30,418
S55	165	1		166	236.45	41,380	1.91	2,594	1.55	6,935	1,004	239.91	51,913
S56	180			180	147.52	30,980	2.34	3,328	1.87	8,405	804	151.73	43,517
S57	180	2		182	66.24	32,220	10.16	3,352	2.31	3,470	4,868	78.71	43,910
S58	180			180	55.83	31,650	10.90	3,491	6.00	6,515	4,736	72.73	46,392
S59	172	3		175	45.50	33,561	3.00	4,205	2.90	6,383	3,440	51.40	47,589
S60	176	6		182	33.50	38,601	3.20	4,093	3.50	4,610	5,291	40.20	52,595
S61	201	4		205	65.10	40,889	5.70	4,215	2.50	3,650	5,449	73.30	54,203
S62	199	5		204	48.10	23,266	8.40	9,245	2.90	4,515	10,713	59.40	47,739
S63	205	1		206	29.00	14,945	13.80	17,512	3.40	6,048	5,814	46.20	44,319
H元	281			281	42.80	22,032	16.37	20,660	4.70	4,998	8,996	63.87	56,686
H2	357	1		358	83.60	43,364	21.19	25,564	7.40	10,781	7,181	112.19	86,890
H3	533	5		538	52.73	58,603	26.02	29,142	5.20	10,780	10,080	83.95	108,605
H4	433	47		480	62.80	59,859	23.53	29,882	5.20	10,800	10,490	91.53	111,031
H5	476	37		513	53.60	69,379	16.50	17,160	2.90	7,767	11,190	73.00	105,496
H6	560	36		596	50.95	56,249	17.00	17,680	2.70	7,142	6,157	70.65	87,228
H7	582	29		611	32.80	37,378	11.00	16,170	2.38	6,255	6,806	46.18	66,609
H8	722	33		755	30.80	33,165	11.80	17,346	2.71	7,307	7,778	45.31	65,596
H9	695	39		734	31.77	36,776	12.33	17,755	2.72	6,930	6,936	46.82	68,397
H10	838	53		891	29.47	55,188	10.82	14,365	2.39	5,728	4,959	42.68	80,240
H11	963	69		1,032	22.42	39,504	9.78	12,078	2.55	7,119	5,256	34.75	63,957
H12	978	100		1,078	27.64	39,357	10.88	11,878	2.57	4,711	5,000	41.09	60,946
H13	1,046	108		1,154	24.35	46,544	11.40	14,037	2.15	4,150	4,399	37.90	69,130
H14	1,093	142		1,235	24.70	47,580	10.21	12,537	2.16	4,391	3,585	37.07	68,093
H15	1,146	195		1,341	20.89	40,472	6.52	8,338	2.27	4,561	10,870	29.68	64,241
H16	1,158	223		1,381	20.83	30,756	8.67	11,617	3.76	9,650	8,514	33.26	60,537
H17	1,272	313		1,585	16.18	28,794	7.26	9,656	1.12	2,246	8,852	24.56	49,548
H18	1,405	404		1,809	12.03	30,858	3.78	4,247	1.47	3,452	7,633	17.28	46,190
H19	1,291	338		1,629	13.23	33,565	4.31	4,827	0.78	3,185	5,425	18.32	47,002
H20	1,353	539		1,892	19.74	36,977	7.54	8,208	1.76	3,858	4,877	29.04	53,920
H21	1,222	976		2,198	26.84	61,514	7.69	8,767	1.91	4,511	7,572	36.44	82,364
H22	1,493	868		2,361	26.44	60,898	6.47	7,235	1.14	2,566	5,522	34.05	76,221
H23	1,497	1,209		2,706	20.89	51,339	17.53	18,095	1.53	4,561	12,097	39.95	86,092
H24	1,872	1,423		3,295	21.13	55,247	21.07	25,706	1.25	3,690	12,252	43.45	96,895
H25	2,032	1,501		3,533	22.22	53,942	20.41	23,161	4.21	11,287	9,596	46.84	97,986
H26	1,898	1,718		3,616	23.75	57,988	26.94	32,053	2.43	6,617	15,808	53.12	112,466
H27	1,937	962	2,400	5,299	23.96	58,016	18.86	19,569	2.29	5,902	10,126	45.11	93,613
H28	2,062	735	2,606	5,403	23.78	54,815	27.30	32,201	3.66	11,753	9,205	54.74	107,974
H29	2,743	906	2,699	6,348	23.81	55,379	23.14	28,272	2.21	5,758	7,637	49.16	97,046
H30	2,431	860	2,838	6,129	22.17	52,227	24.34	30,635	2.19	6,150	4,959	48.70	93,971
R元	2,794	1,170	2,824	6,788	20.78	50,711	23.33	28,645	1.41	3,219	4,982	45.52	87,557
R2	3,907	1,494	2,854	8,255	22.29	57,569	20.01	23,269	0.82	2,088	7,109	43.12	90,035

* 「指定管理事業」とは「指定管理鳥獣捕獲等事業」の略称

* 「農林業被害状況の合計」欄の面積は造林木、水稲、野菜類の面積を合計したものの。

* 「農林業被害状況の合計」欄は、H20までは暦年、H21からは年度の値

狩猟者登録状況

年度	狩猟者登録数				年度	狩猟者登録数			
	網・わな	第一種	第二種	計		網・わな	第一種	第二種	計
33	69	5,033	152	5,254	2	424	3,853	129	4,406
34	104	4,886	90	5,080	3	457	3,741	141	4,339
35	111	4,945	123	5,179	4	472	3,623	151	4,246
36	91	4,943	160	5,194	5	519	3,447	155	4,121
37	-	-	-	-	6	543	3,342	189	4,074
38	114	5,724	221	6,059	7	525	3,174	183	3,882
39	121	5,887	210	6,218	8	592	3,051	172	3,815
40	119	6,322	252	6,693	9	596	2,975	185	3,756
41	210	6,964	238	7,412	10	616	2,848	159	3,623
42	251	7,375	267	7,893	11	659	2,693	148	3,500
43	210	8,092	282	8,584	12	749	2,612	168	3,529
44	217	8,530	287	9,034	13	809	2,501	176	3,486
45	237	8,846	250	9,333	14	937	2,380	182	3,499
46	185	8,090	195	8,470	15	1,127	2,296	189	3,612
47	213	7,733	186	8,132	16	1,144	2,207	52	3,403
48	248	7,940	152	8,340	17	1,235	2,131	50	3,416
49	301	8,414	188	8,903	18	1,237	2,038	39	3,314
50	342	8,466	201	9,009	19	1,260	1,913	47	3,220
51	427	8,732	188	9,347	20	1,338	1,791	40	3,169
52	453	7,979	129	8,561	21	1,420	1,711	42	3,173
53	507	8,420	173	9,100	22	1,445	1,562	32	3,039
54	459	7,543	278	8,280	23	1,806	1,463	35	3,304
55	459	7,058	232	7,749	24	1,843	1,360	38	3,241
56	446	6,596	226	7,268	25	1,845	1,294	41	3,180
57	429	5,995	207	6,631	26	1,910	1,254	38	3,202
58	408	5,603	166	6,177	27	1,965	1,240	42	3,247
59	418	5,293	164	5,875	28	2,100	1,232	41	3,373
60	418	4,974	167	5,559	29	2,153	1,206	46	3,405
61	403	4,634	154	5,191	30	2,119	1,158	42	3,319
62	387	4,421	147	4,955	元	2,197	1,097	49	3,343
63	397	4,246	132	4,775	2	2,221	1,073	50	3,344
元	414	3,972	120	4,506					

* (出典) 県自然保護課資料

* 昭和37年度はデータなし

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	山口県山陽小野田市

山陽小野田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 山陽小野田市役所 農林水産課
所在地 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号
電話番号 0836-82-1152
FAX番号 0836-84-6937
メールアドレス nourin@city.sanyo-onoda.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、ヒヨドリ、シカ、サル、ヌートリア
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	山口県山陽小野田市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害面積 (ha)	被害量 (kg)	被害金額 (千円)
イノシシ	水稻・野菜等	5.2	23,804	5,193
カラス	野菜・果樹等	0.13	943	450
ヒヨドリ	野菜・果樹等	0.21	3,098	504
シカ	造林木等	0.30	772	512
サル	野菜・果樹等	0.05	341	41
ヌートリア	野菜等	0.11	2,970	199
計		6.0	31,928	6,899

(2) 被害の傾向

○イノシシ被害は水稻だけでなく、畑作物への被害、公園内の芝生の掘り返し等の被害も年間を通して多発している。イノシシは民家周辺や市街地での目撃もあり、生息区域は市内全体に広がりつつある。今後は防護柵の未設置箇所に被害が拡大することが懸念される。

既設防護柵の破損箇所からの侵入もあり継続的な維持管理が必要となる。また、人への危害も懸念される。

○カラス被害は人家付近の樹木や電柱等に巣作りが見られ、繁殖期での人への攻撃による被害報告が増えている。また、早朝より鳴き声の騒音、家庭菜園等の被害が増大している。

○ヒヨドリ被害は果樹や野菜等を中心に、被害が増大している。

○シカ被害は山口県西部から市内北部を中心に被害が拡大しており、北部市有林を中心に角こすり、樹木の新芽や水稻の食害が確認され、生息区域及び被害の拡大が懸念される。

○サルの被害は果樹、野菜等が主であり、市内北部を中心に被害が拡大傾向にある。最近では市街地での目撃も多発しており、農作物だけでなく人への危害も懸念される。

○ヌートリア被害は野菜が主である。近年、市内の河川、水路等の水辺で目撃情報も増えてきている。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和3年度)	目標値		
			(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)
イノシシ	被害面積 及び金額	5.2ha 5,193千円	4.68ha 4,674千円	4.16ha 4,154千円	3.64ha 3,635千円
カラス		0.13ha 450千円	0.12ha 405千円	0.10ha 360千円	0.09ha 315千円
ヒヨドリ		0.21ha 504千円	0.19ha 454千円	0.17ha 403千円	0.15ha 353千円
シカ		0.30ha 512千円	0.27ha 461千円	0.24ha 410千円	0.21ha 358千円
サル		0.05ha 41千円	0.05ha 37千円	0.04ha 33千円	0.03ha 29千円
ヌートリア		0.11ha 199千円	0.10ha 179千円	0.09ha 159千円	0.08ha 139千円
合計		6.0ha 6,899千円	5.41ha 6,210千円	4.80ha 5,519千円	4.20ha 4,829千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>地元猟友会で山陽・小野田捕獲隊や山陽小野田市鳥獣被害対策実施隊を編成しており、有害捕獲を実施している。</p> <p>手段としては銃器、はこわな、くくりわなを用いている。</p> <p>追い払いについては、山陽小野田市鳥獣被害対策実施隊を中心に警察と連携し、鳥獣用追い払い花火を使用してイノシシ・サルの追い払いを実施している。</p> <p>ヌートリアやアライグマ等の小型獣類の目撃が増加しているため、小動物に対する小型捕獲機材の貸出を行っている。</p> <p>有害鳥獣の捕獲に対して、捕獲奨励金の交付を行っている。</p>	<p>捕獲隊においても高齢化が進んでおり、捕獲従事者の確保等が課題である。</p> <p>有害鳥獣による農林水産業被害は減少傾向にあるが、被害区域は拡大傾向にある。また、出没エリアも拡大傾向にあるため、捕獲機材（はこわな等）の普及促進も図り、更なる被害対策を講ずる必要がある。</p> <p>市街地においてサルが出没し、銃器による捕獲ができない状況においては、山陽小野田市鳥獣被害対策実施隊が中心となり追い払いをしているが、根本的な解決に至らないため、効果的な追い払いや捕獲を考慮する必要がある。</p>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>電気柵、ワイヤーメッシュ柵、トタン等による防護柵の設置に取り組んでいる。 山陽小野田市有害鳥獣防護柵等設置事業により防護柵等の資材費の補助事業を行っている。</p>	<p>集落的な取り組みが進んできてはいるが、いまだ有害鳥獣の侵入を防ぐには至っていない。集落の中での問題意識が低く、防護柵等の設置についても連携がとれていない。 高齢化に伴い、防護柵の維持管理が困難になってきている。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>獣害に強い集落になるよう放任果樹の伐採や野菜くずの処分について助言している。 県事業を活用し、繁茂竹林伐採による緩衝地帯の整備を行っている。 出前講座等による地域単位での鳥獣被害対策の推進を行っている。</p>	<p>出前講座等を用い、正しい知識の普及に努め、地域住民が一体となって鳥獣被害対策に取り組む意識の醸成が必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

- ①令和3年度を基準年度とし、令和7年度の被害軽減目標を30%の減少とする。
- ②集落において、地域ぐるみの防護柵設置の指導・協力を行う。また、鳥獣被害防止総合対策事業といった国庫事業や山陽小野田市有害鳥獣防護柵等設置事業を活用し、防護柵の設置を推進する。
- ③捕獲強化対策を継続的に行っていく。また、交付金での研修会受講費補助を用い、捕獲従事者の確保を図る。山陽小野田市有害鳥獣捕獲事業補助金や交付金等を有効活用し、一層の捕獲強化を図る。
- ④ICT捕獲機材を導入することで、捕獲活動の負担軽減や効率化を図る。
- ⑤個々の農業者や住民だけでなく、地域、集落で一体となり獣害に強い集落を形成するために生息環境整備に取り組み、緩衝帯設置や放任果樹・農作物の残渣の除去、森林整備等について推進する。
- ⑥出前講座を活用し、地域ぐるみで獣害に取り組む意識を醸成し、地域単位での鳥獣被害対策を行う。
- ⑦単市補助事業の周知を行い、事業の活用を進めつつ、広範囲のほ場に関しては国庫補助事業を用い、防護柵の整備を進める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

山口県山陽地区猟友会 山口県小野田地区猟友会	農林業者等からの依頼を受けて、各地区で結成された捕獲隊が有害鳥獣の捕獲を行う。
山陽小野田市鳥獣被害対策実施隊	緊急時の捕獲や追い払いを行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ カラス ヒヨドリ シカ サル ヌートリア	従来行ってきた捕獲対策を継続して行うとともに、ICT等捕獲機材の更なる導入を進めるとともに、狩猟免許の取得促進や人材育成を図る。 山陽小野田市有害鳥獣対策協議会と連携し、捕獲機材（はこわな等）の導入整備を推進する。また、小型のはこわなを貸し出し、ヌートリア等の小動物の捕獲を推進する。 ICT等を活用した捕獲を推進し、捕獲の省力化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画 【上段：狩猟数+有害捕獲数 下段：有害捕獲数】

捕獲計画数等の設定の考え方			
イノシシ	農作物被害は高い水準にあり、積極的な捕獲が必要であるため、捕獲計画数を700頭に設定する。 ・捕獲実績（頭）【（ ）内は有害捕獲頭数】		
	R1	R2	R3
	335 (100)	392 (78)	617 (139)
シカ	捕獲頭数は少ないものの、目撃数は徐々に増加しており、銃器及びくくりわな等を使用した捕獲体制の強化を行う。農作物の被害軽減を図るため、捕獲計画数を40頭に設定する。 ・捕獲実績（頭）【（ ）内は有害捕獲頭数】		
	R1	R2	R3
	19 (6)	85 (6)	28 (3)

サル	市街地及び民家周辺での目撃数が増加している。積極的な捕獲が必要であるが、追い払い中心になるため、捕獲計画数を4頭に設定する。 ・捕獲実績(頭)【()内は有害捕獲頭数】						
	<table border="1"> <tr> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> <tr> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> </table>	R1	R2	R3	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	R1	R2	R3				
0 (0)	0 (0)	0 (0)					
ヒヨドリ	近年の捕獲実績はないが、農作物被害防止のため、捕獲計画数を50羽に設定する。 ・捕獲実績(羽)						
	<table border="1"> <tr> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	R1	R2	R3	—	—	—
	R1	R2	R3				
—	—	—					
カラス	農作物被害や繁殖期に卵や雛を守るため人を威嚇するなど、生活環境被害が発生しており、継続的な捕獲が必要であることから、捕獲計画数を100羽に設定する。 ・捕獲実績(羽)						
	<table border="1"> <tr> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	R1	R2	R3	—	—	—
	R1	R2	R3				
—	—	—					
ヌートリア	市内全域で目撃情報が増加しており、農作物被害の増加も懸念され、継続的な捕獲が必要であることから、捕獲計画数を30匹に設定する。 ・捕獲実績(匹)						
	<table border="1"> <tr> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> <tr> <td>7</td> <td>14</td> <td>13</td> </tr> </table>	R1	R2	R3	7	14	13
	R1	R2	R3				
7	14	13					

【上段：狩猟数+有害捕獲数 下段：有害捕獲数】

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	700頭 (140頭)	700頭 (140頭)	700頭 (140頭)
カラス	100羽	100羽	100羽
ヒヨドリ	50羽	50羽	50羽
シカ	40頭 (10頭)	40頭 (10頭)	40頭 (10頭)
サル	4頭 (4頭)	4頭 (4頭)	4頭 (4頭)
ヌートリア	30匹	30匹	30匹

捕獲等の取組内容
狩猟期間を除き（鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域については狩猟期間を含む）銃器・わな等の法定猟具を用いた有害鳥獣の捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		5年度	6年度	7年度
イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ柵	4,000m	4,000m	4,000m
	電気柵	3,000m	3,000m	3,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和5年度 ~ 令和7年度
イノシシ シカ	<ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみによる柵の点検や維持管理を推進する。 必要に応じて補修等を指導する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ カラス ヒヨドリ シカ サル ヌートリア	<p>有害鳥獣の生態に関する情報提供を行うなど、被害地区への理解を求め、耕作放棄地の解消指導に取り組む。</p> <p>鳥獣害に強い集落になるために、放任果樹の撤去、緩衝帯の整備（繁茂竹林の伐採等）、野菜くずの適正な処分などについての助言を行う。</p>

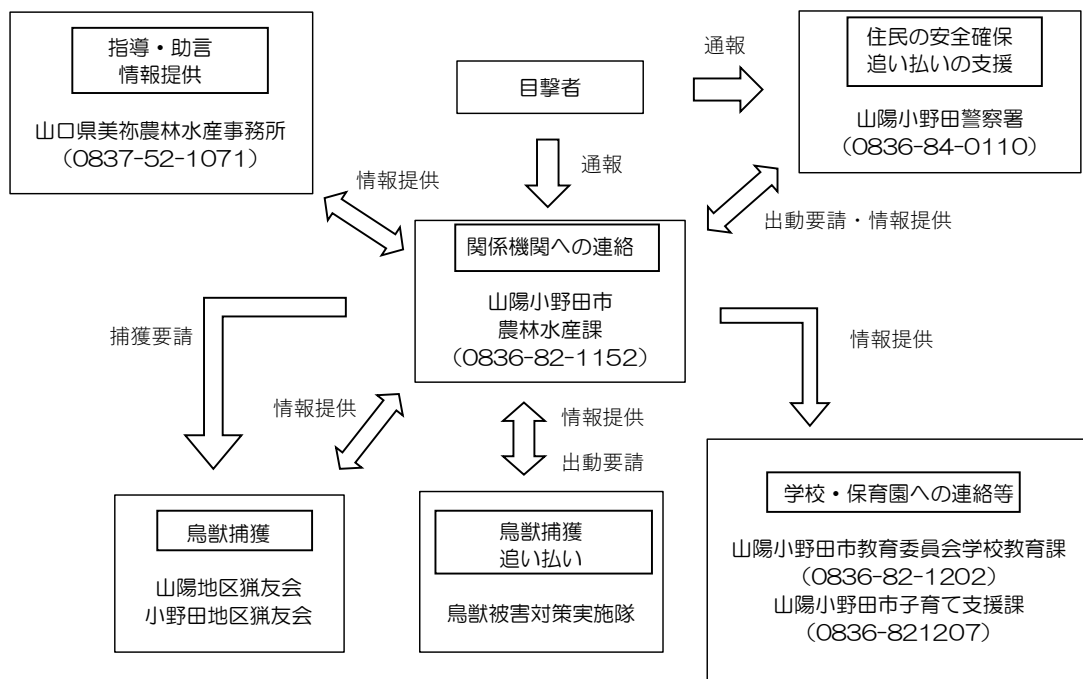
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
山陽小野田市農林水産課	住民からの通報を受け、警察及び猟友会への連絡 関係機関への連絡調整・情報提供 地域住民への注意喚起
山口県美祢農林水産事務所	対象鳥獣の捕獲や追い払いに関する指導・助言
山口県山陽地区猟友会	市、警察からの連絡を受け、対象鳥獣の捕獲活動
山口県小野田地区猟友会	市、警察からの連絡を受け、対象鳥獣の捕獲活動
山陽小野田市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲・追い払い活動、地域住民への被害防止に係る助言・指導
山口県警山陽小野田警察署	住民からの通報を受け、市への連絡 住民の安全確保 出没等の情報をもとに巡回パトロール

(2) 緊急時の連絡体制

実施隊・駆除隊 出動フロー図



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・現場等に放置することなく、速やかに適切な処理を行う。 ・イノシシ、シカなどのジビエ利活用が可能なものは、市内施設への搬入を行う。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲個体の食品利用について市内に開設されたジビエ処理施設と連携した取り組みを検討する。
ペットフード	一部捕獲者の自家利用を除いて利用がないため、今後の検討課題とする。
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

民営処理施設に対して、必要に応じて支援を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

人材育成の取組に対して、必要に応じて支援を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	山陽小野田市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
山陽小野田市農林水産課	事務局を担当、有害鳥獣関連の情報提供協議会に関する連絡・調整を行う。
山口県小野田地区猟友会 山口県山陽地区猟友会	有害鳥獣捕獲の実施。有害鳥獣関連の情報提供。
山口県美祢農林水産事務所	有害鳥獣関連の情報提供。鳥獣の保護管理に関する業務・捕獲わな等の適正な管理の指導。
山口県農業協同組合宇部統括本部	農作物被害状況の全体把握。
鳥獣保護管理員	鳥獣の保護管理に関する業務・捕獲わな等の適正な管理の指導。 鳥獣の個体数の生息管理。

山口県農業共済組合中部支所	農作物被害額の実態把握。
カルスト森林組合	森林部における被害状況の全体把握。
山陽小野田市農業委員会	農家団体代表。
山陽小野田警察署	銃刀法等の指導・住民の安全対策。有害鳥獣関連の情報提供。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山口県農林総合技術センター	有害鳥獣関連情報の提供 被害防止技術、捕獲技術の指導。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣被害の相談や緊急対応、有害鳥獣出没時には追い払い活動の実施 隊員数11名（うち狩猟免許保持者1名）【令和5年3月現在】 実施隊員の人材確保や追い払い等の効率化のため、民間隊員の活用について、検討していく。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

イノシシ、シカなどの農作物被害が顕著な集落に対して、被害防止の出前講座を実施する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関との連携を密にして被害状況を的確に把握するとともに、捕獲・防除・環境整備を基本とし、地域ぐるみで被害対策に取り組む。
--

鳥獣被害防止総合対策交付金は、
市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、農林水産業等に被害を及ぼす①鳥獣の捕獲等、②被害防除、③生息環境管理等の取組を総合的に支援します。

鳥獣被害対策の3つの柱

- 鳥獣被害対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が鉄則。
- この3つの活動を地域ぐるみで、いかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右。

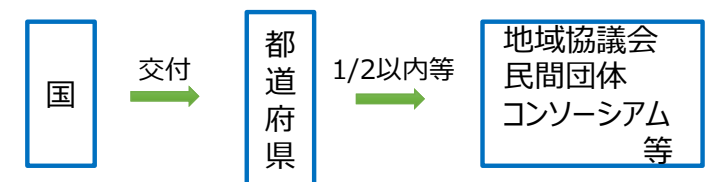


1. 主な事業の内容

- 捕獲活動の支援 (P2~6)
- 侵入防止柵の支援 (P7~10)
- 生息環境管理の支援 (P11)
- 処理加工施設や焼却施設等の整備への支援 (P12~14)
- ジビエ利活用への支援 (P14)

2. 交付金 (事業) の流れ

○ 基本的な交付金の流れ



**まずは「被害防止計画」を策定する
“市町村”に相談を！**

地域で問題となっている鳥獣の捕獲を進めたい！

捕獲頭数に応じた活動経費や捕獲機材の導入、捕獲等に必要な知識・技術に関する研修の実施を支援します。

【捕獲活動経費の支援】

(1)支援内容

有害捕獲に係る捕獲活動経費

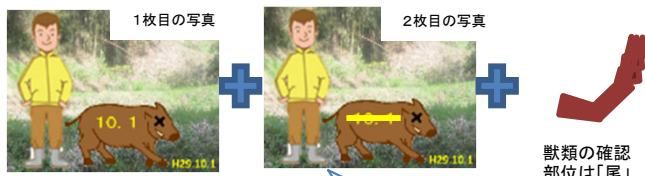
(2)補助率 定額

【上限単価】

イシ・シカ	ジビエ利用	9千円/頭
(成獣)	焼却処理	8千円/頭
	埋設等	7千円/頭
クマ・サル等	(成獣)	8千円/頭
その他獣類		1千円/頭
鳥類		200円/羽

！捕獲確認マニュアルに基づいた捕獲確認の実施！

※書類確認の際の提出物のイメージ



【虚偽申請の未然防止策】
1枚撮影後、更に横線等を引いて撮影

【捕獲機材の導入支援】

(1)支援内容

わな等捕獲機材の導入経費

(2)補助率 1 / 2 以内 (実施隊が行う場合は、定められた上限額以内で定額支援)

【上限単価】

箱わな (大型)	119千円/基
(中型)	88千円/基
(小型)	19千円/基
くくりわな	16千円/基
囲いわな	31千円/m ²
誘導捕獲柵わな	31千円/m ²



捕獲機材の導入

【研修経費の支援】

(1)支援内容

- a. 狩猟免許取得に必要な研修、担い手を育成するための技能研修
- b. 経験の浅い実施隊員等に対するOJT研修

(2)補助率

- a. 1 / 2 以内(実施隊が行う場合は、定められた上限額以内で定額支援)
- b. 200万円/市町村、20万円/月 以内

【猟銃取得の支援】

(1)支援内容

鳥獣被害対策実施隊員 (49歳以下) に対する新規の猟銃購入費

(2)補助率 1 / 2 以内

【上限単価】

10万円/人、50万円/市町村

多様なプレイヤーの参加の促進による被害対策の体制構築

被害対策の体制構築を進めるためには、市町村、農協、農業者等の地域住民の実施隊への参加が重要です。体制強化のため、地域外の免許取得者やその可能性のある者の捕獲事業への参加を支援します。

【多様なプレイヤーの参加】

- ① **農業従事者、農協職員**
実施隊員としての専従での活動ではなく、農作業や業務の合間に、わなの見回りや餌付け等の補助を実施。また、場合によっては自ら狩猟免許を取得し、捕獲活動に参画。
- ② **地域外の狩猟免許保持者**
狩猟免許は保持しているものの、他の町に居住しており、これまで被害対策には従事していなかった者の参画。

【必要な取組】

- **被害対策の体制整備** (地域での話し合い)
↓
- **農家、農協職員等向けの研修会**
 - ・被害対策のノウハウについての研修
 - ・免許取得に向けた研修
- ↓
- **被害対策の取組を実践**
 - ・わな等、必要となる資材の購入
 - ・わなの見回りや追払い等の活動費

被害対策のノウハウを共有する必要



⇒ 専門家への相談、研修会を開催

街の若者の協力を得られないか



⇒ 参加者の募集、活動費の支給

捕獲免許取得者は足りているのか



⇒ 免許取得に係る研修会を実施

わなの設置数は十分か



⇒ わなの増設、見回り体制の整備

【支援内容】

○ 活動経費

【限度額】300万円以内

捕獲有資格者の人数により変動

- 0人：50万円以内
- 1～4人：100万円以内
- 5～19人：200万円以内
- 20人以上：300万円以内

【追加的な取組への加算措置】

- **捕獲サポート体制を構築**※する場合
1 市町村あたり ※詳細はP5を参照
40名以上：100万円以内
80名以上：240万円以内
- **他地域人材を活用**する場合
1 人あたり10万円以内を加算 (上限100万円以内)
- **農業者団体等民間団体が被害防止活動を実施**する場合
1 市町村あたり200万円以内
- **新規に捕獲従事者を育成**(OJT研修)する場合
1 市町村あたり200万円 (20万円/月) 以内

交付金で支援

地域の捕獲人材の確保・技術向上を進めたい！

農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に係る人材の確保するため、狩猟免許取得時、経験の浅い方へのOJT研修、効果的な捕獲技術の習得及び高度な捕獲技術者の育成などの様々な研修・講習などの受講費用等について支援します。

<スペシャリスト養成への支援>

高度な捕獲技術者の育成に係る支援

補助率 定額

【限度額】300万円/都道府県※1

※1 都道府県広域捕獲活動支援事業により支援

<捕獲技術を磨きたい方への支援>

効果的な捕獲技術の習得など
研修・講習受講費用の支援

補助率 定額

【限度額】

○50～300万円/市町村※1

※1 鳥獣被害対策実施隊の狩猟免許保有者数に応じた支援

○2,300万円/都道府県※2

※2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業により支援

<経験の浅い方への支援>

・OJT研修に係る支援

補助率 定額

200万円/市町村(20万円/月)以内

・新規猟銃取得の支援

補助率 1 / 2 以内

令和6年度までの支援

【上限単価】

10万円/人(49歳まで)、50万円/市町村

<狩猟免許の取得を目指す方への支援>

狩猟免許取得時の研修・講習の受講費用を支援

補助率 定額

【限度額】50～300万円/市町村※1

※1 鳥獣被害対策実施隊の狩猟免許保有者数に応じた支援

地域で捕獲サポート体制を構築し鳥獣の捕獲を進めたい！

捕獲者のサポートのため、市町村、農協、農業者等の地域住民による捕獲サポート隊を構築し、わなの見回り・餌付け・追払いなどの活動経費について支援します。

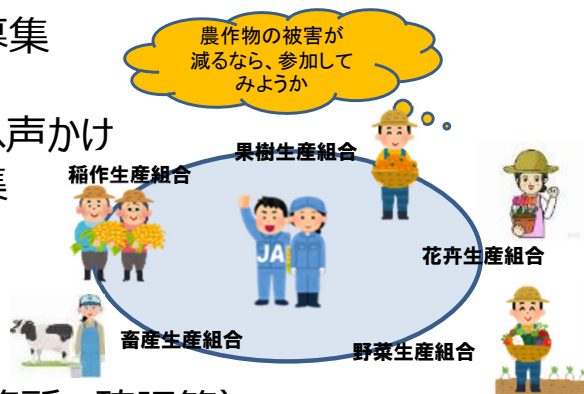
【捕獲サポート隊の必要事項】

- 狩猟免許を保有していないこと
既存の補助組織がある場合、免許保有者以外のみでの支援は可能
- 市町村ごとに40名以上（80名以上）で組織（累計人数ではない）
- 対象人数（名簿）と活動内容や支払記録を証拠書類として提出
- 原則として、満18歳以上
- 活動にあたり保険に加入すること
- 市町村で主催する安全研修を受講すること

【例1 新たに構築したい場合】

1. サポート隊への参加者募集の方法

- 講習会参加と併せた募集
- アンケートによる募集
- 猟友会より地元農家へ声かけ
- 生産組合を通じて募集



2. 隊員の作業内容

- 箱わなの餌付け
- わなの見回り
- 集落の見回り（出没箇所確認等）
- わなの設置（免許所持者と一緒に設置の補助）



3. 隊員の活動頻度

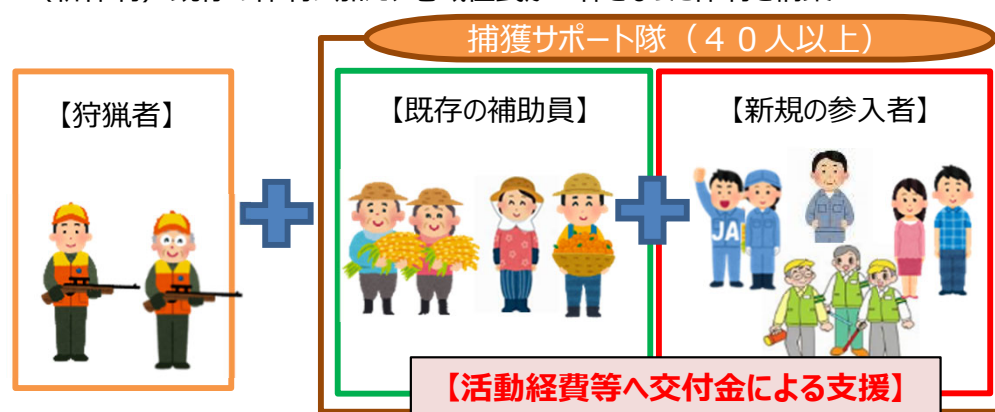
- 住んでいる地域周辺のため日々活動
- 集落毎にエリア分けし、エリア毎に5～10名配置（週2～3回活動）
- わなの設置期間のみ毎日 等

【例2 既存の体制を活用した場合】

（既存の体制）狩猟者に加え補助員として地元農家が参画した体制



（新体制）既存の体制に加え、地域住民が一体となった体制を構築



ICT等の新技術を活用して、効率的な被害対策を推進したい！

野生鳥獣の生息状況や被害発生箇所に関するデータを蓄積し、効果的・効率的な被害防止対策を実施するため、新技術（ICT機器等）の実証・導入を支援します。

(1) 支援内容

ICT等を用いた被害低減に確実に結びつく、①新技術の実証、②新技術の導入の支援に加え、令和5年度からは、③蓄積したデータのGISを活用した可視化及び技術の定着に資する取組を支援。

(2) 補助率

- ① 定額（ただし、100万円以内/市町村（広域連携型※の場合は、110万円以内/市町村））
- ②,③定額（ただし、実施隊が行う被害防止活動推進の限度額に200万円以内の加算/市町村）

※広域連携型：隣接する複数の市町村と共同で被害対策を実施する場合

< ICT等個別導入事例 >

【生息・被害状況の確認】

生息・被害状況調査において、センサーカメラを活用することで、対象獣種等を正確に把握



センサーカメラ



画像による鳥獣の確認

各地域の個別の被害状況に応じ、適切な鳥獣対策が選定可能

【わなによる捕獲活動】

監視システムを導入し、わなの状況を確認した上で、対象を選択後に捕獲を実施



わなの状況を監視

わなの見回り回数の低減や錯誤捕獲の防止により、効率的な捕獲活動が可能



捕獲者へ通知

【注意】

スマートフォン等の端末は汎用性が高いため支援対象外。通信費は導入初年度のみ対象で、翌年度以降は経常的経費として支援対象外。

< ICTを活用した対策 >

対策イメージ



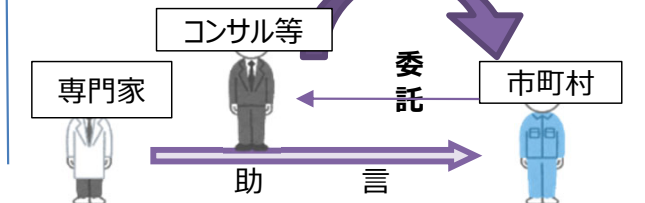
< GISを活用した対策 >

○市町村が自らの保有している資料を地図化するにあたり、機器導入や外部に業務委託等する費用を支援



○ICT導入・定着にあたり、専門家と地域の橋渡し役（コンサル会社等）の参画を支援

地域に合わせた技術を提案



鳥獣の侵入を防ぐために柵を整備したい！

対象とする獣種に応じた侵入防止柵を選択するとともに、施工する場所の地形（傾斜及び高低）を踏まえ、柵のつなぎ目や地面との間に隙間が発生しないようにすることが重要です。また、施工後は耐用年数の期間にわたって機能が発揮されるよう維持・管理を続けることが必要です。

(1) 支援内容

侵入防止柵の整備は「新規整備」と「再編整備」が可能です。その施工方法は「直営施工」か「請負施工」の2パターンあります。なお、侵入防止柵を整備する場合は、既存の捕獲機材（わな）等を一体的に設置することが要件となります。

－新規整備の上限単価－

(2) 補助率

- 直営施工の場合（資材費のみ支援対象）

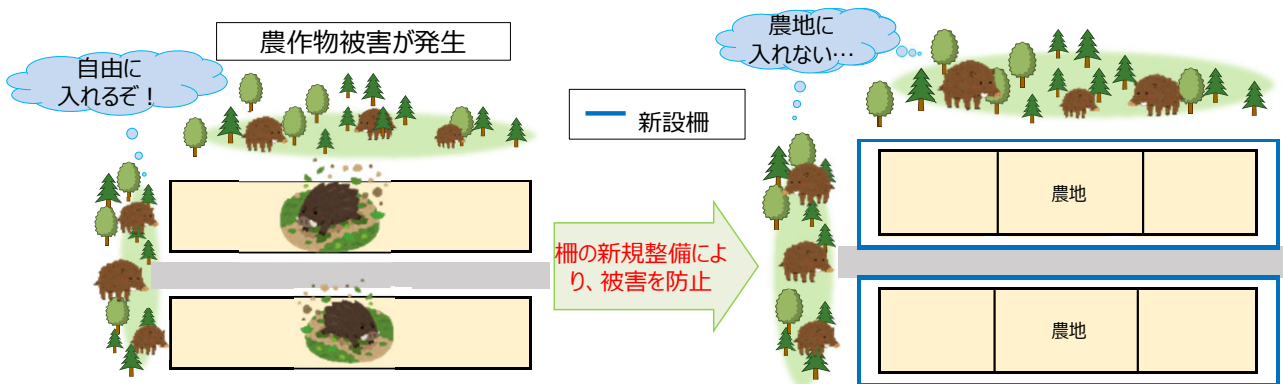
定額

- 請負施工の場合

事業総額の1/2以内等

	電気柵 (1段あたり)	ネット柵	金網柵 上段：イノシシ用 下段：シカ用	ワイヤーメッシュ柵 上段：イノシシ用 下段：シカ用
直営	148円/m	1,090円/m	1,970円/m 2,790円/m	1,290円/m 1,950円/m
請負	391円/m	2,600円/m	5,380円/m 7,620円/m	3,000円/m 4,530円/m

【侵入防止柵新規整備】



【捕獲機材の一体的な整備】



ICTを活用した捕獲機材等の導入

既存の柵と併せて別の農地にも整備したい！

(1) 支援内容

生息域の変化により新たな被害が発生した場合に、既存の侵入防止柵を一部移設して有効利用しつつ、新たな柵を追加するなどの再編整備が支援します。

－移設部分の上限単価－

	電気柵 (1段あたり)	ネット柵	金網柵 上段：イソ用 下段：シカ用	ワイヤーメッシュ柵 上段：イソ用 下段：シカ用
直営	25円/m	192円/m	296円/m 430円/m	192円/m 286円/m
請負	225円/m	1,612円/m	2,726円/m 3,710円/m	1,612円/m 2,426円/m

(2) 補助率

・直営施工の場合（資材費のみ支援対象）

定額

・請負施工の場合

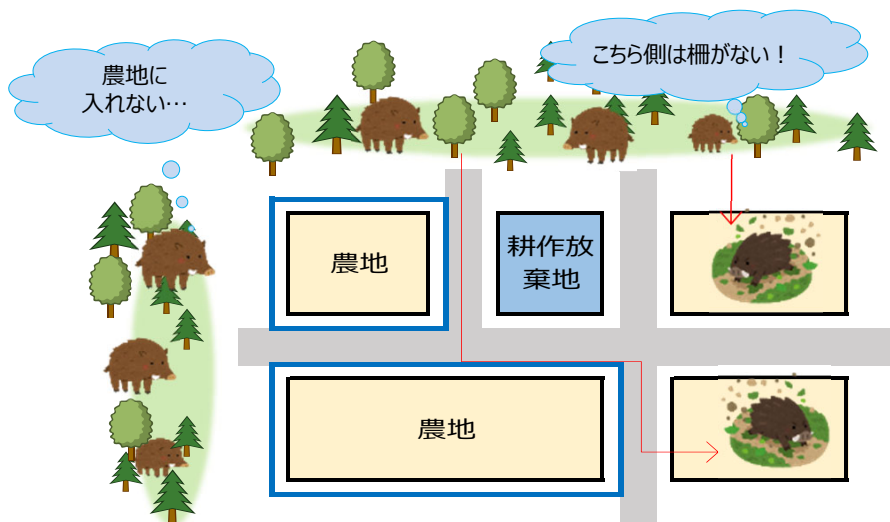
事業総額の1/2以内等

注1. 再編整備を実施する柵の総延長（移設する延長）に対する上限単価。資材費は、主に補修に要するものが対象。

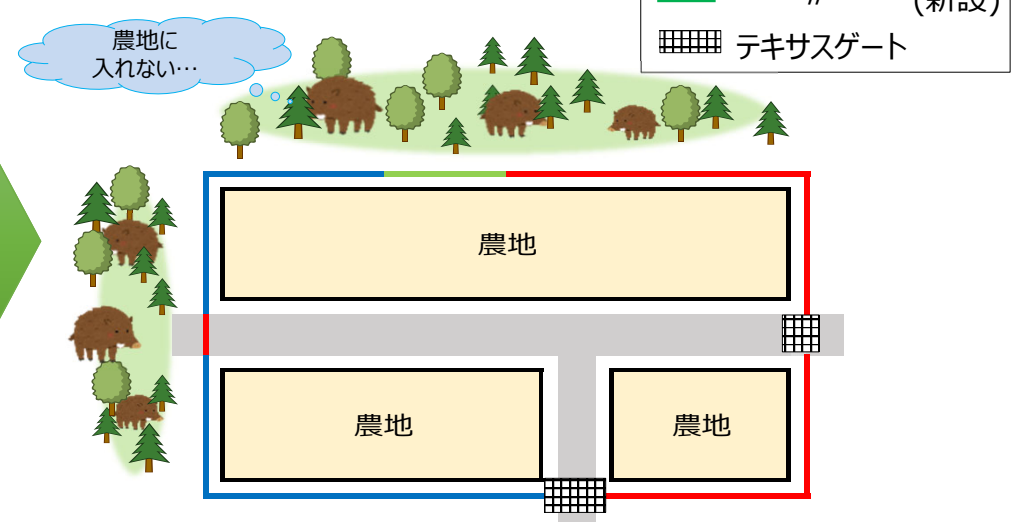
注2. 新設部分の支援単価は、新規整備をした場合の上限単価を適用（7P）。

【侵入防止柵再編整備】

＜整備前＞
生息域の変化の発生



＜整備後＞
生息域の変化に対応



侵入防止柵の地際を補強したい！

(1) 支援内容

①既存のネット柵、金網柵、WM柵、②新規整備する電気柵について、地際補強資材の導入を支援し、柵の侵入防止機能の強化を支援します。

(2) 補助率

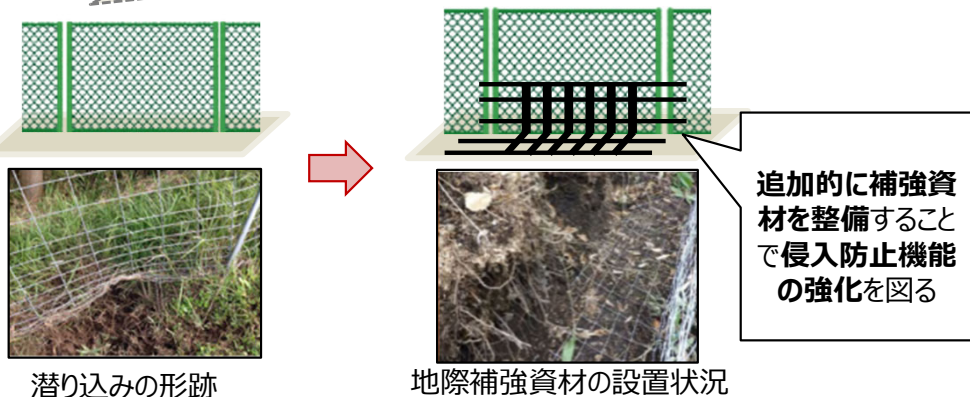
- ・直営施工の場合（資材費のみ支援対象）
定額
- ・請負施工の場合
事業総額の1 / 2以内等

—地際補強資材の上限単価—

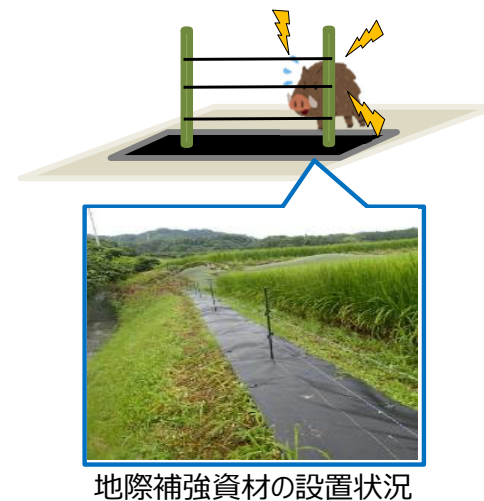
	① ネット柵 金網柵 WM柵	② 電気柵
直営	826円/m	254円/m
請負	2,065円/m	673円/m

注. 電気柵の地際補強対策は、新たに整備する場合に限定

【既設ネット柵、金網柵、WM柵の地際対策】



【新設電気柵の地際対策】



注. 電気柵の地際補強に係るシートは、通電性を有するものとし、幅1m以内

【要件】

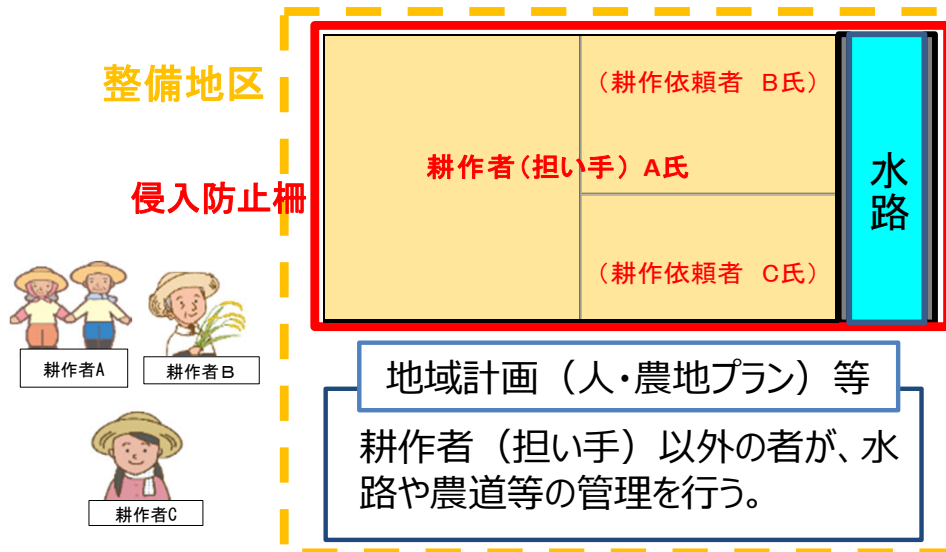
- 【①既存柵に対する支援】
 - R7年度までの措置。
 - R2年度以前に鳥獣交付金により整備した柵であって、残耐用年数が5年以上のものに限定。
- 【②電気柵に対する支援】
 - 鳥獣交付金による新規整備と一体的に実施
 - 柵の残耐用年数にわたり効果を発揮するものとする。

侵入防止柵等の施設整備を行う際に要件はあるのか？

1. 侵入防止柵整備の採択要件は「受益戸数が3戸以上」。
2. 受益戸数は、「耕作者」の他、「地域計画（人・農地プラン）等に基づいて、水路や農道の管理を行っている者」や畜産農家についても受益農家となり得る（受益農家は、柵設置農家だけではない。）。
3. 地形等の理由から連続しない柵でも、整備地区全体として受益戸数3戸以上であれば整備可能。
4. なお、1法人であっても、対象農地の耕作者のほか、出し手や、水路や農道等の管理に携わる農家も含めて3戸以上であれば対象となる。

【事例1 農地集積をした場合】

3者の耕作者が、農地集積により担い手であるA氏1名となる場合に、例えば、A氏以外の2名が地域計画（人農地プラン）等に基づいて、水路や農道等の管理を行うことにより、受益農家となり得る場合は、「受益戸数が3戸以上」の採択要件を満たす。



【事例2 飛び地等の場合】

- ・耕作者2名+畜産農家1名であることから、「受益戸数が3戸以上」の採択要件を満たす。
- ・畜産農家も受益農家となり得る。
- ・地区全体で受益戸数3戸以上となれば、連続しない柵でも整備可能。



農村集落に鳥獣を寄せ付けない環境を整えたい！

被害防止対策を効果的に実施するためには、ほ場や集落を餌場としないこと、見通しの良い地帯等の緩衝帯の設置により、人と鳥獣のすみ分けを進めることに加え、獣種の生態や地域の環境に合わせた複合的な対策を一体的に実施することが重要です。

【緩衝帯等の整備】

(1) 支援内容 (2) 補助率

- ・緩衝帯の設置
 - ・放任果樹の除去
 - ・雑木林の刈り払い
 - ・鳥獣の追い払い
- 1 / 2 以内**
 (実施隊が行う場合は、定められた上限額以内で定額支援)
 ※大規模緩衝帯 (1ha以上) を整備する場合の上限単価：
48万円/ha



緩衝帯の整備



放任果樹の伐採

【サル複合対策】

- (1) 支援内容
 生息調査を実施した上で、捕獲・追い払い・追い上げ・侵入防止・技術実証・生息環境管理のうちから2つの取組を選択し、それを実施するための経費

(2) 補助率 **定額**

【限度額】

※ 1市町村あたり
100万円以内



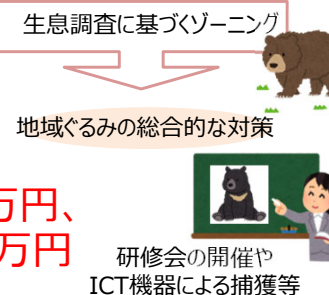
【クマ複合対策】

- (1) 支援内容
 生息調査、調査に基づくゾーニングと生息環境管理を含む地域ぐるみの総合的な対策の実施に係る経費

(2) 補助率 **定額**

【限度額】

※ 1市町村あたり
 取組数に応じ**100万円、又は200万円**



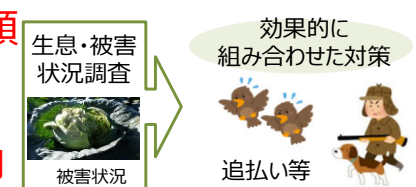
【鳥類複合対策】

- (1) 支援内容
 ① 専門家の知見に基づく生息・被害状況調査、地域が一体となった取組体制の構築
 ② ①を踏まえた防除対策や捕獲対策等を効果的に組み合わせた対策

(2) 補助率 **定額**

【限度額】

※ 1市町村あたり
100万円以内



鳥獣被害防止関連の施設整備を進めたい！

被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体を食肉等に利用する上で必要な食肉利用等施設及び焼却処分するための施設（減容化のための施設を含む）の整備が出来ます。

また、鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保と技術向上のための捕獲技術高度化施設（射撃場）の整備が出来ます。

（１）支援内容

- ・食肉利用等施設（加工製造設備を含む）の整備
- ・焼却施設（減容化施設も含む）の整備
- ・捕獲技術高度化施設（射撃場）の整備

（２）補助率

1 / 2 以内等

交付金額の上限として、

・食肉利用等施設	24.8万円/㎡
・焼却施設	38.1万円/㎡

※実施要領では、食肉利用等施設及び焼却施設（減容化のための施設）を処理加工施設と規定。



処理加工施設（食肉利用等施設）



焼却施設、減容化施設



捕獲技術高度化施設（射撃場）

捕獲した個体の利用・処分を進めたい！

多様なプレイヤーの参画促進や集中捕獲キャンペーンの実施により、捕獲頭数の増加が見込まれる地域があります。捕獲頭数の増加に伴う処分量の増加に対応するため、ジビエ利用に加え、焼却や埋設に係る支援が出来ます。

捕獲強化による処分負担増

【捕獲強化の取組】

- 農協、農業者等の多様なプレイヤーの参画促進
- 県が主導する集中捕獲キャンペーンの実施



【生じる課題】

取組の推進により捕獲個体の処分量が増加するが、**埋設処分の負担がネックになり進まない恐れ。**

⇒ 個体処分量の増加も見据えた体制構築が必要。

鳥獣交付金による支援

1. ジビエ利用、焼却及び減容化処分に係る支援

- (1) 施設等の整備支援
食肉利用等施設、焼却処理施設及び減容化施設の整備
⇒ 経費の1/2以内を支援。
- (2) ジビエカー（解体機能を有する車両）のリース導入支援
⇒ 購入価格の1/2以内を支援。
上限単価 1,500万円/台以内
- (3) 捕獲活動支援の単価アップ
7,000円/頭（埋設処分） ⇒ **9,000円/頭**（ジビエ利用）
⇒ **8,000円/頭**（焼却処分）
- (4) 焼却及び減容化処分に要する追加的経費への支援
運搬費及び焼却費、減容化経費を**定額で支援**。
(焼却及び減容化処分を民間業者へ委託する場合)

2. 埋設処分にかかる支援

埋設作業費や運搬費を**定額で支援**。

(埋設作業及び運搬を民間業者へ委託する場合)

個体処分に係る市町村向け特別交付税措置(鳥獣被害防止特措法)
交付率：8割（被害防止計画を作成していない場合は5割）

交付金で支援

ジビエを地域資源として活用したい！

ソフト 事業

補助率：
限度額内で
定額支援等

事業実施主体：
・地域協議会
・コンソーシアム
(処理加工施設の
運営者、市町
村及び民間事
業者の参画が
要件)

- 処理加工施設の衛生管理向上や販路拡大、ペットフード商品の開発に取り組みたい。
→ **国産ジビエ認証取得や商談会への出展、ジビエペットフード商品の開発等**を支援！ (※1)
- 処理加工施設の新たな担い手を育成するため、新規従業員の処理加工技術等の人材育成を実施したい。
→ **処理加工現場で行うOJT研修**を支援！ (※2)
- ICTを活用して、捕獲情報や処理加工施設における在庫管理などの情報管理を効率化したい。
→ **在庫管理などの情報管理を効率化するICTシステムの導入**を支援！ (※3)
- 効率よくジビエに適したシカやイノシシを捕獲したい。
→ **ICTを活用した罠や、大型囲い罠の導入**による捕獲の効率化を支援！ (※4)
- 捕獲後の品質の劣化を少しでも減らしたい
→ **ジビエカー（解体機能を有する車両）のリース導入**を支援 (※5)

※1 「ジビエ等の利用拡大に向けた取組」は、1市町村あたり300万円以内を限度額として定額交付。

ただし、衛生管理認証の新規取得に要する経費は1施設あたり35万円以内を限度額として定額交付。

※2 「処理加工施設の人材育成」は、1施設あたり192万円以内（1ヶ月の上限16万円）を限度額として定額交付。

※3 「ICTの活用による情報管理の効率化」は、1市町村あたり350万円以内を限度額として定額交付。

※4 ICT罠の導入は「ICT等新技术の活用」を活用し、1市町村あたり200万円以内を限度額として定額交付。

大型囲いわなを導入する資材費は、「誘導捕獲柵わな導入」の1mあたり31千円を限度額として定額交付。

※5 1台あたり1,500万円以内を上限額としてリース物件購入価格（税抜）の1/2以内を交付。



国産ジビエ
認証



ハード 事業

補助率：
1/2以内等

事業実施主体：
・地域協議会
・コンソーシアム
・協議会構成員

- 処理頭数増加と品質確保の両立を図りたい。
→ **処理加工施設（ジビエカー含む）の整備や、搬入促進施設（ジビエジュニア、保冷車）、保冷库や金属探知機、加工製造設備、ペットフード製造機器等**の導入を支援！
- これまでジビエ利用してこなかったが、新たに取り組みたい。
→ **通常の施設整備**に加え、ジビエ利用のトライアル施設として**簡易処理施設等**の整備を優先的に支援！
- 安定的に品質の良いジビエを供給したい。
→ 処理加工施設に附帯する**一時飼養施設** (※) 等を支援！
※出荷調整等のために必要な最小の規模に限る。
- 解体残さの処理に困っている。
→ **減容化施設や焼却施設**の導入を支援！



協議会(市町村)で活用できるメニューや限度額等を知りたい。

1. 協議会(市町村)における鳥獣対策(ソフト対策)

(1) 鳥獣被害防止に係る総合対策の支援 ⇨以下の限度額その他、取組内容に応じた単位当たりの上限単価を設定

被害防止推進活動※1		特定活動の定額補助	
		鳥獣被害防止総合対策関連	ジビエ利活用関連
有資格者数に応じた支援 既に取組んでいる場合 20人～ 300万円以内 5人～19人 200万円以内 1人～4人 100万円以内 0人 50万円以内 新規で取り組む場合 20人～ 300万円以内 ～19人 200万円以内	取組に応じた加算 サル、鳥類複合対策 100万円以内 クマ複合対策 200万円以内 他地域人材活用 100万円以内 (10万円/人以内) ICT等新技術の活用 200万円以内 GISを活用した被害対策可視化 200万円以内 広域活動加算 広域協議会加算※2 20万円以内/市町村 広域協議会加算※3 50万円以内/市町村 (猟銃有資格者在籍)	捕獲サポート体制の構築 2 狩猟免許を持たない構成員 80人～ 240万円以内/市町村 狩猟免許持たない構成員 40～79人 100万円以内/市町村 鳥獣被害対策 実施隊体制強化 1 実施隊員の人材育成 200万円以内/市町村 (1か月の上限額20万円) 新規猟銃取得支援 補助率:1/2以内 上限額:10万円/人、50万円/市町村 ICT等新技術実証 3 100万円以内/市町村 農業者団体等民間団体 被害防止活動 2 200万円以内/市町村・団体	ジビエ等の利用拡大に向けた 地域の取組 5 販売拡大支援※4 300万円以内/市町村 うち衛生管理認証の 新規取得経費 35万円以内/施設 搬入促進支援 (ジビエカーのリース導入) 補助率:1/2以内、1,500万円以内/台 ICTの活用による 情報管理の効率化※4 5 350万円以内/市町村 処理加工施設の人材育成※4 5 192万円以内/施設 (1か月の上限額16万円) 放射性物質影響地域の ジビエ利活用推進※4 5 150万円以内/市町村

【本資料の掲載】

1 P2

2 P3～5

3 P6

4 P11

5 P12、14

6 P2

7 P7～9、11、14

※1 「被害防止推進活動」は、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う取組に要する経費については1市町村あたりの限度額として定額補助、加算することができる。

※2 広域協議会の構成組織となり取組む場合は、被害防止推進活動に係る定額補助に1市町村当たりの限度額として20万円加算できる。

※3 広域協議会において、銃猟の有資格者が在籍する実施隊を有する市町村が有しない市町村を含めた広域的な捕獲を実施する場合に1市町村当たり50万円加算できる。

※4 事業実施主体がコンソーシアムの場合は、メニュー毎に定める限度額以内かつ、定額交付できる限度額は1コンソーシアムあたり総額1,000万円(ジビエカーは外数)。ただし、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組は必須。

(2) 鳥獣被害防止に係る捕獲活動経費の支援 ⇨限度額の設定はないが、頭数当たりの上限単価を設定⁶

2. 協議会(市町村)における鳥獣対策(ハード対策)⁷

⇨限度額の設定はないが、別途単位当たりの上限単価の設定あり

お問い合わせ先

鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村が作成する「被害防止計画」に基づく取組を支援するものです。まずは、お住いの市町村にご相談ください。

事業内容に関するお問い合わせは、下記までご連絡下さい。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>



鳥獣対策コーナー
(農林水産省HP)



農林水産省 農村振興局 鳥獣対策・農村環境課
(北海道を担当)

☎ (捕獲対策関係) 03-3591-4958
(ジビエ利活用関係) 03-6744-2196

東北農政局 農村振興部 農村環境課
(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県を担当)

☎022-221-6260

関東農政局 農村振興部 農村環境課
(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県を担当)

☎048-740-0514

北陸農政局 農村振興部 農村環境課
(新潟県・富山県・石川県・福井県を担当)

☎076-232-4533

東海農政局 農村振興部 農村環境課
(岐阜県・愛知県・三重県を担当)

☎052-223-4631

近畿農政局 農村振興部 農村環境課
(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県を担当)

☎075-414-9052

中国四国農政局 農村振興部 農村環境課
(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県を担当)

☎086-224-9417

九州農政局 農村振興部 農村環境課
(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県を担当)

☎096-300-6436

沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課
(沖縄県を担当)

☎098-866-1652

鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱

制 定
3 農 振 第 2 3 3 3 号
令 和 4 年 3 月 3 1 日 付
農林水産事務次官依命通知

最終改正 令和5年11月29日 5農振第1976号

(趣旨)

第1 鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせている。

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、地域主体の取組を推進することが効果的であるが、近年、農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少が進行していること等に伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが必要となっている。これらを受け、平成19年12月には、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「特措法」という。）が制定され、また、平成24年3月には、対策の担い手確保、捕獲の一層の推進等を図るために特措法の一部が改正されたところである。さらに、平成28年12月には、鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）の設置促進やその体制強化、捕獲した対象鳥獣の食品等としての利用の促進等を図るために特措法の一部が改正され、加えて、令和3年6月には、広域的な捕獲のための体制構築、捕獲した鳥獣を地域資源として有効活用するための衛生管理の知識を有する捕獲者や処理加工施設の人材育成等を図るために特措法の一部が改正されたところである。

これらを踏まえ、鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「本交付金」という。）において、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害捕獲」という。）、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総合的かつ計画的に実施するとともに、都道府県が主導して行う広域捕獲活動等の取組を実施するものとする。また、地域における被害防止対策や捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材を育成するとともに、最新の被害防止技術等について調査・検証を行い、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法の実証・確立に寄与するものとする。さらに、捕獲

鳥獣を利用した食肉（以下「ジビエ」という。）、愛玩動物用飼料又は皮革等（以下「ジビエ等」という。）の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものとする。

（通則）

第2 本交付金の交付については、特措法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、本要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第3 本交付金により実施する鳥獣被害防止総合支援対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資することを目的として行うものとする。

（事業の実施方針等）

第4 本対策は、事業実施主体や地域が抱える鳥獣被害に関する問題の明確化を図り、第3に掲げる目的の達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が特に必要と認める場合にあつては、この限りではない。

2 本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとする。

- （1）鳥獣被害防止総合支援事業
- （2）鳥獣被害防止都道府県活動支援事業
- （3）都道府県広域捕獲活動支援事業
- （4）鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
- （5）シカ特別対策等事業
- （6）鳥獣被害対策基盤支援事業

(7) 全国ジビエプロモーション事業

(8) 鳥獣被害防止対策促進支援事業

- 3 本対策を実施する場合は、地域の実情にかんがみ、過剰とみられるような施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。
- 4 事業実施主体は、整備事業（別表の区分・事業種類の欄に掲げる農山漁村活性化対策整備交付金（鳥獣被害防止総合対策整備交付金）のうち、経費・事業内容の欄に定める施設整備をいう。）を実施する場合にあつては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、農村振興局長が別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

(交付の対象及び交付率)

- 第5 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、事業実施主体が行う第4第2項の各号に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。
- 2 交付対象経費の区分・事業種類並びにその区分・事業種類ごとの交付対象経費、事業内容、事業実施主体、採択要件及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。
- 3 前項に定めるもののほか、第4第1項のただし書の事業に要する経費は、第4第2項の各号に掲げる事業において実施する事業に要する経費としてみなすことができることとし、これに対する交付率は、農村振興局長が別に定めるところによる。

(流用の禁止)

- 第6 別表の区分・事業種類の欄に掲げる1及び2の相互間における流用をしてはならない。

(委任)

- 第7 本対策の実施につき必要な事項については、本要綱の定めによるほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

(申請手続)

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者（以下「交付対象事業者」という。）は、交付申請書を地方農政局長等（鳥獣被害防止総合支援事業（広域コンソーシアム型を除く。）、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業及び鳥獣被害防止対策

促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業及び広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）にあつては地方農政局長（北海道にあつては大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）、鳥獣被害防止総合支援事業（広域コンソーシアム型に限る。）、鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証支援事業、ジビエレストラン拡大事業及び鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）（以下「鳥獣被害対策基盤支援事業等」という。）にあつては大臣をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 交付対象事業者は、前項の申請書の提出に当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等（大臣の場合にあつては農村振興局長）が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第10 地方農政局長等は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、交付対象事業者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第8第1項の規定による交付申請書が地方農政局長等に到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（申請の取下げ）

- 第11 交付対象事業者は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（契約等）

- 第12 交付対象事業者（地方公共団体を除く。）は、交付事業（本交付金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の一部を第三者に委託する場合は、地方農政局長等にあら

かじめ届け出なければならない。

- 2 交付対象事業者（地方公共団体を除く。）は、交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。

ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 3 交付対象事業者（地方公共団体を除く。）は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

- 4 交付対象事業者は、交付事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（債権譲渡等の禁止）

- 第13 交付対象事業者は、第10第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第14 交付対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

（2）交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除く。

（3）交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 交付対象事業者は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

- 3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

- 第15 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

- 第16 交付対象事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越し承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第17 交付対象事業者は、交付金の交付決定があった年度の12月31日現在において、別記様式第5号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。
- ただし、別記様式第6号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付対象事業者に対して交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第18 交付対象事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第6号の概算払請求書を、地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。
- なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。
- 2 交付対象事業者は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅延なく間接交付対象事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第19 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、交付対象事業者は、交付事業が完了したとき（第14第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 交付対象事業者は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

- 第20 地方農政局長等は、第19第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付対象事業者に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、交付対象事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第21 交付対象事業者は、第20第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第19第1項に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20第1項に準

じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第20項第2項及び第3項の規定は、前項による額の確定について準用する。

(交付決定の取消等)

第22 地方農政局長等は、第14第1項第3号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 交付対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 交付対象事業者が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付対象事業者が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
- (4) 間接交付対象事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接交付対象事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第20第3項の規定（括弧書を除く。）は、第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付について準用する。

(財産の管理等)

第23 交付対象事業者は、交付事業（交付事業を他の団体に実施させた場合を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第24 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具

は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 交付対象事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第8第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第10第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

- 第25 交付対象事業者は、交付事業等が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

（収益納付）

- 第26 交付対象事業者は、交付事業が完了した日から起算して5年が経過する日までに、交付事業の実施によって相当の収益を生じたときは、別記様式第10号の収益報告書により、各決算期の終了後2月以内に、地方農政局長等に報告しなければならない。
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による報告があった場合、その他交付対象事業者に前項の規定により報告すべき相当の収益を生じたものと認定したときは、当該収益の全部又は一部を国に納付させることができる。
 - 3 納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された交付金額をそれまでに交付対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、交付された交付金の総額から、交付金に係る財産処分に伴う納付額を差し引いたものとする。

（交付金の経理）

第27 交付対象事業者は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 交付対象事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 交付対象事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第28に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第28 交付対象事業者(地方公共団体に限る。)は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第12号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第29 交付対象事業者は、第8第1項の規定による交付申請、第14第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第17の規定による状況報告、第18の規定による概算払請求、第19第1項の規定による実績報告及び第19第4項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「eMAFF」という。)を使用する方法により行うことができる。

ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 交付対象事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた交付対象事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、交付対象事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFFを使用する方法によることができる。

4 交付対象事業者が第1項の規定によりeMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に定めるeMAFFの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件等)

第30 都道府県は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、第6、第12から第17まで、第19、第21から第23まで及び第25から第28までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県による間接交付金の交付の決定をもって都道府県の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による都道府県の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがあること。

2 都道府県は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付対象事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。

ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- (2) 間接交付対象事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 都道府県は、間接交付対象事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように務め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

4 都道府県は、第1項第2号の承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等

の承認を受けてから承認をしなければならない。

ただし、第1項第2号のただし書の場合にあつては、第10第1項の規定による交付決定の通知をもって同項ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。

- 5 都道府県は、第1項第3号の規定により間接交付対象事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は、当該取得財産等については適用しない。
- 7 都道府県は、間接交付事業に関して、間接交付対象事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

附 則

- 1 本要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本要綱の施行に伴い、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。
- 3 2による廃止前の鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和4年12月2日から施行する。

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和5年11月29日から施行する。

別表（第4、第5、第6及び第15関係）

区分・事業種類	経費・事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
1 農山漁村活性化対策 整備交付金 (鳥獣被害防止総合対策整備交付金)						
(1) 鳥獣被害防止総合支援事業 ①被害緊急対応型 ②広域連携型 ③広域コンソーシアム型	1 事業費 次の施設整備に係る農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。 (1) 鳥獣被害防止施設 ①新規整備 ②再編整備 ③既設柵の地際補強 (2) 処理加工施設 (3) 捕獲技術高度化施設 (4) 地域提案 2 附帯事務費 都道府県が1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認並びに事業の推進に必要な事務、指導監督及び調査検討を行うのに要する経費	農村振興局長が別に定める協議会等とする。	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。 2 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること又は確実に見込まれること。 3 受益戸数が3戸以上であること。 なお、再編整備を実施する場合は、既存施設を含めた受益戸数が3戸以上であることが確認できること。	定額、1/2以内 上記に関わらず、沖繩県にあっては2/3以内、次の1から6までの要件のいずれかに該当する地域にあっては、5.5/10以内とする。 (上記に関わらず、鳥獣被害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合は、資材費のみ交付対象経費とするときは、定額交付できるとし、鳥獣被害防止施設及び処理加工施設を整備する場合は上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによる。)	1 経費・事業内容の欄に掲げる1と2の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減	1 事業実施主体ごととの事業の新設、中止又は廃止 2 事業実施主体の変更
(2) 鳥獣被害防止対策 促進支援事業 ①中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業 ア 被害緊急対応型 イ 広域連携型	1 事業費 次の施設整備に係る農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。 (1) 鳥獣被害防止施設 ①新規整備			1 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特		

<p>②広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業 ア 被害緊急対応型 イ 広域連携型</p>	<p>2 ②再編整備 ③既設柵の地際補強 附帯事務費 都道府県が1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認並びに事業の推進に必要な事務、指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>		<p>ただし、鳥獣被害防止対策促進支援事業（広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）を実施する場合であつて、地方農政局長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 農村振興局長が別に定めるところにより施設耐用年数が一定年数を超えるものとする。 なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えていないこと。</p> <p>5 当該施設の整備による全ての効用によつて全ての費用を償うことが見込まれること。</p> <p>6 鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業）にあつては、農村振興局長が別に定める対象地に</p>	<p>別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替へて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替へて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）以下単に</p>
--	--	--	--	---

<p>2 農山漁村活性化対策推進交付金 (鳥獣被害防止総合対策推進交付金)</p> <p>(1)鳥獣被害防止総合支援事業 ①被害緊急対応型 ②広域連携型</p>		<p>農村振興局長が別に定める協議会等とする。</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p>	<p>「過疎地域」という。</p> <p>3 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>4 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域</p> <p>5 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域</p> <p>6 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域</p>	<p>1 区分・事業種類の欄に掲げる(1)、(2)、(3)、(4)、(6)</p>	<p>1 事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止</p>
<p>7 鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業(既設柵の地際補強を除く。))にあっては、当該施設の整備により受益地内の生産コストの低減が10%以上見込まれること。</p> <p>8 鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)にあっては、農村振興局長が別に定める事項を満たすこと。</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p>	<p>農村振興局長が別に定める協議会等とする。</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p>	<p>定額、1/2以内(ただし、被害防止活動推進、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組、</p>	<p>1 区分・事業種類の欄に掲げる(1)、(2)、(3)、(4)、(6)</p>	<p>1 事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止</p>

<p>③ 広域コンソーシアム型</p>	<p>(1) 被害防止活動推進 ① 推進体制の整備 ② 有害捕獲 ③ 被害防除 ④ 生息環境管理 ⑤ サル複合対策 ⑥ クマ複合対策 ⑦ 鳥類複合対策 ⑧ 他地域人材活用 ⑨ ICT等新技術の活用 ⑩ GISを活用した被害対策等の可視化定着支援</p> <p>(2) 実施隊特定活動 ① 大規模緩衝帯整備 ② 誘導捕獲柵の導入 (3) ICT等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ① 販売拡大支援 ② 搬入促進支援 (6) 鳥獣被害対策実施隊体制強化 ① 実施隊員の人材育成 ② 新規猟銃取得支援 (7) 捕獲サポーター体制の構築 (8) 処理加工施設の人材育成 (9) ICTの活用による情報管理の効率化 (10) 放射性物質影響地域のジビエ活用推進</p>		<p>1 被害防止計画が作成されたいこと又は作成されることとが確実に見込まれること。</p> <p>2 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること又は確実に見込まれること。</p>	<p>鳥獣被害対策実施隊体制強化における上限単価及び限度額、実施隊特定活動における上限単価、ICT等新技術実証、農業者団体等民間団体被害防止活動、捕獲サポーター体制の構築、処理加工施設の人材育成、ICTの活用による情報管理の効率化及び放射性物質影響地域のジビエ活用推進における限度額については、農村振興局長が別に定めるところによる。）</p>	<p>及び(7)の経費の相互間における経費の増減。</p> <p>ただし、区分・事業種類の欄に掲げる(1)、(2)、(3)及び(4)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の3割以下の増減を除く。</p> <p>2 区分・事業種類の欄に掲げる(5)の①及び②の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減。</p> <p>3 区分・事業種類の欄に掲げる(6)の①、②、③、④、⑤及び⑥の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減。</p>	<p>2 事業実施主体の変更</p>
<p>(2) 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業</p>	<p>次の取組について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p>	<p>都道府県</p>	<p>事業実施地区が複数の市町村を含むこと。</p>	<p>定額(ただし、限度額及び広域捕獲活動(有害捕獲)における上限単価</p>		

<p>(3) 都道府県広域捕獲活動支援事業</p>	<p>(1) 実施体制の整備 (2) 広域捕獲活動(有害捕獲) (3) 新技術実証・普及活動 (4) 人材育成活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組</p>	<p>都道府県</p>	<p>なお、広域捕獲活動(有害捕獲)を実施する場合は、事業実施地区内の全ての市町村等において被害防止計画が作成されていること又は作成されることとが確実に見込まれること。</p>	<p>については、農村振興局長が別に定めるところによる。</p>	
<p>(3) 都道府県広域捕獲活動支援事業</p>	<p>次の取組について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p> <p>(1) 実施体制の整備 (2) 生息状況調査等 (3) 広域捕獲活動(個体数調整) (4) 高度技術人材育成活動</p>	<p>都道府県</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 都道府県が作成する第二種特定鳥獣管理計画において、数の調整を目的として、農林水的産業被害の防止のための捕獲が定められていること又は定められることが確実に見込まれること。</p> <p>2 事業実施地区内の全ての市町村において、被害防止計画が作成されていること。</p> <p>3 事業実施地区内の全ての市町村において、被害防止計画に基づき有害捕獲を実施していること。</p>	<p>定額(ただし、限度額及び広域捕獲活動(個体数調整)における上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによる。)</p>	

<p>(4) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 ①被害緊急対応型 ②広域連携型</p>	<p>有害捕獲について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p>	<p>農村振興局長が別に定める協議会等とする。</p>	<p>被害防止計画が作成されていること。</p>	<p>定額（ただし、上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによる。）</p>	
<p>(5) シカ特別対策等事業 ①シカ緊急捕獲対策</p>	<p>シカの有害捕獲について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p>	<p>農村振興局長が別に定める協議会等とする。</p>	<p>被害防止計画が作成されていること。</p>	<p>定額（ただし、上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによる。）</p>	
<p>②シカ特別対策</p>	<p>次の取組について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。 ①実施体制の整備 ②生息状況調査等 ③シカの集中捕獲 ④捕獲個体の処理 ⑤人材育成活動 ⑥大規模捕獲実証</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 市町村等にあつては、被害防止計画が作成されていること。都道府県にあっては、第二種特定鳥獣管理計画において、数の調整を目的として、農林水産業被害の防止のための捕獲が定められていること。 2 シカによる被害が拡大していること又は被害の拡大が予測されること。 3 捕獲区域、捕獲時期、捕獲目標等を定めたシカの捕</p>	<p>定額（ただし、限度額及びシカの集中捕獲における上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによる。）</p>	<p>定額（ただし、上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによる。）</p>	

<p>(6)鳥獣被害対策基盤支援事業</p> <p>①鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業</p>	<p>次の取組について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p> <p>(1) 被害防止対策の中心的人材(地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーター)の育成を図るため、研修カリキュラムの作成及び研修会の開催・運営を実施する事業とする。</p> <p>(2) 地域の鳥獣対策に係る新たな担い手の発掘・育成を図るため、野生鳥獣の生態や鳥獣被害対策の知識や現場での取組等を内容とするセミナーを開催し、その中で人材確保が課題となっている市町村等とのマッチングを行う。また、ICT等を活用した被害対策技術の習得に係る研修会を行う事業とする。</p> <p>(3) 被害防止技術・手法等に関する情報共有を図るための全国検討会等を開催するとともに、新技術等に係る内容を充実させた鳥獣被害対策に係るマニュアルを作成する事業とする。</p>	<p>民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人及び協議会(農村振興局長が別に定めるものとする。)</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 次に掲げる事業を実施すること。</p> <p>(1) 地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーターについて、全国複数箇所で開催することを。</p> <p>(2) 新たな担い手発掘・育成セミナーについては、地域性等を考慮し、全国複数箇所で開催すること。</p> <p>(3) 鳥獣対策技術に関する全国検討会を開催し、鳥獣被害対策に係るマニュアルを作成すること。</p> <p>2 農村振興局長が別に定める要件及び基準を満たすこと。</p>	<p>定額(ただし、限度額については、農村振興局長が別に定めるところによる。)</p>	<p>獲計画が作成され、計画に基づく捕獲が行われること。</p>	
--	---	--	--	---	----------------------------------	--

② 利活用技術者育成 研修事業	<p>捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催・運営、捕獲個体の処理に関する調査を実施する事業において、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p>		<p>たしていること。</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国複数箇所で研修会を開催すること。 2 農村振興局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。 		
③ 鳥獣利活用推進支援事業	<p>捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制（コンソーシアム）を構築し、ジビエ等の全国的な需要拡大及び利活用推進のための関連情報の収集・発信、広報・普及啓発等を実施する事業について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p>		<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 経費・事業内容欄に規定するコンソーシアムは、民間企業、地方公共団体の他、野生鳥獣の捕獲、処理加工、供給及び消費に取り組む民間団体等で構成すること。 2 農村振興局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。 		
④ ジビエ流通衛生管理高度化事業	<p>ジビエの加工・流通・販売段階での衛生管理の高度化を図</p>		<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p>			

<p>⑤愛玩動物用飼料原料等利用促進事業</p>	<p>るため、加工、流通、販売事業者に対して衛生管理を指導する指導者の育成及び加工・流通・販売事業者への個別指導のための指導者の派遣に係る支援を実施する事業について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p>		<p>と。</p> <p>1 衛生管理の高度化に関する情報収集、指導者向けの研修及び個別指導を実施すること。</p> <p>2 農村振興局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。</p>		
	<p>次の取組について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p> <p>(1) 捕獲鳥獣を原料とする愛玩動物用飼料の安定供給及び利用拡大を図るため、検討体制(コンソーシアム)を構築し、愛玩動物用飼料製造事業者のニーズに応じた原料の製造に取り組む処理加工施設の拡大、流通体制の構築及び新規需要の創出等を実施する事業とする。</p> <p>(2) 動物園等での捕獲鳥獣を利用したと体給餌の取組を全国普及するため、検討体制(コンソーシアム)を構築し、適切な給餌方法の明確化、衛生管理に必要な加熱殺菌法の確立、流通体制の構築、新規</p>		<p>農村振興局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。</p>		

<p>⑥ I C Tを活用した調査に基づく捕獲の実践事業</p>	<p>需要の創出及び普及啓発等を実施する事業とする。</p>		<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p>		
	<p>I C Tを活用した調査に基づく捕獲を推進するため、I C Tを活用して行った調査結果に基づき捕獲活動の計画を策定し、捕獲従事者の理解を得た上で、策定した計画による捕獲活動をモデル的に実施する事業について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする</p>		<p>1 事業実施主体はシカ・イノシシの分布、生態、捕獲者の人数、質、捕獲手法等の実態について全国的な知見を有する者であること。</p> <p>2 全国複数箇所での実践的な研修を行うこと。</p> <p>3 I C Tを活用した調査を行い、客観的なデータに基づき計画策定及び捕獲活動を行うこと。</p> <p>4 調査、計画策定及び捕獲活動は、全国の複数地区で行うこととし、同地区は原則として行政界をまたぐこと。</p> <p>5 農村振興局長</p>		

<p>(7) 全国ジビエプロモーション事業</p>	<p>次の取組について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p> <p>(1) ジビエフェア開催事業は、協賛飲食店等を募集・開拓し、ジビエフェアを開催する事業とする。</p> <p>(2) ジビエ需要拡大・普及推進事業は、消費者に対するジビエ関連情報の発信等を行う事業とする。</p>	<p>民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人及び協議会（農村振興局長が別に定めるものとする。）</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 全国的なジビエ等の消費拡大に向けた事業であること。</p> <p>2 農村振興局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。</p>	<p>定額（ただし、限度額については、農村振興局長が別に定めるところによる。）</p>	<p>定額（ただし、限度額については、農村振興局長が別に定めるところによる。）</p>			<p>農村振興局長が別に定めるところによる。</p>	<p>区分・事業種類の欄に掲げる(8)の①と②の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減及び農村振興局長が別に定めるところによる。</p>
<p>(8) 鳥獣被害防止対策促進支援事業 ①ジビエ広域搬入モデル実証支援事業</p>	<p>捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入を促進するため、新たな搬入方法の確立に資する次の取組について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p> <p>①小型の移動式解体処理車の製作・実証 ②軽トラックの改造・実証 ③コンテナ式処理施設等の活</p>	<p>農村振興局長が別に定めるコンソーシアムとする。</p>	<p>農村振興局長が別に定める要件を満たしていること。</p>	<p>定額（ただし、限度額については、農村振興局長が別に定めるところによる。）</p>	<p>定額（ただし、限度額については、農村振興局長が別に定めるところによる。）</p>			<p>農村振興局長が別に定めるところによる。</p>	<p>区分・事業種類の欄に掲げる(8)の①と②の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減及び農村振興局長が別に定めるところによる。</p>

②ジビエレストラン 拡大事業	用・実証 ④生体搬入方法の実証 全国的なジビエの消費拡大を図るため、次の取組について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。 ①調理人へのジビエの調理実習・メニュー開発・情報発信 ②ジビエバイヤーズ商談会の実施	民間企業、一般財団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人及び協議会 (農村振興局長が別に定めるものとする。)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 ジビエレストランの拡大に向けた事業であること。 2 農村振興局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。		
③鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業	鳥獣被害対策及びジビエ利用に関する情報発信を図るための局長が別に定める経費を交付することとする。	民間企業、一般財団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人、協議会 (農村振興局長が別に定めるものとする。)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 鳥獣被害対策及びジビエ利用の理解醸成に向けた事業であること。 2 農村振興局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

研究開発法人
及び協議会
(農村振興局
長が別に定め
るものとする。)

【本申請書の提出よりも先に事業計画書の提出（協議）していない場合または提出（協議）した事業計画書の内容から変更があった場合】

別記様式第1号（第8関係）

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
 北海道にあつては農林水産大臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣

〇〇県（都府県）知事 （氏名）
 （又は所在地）
 団体名
 （協議会等名）
 代表者氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第8の規定により、申請する。

交付金交付申請額

鳥獣被害防止総合対策整備交付金 円
 鳥獣被害防止総合対策推進交付金 円

記

1. 事業の目的
2. 事業の内容及び計画
3. 経費の配分及び負担区分

区分・事業種類	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D) 円	負担区分				備考
		国庫交付金 (A) 円	都道府県費 (B) 円	市町村費 (C) 円	その他 (D) 円	
鳥獣被害防止総合 対策整備交付金 1 事業費 2 附帯事務費						
鳥獣被害防止総合 対策推進交付金 1 事業費						
合計						

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における交付金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4. 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

5. 添付書類

- (1) 都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱を添付すること。
 なお、都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略できる。
- (2) 事業計画書を添付すること。
- (3) 鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業のうち鳥獣被害防止総合支援事業を間接交付事業として行うに当たって、間接交付事業者が交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、別紙1を作成し添付すること。
- (4) 事業計画内訳明細書（別紙2）を添付すること。
- (5) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略に当たっては、提出済みの資料の名称とその他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(別紙1)

事業名	事業実施主体名	事業内容	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
			金融機関名	融資名（制度・その他）	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			〇〇金融公庫	〇〇資金	〇〇〇円	〇年	
			〇〇農協	〇〇資金	〇〇〇円	〇年	

- (注1) 事業名の欄は、鳥獣被害防止総合支援事業と記載すること。
 (注2) 事業実施主体名及び事業内容の欄は、計画書を転記すること。
 (注3) 融資内容が確認できる資料を適宜添付すること。

(別紙2)

事業計画内訳明細書

事業種類 ()

交付先	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	負担区分				備考
		交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
合計						

(注1) 本明細書は、事業実施主体から提出された事業計画書の内容・添付書類を基に記入すること。

(注2) 事業種類の () の欄は、鳥獣被害防止総合対策整備交付金、鳥獣被害防止総合対策推進交付金のいずれかを記入し、それぞれ別葉とすること。

(注3) 備考の欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円うち国費〇〇円」を同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」）と記入すること。

(注4) 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

【本申請書の提出よりも先に事業計画書を提出（協議）した場合】

別記様式第1号（第8関係）

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣〕

〇〇県（都府県）知事 （氏名）
（又は所在地）
団体名
（協議会等名）
代表者氏名

令和〇〇年度において、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で〇〇（注）した事業計画内容のとおり事業を実施したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

（注）〇〇については、事業計画の提出のみの場合は「提出」、協議を要した場合は「協議」とする。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔交付事業者〕 殿
又は〔間接交付事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みにあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申請書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注4）間接交付事業者に対する申立ての場合であつて、交付事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣

〇〇県（都府県）知事 （氏名）

（又は所在地）

団体名

（協議会等名）

代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第14の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号による交付金交付申請書の記に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更（中止又は廃止）前を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（申請時以降変更がない場合は省略できる。）

（注3）交付金の額が増額する場合には、件名の「令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金変更等承認申請書」を「令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱第14の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
 [北海道にあつては農林水産大臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣]

〇〇県（都府県）知事 （氏名）
 （又は所在地）
 団体名
 （協議会等名）
 代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）ため、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第16の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 交付事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由
- 2 交付事業の遂行状況

区分・事業種類	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

（注3）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略に当たっては、提出済みの資料の名称とその他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
 [北海道にあつては農林水産大臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣]

〇〇県（都府県）知事 （氏名）
 （又は所在地）
 団体名
 （協議会等名）
 代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第17の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分・事業種類	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

(注1) 「区分・事業種類」の欄には別紙様式第1号の「3. 経費の配分及び負担区分」の「区分・事業種類」の欄を記載すること。

(注2) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略に当たっては、提出済みの資料の名称とその他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
 [北海道にあつては農林水産大臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣]

官署支出官〇〇農政局総務部長 殿
 [北海道にあつては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官
 北陸農政局、東海農政局、近畿農政局又は中国四国農政局管内の府県に主たる事務所が
 所在する交付対象事業にあつては官署支出官〇〇農政局総務管理官
 沖縄県にあつては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官]

〇〇県（都道府）知事（氏名）
 （又は所在地）
 団体名
 （協議会等名）
 代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあつた事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第18の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、令和〇〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（注2）

記

区分・事業種類	総事業費	国庫交付金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 〇月〇日 現在の出来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注1) 1 「区分・事業種類」の欄には別紙様式第1号の「3. 経費の配分及び負担区分」の「区分・事業種類」の欄を記載すること
 2 「交付決定通知の年月日及び番号」は、変更交付決定通知があつた場合、当初の交付決定通知の年月日及び番号並びに変更交付決定通知の年月日及び番号の両方を記載すること。
 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略に当たっては、提出済みの資料の名称とその他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 交付等要綱第17第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
 [北海道にあつては農林水産大臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣]

〇〇県（都府県）知事 （氏名）
 （又は所在地）
 団体名
 （協議会等名）
 代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第19第1項の規定により、その実績を報告する。
 （また、併せて精算額として鳥獣被害防止総合対策整備交付金〇〇〇円、鳥獣被害防止総合対策推進交付金〇〇〇円の交付を請求する。）

記（注3）

1. 事業の目的
2. 事業の内容及び実績
3. 経費の配分及び負担区分

区分・事業種類	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D) 円	負担区分				備考
		国庫交付金 (A) 円	都道府県費 (B) 円	市町村費 (C) 円	その他 (D) 円	
鳥獣被害防止総合 対策整備交付金 1 事業費 2 附帯事務費						
鳥獣被害防止総合 対策推進交付金 1 事業費						
合計						

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には、「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4. 事業の完了年月日 令和 年 月 日

5. 収支精算

(1) 収入の部

区分・事業種類	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫交付金 2 都道府県費 3 市町村費 4 その他	円	円	円	円	
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
鳥獣被害防止総合対 策整備交付金 1 事業費 2 附帯事務費 鳥獣被害防止総合対 策推進交付金 1 事業費	円	円	円	円	
合計					

6 添付書類

(1) 都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱を添付すること。

なお、都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略できる。

(2) 交付金交付申請又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

(3) 報告の際には、以下の資料を添付すること。

- ① 整備事業にあつては、財産管理台帳の写し
- ② 推進事業にあつては、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し
- ③ 事業実績内訳明細書（別紙3）

(4) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略に当たっては、提出済みの資料の名称とその他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注1) 精算額がない場合は、() 部分を除くこと。

(注2) 間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合にあつては、実績報告書の収支精算の支

出の部の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

(注3) 事業計画の承認申請に当たり提出した申請書と記載及び添付書類が重複し省略した場合は、「記」以下を下記の(注)に置き替える。

- ① 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」(間接交付対象事業者に対し間接交付金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。’)旨加筆し、事業計画書の添付は省略すること。
- ② 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書のコピーに変更箇所を追記・修正し添付すること。
- ③ 添付書類については、6の(3)に準ずること。

(別紙3)

事業実績内訳書

事業種類 ()

交付先	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	負担区分				備考
		交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
合計						

(注1) 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付書類を基に記入すること。

(注2) 事業種類の()の欄は、鳥獣被害防止総合対策整備交付金、鳥獣被害防止総合対策推進交付金のいずれかを記入し、それぞれ別葉とすること。

(注3) 備考の欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円うち国費〇〇円」を同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円うち国費〇〇円」と記入すること。

(注4) 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
 [北海道にあつては農林水産大臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣]

〇〇県（都府県）知事 （氏名）
 （又は所在地）
 団体名
 （協議会等名）
 代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第19第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業に 要する経費 (A)	国庫交付金	(A) のうち 年度内支出 済額	概算払受 入済額	(A) のうち 未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

(注1) 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする。(翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。)

(注2) 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

(注3) 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

(注4) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略に当たっては、提出済みの資料の名称とその他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣〕

〇〇県（都府県）知事 （氏名）
（又は所在地）
団体名
（協議会等名）
代表者氏名

令和〇〇年度消費税仕入控除税額報告書

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第19第4項の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 （令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3－2）	金	円

（注1）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済）
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- （4）交付対象事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- （5）市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料

（注2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略に当たっては、提出済みの資料の名称とその他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]
(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注1) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、交付対象事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告の写し（税務署受付済）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (2) 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類等、免税事業者であることを確認できる資料
- (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付対象事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済）
- (4) 交付対象事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略に当たっては、提出済みの資料の名称とその他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣〕

〇〇県(都府県)知事 (氏名)
(又は所在地)
団体名
(協議会等名)
代表者氏名

年度鳥獣被害防止総合対策交付金の収益報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された 年度鳥獣被害防止総合対策交付金において収益が生じたので、下記のとおり報告します。

- 1 事業の区分
- 2 交付金交付額 円
- 3 交付対象経費 円
- 4 事業に係る収益額 円
- 5 根拠書類
(注) 根拠書類を添付すること (根拠資料に代えて、URL 記載も可)。

鳥獣被害防止総合対策交付金交付金調査書

交付事業名	国			地方					公共			団体			名			備考			
	交付決定 の額	交付率	科目	歳入		歳入		歳出		歳出		名		名		名					
				科目	予算	収入	科目	現額	科目	現額	うち国庫交 付金相当額	うち国庫交 付金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫交 付金相当額	うち国庫交 付金相当額	うち国庫交 付金相当額					
					現額	済額		現額		済額											
〇〇事業	円										円									円	
〇〇費																					
〇〇費																					
その他																					

記載要領

- 1 「交付事業名」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額、追加更正予算額等を区分してそれぞれを、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、追加更正予算額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかつた部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金等についての調査の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

制定

19 生産第 9424 号

平成 20 年 3 月 31 日

農林水産省生産局長通知

最終改正 令和 5 年 11 月 29 日付け 5 農振第 1935 号

第 1 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和 4 年 3 月 31 日付け 3 農振第 2333 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 事業の内容

要綱第 4 第 2 項に定める事業の内容は、次に掲げるとおりとする。なお、その詳細については、第 3 に定める別記 1 から別記 8 までに掲げるとおりとする。

1 鳥獣被害防止総合支援事業

市町村等が作成する被害防止計画に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「特措法」という。）第 9 条第 1 項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）等が行う捕獲等による鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 9 条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害捕獲」という。）、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とする。

また、地域の実情及び要綱第 3 の目的を達成する観点から、要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の（1）の整備を行う事業（以下「整備事業」という。）として、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

市町村が作成する被害防止計画に基づき、都道府県が主導して行う農地周辺等における広域捕獲活動、大量捕獲技術等の新技術の実証・普及活動及び実施隊員確保のための人材育成活動を実施する事業とする。

3 都道府県広域捕獲活動支援事業

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針（平成 26 年環境省告示第 133 号）における数の調整の目的により許可された捕獲のうち、特措法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく市町村からの要請を受けて林地奥等で実施する広域的に分布又は移動するイノシシ、シカによる農林水産業被害の防止を目的とした広域な捕獲活動（以下「広域捕獲活動（個体数調整）」という。）、広域捕獲活動（個体数調整）を検討するための生息状況調査等及び捕獲従事者を確保するために行う高度な捕獲技術を有する人材の育成活動を実施する事業とする。

4 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成 25 年 12 月 26 日付け環境省及び農林水産省取りまとめ）等の目標達成等に向けて、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じた支払いを実施する事業とする。

5 シカ特別対策等事業

シカの生息域の拡大に対応するため、個体数を減らすための捕獲対策等を実施する事業とする。

6 鳥獣被害対策基盤支援事業

鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施する事業とする。

また、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法を実証・確立するため、捕獲技術や被害防止技術等について調査・検証し、検討会を開催するとともに、対策手法に関する調査報告書等を作成・公表する取組を実施するものとする。

さらに、捕獲鳥獣を利用した食肉（以下「ジビエ」という。）等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものとする。

7 全国ジビエプロモーション事業

全国的なジビエ等の消費拡大を図るため、キャンペーン期間を設定した協賛飲食店等とのフェア開催、消費者に対してジビエ関連情報の発信等のプロモーションを実施する事業とする。

8 鳥獣被害防止対策促進支援事業

農作物等被害の低減を図るため、中山間地域等における侵入防止柵の設置による被害防除を実施する事業とする。

また、ジビエの需要拡大及び利活用促進を図るため、処理加工施設への広域搬入体制のモデル構築、ジビエ料理に関する指導やメニュー開発等の取組を実施する事業とする。

加えて、ジビエ利用を含む、鳥獣被害対策の理解醸成を図るための情報発信の取組を実施する事業とする。

第3 事業別事項

- 1 鳥獣被害防止総合支援事業：別記1
- 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業：別記2
- 3 都道府県広域捕獲活動支援事業：別記3
- 4 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業：別記4
- 5 シカ特別対策等事業：別記5
- 6 鳥獣被害対策基盤支援事業：別記6
- 7 全国ジビエプロモーション事業：別記7
- 8 鳥獣被害防止対策促進支援事業：別記8

(別記1)

鳥獣被害防止総合支援事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)及び2の(1)に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、要綱別記1の第1の1の被害防止計画の対象となっている市町村の区域(以下「市町村域」という。)において、実施隊等が有害捕獲、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の被害防止の取組を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

(3) 広域コンソーシアム型

複数の都道府県の市町村をまたぐ地域において、コンソーシアムを構成し、ジビエの利用拡大に向けた取組を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

事業実施主体は次に掲げるとおりとする。

(1) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の1の事業実施主体について

事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定める協議会等とは、経費・事業内容の欄の(1)、(3)及び(4)の取組にあつては、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している組織であつて、4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)又は②その構成員(試験研究機関を除く。)であつて、かつ、代表者の定めがあり、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているもの(以下「協議会構成員」という。)とし、経費・事業内容の欄の(2)の取組にあつては、①協議会、②協議会構成員又は③コンソーシアムとする。

- (2) 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)の事業実施主体について
事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会等とは、経費・事業内容の欄の(1)から(3)まで、(6)及び(7)の取組にあっては、協議会とし、経費・事業内容の欄の(4)の取組にあっては、当該協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとし、経費・事業内容の欄の(5)及び(8)から(10)までの取組にあっては、①協議会又は②狩猟者団体、処理加工施設の運営者、地方公共団体及び民間事業者(食品関連事業者、流通販売事業者)等から構成される組織若しくは団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有し、5に規定する組織及び運営についての規約の定めがあるコンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)とする。
- (3) コンソーシアムのうち、第1の1の(3)の取組において構成するコンソーシアム(以下「広域コンソーシアム」という。)にあっては、農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された者とする。

4 協議会の要件

協議会は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 協議会が実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。
- (2) (1)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

5 コンソーシアム及び広域コンソーシアムの要件

コンソーシアム及び広域コンソーシアムは、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) コンソーシアム及び広域コンソーシアムが実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、コンソーシアム及び広域コンソーシアムとしての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。
- (2) (1)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続について複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(3) 処理加工施設の運営者、市町村及び民間事業者が参画すること。ただし、広域コンソーシアムにあっては、複数の都道府県の市町村が参画すること。

(4) 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の1の(5)の①の取組を実施することとし、併せて、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の1の(5)の②、(8)から(10)まで及び要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の1の(2)の取組を実施することができるものとする。

6 事業実施主体の範囲

3に規定する協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域（複数の都道府県の市町村をまたがる場合も含む。）とする。

7 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る採択要件の欄の5の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

8 地域主体の鳥獣害防止対策

被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、特措法第4条の規定に基づく被害防止計画の作成を推進するものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について（平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知）に留意するものとする。

9 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の1及び要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の取組の事業の内容は、別表1の事業内容の欄に示すとおりとす

る。

2 交付対象経費

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の取組を行う事業(以下「推進事業」という。)の交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表5に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託

事業実施主体は、推進事業の一部を他の者(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、別表1の2. 推進事業の経費・事業内容の欄の(1)の⑩の取組に限り、事業実施主体が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。)が認める場合は、⑩に係る事業費の50%を超えて委託できるほか、事業実施主体の業務を請負又は役務要請で実施できるものとする。

4 留意事項

- (1) 事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー(農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領(平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知)第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。以下同じ。)その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。
- (2) 本事業の交付対象となる『ICT等機材・新技術』のシステムサービス提供者(以下「提供者」という。)が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>))。以下「GL」という。)において対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすものとする。

第3 交付率

- 1 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る交付率の欄の1の農

村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設及び処理加工施設を整備する場合の上限単価は、別表1の交付率の欄に示すとおりとする。

- 2 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める被害防止活動推進、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組及び鳥獣被害対策実施隊体制強化における上限単価及び限度額、実施隊特定活動における上限単価、ICT等新技術実証、農業者団体等民間団体被害防止活動、捕獲サポート体制の構築、処理加工施設の人材育成、ICTの活用による情報管理の効率化及び放射性物質影響地域のジビエ利活用推進における限度額は、別表1の交付率の欄に示すとおりとする。

3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により別表2の鳥獣被害防止施設、処理加工施設、被害防止活動推進及び実施隊特定活動の上限単価を超える事業については、地方農政局長（北海道及び広域コンソーシアムにあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が第4の1の(4)に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

4 地域提案

本要領本文第2の1の地域提案に充てることができる事業費は、各都道府県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。各事業実施主体（地域提案に係る事業実施主体を除く。）の事業実施計画の変更等やむを得ない事情が生じた場合には、この限りではない。

第4 事業の実施等の手続

1 事業の実施手続

- (1) 事業実施主体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた被害防止計画を作成するものとする。

この場合、事業実施主体を構成する市町村又は所在する市町村において、事業を実施しようとする市町村を対象として特措法第4条の規定に基づき被害防止計画を作成している場合にあっては、これをもって本事業における被害防止計画に代えることができるものとする。

- (2) 事業実施主体は事業実施計画を作成するものとし、被害防止計画を添付した上で、都道府県知事に提出するものとする。複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施主体（以下「広域都道府県域事業実施主体」という。）が作成する事業実施計画（以下「広域都道府県域計画」という。）については、地方農政局長、広域コンソーシアムが作成する事業実施計

画（以下「広域コンソーシアム計画」という。）については、農村振興局長に提出するものとし、次のいずれかに該当する場合は、広域都道府県域計画は地方農政局長と、広域コンソーシアム計画は農村振興局長と協議を行うものとする。

なお、事業実施計画に添付する被害防止計画については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

ア 第3の3の地域特認に該当する広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画

イ 4の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画

(3) 都道府県知事は、(2)により提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)の都道府県計画に次に掲げる事業実施計画が含まれる場合は、その内容について、地方農政局長と協議を行うものとする。

ア 第3の3の地域特認に該当する事業実施計画

イ 第3の4の地域提案を実施する事業実施計画

(5) 地方農政局長は、(2)の協議を受けた場合には、その協議結果について、関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。

(6) 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、重要な変更該当するときは、(2)から(5)までの規定を準用して手続を行うものとする。

また、地域提案に係る内容を変更する場合にあつては、重要な変更の有無にかかわらず、地方農政局長に協議するものとする。

さらに、広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画についても、重要な変更該当するときは、(2)及び(5)の規定を準用するものとする。

2 事業実施計画の作成等

(1) 1の(2)に定める事業実施計画は、別表3の1の推進事業及び整備事業に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、整備事業において再編整備を実施する場合は、事業実施計画に替えて、別表3の1の整備事業（再編整備）に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。

(2) 1の(3)に定める都道府県計画にあつては、別記様式第6号により、広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画にあつては、別記様式

第9号の別添により作成するものとする。

(3) 1の(4)及び(6)に定める都道府県知事が行う協議については別記様式第1号により行うものとし、同(2)及び(6)に定める広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画の事業実施主体が行う協議については別記様式第9号により行うものとする。

(4) 整備事業に係る(1)及び(2)の作成に当たっての留意事項は別表4に定めるところによるものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

1の(6)に定める都道府県計画、広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。

4 事業の着手

事業の着手(機械の発注を含む。)は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域事業実施主体にあつては地方農政局長、広域コンソーシアムにあつては農村振興局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあつては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

5 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、本事業により整備した施設の管理運営を直接行い難い場合、本事業の実施地域の団体であつて、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長及び都道府県知事は本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体((2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあつては、当該団体)に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長及び都道府県知事は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うも

のとする。

6 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した施設等に、事業名を表示するものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域事業実施主体にあつては地方農政局長、広域コンソーシアムにあつては農村振興局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、事業の実施状況の報告は、広域都道府県域事業実施主体及び広域コンソーシアムにあつては、別記様式第9号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあつては、別表3の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

2 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとし、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体及び広域コンソーシアムにあつても、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価

(1) 事業実施主体は、被害防止計画の目標年度の翌年度において、被害防止計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、評価内容の妥当性について、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、結果を報告するものとし、広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記様式第10号により作成し、被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第3号により地方農政局長に行い、それ以外の事業実施主体にあつては、別表3の3に規定する事項を含めて作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、事業実施主体は、事業評価の結果を踏まえ、被害防止計画に定

められた目標の見直し等を必要に応じ実施するものとする（２の（１）に該当する場合を除く。）。

- （２）都道府県知事は、（１）により事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を被害防止計画の目標年度の翌年度の９月末日までに、別記様式第３号により地方農政局長に報告するとともに、当該事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。
- （３）地方農政局長は、（１）及び（２）により事業評価結果の報告を受けた場合は、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、その内容を点検評価し、都道府県知事及び広域都道府県域事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。
なお、地方農政局長は、当該評価結果を農村振興局長に報告するものとする。
- （４）農村振興局長は、（３）により事業評価結果の報告を受けた場合には、その結果をとりまとめ、本事業の関係者以外の意見を聴取しつつ、評価を行うものとする。
- （５）事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長は、その結果を公表するものとする。
- （６）国は、本事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。
- （７）広域コンソーシアムにあっては、農村振興局長が別に示す方法により評価を行うものとする。

２ 改善計画

- （１）１の事業評価の結果、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である場合は、事業実施主体は、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた方策を記載した改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その内容を公表するとともに、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第４号により地方農政局長に、それ以外の事業実施主体にあっては、都道府県知事に報告するものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を１年間延長し、再度、１の事業評価及び報告を行うものとし、改善計画実施期間内に被害防止計画目標の達成状況が低調である場合には、事業実施主体は被害防止計画目標を見直すものとする。
なお、目標の達成状況が低調である場合とは、被害防止計画目標の達成率が70%未満であるものとする。
- （２）都道府県知事は、（１）の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、別記様式第４号により当該改善計画を地方農政局長に報告するものとする。
- （３）地方農政局長は、（１）及び（２）により報告を受けた場合、広域都

道府県域事業実施主体及び都道府県に対し指導及び助言を行うものとする。

第7 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第8 推進指導等

1 推進指導

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

- (1) 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りでない。

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

第10 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に基づき交付金を交付するものとする。
- 2 国は、都道府県及び補助事業者に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額すること、又

は都道府県知事に対し既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を
求めることができるものとする。

第11 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮する
ものとする。

- (1) 6次産業化の推進に関する施策
- (2) 経営所得安定対策に関する施策
- (3) 農業経営基盤強化促進法に関する施策
- (4) 中山間地農業ルネッサンス事業に関する施策
- (5) 最適土地利用総合対策に関する施策
- (6) 多面的機能支払交付金に関する施策
- (7) 中山間地域等直接支払交付金に関する施策
- (8) 中山間地域所得確保対策に関する施策
- (9) 森林整備事業に関する施策
- (10) 内水面漁場・資源管理総合対策事業に関する施策
- (11) 有害生物漁業被害防止総合対策事業に関する施策
- (12) 国土強靱化地域計画に基づく国土強靱化に関する施策

別表 1

1. 整備事業（要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の1関係）

経費・事業内容	事業の内容	交付率
(1) 鳥獣被害防止施設 ①新規整備 ②再編整備 ③既設柵の地際補強	<p>地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。</p> <p>なお、被害防止施設の整備に当たっては、次の内容を満たすものとする。</p> <p>ア 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形（傾斜及び高低差）及び樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入（飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入）を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。</p> <p>イ ICTを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備するものとする。</p> <p>ウ 電気柵を整備する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令を遵守し、正しく設置すること。</p> <p>具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い安全を確保するものとする。（参照URL：http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuukan ki/denkisaku.html）</p> <p>侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、適切に行うものとする。</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価（消費税を除く。）は、別表2の1. 整備事業に掲げるとおりとする。</p>

(2) 処理加工施設	<p>被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体を食肉等に利用する上で必要な施設（食肉等を原料とする加工製造のための設備（以下「加工製造設備」という。）を含む。ただし、鳥獣の捕獲個体の解体、処理を行う施設の別棟や別敷地に加工製造設備を整備する場合は、当該施設で解体、処理を行った食肉等のみを原料とするものに限る。）及び焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）を整備するものとする。この場合、被害防止計画に定める地域において、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲に関する計画と、その計画に即した捕獲活動を一体的に行うものとする。</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める処理加工施設の上限単価（消費税を除く。）は、別表2の1.整備事業に掲げるとおりとする。</p>
(3) 捕獲技術高度化施設	<p>農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保と技能向上のための射撃場を整備するものとする。この場合、専ら鳥獣の捕獲に従事する者が使用することが確実であって、かつ、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の2の指定射撃場（以下「指定射撃場」という。）の指定を受けていること又は受けることが確実と見込まれる場合に整備できるものとする。</p> <p>この場合、原則として、指定射撃場の指定を受けるために必要な施設等及び射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン（平成19年3月環境省水・大気環境局土壌環境課作成）に沿った鉛対策の実施に必要な施設等（以下「基幹施設」という。）の整備に限るものとし、その他附帯施設等については、基幹施設との一体的な整備を行う場合に限り整備できるものとする。</p>	
(4) 地域提案	<p>地域提案を実施できるものとする。</p>	<p>本要領本文第2の1の地域提案に充てることができる事業費は、各都道府県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。各事業実施主体（地域提案に係る事業実施主体を除く。）の事業実施計画の変更等やむを得ない事情が生じた場合には、この限りではない。</p>

2. 推進事業（要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（1）に係る経費・事業内容の欄関係）

経費・事業内容	事業の内容	交付率
(1)被害防止活動推進 ①推進体制の整備	<p>協議会の開催等により事業の推進体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題</p> <p>イ 事業の目標</p> <p>ウ 被害防止計画及び事業実施計画の作成・見直し</p> <p>エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築</p> <p>オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価</p> <p>カ その他必要な事項</p>	
②有害捕獲	<p>次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、有害捕獲については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲（有害捕獲）、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲（個体数調整）、本要領本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本要領本文第2の5のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。</p> <p>ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備</p> <p>イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲</p> <p>ウ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及</p> <p>エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立</p>	<p>1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（1）に係る交付率の欄の交付率及び同欄の農村振興局長が別に定める被害防止活動推進における限度額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)被害緊急対応型にあつては、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う経費・事業内容の欄の（1）の②から⑩までの取組に要する経費については1市町村当たりの限度額として、次に掲げるとおり定額交付できるものとする。</p> <p>ア 捕獲の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村の限度額は500千円以内とする。</p> <p>イ 捕獲の有資格者が1名以上、5名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は1,000千円以内とする。</p> <p>ウ 捕獲の有資格者が5名以上、20名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は2,000千円以内とする。</p> <p>エ 捕獲の有資格者が20名以上存在する実施隊を有する市町村の限度額は3,000千円以内とする。</p>
③被害防除	<p>次に掲げる事項を実施できるものとする。</p> <p>ア 犬等を活用した追上げ・追</p>	<p>オ 経費・事業内容の欄の（1）の⑤の取組に要する経費については、アからエ</p>

	<p>払いの実施、忌避作物・忌避資材の導入及び侵入防止柵・威嚇機材などの被害防止対策に必要な技術の実証</p> <p>イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施</p> <p>ウ イの調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供、被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及</p>	<p>までの限度額に 1,000 千円以内を加算できるものとする。</p> <p>カ 経費・事業内容の欄の(1)の⑥の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に、生息状況調査及び調査結果に基づくゾーニング・生息環境管理と併せて、地域研修会、追払い、ICT機器の導入(出没アラート、遠隔捕獲機器等)、集落点検の実施と共有、実施体制の整備(錯誤捕獲時体制の整備を含む)、出没要因調査の取組の中から、1つの取組をパッケージとして効果的に行う場合は 1,000 千円以内、2つ以上の取組をパッケージとして効果的に行う場合は 2,000 千円以内を加算できるものとする。</p> <p>キ 経費・事業内容の欄の(1)の⑦の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に、生息・被害状況調査結果を踏まえ、防除及び捕獲等の取組を効果的に行う場合は 1,000 千円以内を加算できるものとする。</p> <p>ク 経費・事業内容の欄の(1)の⑧の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に他地域に居住する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、市町村が定める被害防止計画に基づく有害捕獲活動を実施する者一人当たりに対して 100 千円以内を加算できるものとする。ただし、1,000 千円を上限とする。</p> <p>ケ 経費・事業内容の欄の(1)の⑨の取組に要する経費については、上記アからエまでの限度額に 2,000 千円以内を加算できるものとする。</p> <p>コ 経費・事業内容の欄の(1)の⑩の取組に要する経費については、アからエ</p>
④生息環境管理	<p>牛の放牧等による農地等の周辺における鳥獣緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を実施できるものとする。</p>	
⑤サル複合対策	<p>ニホンザルを対象獣種とし、加害群等の生息状況調査を行った上で、サルの群れごとに、捕獲活動、追払い、追い上げ、侵入防止、技術実証及び生息環境管理(緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等)の取組の中から2つ以上の取組をパッケージとして効果的に組み合わせて行うものとする。</p>	
⑥クマ複合対策	<p>直近年のクマ被害金額(ヒグマ、ツキノワグマ)が、直近5カ年のクマ被害金額を上回った地域を対象として、生息状況調査及び調査結果に基づくゾーニング・生息環境管理(緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等)と併せて、地域研修会、追払い、ICT機器の導入(出没アラート、遠隔捕獲機器等)、集落点検の実施と共有、実施体制の整備(錯誤捕獲時体制の整備を含む)、出没要因の調査の取組の中から、1つ以上の取組をパッケージとして効果的に行うものとする。</p>	
⑦鳥類複合対策	<p>農作物野生鳥獣被害アドバイザーその他鳥類の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の知識・知見に基づく生息・被害状況調査を実施した上で、地域研修会、追払い及び捕獲活動等の取組を効果的に行うものとする。</p>	
⑧他地域人材活用	<p>都市部等の他地域に居住かつ勤務する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、有害捕獲活動を2回以上行うものとする。</p>	

<p>⑨ I C T 等新技術の活用</p>	<p>市町村が作成する被害防止計画に定める獣種を対象とし、被害低減に確実に結びつく I C T（情報通信技術）等機材を活用した生息状況調査、捕獲活動、追払い、侵入防止及び生息環境管理の取組の中から2つ以上の取組をパッケージとして効果的に組み合わせるものとする。</p>	<p>までの限度額に、G I Sを用いて、地域の被害対策等の情報を地図上に可視化した上で、被害対策に活用する取組を行う場合は、2,000千円以内を加算できるものとする。</p>
<p>⑩ G I Sを活用した被害対策等の可視化定着支援</p>	<p>データに基づく被害対策の推進のため、G I Sを用いて、事業実施地域における被害対策等の情報を地図上に可視化し、地域の状況把握、対策方針の検討又は計画の策定等に活用する取組を行うものとする。</p> <p>なお、取組に当たっては、農作物野生鳥獣被害アドバイザーその他の対象獣種の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるものとする。</p>	<p>(2) 広域連携型にあっては、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う経費・事業内容の欄の(1)の②から④までの取組に要する経費については1市町村当たり(1)のア、イ、ウ、エの額に200千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。</p> <p>なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり(1)のイ、ウ、エの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。</p> <p>(3) 過年度に鳥獣被害防止総合支援事業の交付を受けたことのない事業実施主体においては、(1)又は(2)に代えて、経費・事業内容の欄の(1)の①から④までの取組に要する経費について、被害緊急対応型においては1市町村当たり2,000千円以内((1)のエの場合は3,000千円以内)、広域連携型においては事業実施主体を構成する1市町村当たり2,200千円以内((1)のエの場合は3,200千円以内)の定額交付を受けることができるものとする。</p> <p>なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を超</p>

			<p>えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり（1）のイ、ウ、エの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。</p> <p>2 交付率の欄の農村振興局長が別に定める被害防止活動推進における上限単価（消費税を除く。）は、別表2の2. 推進事業に掲げるとおりとする。</p>
(2) 実施隊 特定活動	① 大規模緩衝帯整備	<p>野生鳥獣の農地等への出没の軽減を図るため、野生鳥獣の生息域と農地との間に植生している樹木を伐採して行う緩衝帯の整備（対象地域の調査、所有者の同意の取付け等の調整活動を含む。）を行うものとする。ただし、大規模緩衝帯の整備面積は1ha以上とする。</p> <p>なお、大規模緩衝帯の整備については、当該市町村において森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に定める市町村森林整備計画が策定されている場合には、当該市町村森林整備計画と整合を図るものとする。</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（1）に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める実施隊特定活動における上限単価（消費税を除く。）は、別表2の2. 推進事業に掲げるとおりとする。</p>
	② 誘導捕獲柵わな導入	<p>一度に相当数の鳥獣を捕獲することのできる誘導捕獲柵わな（ドロップネット方式を含む。）の整備に必要な資材の導入を行うものとする。</p>	
(3) ICT等新技术実証		<p>ICT等を用いた被害低減に確実に結びつく新技术の実証を実施できるものとする。</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（1）に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定めるICT等新技术実証における限度額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）被害緊急対応型にあつては、1市町村当たり1,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p> <p>（2）広域連携型にあつては、1市町村当たり1,100千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p>
(4) 農業者団体等民間団体被害防止活動		<p>農業者団体等民間団体が実施隊員の確保・育成等実施隊の体制強化に向けた取組を実施できるものとする。</p> <p>なお、実施隊の体制強化以外の取組は、実施隊の体制強化に取り</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（1）に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める農業者団体等民間団体被害防止活動における限度額は、1市町村当たり2,000千円以内</p>

		<p>組む場合に限り実施できるものとする</p>	<p>を限度額として定額交付できるものとする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、1団体当たり2,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p>
<p>(5)ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組</p>	<p>①販売拡大支援</p>	<p>捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成及びジビエ等の需要拡大に確実に結びつく次に掲げる事項を実施できるものとする。</p> <p>ア 捕獲・運搬・集荷・処理加工の技能向上 捕獲技術や処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるため、研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知等を実施できるものとする。</p> <p>イ 流通・消費者等との連携 流通産業、外食産業その他の産業、学校給食、消費者等への普及のため、展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等を実施できるものとする。</p> <p>ウ ジビエ商品の開発、意向調査 地域の特色を生かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向調査等を実施できるものとする。</p> <p>エ 販路開拓 ジビエ商品の新たな販路を開拓するため、商談会、試食会等の開催又はこれらへの参加、各種広報活動等を実施できるものとする。</p> <p>オ 衛生管理認証の取得 国産ジビエ認証等の衛生管理認証を取得できるものとする。</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定めるジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組における限度額は、1市町村当たり3,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。ただし、衛生管理認証の新規取得に要する経費は1施設当たり350千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p> <p>事業実施主体がコンソーシアムの場合の交付率の欄の農村振興局長が別に定める限度額は、上記の他、本表経費・事業内容の欄の(5)の②及び(8)から(10)の交付率の欄によるものとする。</p> <p>なお、参画する市町村数に関わらず、定額交付できる限度額は、本表経費・事業内容の欄の(5)の②を除き、1コンソーシアム当たり10,000千円以内とする。</p>
	<p>②搬入促進支援</p>	<p>捕獲した鳥獣を食肉等に利用する施設への搬入を促進するため、次に掲げる事項を満たす場合に、解体機能を有する車両をリースにより導入できるものとする。</p> <p>ア 導入する車両の能力・規模が、地域の捕獲頭数、受益面積の範囲等からみて適正であること。</p> <p>イ リース期間は、2年(年単位</p>	<p>交付率は1/2以内とし、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定めるジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組のうち②搬入促進支援における上限単価(消費税を除く。)は、別表2の2. 推進事業に掲げるとおりとする。</p>

		とし、1年未満は端数を切り捨てる。)以上で法定耐用年数以内とする。	
(6) 鳥獣被害対策実施隊体制強化	①実施隊員の人材育成	野生鳥獣の捕獲活動の強化のため、市町村に設置された鳥獣被害対策実施隊の隊員等が捕獲活動の経験の浅い実施隊員等に対し、OJT研修を実施できるものとする。	要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害対策実施隊体制強化のうち①実施隊員の人材育成における限度額は、1市町村当たり2,000千円以内(1か月の上限200千円)を限度額として定額交付できるものとする。
	②新規猟銃取得支援	<p>銃猟における野生鳥獣の捕獲活動の強化のため、次に掲げるいずれかの事項を満たす市町村は、市町村に設置された鳥獣被害対策実施隊において、隊員(49歳以下。鳥獣被害対策実施隊に所属することが確実な者を含む。)が新規に猟銃の取得を行う場合の支援を実施できるものとする。</p> <p>ア 設置された鳥獣被害対策実施隊のうち猟銃免許を所持する隊員数が4人以下である場合</p> <p>イ 本表経費・事業内容の欄の(6)の①実施隊の人材育成の取組により、育成した隊員に初めて猟銃を取得させる場合</p>	交付率は1/2以内とし、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害対策実施隊体制強化のうち②新規猟銃取得支援における限度額は、1市町村当たり500千円以内を交付金の限度額として交付できるものとし、同上限単価(消費税を除く。)は、別表2の2.推進事業に掲げるとおりとする。
(7) 捕獲サポート体制の構築		<p>市町村が鳥獣被害対策の補助的業務を担う組織(以下「サポート隊」という。)を設置する場合において、次に掲げる事項を実施できるものとする。</p> <p>ア サポート隊の作業内容に係る研修、会議等</p> <p>イ サポート隊が実施する以下の取組</p> <p>① わなの見廻り及び給餌作業等の捕獲活動に係る補助的作業</p> <p>② 追上げ及び追払い等の被害防除に係る補助的作業</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める捕獲サポート体制の構築における限度額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) サポート隊における狩猟免許を保有しない構成員が40名以上となる市町村にあつては、1市町村当たり1,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p> <p>(2) サポート隊における狩猟免許を保有しない構成員が80名以上となる市町村にあつては、1市町村当たり2,400千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p>
(8) 処理加工施設の人材育成		処理加工施設における新たな担い手の育成・確保を推進するため、処理加工施設が新たに雇用契約をした従業員又はこれから雇用契約	要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める処理加工施設の人材育成に

	<p>をする従業員に対し、自らの処理加工施設又は先進的な処理加工施設において、衛生的な処理や解体技術の実習、経営ノウハウの習得等を図るOJT研修を実施できるものとする。また、外部で行われる研修会への参加も実施できるものとする。</p>	<p>おける限度額は、1施設当たり1,920千円（1か月の上限160千円）以内を限度額として定額交付できるものとする。</p>
<p>(9) ICTの活用による情報管理の効率化</p>	<p>ICTの活用により捕獲から処理加工、在庫管理に至るまでの情報管理を効率化する取組を実施できるものとする。</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定めるICTの活用による情報管理の効率化における限度額は、1市町村当たり3,500千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p>
<p>(10) 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進</p>	<p>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく出荷制限が指示されている地域において、出荷制限の解除のために必要な検査を実施できるものとする。</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める放射性物質影響地域のジビエ利活用推進の限度額は、1市町村当たり1,500千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p>

別表 2

1. 整備事業（要綱別表の区分・事業種類の欄の1の（1）に係る経費・事業内容の欄の1関係）

経費・事業内容		上限単価			
(1)鳥獣被害防止施設	①新規整備 ②再編整備 ③既設柵の地際補強	ア 新規整備			
		獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工の 資材費のみの 定額交付の場 合)	上限単価 (円/m) (左記以外の 場合)
		獣種共通	電気柵(1段当たり)	148	391
			電気柵シート (地際補強)	254	673
			ネット柵	1,090	2,600
		イノシシ	金網柵(ロール状)	1,970	5,380
			ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	1,290	3,000
		シカ(イノシシ用を兼ねる。)	金網柵(ロール状)	2,790	7,620
			ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	1,950	4,530
		イ 再編整備			
		獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工の 資材費のみの 定額交付の場 合)	上限単価 (円/m) (左記以外の 場合)
		獣種共通	電気柵(1段当たり)	25	225
			ネット柵	192	1,612
		イノシシ	金網柵(ロール状)	296	2,726
			ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	192	1,612
		シカ(イノシシ用を兼ねる。)	金網柵(ロール状)	430	3,710
			ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	286	2,426
		ウ 既設柵の地際補強			
		既設柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工の資 材費のみの定額 交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場 合)	
		ネット柵、金網柵、 ワイヤーメッシュ柵	826	2,065	
注1：鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類ごとに以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際					

	<p>の補強等を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気柵については、支柱間隔を4 m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。 電気柵シート（地際補強）は、通電性を有するものとし、幅1 m以内とする。 電気柵シート（地際補強）は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で加算できるものとする。 ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。 ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5 mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。 金網柵については、金網の径をφ2 mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。 <p>注2：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。</p> <p>注3：被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。</p> <p>注4：再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。</p> <p>注5：既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知）及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官通知）に基づく事業により令和2年度以前に整備され、かつ残耐用年数が5年以上あるものに限る。</p> <p>なお、令和7年度までの支援とし、同じ箇所への複数回の支援は不可とする。</p>								
(2) 処理加工施設	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">処理加工施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上限単価（万円/㎡）</td> </tr> <tr> <td>食肉利用等施設</td> <td>24.8</td> </tr> <tr> <td>焼却施設</td> <td>38.1</td> </tr> </table> <p>注：交付対象となる食肉利用等施設、焼却施設の交付金の交付限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。</p>	処理加工施設			上限単価（万円/㎡）	食肉利用等施設	24.8	焼却施設	38.1
処理加工施設									
	上限単価（万円/㎡）								
食肉利用等施設	24.8								
焼却施設	38.1								

2. 推進事業（要綱別表の区分・事業種類欄の2の（1）の経費・事業内容欄の1関係）

経費・事業内容	上限単価		
(1) 被害防止活動推進	1. 箱わな		
	仕様 (幅×奥行き)	獣種	上限単価（千円/基）
	大型獣用（3㎡以下）	主にイノシシ、シカ、クマ（サル用を兼ねる。）	119
	中型獣用（2㎡以下）	サル専用	88
	小型獣用（0.5㎡以下）	アライグマ、ハクビシ、ヌートリア等	19
	注1：「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。		
	注2：箱わなの導入においては、防錆仕様（亜鉛メッキ等）の他、捕獲の対象となる獣種ごとに以下と同等以上の機能を有するものと		

		<p>する。また、必要に応じて捕獲環境や捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシ、シカ、クマを対象獣種とする場合は、最小目幅 10cm 以下、φ 5mm 以上とする。 ・ サルを対象獣種とする場合は、最小目幅 7.5cm 以下、φ 3mm 以上とする。 ・ アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等を対象とする場合は、最小目幅 5 cm 以下、φ 1.6 mm 以上とする。 <p>2. くくりわな 1 基当たり 1 6 千円とする。</p> <p>3. 囲いわな 1 m²当たり 3 1 千円とする。</p>
(2)実施隊特定活動		<p>1. 大規模緩衝帯整備導入 1 h a 当たり 4 8 0 千円とする。</p> <p>2. 誘導捕獲柵わな導入 1 m²当たり 3 1 千円とする。</p>
(5)ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組	②搬入促進支援	<p>1. 解体機能を有する車両のリース導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）の上限単価 1 車両当たり 15, 000 千円以内とする。</p> <p>2. リース料助成額の算定 リース料助成額は、次の算式によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $\text{リース料助成額} = \text{リース物件購入価格（消費税抜き）} \times \text{交付率（1/2 以内）}$ ただし、リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。 <p>また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。</p> <p>ア リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $\text{リース料助成額} = \text{リース物件購入価格（消費税抜き）} \times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \times \text{交付率（1/2 以内）}$ <p>イ リース物件のリース期間満了時に残存価格を設定する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件購入価格（消費税抜き）} - \text{残存価格}) \times \text{交付率（1/2 以内）}$ <p>事業実施主体は、リース事業者の選定にあつては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。</p>
(6)鳥獣被害対策実施隊体制強化	②新規猟銃取得支援	<p>1. 新規猟銃取得支援の銃購入費助成額の上限単価 1 丁当たり 100 千円以内とする。(実施隊員 1 名当たり 1 丁の取得に限る。)</p> <p>2. 銃購入費助成額の算定 銃購入費助成額は、次の算式によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $\text{銃購入費助成額} = \text{銃購入費（消費税抜き）} \times \text{交付率（1/2 以内）}$ <p>3. 猟銃を新規取得した実施隊員の要件 猟銃を新規取得した実施隊員は、次の要件を全て満たすものとする。</p> <p>ア 猟銃を購入した日から 5 年以内に実施隊員として、猟銃による有害捕獲に取り組むこと。</p> <p>イ 猟銃を購入した日から 5 年以内に猟銃の所有権を放棄しないこと。</p>

別表 3

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画・近隣市町村等との連携 3 事業実施体制 協議会、コンソーシアムの概要 4 事業に係る項目 推進体制の整備・有害捕獲・被害防除・生息環境管理・サル複合対策・クマ複合対策・鳥類複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術の活用・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証・GISを活用した被害対策等の可視化定着支援・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援、搬入促進支援）・鳥獣被害対策実施隊体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援）・捕獲サポート体制の構築・処理加工施設の人材育成・ICTの活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用推進ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）、負担区分、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・都道府県広域捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携 5 捕獲機材の導入に係る事項 既存捕獲機材の活用状況、捕獲機材の導入数量の根拠、捕獲機材の規格（幅、奥行き、目幅、線径、塗装仕様等）捕獲目標頭数、捕獲機材の維持管理体制 6 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（搬入促進支援）に係る事項 予定販売先、予定販売数量
整備事業（新規整備）	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 事業に係る項目 施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、ジビエ等利活用推進・サル複合対策・クマ複合対策・鳥類複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術の活用・GISを活用した被害対策等の可視化定着支援・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援、搬入促進支援）・鳥獣被害対策実施隊体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援）・捕獲サポート体制の構築・処理加工施設の人材育成・ICTの活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用推進・市町村単独事業等他事業との連携 4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び費用対効果分析に関する項目 5 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況 6 食肉利用等施設を整備する場合の項目

	予定販売先、予定販売数量
整備事業（再編整備）	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 再編整備を取り組む場合の項目 既存施設の概要（造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況）、再編整備計画（対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容）、再編整備計画図、ジビエ等利活用推進・サル複合対策・クマ複合対策・鳥類複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術の活用・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証・GISを活用した被害対策等の可視化定着支援・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援、搬入促進支援）・鳥獣被害対策実施隊体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援）・捕獲サポート体制の構築・処理加工施設の人材育成・ICTの活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用推進・市町村単独事業等他事業との連携、利用計画、維持管理方法、一体的に整備する捕獲機材の内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与、費用対効果分析、経済性の評価 <p>注 再編整備計画については、(別添)再編整備計画書を参考とする。</p>
整備事業（既設柵の地際補強）	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 地際補強に取り組む場合の項目 既存施設の概要（造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況）、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容、鳥獣被害防止総合支援事業・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携 4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性 利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び費用対効果分析に関する項目 5 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 有害捕獲・被害防除・生息環境管理・サル複合対策・クマ複合対策・鳥類複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術の活用・GISを活用した被害対策等の可視化定着支援・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証・

	<p>ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援、搬入促進支援）・鳥獣被害対策実施隊体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援）・捕獲サポート体制の構築・処理加工施設の人材育成・ICTの活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用推進ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容、捕獲頭数）並びに事業費、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・都道府県広域捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携</p> <p>4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項</p> <p>5 捕獲機材の導入に係る事項 導入した捕獲機材の捕獲実績</p> <p>6 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（搬入促進支援）に係る事項 予定販売先、予定販売数量</p>
整備事業	<p>1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村</p> <p>2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携</p> <p>3 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与（鳥獣被害防止施設を整備した場合、一体的に整備した捕獲施設等の種類、数量、対象鳥獣ごとの捕獲頭数等も明記）、ジビエ等利活用推進・サル複合対策・クマ複合対策・鳥類複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術の活用・GISを活用した被害対策等の可視化定着支援・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援、搬入促進支援）・鳥獣被害対策実施隊体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援）・捕獲サポート体制の構築・処理加工施設の人材育成・ICTの活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用推進・市町村単独事業等他事業との連携</p> <p>4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項</p> <p>5 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況</p> <p>6 食肉利用等施設を整備する場合の項目 予定販売先、予定販売数量</p>

3 事業評価の報告

区分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及び整備事業	<p>1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、近隣市町村等との連携</p> <p>2 実施時期に係る項目</p> <p>3 事業内容等に係る項目 事業内容、事業量</p> <p>4 管理に係る項目 管理主体者、維持管理状況</p> <p>5 利用に係る項目 供用開始時期、利用率</p> <p>6 事業効果、評価に係る項目 定量的な事業効果（他事業との連携状況や捕獲効率向上</p>

への寄与等も踏まえて記載すること)、定量的な経営状況、
事業実施主体の評価

7 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況

(別添)

再編整備計画書

1. 事業実施主体等に係る項目

(1) 事業実施主体

--

(2) 構成市町村

--

(3) 事業の目的

--

2. 被害防止計画の作成状況等

(1) 被害防止計画の作成状況

--

(2) 他計画との連携

--

(3) 近隣市町村等との連携

--

3. 再編整備計画等

(1) 既存施設の概要

造成年度	施設の構造等	財産台帳の整備状況

(2) 再編整備計画

対象 鳥獣	受益戸数 ※1	受益 面積 ※2	実施内容	事業費	負担区分				
					国庫 補助	都道 府県費	市町 村費	その他	補助率
				円	円	円	円	円	

※1 受益戸数は既存施設造成時の受益戸数を基本とする。

※2 再編整備により変更となる場合には、その面積を記載するものとし、基本的に費用対効果分析に使用する受益面積とする。

(3) 再編整備計画図

--

4. 他の取組及び事業等との連携

--

5. 利用計画

--

6. 維持管理

--

7. 一体的に整備する捕獲機材の内容

--

8. 有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与

--

9. 費用対効果分析

--

10. 経済性の評価

新規整備の経済性の評価	再編整備の経済性の評価

別表 4

事業実施計画、都道府県計画及び広域都道府県域計画作成に当たっての留意事項

事 項
1 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
5 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
6 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が1.0以上であること。なお、投資効率（費用対効果）の算定の単位について、原則として、集落等の地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。 再編整備を取り組む場合は、上記の他、施設の耐用年数を考慮した投資効率（費用対効果）とすること。
7 国庫交付金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
9 附帯施設について、不要なものがないこと。
10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
14 適正な収支計画となっていること。（収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）
15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営できる体制となっていること。
16 被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設又は地域提案による施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。
18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。

19 捕獲技術高度化施設を建設する場合は、「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」、当該施設が設置される都道府県等の定める設置及び管理に関する条例のほか関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
20 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
21 施行方法の選択が適切にされていること。
22 入札の方法に関する知識を有していること。
23 地元関係者との合意形成が図られていること。
24 その他法律に定める基準等が満たされていること。
25 生産コスト分析の算出プロセス、根拠が適切であること。また、生産コストの低減率が10%以上であること（鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等被害防止施設整備事業）に限る。）。なお、生産コストの低減率の算定の単位については、原則として、集落等の地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。

別表5 推進事業の交付対象経費

事業内容		交付対象経費
推進体制の整備	会議開催	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、会議用機械器具の借料 事務用品 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費
有害捕獲	研修会・講習会	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、研修用機械器具の借料 事務用品及び印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 研修教材費 研修・講習受講費用及び旅費
	生息状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 事務用品、印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 薬品類、調査機材及びその借料 調査に従事する者に対する保険代 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲活動（捕獲個体処理を含む。）への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 事務用品、印紙代 郵便料、電信電話料及び運搬費 捕獲に必要な機材（銃を除く。） 捕獲機材の安全確保に必要な機材（銃の保管庫を除く。） 止めさし資材、埋設資材 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 捕獲に従事する者に対する保険代 重機、車両の借料及びその燃料代 商品開発資材
被害防除	研修会	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、研修用機械器具の借料 事務用品、印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 研修教材費 技術研修・講習受講費用及び旅費
	追払い、追上げ	<ul style="list-style-type: none"> 追払い・追上げの活動への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 事務用品、印紙代 郵便料、電信電話料及び運搬費

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬品類、追払い・追上げに必要な機材及びその借料 ・ モンキー犬訓練費用（警察犬訓練所等の訓練士が行うものであって、モンキー犬取扱者（ハンドラー）も訓練の対象となっているとともに訓練後にハンドラー参画のもと、普及・啓発のための現地研修会の開催を行う場合に限る。ただし、これまでに鳥獣被害防止総合対策事業で当該費用の補助を受けた場合を除く。） ・ 花火、煙火（クマを対象とした追払い、追上げを実施する場合に限る。） ・ 追払い・追上げに従事する者に対する保険代 ・ 車両の借料及びその燃料代
	技術実証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 技術実証資材 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
	被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 調査機材及びその借料 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 車両の借料及びその燃料代 ・ G I Sを用いた地図上への可視化に必要な資材費及び導入費（データ入力等を含む。）
生息環境管理	緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緩衝帯等の整備活動への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 請負施工費 ・ 放牧家畜の借料 ・ 緩衝帯整備等に従事する者に対する保険代 ・ 緩衝帯の整備に必要な資材 ・ 測量器材、刈払機、重機、車両の借料及びその燃料代
ジビエ等の利用拡大に向けた地域取組	販売拡大支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、会議用機械器具の借料 ・ 原材料、薬品類及び事務用品、設備や物品、図書及び参考文献の購入等に要する経費 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 研修会の開催、研修会への参加、資料収集、各種調査、打合せ、商談等に要する経費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 衛生管理認証取得に要する経費 ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃

		<ul style="list-style-type: none"> 金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） 本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の者に委託するために要する経費 役務費（それだけでは事業の成果としては成り立たない分析、試験等を行う経費） 手数料、印紙代 成果発表に必要な経費 情報提供や普及啓発に必要な経費
	搬入促進支援	<ul style="list-style-type: none"> 車両のリース料
鳥獣被害対策実施隊体制強化	実施隊員の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 専門的知識・技術を提供する者への旅費・謝金 研修教材費 研修資材費 事務用品
	新規猟銃取得支援	<ul style="list-style-type: none"> 銃購入費
捕獲サポート体制の構築		<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、会議用機械器具の借料 事務用品及び印紙代 書類の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 研修教材費 捕獲サポート体制の構築への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 作業に従事する者に対する保険代 重機・車両の借料及び燃料代 捕獲サポート活動に必要な資材（餌代含む）
処理加工施設の人材育成		<ul style="list-style-type: none"> 専門的知識・技術を提供する者への謝金・旅費 研修会への参加に要する経費 研修教材費 事務用品
I C T の活用による情報管理の効率化		<ul style="list-style-type: none"> I C T システムの導入費 事務用品
放射性物質影響地域のジビエ利活用推進		<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質検査費用 郵便料、電信電話料及び運搬費 消耗品（サンプリングに係るもの）

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキー犬、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は、交付対象経費とする取組を除き交付の対象外とする。

別記様式第1号（別記1の第4の1、別記2の第3の1及び2、別記3の第3の1及び2、別記4の第4の1、別記5の第4の1、別記8の第4の1の（1）及び4の（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）（都道府県広域捕獲活動支援事業）（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）（シカ特別対策等事業）（鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）））の都道府県事業実施計画の協議（変更協議）について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第4の1の（4）（第4の1の（6））（別記2の第3の1（第3の2））（別記3の第3の1（第3の2））（別記4の第4の1の（4）（第4の1の（6）））（別記5の第4の1の（1）のエ（第4の1の（1）のカ）、第4の1の（2）のウ（第4の1の（2）のエ））（別記8の第4の1の（1）、第4の4の（1））の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）
- 1 関係書類として、別記様式6号の都道府県計画を添付すること。
 - 2 当該事業の協議内容がわかる資料を添付すること。
 - 3 変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第2号（別記1の第5の3、別記4の第5の3、別記5の第5の1及び2の（2）、別記8の第5の1の（3）及び4の（3）関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の事業実施状況報告（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道及び広域コンソーシアムにあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

〔又は
所在地
団体名
（協議会等名）
代表者〕

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第5の3（別記4の第5の3）（別記5の第5の1及び2の（2））（別記8の第5の1の（3）及び4の（3））の規定により、別添のとおり報告する。

- （注）1 都道府県にあつては、別記様式第7号を添付する。
2 広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止総合支援事業、シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の添付する別添にあつては、別記様式第9号に準ずるものとする

る。また、広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の添付する別添にあつては、別記4の別記様式第1号とする。

別記様式第3号（別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第5、別記4の第6、別記5の第6、別記8の第6の1の（1）及び4の（1）関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の評価報告
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

〔又は
所在地
団体名
（協議会等名）
代表者〕

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第6の1の（2）の規定により、別添のとおり報告する。

- （注） 1 都道府県にあつては、別記様式第8号を添付する。
2 広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記様式第10号を添付する。

別記様式第4号（別記1の第6の2、別記4の第6、別記5の第6の1、別記8の第6の1の（2）及び4の（2）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
又は
〇〇県（都道府）知事 殿

〇〇県（都道府）知事

氏名

又は
所在地
団体名
（協議会等名）
代表者

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）に関する改善計画について

令和〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績及び改善計画
（改善計画は、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥獣	被害防止計画の達成状況				達成率 (%)	備考
			目 標 (年)	基準年度 の実績 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)		
被害防止 計画(被 害の軽減 目標)	被害金額 (千円)							
	被害面積 (ha)							

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
 3 指標ごとの合計も記載すること。
 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分(整備事業を実施した場合に記載)

区 分	指 標	事業実施後の状況					改善計画			
		目 標 (年)	計 画 策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)
	利用量 (km、ha 等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累 積 赤 字 (千円)									

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 2 収支率は、収入/支出×100とする
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
- 5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と記載すること。

4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

別記様式第5号（別記1の第4の4、別記2の第3の3、別記3の第3の3、別記4の第4の4、別記5の第4の4、別記8の第4の1の（4）及び4の（4）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道及び広域コンソーシアムにあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長
又は
〇〇県（都道府）知事 殿

所在地
団体名
（協議会名）
代表者 役職 氏名

又は
所在地
団体名
（協議会等名）
代表者
又は
〇〇県（都道府）知事
氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画（都道府県計画）に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

1 事業内容及び事業量

- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記様式第6号(別記1の第4の2、別記2の第3の1、別記3の第3の1、別記4の第4の2、別記5の第4の2、別記8の第4の1の(2)及び4の(2)関係)

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

I 事業内容

1 事業費等

事業費	円	(うち交付金)	円)	都道府県名	〇〇県(都道府)	管内市町村数	
うち地域提案メニュー分	円	(うち交付金)	円)	事業実施年度	令和 年度	被害防止計画作成数(協議中含む)	(令和 年 月 末時点)

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 課題を解決するための対応方針(上記の課題に対応させて記述すること。)

(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。なお、鳥獣対策を進める上で、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するために都道府県としての方針を記述するものとし、記載例を以下に示す。)

- 【記載例】
- 県は、市町村に対し、鳥獣対策を推進するに当たり、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するよう指導する。
- 有害捕獲に関する事項
 - ・捕獲体制の整備(目的:被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築)
 - ・捕獲機材の整備(目的:捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備)
 - ・生息状況調査の実施(目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握)
 - 被害防除に関する事項
 - ・侵入防止柵の整備(目的:被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備)
 - ・追い払い活動の実施(目的:効果的・継続的な追い払いによる被害防除)
 - ・被害状況調査の実施(目的:地域における被害状況及び加害鳥獣の把握)
 - 生息環境管理に関する事項
 - ・緩衝帯の整備(目的:鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備)
 - ・放任果樹の除去(目的:地域のえさ源対策として放任果樹等を除去)

4 県(都道府)の目標

(上記方針に従って、具体的な目標を記述すること。)

5 地域提案メニューの内容

(地域提案の背景、狙い及び具体的な内容等を記述すること。)

6 都道府県の捕獲計画の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施する場合のみ記載)

(上記対応方針や近年の捕獲傾向等を踏まえ、捕獲計画達成に向けた都道府県としての体制や方針、環境等の指定管理鳥獣捕獲等事業との連携の考え方、効果的な捕獲実施のための準備の設定及び調整等の都道府県としての考え方を具体的に記載すること。)

本年度の都道府県内の有害捕獲計画(又は実績)

対象鳥獣	直近3か年の有害捕獲実績(頭数)			有害捕獲計画(又は実績)数(頭数)	上限単価(円/頭・羽)	交付金額(円)
	〇年度	〇年度	〇年度			
						交付金額計(円)

処理経費等(円)	
埋設経費	
焼却経費	交付金額計(円)
現地確認等経費	

- 注1:必要に応じて行を追加すること。
 2:捕獲計画は被害防止計画を踏まえて記載するとともに、有害捕獲に限るものとする。

(事業概要)

- (1)推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)概要
 別紙1
- (2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域捕獲等鳥獣被害防止施設整備事業)概要
 別紙2
- (3)被害防止計画の概要
 別紙3
- (4)都道府県活動支援(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要
 別紙4
- (5)広域捕獲活動支援(都道府県広域捕獲活動支援事業)の概要
 別紙5
- (6)緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策))の概要
 別紙6
- (7)シカ特別対策(シカ特別対策等事業(シカ特別対策))の概要
 別紙7

(事業の経費の配分)

区分	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
推進交付金						
内訳	推進事業(総合支援)					
	都道府県活動支援					
	広域捕獲活動支援					
	緊急捕獲活動					
	シカ特別対策					
整備交付金						

(都道府県附帯事務費)

事業費	交付金	取組内容
附帯事務費		(内訳を記載すること。)

- 注1:取組内容については、農林振興局長が別に定める附帯事務費の償還基準により記載する。
 2:取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。
 3:事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に1.0%を乗じて得た額の充当率(二分の一)を乗じた得た額の範囲内で記載する。

(別紙4) (4)都道府県活動支援(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

1 実施体制の整備

取組内容	事業費		備考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

2 広域捕獲活動(有害捕獲)

取組内容	事業費		備考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

3 新技術実証・普及活動

取組内容	事業費		備考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

4 人材育成活動

取組内容	事業費		備考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

5 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組

取組内容	事業費		備考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

6 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

- 注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。
 2:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行政管理を適切に行うことができるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。
 3:その他必要な参考資料等を添付すること。

(別紙G) (5) 広域捕獲活動支援(都道府県広域捕獲活動支援事業)の概要

〇〇県(都道府)事業実施計画(又は実績)

1 事業の目的

--

2 計画の作成状況等

--

注: 第二特定鳥獣管理計画の策定状況及び農林水産業の被害防止を目的とする捕獲が位置付けられると判断できる記載を抜粋して記入すること。

3 事業の対象地域

--

注1: 事業の対象地域となる市町村名及びその市町村における具体的な事業実施範囲を記入すること。

2: 事業実施範囲と協議会等が被害防止計画に基づき行う有害捕獲の区分(区域、期間等)を記入すること。

4 事業の対象地域内の全ての市町村における被害防止計画の作成状況及び有害捕獲の実施状況

--

注: 有害捕獲の実施状況については、実施において活用している事業名等を記載すること。

5 都道府県広域捕獲活動支援事業の内容

(1) 実施体制の整備

取組内容	事業費	国庫交付金		備考
		円	円	
(具体的な内容及び積算)				
計				

(2) 生息状況調査等

取組内容	事業費	国庫交付金		備考
		円	円	
(具体的な内容及び積算)				
計				

(3) 広域捕獲活動(個体数調整)

取組内容	事業費	国庫交付金		備考
		円	円	
(具体的な内容及び積算)				
計				

(内訳)

① 個体数調整に係る捕獲						② 捕獲個体処理						合計 (①+②)	報奨金額		備考		
対象鳥獣	捕獲頭数 (頭)	食肉利用等仕向けの有無	上限単価 (円/頭)	国庫交付金 (円)	捕獲個体を搬入確認する食肉利用等施設の名称及び所在地	備考欄	対象鳥獣	埋設	埋設を行う施設の名称及び所在地	焼却	焼却を行う施設の名称及び所在地	事務費 (現地確認)	国庫交付金 (円)	国庫交付金 (円)		都道府県による報奨金 (1頭あたりの報奨金額) (円)	都道府県による報奨金 (合計) (円)
合計																	
③ 捕獲機材及び止め刺し資材				④ 捕獲に従事する者の保険代													
機材及び資材の種類	購入数	単位当たり単価	国庫交付金	従事者数	1人当たりの保険代	国庫交付金											
			(円)		(円/人)	(円)											

注1: 備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ1

2: 対象鳥獣の欄は、獣種(幼獣と成獣は区別)ごとに記載し、雄と雌で単価を分けている場合は区別して記載すること。1行で1獣種とすること。

3: 「食肉利用等仕向けの有無」の欄は、食肉処理等のために施設において搬入確認を行う場合は〇を、それ以外は×を記載すること。

4: 「機材及び資材の種類」の欄は、箱わな、くりわな、囲いわな、誘導捕獲機わな導入、止め刺し資材のいずれかを記載すること。

5: 「単位当たり単価」の欄は、単位当たりの単価(例: 〇円/基等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載すること。

(4) 高度捕獲人材育成活動

取組内容	事業費	国庫交付金		備考
		円	円	
(具体的な内容及び積算)				
計				

(5) 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注1: 取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。

2: 事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。

3: その他必要な参考資料等を添付すること。

1. 鳥獣被害防止施設

事業実施主体名	事業の概要

2. 食肉利用等施設

事業実施主体名	事業の概要

3. 焼却施設

事業実施主体名	事業の概要

4. 捕獲技術高度化施設

事業実施主体名	事業の概要

5. 地域提案

事業実施主体名	事業の概要

(別紙7) (7)シカ特別対策(シカ特別対策等事業(シカ特別対策))の概要

〇〇県(都道府)事業実施計画(又は実績)

1 事業の対象地域

--

注1:事業の対象地域となる市町村名及びその市町村における具体的な事業実施範囲を記入すること。
 2:事業実施範囲と協議会等が被害防止計画に基づき行う有害捕獲の区分(区域、期間等)を記入すること。

2 シカによる被害の状況

〇シカ被害の拡大状況						
項目	H30	R1	R2	R3	R4	5か年平均

※被害額、被害面積や生息頭数など、シカ被害の拡大状況について、項目を記入すること。

注1:事業の対象地域となる市町村におけるシカの被害の状況(被害額、被害面積等)を記入すること。

3 事業の内容

(1)実施体制の整備

取組内容	事業費		備考
	円	国庫交付金 円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

(2)生息状況調査等

取組内容	事業費		備考
	円	国庫交付金 円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

(3)シカの集中捕獲

取組内容	事業費		備考
	円	国庫交付金 円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

(4)捕獲個体の処理

取組内容	事業費		備考
	円	国庫交付金 円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

(5)人材育成活動

取組内容	事業費		備考
	円	国庫交付金 円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

(6)大規模捕獲実証

取組内容	事業費		備考
	円	国庫交付金 円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

(7)総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。
 2:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進捗管理を適切に行うことができるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。
 3:その他必要な参考資料等を添付すること。

別記様式第7号(別記1の第5の3、別記2の第4、別記3の第4、別記4の第5の3、別記5の第5、別記8の第5の1の(3)及び4の(3)関係)

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業(都道府県広域捕獲活動支援事業)、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 事業費等(事業実施状況)

事業費	円	(うち交付金	円)	都道府県名	〇〇県(都道府)
うち地域提案メニュー分	円	(うち交付金	円)	事業実施年度	令和 年度

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業実施以前における事業計画地区等における現状、課題及び対応方針等を数値等も交えて具体的に記述すること。)

3 都道府県が行った事業促進の取組

(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。なお、鳥獣対策を進める上で、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するために都道府県としての計画した方針の実施状況を記述するものとし、記載例を以下に示す。)

【記載例】

県は、市町村に対し、鳥獣対策を推進するに当たり、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するよう指導する。

○有害捕獲に関する事項

・捕獲体制の整備[目的:被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築]

・捕獲機材の整備[目的:捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備]

・生息状況調査の実施[目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握]

○被害防除に関する事項

・侵入防止柵の整備[目的:被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備]

・追い払い活動の実施[目的:効果的・継続的な追い払いによる被害防除]

・被害状況調査の実施[目的:地域における被害状況及び加害鳥獣の把握]

○生息環境管理に関する事項

・緩衝帯の整備[目的:鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備]

・放任果樹の除去[目的:地域のえさ源対策として放任果樹等を除去]

4 事業の実施状況の概要

(地域提案メニューを含め事業の実施状況を記述すること。)

5 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防止のための誘導方向を記載する。)

6 都道府県の捕獲実績の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施する場合のみ記載)

(捕獲計画達成に向けた都道府県としての体制や方針、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業との連携状況、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の都道府県としての対応状況等の事業実施状況を具体的に記載すること。)

本年度の都道府県内の有害捕獲実績数

対象鳥獣	直近3か年の有害捕獲実績(頭数)			有害捕獲実績数(頭数)	上限単価(円/頭・羽)	交付金額(円)
	〇年度	〇年度	〇年度			
						交付金額計(円)

処理経費等(円)	
埋設経費	交付金額計(円)
焼却経費	
現地確認等経費	

注1:必要に応じて行を追加すること。

注2:捕獲計画は被害防止計画を踏まえて記載するとともに、有害捕獲に限るものとする。

(事業概要)

(1)推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)概要

別紙1

(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)概要

別紙2

(3)被害防止計画の概要

別紙3

(4)都道府県活動支援(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

別紙4

(5)広域捕獲活動支援(都道府県広域捕獲活動支援事業)の概要

別紙5

(6)緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策))の概要

別紙6

(7)シカ特別対策(シカ特別対策等事業(シカ特別対策))の概要

別紙7

(事業の経費の配分)

(円)

区分	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
推進交付金						
内訳	推進事業(総合支援)					
	都道府県活動支援					
	広域捕獲活動支援					
	緊急捕獲活動					
	シカ特別対策					
整備交付金						

(都道府県附帯事務費)

(円)

事業費	交付金	取組内容
		(内訳を記載すること。)

注1: 取組内容については、農村振興局長が別に定める附帯事務費の用途基準により記載する。

注2: 取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。

注3: 事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に1.0%を乗じて得た額の充当率(二分の一)を乗じた得た額の範囲内で記載する。

(別紙4) (4)都道府県活動支援(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 実施体制の整備

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

2 広域捕獲活動(有害捕獲)

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

3 新技術実証・普及活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

4 人材育成活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

5 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

6 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。

2:備考欄に捕獲実績(鳥獣及び捕獲頭数)を記載すること。なお、対象鳥獣は、イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカを基本としそれら以外はその他獣類及び鳥類で記載すること。

3:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。

4:その他必要な参考資料等を添付すること。

(別紙G) (5) 広域捕獲活動支援(都道府県広域捕獲活動支援事業)の概要
 都道府県広域捕獲活動支援事業の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 事業の目的

--

2 計画の作成状況等

--

注: 第二特定鳥獣管理計画の策定状況及び農林水産業の被害防止を目的とする捕獲が位置付けられると判断できる記載を抜粋して記入すること。

3 事業の対象地域

--

注1: 事業の対象地域となる市町村名及びその市町村における具体的な事業実施範囲を記入すること。
 2: 事業実施範囲と協議会等が被害防止計画に基づき行う有害捕獲の区分(区域、期間等)を記入すること。

4 事業の対象地域内の全ての市町村における被害防止計画の作成状況及び有害捕獲の実施状況

--

注: 有害捕獲の実施状況については、実施において活用している事業名等を記載すること。

5 都道府県広域捕獲活動支援事業の内容

(1) 実施体制の整備

取組内容	事業費 円	国庫交付金		備考
		円	円	
(具体的な内容及び積算)				
計				

(2) 生息状況調査等

取組内容	事業費 円	国庫交付金		備考
		円	円	
(具体的な内容及び積算)				
計				

(3) 広域捕獲活動(個体数調整)

取組内容	事業費 円	国庫交付金		備考
		円	円	
(具体的な内容及び積算)				
計				

(内訳)

① 個体数調整に係る捕獲						② 捕獲個体処理						合計 (①+②)	報奨金額		備考	
対象鳥獣	捕獲頭数 (頭)	食肉利用等仕向けの有無	上限単価 (円/頭)	国庫交付金 (円)	備考欄	対象鳥獣	実施内容の概要				国庫交付金 (円)	国庫交付金 (円)	都道府県による報奨金 (1頭あたりの報奨金額) (円)	都道府県による報奨金 (合計) (円)		
							埋設	埋設を行う施設の名称及び所在地	焼却	焼却を行う施設の名称及び所在地	事務費 (現地確認)					
合計																
③ 捕獲機材及び止め刺し資材				④ 捕獲に従事する者の保険代												
機材及び資材の種類	購入数	単位当たり単価	国庫交付金 (円)	従事者数	1人当たりの保険代	国庫交付金 (円)										

注1: 備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ1: 対象鳥獣の欄は、獣種(幼獣と成獣は区別)ごとに記載し、雄と雌で単価を分けている場合は区別して記載すること。1行で1獣種とすること。
 2: 「食肉利用等仕向けの有無」の欄は、食肉処理等のために施設において搬入確認を行う場合は〇を、それ以外は×を記載すること。
 3: 「機材及び資材の種類」の欄は、箱わな、くりわな、囲いわな、誘導捕獲機わな導入、止め刺し資材のいずれかを記載すること。
 4: 「単位当たり単価」の欄は、単位当たりの単価(例: 〇円/基等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載すること。

(4) 高度捕獲人材育成活動

取組内容	事業費 円	国庫交付金		備考
		円	円	
(具体的な内容及び積算)				
計				

(5) 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注1: 取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。
 2: 事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。
 3: その必要な参考資料等を添付すること。

別紙2別添

(2) 整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか)

1. 鳥獣被害防止施設

事業実施主体名	事業の概要

2. 食肉利用等施設

事業実施主体名	事業の概要

3. 焼却施設

事業実施主体名	事業の概要

4. 捕獲技術高度化施設

事業実施主体名	事業の概要

5. 地域提案

事業実施主体名	事業の概要

(別紙7) (7)シカ特別対策(シカ特別対策等事業(シカ特別対策))の概要
シカ特別対策等事業(シカ特別対策)の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 事業の対象地域

--

注1:事業の対象地域となる市町村名及びその市町村における具体的な事業実施範囲を記入すること。
2:事業実施範囲と協議会等が被害防止計画に基づき行う有害捕獲の区分(区域、期間等)を記入すること。

2 シカによる被害の状況

○シカ被害の拡大状況

項目	H30	R1	R2	R3	R4	5か年平均

※被害額、被害面積や生息頭数など、シカ被害の拡大状況について、項目を記入すること。

注1:事業の対象地域となる市町村におけるシカの被害の状況(被害額、被害面積等)を記入すること。

3 事業の内容

(1)実施体制の整備

取組内容	事業費		備考
	円	円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

(2)生息状況調査等

取組内容	事業費		備考
	円	円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

(3)シカの集中捕獲

取組内容	事業費		備考
	円	円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

(4)捕獲個体の処理

取組内容	事業費		備考
	円	円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

(5)人材育成活動

取組内容	事業費		備考
	円	円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

(6)大規模捕獲実証

取組内容	事業費		備考
	円	円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

(7)総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。
2:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進捗管理を適切に行うことができるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。
3:その他の必要な参考資料等を添付すること。

別記様式第8号(別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第5、別記4の第6、別記5の第6、別記8の第6の1の(1)及び4の(1)関係)

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、鳥獣被害防止都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等)
鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)の評価報告(令和〇〇年度報告)

〇〇県(都府道)

1 被害防止計画の作成数、特徴等

2 事業効果の発現状況
地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。

3 被害防止計画の目標達成状況
被害防止計画の目標の達成状況を記載する。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象 地域	実施 年度	対象 鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	始期 開始	利用率・ 稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績				第三者の意見	事業実施主体の評価	都道府県の評価
										被害金額		被害面積				
										目標値	実績値	達成率	実績値			
				(鳥獣被害防止施設)					<p>・東濃と山の境目で、インブレン、シカ、サルによる穴掘、田畠等の野菜類の被害が多発していることから、東濃等の指定管理鳥獣捕獲等事業と連携しつつ、緊急捕獲活動支援事業を活用し山中において猟友会が有害捕獲を行うとともに、無害を問わずに山際へ侵入防止柵を設置、進入防止柵や道路等に防鳥柵を敷設する等、シカ捕獲活動支援事業、シカ捕獲活動支援事業、シカ捕獲活動支援事業による被害の軽減を図る。また、被害防止計画の進捗状況については、被害防止計画の進捗状況報告書(令和〇〇年度報告)に記載する。</p>							
				(処理加工施設)					<p>・事業実施市町村におけるインブレンの食肉の販売額及び販売量が1割増加(施設整備前の平成〇〇年度では年間の販売額は〇円、販売額は〇円)。令和〇〇年度に竣工し、整備後の令和〇〇年度では年間の販売額は〇円、販売額は〇円。</p> <p>・事業実施市町村におけるインブレンの処理頭数は15%増加(施設整備前の令和〇〇年度では年間の処理頭数は〇トン、令和〇〇年度に竣工し、整備後の令和〇〇年度では年間の処理頭数は〇トン)。</p> <p>・事業実施市町村におけるインブレンの処理頭数は15%増加(施設整備前の令和〇〇年度では年間の処理頭数は〇トン、令和〇〇年度に竣工し、整備後の令和〇〇年度では年間の処理頭数は〇トン)。</p> <p>・事業実施市町村におけるインブレンの処理頭数は15%増加(施設整備前の令和〇〇年度では年間の処理頭数は〇トン、令和〇〇年度に竣工し、整備後の令和〇〇年度では年間の処理頭数は〇トン)。</p> <p>・事業実施市町村におけるインブレンの処理頭数は15%増加(施設整備前の令和〇〇年度では年間の処理頭数は〇トン、令和〇〇年度に竣工し、整備後の令和〇〇年度では年間の処理頭数は〇トン)。</p> <p>・事業実施市町村におけるインブレンの処理頭数は15%増加(施設整備前の令和〇〇年度では年間の処理頭数は〇トン、令和〇〇年度に竣工し、整備後の令和〇〇年度では年間の処理頭数は〇トン)。</p> <p>・事業実施市町村におけるインブレンの処理頭数は15%増加(施設整備前の令和〇〇年度では年間の処理頭数は〇トン、令和〇〇年度に竣工し、整備後の令和〇〇年度では年間の処理頭数は〇トン)。</p>							
				(施設施設)					<p>・事業実施市町村におけるインブレン及びシカの焼却処理頭数が、各々10%、5%増加(施設整備前の令和〇〇年度では年間の処理頭数はインブレン〇頭、シカ〇頭、令和〇〇年度に竣工し、整備後の令和〇〇年度では年間の処理頭数はインブレン〇頭、シカ〇頭)。</p> <p>・事業実施市町村におけるインブレン及びシカの焼却処理頭数が、各々10%、5%増加(施設整備前の令和〇〇年度では年間の処理頭数はインブレン〇頭、シカ〇頭)。</p> <p>・事業実施市町村におけるインブレン及びシカの焼却処理頭数が、各々10%、5%増加(施設整備前の令和〇〇年度では年間の処理頭数はインブレン〇頭、シカ〇頭)。</p> <p>・事業実施市町村におけるインブレン及びシカの焼却処理頭数が、各々10%、5%増加(施設整備前の令和〇〇年度では年間の処理頭数はインブレン〇頭、シカ〇頭)。</p> <p>・事業実施市町村におけるインブレン及びシカの焼却処理頭数が、各々10%、5%増加(施設整備前の令和〇〇年度では年間の処理頭数はインブレン〇頭、シカ〇頭)。</p> <p>・事業実施市町村におけるインブレン及びシカの焼却処理頭数が、各々10%、5%増加(施設整備前の令和〇〇年度では年間の処理頭数はインブレン〇頭、シカ〇頭)。</p>							
				(捕獲技術高度化施設)					<p>・事業実施市町村における鳥獣被害対策推進協議会が施設整備前の令和〇〇年度は5人であったが、令和〇〇年度に竣工し、施設整備後の令和〇〇年度は10人と1人増加。</p> <p>・事業実施市町村における鳥獣被害対策推進協議会が施設整備前の令和〇〇年度は10人であったが、令和〇〇年度に竣工し、施設整備後の令和〇〇年度は15人と5人増加。</p> <p>・事業実施市町村における鳥獣被害対策推進協議会が施設整備前の令和〇〇年度は10人であったが、令和〇〇年度に竣工し、施設整備後の令和〇〇年度は15人と5人増加。</p> <p>・事業実施市町村における鳥獣被害対策推進協議会が施設整備前の令和〇〇年度は10人であったが、令和〇〇年度に竣工し、施設整備後の令和〇〇年度は15人と5人増加。</p> <p>・事業実施市町村における鳥獣被害対策推進協議会が施設整備前の令和〇〇年度は10人であったが、令和〇〇年度に竣工し、施設整備後の令和〇〇年度は15人と5人増加。</p>							

注1:被害金額及び被害面積の目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。
 注2:都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等を記載すること。
 注3:事業効果は記載例を参考とし、数値等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。
 注4:『事業実施主体の評価』の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。
 注5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を模式的に具体的に記載し、添付すること。

5 都道府県による総合的評価

--

別記様式第9号（別記1の第4の1、別記4の第4の2、別記5の第4の1の（1）、別記8の第4の1の（1）及び4の（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道及び広域コンソーシアムにあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地

団体名

（協議会等名）

代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の実施計画の協議（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止総合対策支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第4の1の（2）（別記1の第4の1の（6））（別記4の第4の1の（2））（別記4の第4の1の（6））（別記5の第4の1の（1）のイ）（別記5の第4の1の（1）のカ）（別記8の第4の1の（1））（別記8の第4の1の（3））（別記8の第4の4の（1））（別記8の第4の4の（3））の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注） 1 関係書類として、別添1の事業実施計画書を添付すること。
2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

(別添1)

○鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策)、鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域圏等鳥獣被害防止施設整備事業)(広域都道府県域計画(又は実績))関係

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分				備考
			国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
鳥獣被害防止総合支援事業	推進事業 ○被害防止活動推進 1 推進体制の整備 2 有害捕獲 3 被害防除 4 生息環境管理 5 サル複合対策 6 クマ複合対策 7 鳥類複合対策 8 他地域人材活用 9 ICT等新技術の活用 10 GISを活用した被害対策等の可視化定着支援 ○実施隊特定活動 1 大規模緩衝帯整備 2 誘導捕獲柵わなの導入 ○ICT等新技術実証 ○農業者団体等民間団体被害防止活動 ○ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 1 販売拡大支援 2 搬入促進支援 ○鳥獣被害対策実施隊体制強化 1 実施隊員の人材育成 2 新規猟銃取得支援 ○捕獲サポート体制の構築 ○処理加工施設の人材育成 ○ICTの活用による情報管理の効率化 ○放射性物質影響地域のジビエ利活用推進 整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設(食肉利用等施設)(焼却施設) 3 捕獲技術高度化施設 小計	円	円	円	円	円	
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	推進事業 緊急捕獲活動						
合	計						

注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

2 事業の目的

--

3 計画の作成状況

(1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条の規定に基づく被害防止計画の作成 ア 広域市町村域内の市町村(又はコンソーシアムを構成する市町村)が共同して作成 イ 広域市町村域内の各市町村ごと(又はコンソーシアムを構成する各市町村ごと)に作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

(注) 被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)に基づく防除実施計画の作成	

(注) 1 事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

4 事業実施体制

(1) 協議会（又はコンソーシアム）の概要

協議会（又はコンソーシアム）の名称及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

(注) 協議会（又はコンソーシアム）の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

(3) 地域における取組

具体的な取組内容
<p>[記載例]</p> <p>○有害捕獲に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 捕獲体制の整備[目的：被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築] 実施イメージ：農作物被害の多くを占める〇〇の捕獲を重点的に行うため、捕獲従事者の確保（技術向上）のための〇〇の捕獲に特化した研修等を実施。 捕獲機材の整備[目的：捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備] 実施イメージ：構築された捕獲体制における〇〇の捕獲方法を把握し、効率的に捕獲を行うために不足する捕獲機材を明確化した上で、捕獲機材の整備を実施。 生息状況調査の実施[目的：被害を与える鳥獣の生息状況の把握] 実施イメージ：〇〇の捕獲を重点的に行うため、生息状況や行動範囲等を把握し、地図化を行った上で、捕獲従事者へ情報共有を実施。 <p>○被害防除に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 侵入防止柵の整備[目的：被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備] 実施イメージ：〇〇の農作物被害が発生している農地に対して、侵入防止柵の整備（現行整備率50%>目標整備率100%）を早期に進める。また、併せて正しい設置方法における研修会を実施。 追い払い活動の実施[目的：効果的・継続的な追い払いによる被害防除] 実施イメージ：〇〇の農作物被害が発生している地域で、追い払い活動を実施する体制（チーム）を構築し、〇日に1回程度の定期的な追い払い活動を実施。 被害状況調査の実施[目的：地域における被害状況及び加害鳥獣の把握] 実施イメージ：地域の代表者等へのアンケートや農業関係データにより、地域の被害状況を把握するとともに、被害農地にセンサーカメラを設置し、加害獣種を特定。 <p>○生息環境管理に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 緩衝帯の整備[目的：鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備] 実施イメージ：〇〇の農作物被害が発生している地域で、鳥獣の潜み場所を無くすため、山林と農地を分断する緩衝帯（Oha）を整備するとともに、地域内の耕作放棄地（Oha）の刈り払いを実施。 放任果樹の除去[目的：地域のえさ源対策として放任果樹等を除去] 実施イメージ：地域内の見廻りを定期的に行い、確認された放任果樹の撤去や伐採、農作物残渣やヒコバエを処分し、えさ場としての価値を下げる対策を実施。

(注) 鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。あわせて、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る捕獲目標達成に向けた広域協議会としての体制や方針、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の広域協議会としての考え方等記載すること。

5 鳥獣被害防止総合支援事業の推進事業の内容

(1) 被害防止活動推進

①推進体制に関する実施計画（又は実績）

開催年月日	会議名	内容	事業費	負担区分				備考
				国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)			円	円	円	円	円	
(1/2以内)								
計								

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

3 協議会等の活動について記入すること。

②有害捕獲に関する実施計画（又は実績）

ア 狩猟免許の取得

所属機関の名称	免許の種類	取得人数	内容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ 有害捕獲に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

③被害防除に関する実施計画（又は実績）

ア 現場技術指導者の育成

所属機関の名称	育成人数	内容	事業費	負担区分				備考
				国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)			円	円	円	円	円	
(1/2以内)								
計								

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ 被害防除に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

④ 息環境管理に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑤ サル複合対策に関する実施計画（又は実績）

	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑥ クマ複合対策に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑦ 鳥類複合対策に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑧他地域人材活用に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑨ICT等新技術の活用に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑩GISを活用した被害対策等の可視化定着支援に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑪大規模緩衝帯の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 整備内容・規模の欄に伐採率等を記し、整備範囲、農地等の防止対象区域が分かるような地図、規模決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

⑫誘導捕獲柵わなの整備計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 整備内容、設置場所の規模（設置数）、仕様図など決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

⑬ICT等新技術実証に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑭農業者団体等民間団体被害防止活動に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑮ジビエ等の利用拡大に向けた地域（販売拡大支援）の取組に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑯ジビエ等の利用拡大に向けた地域（搬入促進支援）の取組に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
			(事業内容)	円	円	円	円	円	
			(販売先/販売数量)						
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 販売予定先が複数ある場合は、「販売先/販売数量」の行を追加して記載すること。

⑩鳥獣被害対策実施隊体制強化（実施隊員の人材育成）に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑪鳥獣被害対策実施隊体制強化（新規猟銃取得支援）に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑫捕獲サポート体制の構築に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑬処理加工施設の人材育成に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑭ICTの活用による情報管理の効率化に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

②放射線物質影響地域のジビエ活用推進に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

6 鳥獣被害防止総合支援事業（鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）の整備事業の内容

(1) 施設整備地域の地域指定状況

市町村名	整備地域	地域指定状況						中山間地に該当するか否か	備考
		山村	過疎	特農	半島	離島	棚田		

(注) 1 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。

2 中山間地に該当するか否かの欄は、6法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第3条に基づき指定された地域又は受益地内の平均15度以上の地域（水田地帯を除く）、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け19等計第956号）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は○を記入すること。

(2) 侵入防止柵等整備の現状及び計画

区分	対象鳥獣	整備済面積 (A)	要整備面積 (B)	整備計画面積 (C)	整備予定率 (A+C) / (A+B)	備考
侵入防止柵		ha (m)	ha (m)	ha (m)	%	

(注) 整備計画面積欄には、市町村内要整備面積のうち当該年度において施設の整備を計画している面積を記入すること。

(3) 鳥獣被害防止施設の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				交付率	備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		
				円	円	円	円	円	%	
計										

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

3 侵入防止柵等の被害防止施設の設置場所が分かる地図、対象獣種及び柵の種類毎の1m当たり単価、柵の仕様の分かる資料、導入資材の内訳及び事業費の内訳の分かる資料等を添付すること。

4 効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容を実施内容の欄に記載すること。

5 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。

6 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること（別紙による記載も可）。

7 事業実施状況報告を提出する場合にあっては、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

(4) 処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				交付率	備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		
			(実施内容)	円	円	円	円	円	%	
			(販売先/販売数量)							
計										

(注) 1 食肉利用等施設の整備の場合は、実施内容欄に販売先及び販売数量を記載するものとし、販売予定先が複数ある場合は、「販売先/販売数量」の行を追加して記載すること。

2 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

3 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

4 処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の設置場所、対象範囲が分かるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。

5 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。

6 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと（別紙による記載も可）。

(5) 捕獲技術高度化施設の整備計画（又は実績）

整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				交付率	備考
				国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		
			円	円	円	円	円	%	
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

3 捕獲技術高度化施設の設置場所が分かるような地図、施設の図面、設備の概要及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。

4 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。

5 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと（別紙による記載も可）。

7 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策））の内容
別添2

8 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 被害防止計画
- (4) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第 10 号（別記 1 の第 6 の 1、別記 8 の第 6 の 1 の（1）及び 4 の（1）関係）

被害防止計画目標評価報告書

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年（年度）の実績値（A）	目標値（B）	目標年（年度）の実績値（C）	達成率（%） $A - C / A - B$	備考

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

4. 総合評価

(コメント)

5. 第三者の意見

(コメント)

- (注) : 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要領別記 1 の第 6 の 2 に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
- 2 3 の事業効果には、別記様式 8 号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広く定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4 の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設を整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

(別記2)

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

第1 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)関係)

(1) 経費・事業内容の欄の(1)の「実施体制の整備」については、検討会の開催等により事業の実施体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題

イ 事業の目標

ウ 都道府県計画の作成・見直し

エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築

オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

カ その他必要な事項

(2) 経費・事業内容の欄の(2)の「広域捕獲活動(有害捕獲)」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲活動(個体数調整)、本要領本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本要領本文第2の5のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備

イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施及び本調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供

ウ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲

エ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及

オ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立

(3) 経費・事業内容の欄の(3)の「新技術実証・普及活動」については、

- 大量捕獲技術等の有害捕獲、追上げ・追払い等の被害防除、緩衝帯設置等の生息環境管理等の新技术の実証・普及活動を実施できるものとする。
- (4) 経費・事業内容の欄の(4)の「人材育成活動」については、実施隊員確保のための研修会や被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及を実施できるものとする。
- (5) 経費・事業内容の欄の(5)の「ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組」については、捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成及びジビエ等の需要拡大に確実に結びつく次に掲げる事項を実施できるものとする。

ア 捕獲・運搬・集荷・処理加工の技能向上

捕獲技術や処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるため、研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知等を実施できるものとする。

イ 流通・消費者等との連携

流通産業、外食産業その他の産業、学校給食、消費者等への普及のため、展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等を実施できるものとする。

ウ ジビエ商品の開発、意向調査

地域の特色を活かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向調査等を実施できるものとする。

エ 販路開拓

ジビエ商品の新たな販路を開拓するため、商談会、試食会等の開催又はこれらへの参加、各種広報活動等を実施できるものとする。

オ 豚熱発生地域での安全なジビエ利用の促進

野生イノシシの豚熱陽性が確認された地域において、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」（令和3年4月1日付け2消安第6357号・2農振第3720号農林水産省消費・安全局長・農村振興局長通知。以下「手引き」という。）に基づく安全なジビエ利用を促進するため、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、都道府県の豚熱対策を担当する家畜衛生部局と連携して実施することとする。

(ア) 防疫・検査体制の検討

手引きに基づく安全なジビエ利用に向けた防疫・検査体制の構築のため、ジビエ利用個体の捕獲可能エリア、豚熱検査の外部委託化・迅速化、豚熱検査結果の共有方法、豚熱陽性確認時の処理加工施設等における防疫措置の手順等を検討できるものとする。

(イ) 複合的な拡散防止策等の検証

処理加工施設等での手引きに基づくジビエ利用の手順を試行し、捕獲から出荷までの一連の各作業における複合的な豚熱ウイルスの拡

散・交差汚染防止策の実効性・有効性の検証を実施できるものとする。

(ウ) 品質低下防止策の検討

処理加工施設での手引きに基づく一時保管の方法を試行し、ジビエの品質への影響を検証するとともに、品質低下を防止するための保冷条件や包装方法等の検討・実証を実施できるものとする。

(エ) 豚熱検査の実施

手引きに基づく安全なジビエ出荷のため、豚熱感染の有無を確認するための血液 PCR 検査を実施できるものとする。

2 交付対象経費

交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託等

都道府県は、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)の経費・事業内容の欄に定める取組の一部を他の者(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。なお、第1の1の(5)のオに取り組む場合にあっては、この限りではない。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

4 留意事項

(1) 都道府県は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けよう努めるものとする。

(2) 本事業の交付対象となる『ICT 等機材・新技術』のシステムサービス提供者(以下「提供者」という。)が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>))。以下「GL」という。)で対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT 等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすこととする。

第2 交付率

- 1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、23,000千円以内とするが、経費・事業内容の欄の(5)の取組に要する経費については、上記限度額に3,000千円以内を加算できるものとする。ただし、第1の1の(5)のオの(エ)の取組に要する経費の限度額は1,500千円以内とする。
- 2 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)の交付率の欄の農村振興局長が別に定める有害捕獲における上限単価(消費税を除く。)は次に掲げるとおりとする。

(1) 箱わな

仕 様 (幅×奥行き)	獣 種	上限単価(千円/基)
大型獣用 (3㎡以下)	主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)	119
中型獣用 (2㎡以下)	サル専用	88
小型獣用 (0.5㎡以下)	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	19

注1:「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

注2:箱わなの導入においては、防錆仕様(亜鉛メッキ等)の他、捕獲の対象となる獣種毎に以下と同等以上の機能を有するものとする。また、必要に応じて捕獲環境や捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うものとする。

- ・イノシシ、シカ、クマを対象獣種とする場合は、最小目幅10cm以下、φ5mm以上とする。
- ・サルを対象獣種とする場合は、最小目幅7.5cm以下、φ3mm以上とする。
- ・アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等を対象とする場合は、最小目幅5cm以下、φ1.6mm以上とする。

(2) くくりわな

1基当たり16千円とする。

(3) 囲いわな

1㎡当たり31千円とする。

(4) 誘導捕獲柵わな導入

1 m²当たり 3 1 千円とする。

3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の2の上限単価を超える事業については、地方農政局長は整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

第3 事業の実施等の手続

1 都道府県計画の作成等

都道府県知事は、別記1の別記様式第6号により都道府県計画を作成するものとし、次に掲げる都道府県計画である場合は、別記1の別記様式第1号により地方農政局長と協議を行うものとする。

(1) 第1の3の事業費の50%を超えて委託する都道府県計画

(2) 第2の3の地域特認に該当する都道府県計画

(3) 3の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する都道府県計画

2 事業実施計画の重要な変更

都道府県知事は、鳥獣被害防止に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止に該当するときは、都道府県計画の重要な変更とし、1を準用して手続を行うものとする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

第4 事業実施状況の報告

都道府県知事は、本事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第1号により地方農政局長に報告するものとする。

第5 事業の評価

都道府県知事は、本事業で実施した事業内容については、事業実施年度の翌年度に事業の評価を行い、別記1の第6の1の(2)の報告とあわせて地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第7 推進指導

地方農政局長は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第8 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

第9 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第10 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第11を準用する。

別表 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の交付対象経費

事業内容		交付対象経費
実施体制の整備	会議開催	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、会議用機械器具の借料 事務用品 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費
広域捕獲活動 (有害捕獲)	研修会・講習会	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、研修用機械器具の借料 事務用品及び印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 研修教材費 研修・講習受講費用及び旅費
	生息・被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 事務用品、印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 薬品類、調査機材及びその借料 調査に従事する者に対する保険代 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲活動（捕獲個体処理を含む。）への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 事務用品、印紙代 郵便料、電信電話料及び運搬費 捕獲に必要な機材（銃を除く。） 捕獲機材の安全確保に必要な機材（銃の保管庫を除く。） 止めさし資材、埋設資材 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 捕獲に従事する者に対する保険代 重機、車両の借料及びその燃料代 商品開発資材

新技術実証・普及活動	研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品、印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 技術研修・講習受講費用及び旅費
	技術実証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 技術実証資材 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
人材育成活動	研修会・講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品及び印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 研修・講習受講費用及び旅費
ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、会議用機械器具の賃料 ・ 原材料、薬品類及び事務用品、設備や物品、図書及び参考文献の購入等に要する経費 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 研修会の開催、研修会への参加、資料収集、各種調査、打合せ、商談等に要する経費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 日々雇用される雑役及び事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の者に委託するために要する経費 ・ 役務費（それだけでは事業の成果としては成り立たない分析、試験等を行う経費） ・ 手数料、印紙代

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果発表に必要な経費 ・ 情報提供や普及啓発に必要な経費 ・ 実証資材費 ・ 車両の借料及びその燃料代 ・ ジビエの品質検査料 ・ 血液 PCR 検査料
--	--	---

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。

別記様式第1号（別記2の第4、別記3の第4関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）の
事業実施状況報告（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記2の第4（別記3の第4）の規定により、別添のとおり報告する。

（注） 関係書類として、別記1の別記様式第7号を添付すること。

(別記3)

都道府県広域捕獲活動支援事業

第1 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)関係)

(1) 経費・事業内容の欄の(1)の「実施体制の整備」については、検討会の開催等により、広域捕獲活動（個体数調整）の実施体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題

イ 事業の目標

ウ 都道府県計画（うち都道府県広域捕獲活動支援事業）の作成・見直し

エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築

オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

カ その他必要な事項

(2) 経費・事業内容の欄の(2)の「生息状況調査等」については、広域捕獲活動（個体数調整）における実施内容の検討に必要な次に掲げる事項を実施できるものとする。

ア 農林水産業等に被害を及ぼす広域的に分布又は移動する鳥獣の生息状況調査及び被害状況調査

イ 農林水産業等に被害を及ぼす広域的に分布又は移動する鳥獣の行動圏調査及び繁殖地調査

ウ ア及びイの分析結果に基づく広域捕獲計画の作成

(3) 経費・事業内容の欄の(3)の「広域捕獲活動（個体数調整）」については、広域捕獲活動（個体数調整）の実施のために必要な次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動（有害捕獲）、本要領本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本要領本文第2の5のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

ア 広域捕獲計画に基づく広域捕獲活動（個体数調整）（市町村からの要請に基づくものに限る。）

イ アにより捕獲した個体の処理等

ウ アにおいて必要な捕獲機材の整備

(4) 経費・事業内容の欄の(4)の「高度捕獲人材育成活動」については、

広域捕獲活動（個体数調整）を進める上で、捕獲従事者を確保するために必要な次に掲げる事項を実施できるものとする。

ア 広域捕獲計画に基づく捕獲方法等を習得する目的で行う担い手育成研修

イ 広域捕獲計画に基づく捕獲活動を実施する上で必要となる高度な捕獲技術を習得する目的で行う捕獲技術高度化施設や捕獲現場における教習・訓練等

2 交付対象経費

(1) 交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

(2) なお、別表事業内容の欄の広域捕獲活動（個体数調整）のアの経費の確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

ア 捕獲確認は、都道府県の職員（確認者（①都道府県知事が認めた市町村の職員、②都道府県が捕獲確認を委託する場合に限り、都道府県知事が認めた委託先の職員、③処理加工施設での捕獲確認に限り、都道府県知事が認めた処理加工施設の職員を含む。））が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法（現地確認）又は確認者が処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体を実際に確認する方法（搬入確認）を基本とし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。なお、現地確認による場合、確認者は、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」を回収するかのいずれかを行う。

イ 現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げるものにより、捕獲個体が本対策の交付対象であることを確実に確認（書類確認）し、別紙の様式を参考に確認書を作成するものとする。

(ア) 捕獲個体全体と捕獲従事者が写っており、捕獲日が確認できる写真（捕獲個体がスプレー等でその識別が可能となるようマーキングされるとともに、原則としてその向きが「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の脚部を下向きに、頭部を右向きにした状態をいう。）で、捕獲日が確認できるよう、その捕獲従事者と撮影された写真をいう。）

(イ) 捕獲個体又はその部位（原則として「尾」とする。）

ウ C S F（豚熱）に感染した野生イノシシが確認された地域及びC S F（豚熱）に感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域においては、イの（イ）の確認に当たり、「尾」の提出を省略できるものとし、「尾」の提出を省略する場合は、イの（ア）の写真に加え、「尾」及び最初のマーキング部分の上に横線等をマーキングした写真によ

り確認するものとする。

エ 複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方法を定めるとともに、別紙に添付するものとする。

3 事業の委託等

都道府県は、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)に係る経費・事業内容の欄に定める取組の一部を他の者(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

4 留意事項

(1) 都道府県は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

(2) 本事業の交付対象となる『ICT等機材・新技術』のシステムサービス提供者(以下「提供者」という。)が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>))。以下「GL」という。)で対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすものとする。

第2 交付率

1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、24,000千円以内とするが、経費・事業内容の欄の(4)の取組に要する経費については、上記限度額に3,000千円以内を加算できるものとする。

なお、北海道内を区分して取り組む場合は、4地域までとし、1地域当たり限度額を24,000千円以内とするが、経費・事業内容の欄の(4)の取組に要する経費については、上記限度額に3,000千円以内を加算できるものとする。

2 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)に係る交付率の欄の農村振

興局長が別に定める広域捕獲活動（個体数調整）における上限単価は次に掲げるとおりとする。

(1) 捕獲活動経費（別表 広域捕獲活動（個体数調整）ア関係）

獣種	捕獲個体の処理	上限単価（円／頭）
イノシシ、シカ （成獣）	共通	18,000
イノシシ、シカ （幼獣）	共通	2,000

(2) 捕獲機材（別表 広域捕獲活動（個体数調整）ウ関係）（消費税を除く。）

ア 箱わな

仕様 （幅×奥行き）	獣種	上限単価（千円／基）
大型獣用 （3㎡以下）	イノシシ、シカ	119

注：箱わなの導入においては、防錆仕様（亜鉛メッキ等）の他、最小目幅 10cm 以下、φ 5mm 以上と同等以上の機能を有するものとする。また、必要に応じて捕獲環境や捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うものとする。

イ くくりわな

1 基当たり 16 千円とする。

ウ 囲いわな

1 ㎡当たり 31 千円とする。

エ 誘導捕獲柵わな導入

1 ㎡当たり 31 千円とする。

3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により 2 の（2）の上限単価を超える事業については、地方農政局長は整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

第 3 事業の実施等の手続

1 都道府県計画の作成等

都道府県知事は、別記 1 の別記様式第 6 号により都道府県計画を作成するものとし、次に掲げる都道府県計画である場合は、別記 1 の別記様式第 1 号により地方農政局長と協議を行うものとする。

(1) 第 1 の 3 の事業費の 50% を超えて委託する都道府県計画

(2) 第 2 の 3 の地域特認に該当する都道府県計画

(3) 3の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する都道府県計画

2 事業実施計画の重要な変更

都道府県知事は、鳥獣被害防止に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止に該当するときは、都道府県計画の重要な変更とし、1を準用して手続を行うものとする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

第4 事業実施状況の報告

都道府県知事は、本事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記2の別記様式第1号により地方農政局長に報告するものとする。

第5 事業の評価

都道府県知事は、本事業で実施した事業内容については、事業実施年度の翌年度に事業の目的と実施状況から評価し、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聞いた上で、別記1の第6の1の(2)の報告とあわせて地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の状況報告

1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。

3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第7 推進指導

地方農政局長は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第8 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度の1年間とする。

第9 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第10 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第11を準用する。

別表 都道府県広域捕獲活動支援事業の交付対象経費

事業内容		交付対象経費
実施体制の整備		<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、会議用機械器具の借料 事務用品 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費
生息状況調査等		<ul style="list-style-type: none"> 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 事務用品、印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 薬品類、調査機材及びその借料 調査に従事する者に対する保険代 車両の借料及びその燃料代
広域捕獲活動 (個体数調整)	ア	<ul style="list-style-type: none"> 個体数調整に係る捕獲活動経費 (個体数調整の許可に基づき捕獲されたものに限る。) 捕獲に従事する者に対する保険代
	イ	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲個体の埋設・運搬経費 (捕獲従事者自らが行う場合を除く。) 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費
	ウ	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲に必要な機材（わなに限る。) 止め刺し資材
高度捕獲人材育成活動		<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、研修用機械器具の借料 事務用品及び印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 研修教材費 研修・講習受講費用及び旅費

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキーダッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。

(別紙)

* 確認書類受付日	令和 年 月 日	
** 支払確認月日	令和 年 月 日	
所 属	氏 名	確認欄

都道府県広域捕獲活動支援事業における捕獲確認書

捕 獲 従事者 氏 名	獣種名	成獣・ 幼獣別	頭数	捕獲 月日	捕獲場所 (住所等)	捕獲 方法	確認 方法	処理加 工施設 の種類	確認者 所属 ・氏名

* 確認書類受付日は、確認書の提出を受け付けた日とする。

** 支払確認月日は、都道府県が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。

注1：「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針」における数の調整の目的により許可された捕獲のうち、農林水産業に係るイノシシ、シカの被害防止を目的としたものに限る。

2：「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

3：「捕獲場所」は、住所又は鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付すること。

4：「捕獲方法」は、銃又はわな（箱わな、くくりわな、その他のいずれか）を記載すること。

5：「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法（「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」）を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいずれかを記載する。

6：「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類（食肉等に利用する上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）は「焼却」）を記載する。

7：書類確認による場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。

8：複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。

都道府県広域捕獲活動支援事業における捕獲活動経費の分配方法について

令和〇年〇月〇日に実施する個体数調整において交付される額の分配方法は、次のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住 所	署名欄

注：「署名欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「捕獲従事者氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

(別記4)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(4)に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業に係る被害を軽減するため、市町村域において、被害防止計画に基づく有害捕獲を実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(4)に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会等とは、協議会、都道府県及び市町村(協議会の構成員に限る。)とする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(4)に係る経費・事業内容の欄の「有害捕獲」については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で、次に掲げる事項に要する経費に対する支援を実施できるものとする。なお、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動(有害捕獲)、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲活動(個体数調整)及び本要領本文第2の5のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

(1) 有害捕獲

(2) (1)により捕獲した個体の処理

2 交付対象経費

(1) 交付対象となる経費は、1の(1)及び(2)に直接要する次に掲げるものとし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

ア 有害捕獲に係る捕獲活動経費(有害捕獲許可に基づき捕獲されたも

のに限る。)

イ 捕獲個体の埋設・運搬経費（捕獲従事者自らが行う場合を除く。）

ウ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費

エ 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費

(2) なお、(1) のアの確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

ア 捕獲確認は、都道府県又は市町村の職員（確認者（処理加工施設での捕獲確認に限り、市町村長が認めた処理加工施設の職員を含む。））が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法（現地確認）又は確認者が処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体を実際に確認する方法（搬入確認）を基本とし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。なお、現地確認による場合、確認者は、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」（鳥類にあつては「両脚」）を回収するかのいずれかを行う。

イ 現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げる物により、捕獲個体が本対策の交付対象であること確実に確認（書類確認）し、別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。

(ア) 捕獲個体全体と捕獲従事者が写っており、捕獲日が確認できる写真（捕獲個体が、スプレー等でその識別が可能となるようマーキングされるとともに、原則としてその向きが「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。）で、捕獲日が確認できるよう、その捕獲従事者と撮影された写真をいう。）

(イ) 捕獲個体又はその部位（獣類にあつては原則として「尾」とし、鳥類にあつては原則として「両脚」とする。）

ウ C S F（豚熱）に感染した野生イノシシが確認された地域及びC S F（豚熱）に感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域においては、イの（イ）に定める確認に当たり、「尾」の提出を省略できるものとし、「尾」の提出を省略する場合は、イの（ア）の写真に加え、「尾」及び最初のマーキング部分の上に横線等をマーキングした写真により確認するものとする。

エ 複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方法を定めるとともに、別紙に添付するものとする。

3 事業の委託

事業実施主体が都道府県の場合に限り、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（4）に係る経費・事業内容の欄の事業内容の一部の業務を他の者に委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、都道府県知事が地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に

他の者に委託することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第3 交付率

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(4)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める上限単価(有害捕獲に係る捕獲活動経費)は、次に掲げるとおりとする。

獣種	捕獲個体の処理	上限単価 (円/頭・羽)
イノシシ、シカ (幼獣は除く。)	食肉処理等のための施設において搬入確認した場合	9,000
	焼却処分等のための施設において搬入確認した場合	8,000
	上記以外の場合	7,000
クマ、サル及びカモシカ(幼獣は除く。)		8,000
その他の獣類		1,000
鳥類(卵の採取を含む。)		200

注1：各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。

2：特定の鳥類について、事業を実施する地域における農林水産業に係る被害がイノシシ、シカ、サル等の獣による被害より大きく、当該鳥類の捕獲強化をさらに図ることが地域の農林水産業に係る被害の軽減をより促進するために必要な場合には、都道府県知事は地方農政局長と協議の上、1羽当たりの捕獲経費の1/2に相当する額又は1羽当たり1,000円のいずれか低い額を上限として単価を設定できるものとする。

る。

なお、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2870 号農林水産省生産局長通知）第 5 の 1 の注 2 に基づき単価を設定している場合は、地方農政局長と協議したものとみなす。

3：原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の摂取制限又は出荷制限（以下「出荷制限等」という。）が指示されている地域におけるシカ及びイノシシ（幼獣は除く。）並びに福島県におけるシカ（幼獣は除く。）の上限単価は、一律 8,000 円／頭とする。

4：出荷制限等が指示されている地域のうち、県が定める出荷・検査方針に基づき管理され、計画出荷が認められた処理加工施設に搬入可能な地域において当該処理加工施設で搬入確認したシカ及びイノシシ（幼獣は除く。）の上限単価は 9,000 円／頭とする。

第 4 事業の実施等の手続

1 事業の実施手続

(1) 事業実施主体を構成する市町村（市町村が事業実施主体である場合を含む。）又は事業実施主体が所在する市町村は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた特措法第 4 条の規定に基づく被害防止計画を作成するものとする。

(2) 事業実施主体は事業実施計画を作成するものとし、被害防止計画を添付した上で、都道府県知事に提出するものとする。ただし、広域都道府県域事業実施主体が作成する広域都道府県域計画については、地方農政局長に提出するものとし、次のいずれか該当する場合は、地方農政局長と協議を行うものとする。

なお、事業実施計画に添付する被害防止計画については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

ア 第 3 の注 2 の鳥類の上限単価を超える広域都道府県域計画

イ 4 の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する広域都道府県域計画

(3) 都道府県知事は、(2) により提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、都道府県計画を作成するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3) で作成する都道府県計画に、次に掲げる事業実施計画が含まれる場合は、その内容について、地方農政局長と協議を行うものとする。

ア 第 2 の 3 の都道府県自らが本事業の事業実施主体となり、一部を他

の者に委託する事業実施計画

イ 第3の注2の鳥類の上限単価を超える事業実施計画

(5) 地方農政局長は、(2)の協議を受けた場合には、協議結果について、関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。

(6) 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、重要な変更該当するときは、(2)、(3)、(4)及び(5)の規定を準用して手続を行うものとする。

また、広域都道府県域計画については、重要な変更該当するときは、(2)及び(5)の規定を準用して手続を行うものとする。

2 事業実施計画の作成等

(1) 1の(2)に定める事業実施計画は、別表の1に規定する事項を含めて作成するものとする。

(2) 1の(3)に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙7により、1の(2)の広域都道府県域計画にあつては、別記1の別記様式第9号により作成するものとする。

なお、第2の2の(2)のウによる確認を行う場合は、1の(3)に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙7の備考欄に、1の(2)の広域都道府県域計画にあつては、別記1の別記様式第9号の備考欄に「CSF(豚熱)対策」と記入するものとする。

(3) 1の(4)及び(6)に定める都道府県知事が行う協議については、別記1の別記様式第1号により行うものとし、同(2)及び(6)に定める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記1の別記様式第9号により行うものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

1の(6)に定める都道府県計画及び広域都道府県域計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体にあつては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあつては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

第5 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域計画に基づき事業を実施した事業実施主体にあつては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、実施状況の報告は、別表の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

- 2 地方農政局長及び都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

- 3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとする。

なお、広域都道府県域計画に基づく事業の実施状況報告及びそれ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体が行う事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により行うものとする。

第6 事業の評価

事業の評価は、別記1の第6の事業の評価と併せて行うものとする。

第7 推進指導等

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本対策の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局、試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

第8 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に基づき交付金を交付するものとする。

第9 事業の支援対象期間

本事業の支援対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

なお、事業実施主体が支援対象期間に捕獲確認をした場合に支援対象とすることができる。

第10 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第11を準用する。

(別紙)

* 確認書類受付日	令和 年 月 日	
** 支払確認月日	令和 年 月 日	
所 属	氏 名	確認欄

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認書

捕 獲 従事者 氏 名	獣種名	成獣・幼 獣別	頭数	捕獲 月日	捕獲場所 (住所等)	捕獲 方法	確認 方法	処理加 工施設 の種類	確認者 所属 ・氏名

* 確認書類受付日は、確認書の提出を受け付けた日とする。

** 支払確認月日は、市町村が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。

注1：有害捕獲許可による捕獲に限る。

2：「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

3：「捕獲場所」は、住所又は鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付すること。

4：「捕獲方法」は、銃又はわな（箱わな、くくりわな、その他のいずれか）を記載すること。

5：「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法（「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」）を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいずれかを記載する。

6：「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類（食肉等に利用する上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）は「焼却」）を記載する。

7：書類確認による場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。

8：複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。

鳥獣被害防止緊急捕獲新事業における有害捕獲に係る捕獲活動経費の 分配方法について

令和〇年〇月〇日に実施する有害捕獲活動において交付される額の分配方法は、次のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住 所	署名欄

注：「署名欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「捕獲従事者氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

別表

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 事業実施体制 協議会の概要 4 事業に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容（捕獲計画の設定根拠含む。）、負担区分、獣種別単価及び予算が不足する場合の単価調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業・整備事業）・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・都道府県広域捕獲活動支援事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単独事業等との連携

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）及び事業費、予算が不足した場合の単価調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業・整備事業）・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・都道府県広域捕獲活動支援事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単独事業等との連携 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標及び捕獲計画の達成状況に関する事項

別記様式第1号(別記4の第5の3、別記5の第5の2の(1)関係)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策) (広域都道府県域)の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 事業費等(事業実施状況)

事業費	円	(うち補助金)	円

事業実施主体名	事業実施年度
	令和〇〇年度

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 事業実施主体が行った事業促進の取組

[記載例]

- 有害捕獲に関する事項
 - ・捕獲体制の整備[目的:被害を与える鳥獣と対応した捕獲体制を構築]
 - 実施イメージ:農作物被害の多くを占める〇〇の捕獲を重点的に行うため、捕獲従事者の確保(技術向上)のための〇〇の捕獲に特化した研修等を実施。
 - ・捕獲機材の整備[目的:捕獲方法に不足する捕獲機材を整備]
 - 実施イメージ:構築された捕獲体制における〇〇の捕獲方法を把握し、効率的に捕獲を行うために不足する捕獲機材を明確化した上で、捕獲機材の整備を実施。
 - ・生息状況調査の実施[目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握]
 - 実施イメージ:〇〇の捕獲を重点的に行うため、生息状況や行動範囲等を把握し、地図化を行った上で、捕獲従事者へ情報共有を実施。
- 被害防除に関する事項
 - ・侵入防止柵の整備[目的:被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備(現行整備率50%>目標整備率100%)を早期に進める。また、併せて正しい設置方法における研修を実施]
 - 実施イメージ:〇〇の農作物被害が発生している農地に対して、侵入防止柵の整備(現行整備率50%>目標整備率100%)を早期に進める。また、併せて正しい設置方法における研修を実施。
 - ・追い払い活動の実施[目的:効果的・継続的な追い払いによる被害防除]
 - 実施イメージ:〇〇の農作物被害が発生している地域で、追い払い活動を定期的な追い払い活動を実施。
 - ・被害状況調査の実施[目的:地域における被害状況及び加害鳥獣の把握]
 - 実施イメージ:地域の代表者等へのアンケートや農業関係者一対により、地域の被害状況を把握するとともに、被害農地にセンサーカメラを設置し、加害獣種を特定。
- 生息環境管理に関する事項
 - ・緩衝帯の整備[目的:鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備]
 - 実施イメージ:〇〇の農作物被害が発生している地域で、鳥獣の踏み場所を無くするため、山林と農地を分断する緩衝帯(〇ha)を整備するとともに、地域内の耕作放棄地(〇ha)の刈り払いを実施。
 - ・放任果樹の除去[目的:地域のえさ源対策として放任果樹等を除去]
 - 実施イメージ:地域内の見廻りを定期的に実施し、確認された放任果樹の除去や伐採、農作物残渣やヒコバエを処分し、えさ場としての価値を下げる対策を実施。

4 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効果的、効果的な被害防除のための誘導方策を記載する。)

5 捕獲実績の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業、シカ緊急捕獲対策)に係る部分)

(捕獲計画達成に向けた広域協議会としての体制や方針、効果的な捕獲実施のための単面の設定及び調整等の広域協議会としての対応状況等の事業実施状況を具体的に記載すること。)

(事業概要)

推進事業概要(有害捕獲)

別添

(別記5)

シカ特別対策等事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

(1) シカ緊急捕獲対策

シカによる農林水産業に係る被害を軽減するため、被害防止計画に基づく有害捕獲を実施するものとする。

(2) シカ特別対策

シカの被害により、特に個体数を減少させる必要がある地域において、捕獲活動等の対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画及びシカの捕獲計画に掲げるシカの捕獲等に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)に係る事業実施主体の農村振興局長が別に定める協議会等とは、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、4で準用する別記1の第1の4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)、都道府県及び市町村(協議会の構成員に限る。)とする。

4 協議会の要件

協議会の要件は、別記1の第1の4を準用する。

5 事業実施主体の範囲

事業実施主体の範囲は、別記1の第1の6を準用する。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

(1) シカ緊急捕獲対策

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の①に係る経費・事業種類の欄の「シカの有害捕獲」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動(有害捕獲)、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の

広域捕獲活動（個体数調整）、本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本文第2の5のシカ特別対策等事業のシカ特別対策により実施する捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

ア 有害捕獲

イ アにより捕獲した個体の処理

(2) シカ特別対策

ア 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業内容の欄の①の「実施体制の整備」については、検討会の開催等により、次に掲げる事項について協議するものとし、都道府県及び市町村が相互に連携を図り、実施するものとする。

なお、(ウ)の評価に当たっては、学識経験者等第三者の意見を聴取するものとする。

(ア) シカ特別対策に係る関係機関との連携体制を含めた実施体制の構築

(イ) 事業実施状況の把握

(ウ) 捕獲計画（捕獲目標等）に対する事業成果（捕獲効率含む。）の評価

(エ) その他必要な事項

イ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業内容の欄の②の「生息状況調査等」については、次に掲げる全ての事項を実施するものとする。

協議会（市町村を含む。以下このイにおいて同じ。）が事業実施主体として取組を実施する場合にあっては、協議会における捕獲計画を作成の上、都道府県知事に協議し、承認を得るものとする。都道府県知事は、協議会が作成した捕獲計画を含め、都道府県における捕獲計画を作成するものとする。

なお、捕獲計画の作成に当たっては、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他シカの行動特性や被害防止対策に関する専門的な知見を有する者の助言を受けるものとする。

(ア) シカの生息状況調査及び被害状況調査

(イ) (ア)の結果を踏まえた被害要因、生息状況等の分析

(ウ) (ア)、(イ)に基づき捕獲区域、捕獲時期、捕獲目標（雌ジカの捕獲割合を含む。）等を定めた捕獲計画の作成

ウ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業内容の欄の③の「シカの集中捕獲」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

なお、シカの集中捕獲の実施・推進に当たっては、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他シカの行動特性や被害防止対策に関する専門的な知見を有する者の助言を受けるものとする。

また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動（有害捕獲）、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲活動（個体数調整）、本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本文第2の5のシカ特別対策等事業のシカ緊急捕獲対策の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

(ア) イの(ウ)で作成した捕獲計画に基づく捕獲

(イ) (ア)において必要な捕獲機材の整備（捕獲計画に応じたわな等の移設を含む。）

エ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業内容の欄の④の「捕獲個体の処理」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。

(ア) ウの(ア)により捕獲した個体の処理

(イ) ウの(ア)により捕獲した個体の処理施設における搬入経費

オ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業内容の欄の⑤の「人材育成活動」については、シカの集中捕獲を進める上で、捕獲従事者を確保するために必要な研修を実施できるものとする。

カ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業内容の欄の⑥の「大規模捕獲実証」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。

(ア) 大規模捕獲機材の導入

(イ) (ア)の機材による大規模捕獲実証

(ウ) (イ)による実証成果の普及

2 交付対象経費

(1) シカ緊急捕獲対策

ア 交付対象となる経費は、1の(1)のア及びイに直接要する次に掲げるものとし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

(ア) 有害捕獲に係る捕獲活動経費（有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る。）

(イ) 捕獲個体の埋設・運搬経費（捕獲従事者自らが行う場合を除く。）

(ウ) 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費

(エ) 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費

イ なお、アの（ア）の確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

（ア）捕獲確認は、都道府県又は市町村の職員（確認者（処理加工施設での捕獲確認に限り、都道府県知事又は市町村長が認めた処理加工施設の職員を含む。））が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法（現地確認）又は確認者が処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体を実際に確認する方法（搬入確認）を基本とし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。なお、現地確認による場合、確認者は、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」（鳥類にあつては「両脚」）を回収するかのいずれかを行う。

（イ）現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げる物により、捕獲個体が本対策の交付対象であること確実に確認（書類確認）し、別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。

a 捕獲個体全体と捕獲従事者が写っており、捕獲日が確認できる写真（捕獲個体が、スプレー等でその識別が可能となるようマーキングされるとともに、原則としてその向きが「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。）で、捕獲日が確認できるよう、その捕獲従事者と撮影された写真をいう。）

b 捕獲個体又はその部位（獣類にあつては原則として「尾」とし、鳥類にあつては原則として「両脚」とする。）

（ウ）複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方法を定めるとともに、別紙に添付するものとする。

（2）シカ特別対策

ア 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（5）の②に係る経費・事業内容の欄の取組を行う事業の交付対象となる経費は、別表1に掲げる経費とし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

イ 別表1の事業内容の欄のシカの集中捕獲に係るイの「捕獲活動経費」の確認に当たっては、（1）のイを準用する。

3 事業の委託

（1）シカ緊急捕獲対策

事業実施主体が都道府県の場合に限り、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（5）の①に係る経費・事業内容の欄の事業内容の一部の業務を他の者に委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、都道府県知事が地方農政局長と協議を行い、地方農政局長

が認めた場合に他の者に委託することができるものとする。

(2) シカ特別対策

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業内容の欄に定める取組の一部を他の者(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。)に委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、事業実施主体が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、事業実施主体の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

4 留意事項

(1) シカ緊急捕獲対策

留意事項は、別記4の第2の4を準用する。

(2) シカ特別対策

都道府県知事は、実施した取組の成果及び事業の実施における課題を整理し、市町村に対して周知に努めるとともに、捕獲体制の改善を図るものとする。

第3 交付額等

1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の①に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める上限単価(有害捕獲に係る捕獲活動経費)は、次に掲げるとおりとする。

獣 種	捕獲個体の処理	上限単価 (円/頭)
シカ(成獣)	食肉処理等のための施設において搬入確認した場合	9,000
	焼却処分等のための施設において搬入確認した場合	8,000
	上記以外の場合	7,000
シカ(幼獣)		1,000

注1:各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画

を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。

2：原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の摂取制限又は出荷制限（以下「出荷制限等」という。）が指示されている地域におけるシカ（幼獣は除く。）及び福島県におけるシカ（幼獣は除く。）の上限単価は、一律 8,000 円／頭とする。

3：出荷制限等が指示されている地域のうち、県が定める出荷・検査方針に基づき管理され、計画出荷が認められた処理加工施設に搬入可能な地域において当該処理加工施設で搬入確認したシカ（幼獣は除く。）の上限単価は 9,000 円／頭とする。

2 要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の（5）の②に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、事業実施主体が都道府県においては 30,000 千円以内、協議会（市町村含む）においては 3,000 千円以内とする。

なお、北海道が事業実施主体となり、道内を区分して取り組む場合は、4 地域までとし、1 地域当たりの限度額を 30,000 千円以内とする。

3 要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の（5）の②に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める「シカの集中捕獲」における上限単価は次に掲げるとおりとする。ただし、事業実施主体は捕獲計画で策定した捕獲区域、捕獲時期、捕獲目標等を勘案し、予算と計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。

（1）捕獲活動経費（別表 1 シカの集中捕獲 イ関係）

獣種	捕獲個体の処理	上限単価（円／頭）
シカ（成獣）	共通	18,000
シカ（幼獣）	共通	2,000

4 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により 3 の上限単価を超える場合、都道府県知事が地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合には、助成できるものとする。

5 要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の（5）の②の取組に対する賃金として日当払いとする場合には、活動時間や業務の負担等を勘案した単価を設定するものとする。

第 4 事業の実施等の手続

1 事業の実施手続

（1）シカ緊急捕獲対策

ア 事業実施主体を構成する市町村（市町村が事業実施主体である場合を含む。）又は事業実施主体が所在する市町村は、鳥獣による農林水

産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた特措法第4条の規定に基づく被害防止計画を作成するものとする。

イ 事業実施主体は事業実施計画を作成するものとし、被害防止計画を添付した上で、都道府県知事に提出するものとする。ただし、広域都道府県域事業実施主体が作成する広域都道府県域計画については、地方農政局長に提出するものとし、4の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する場合は、地方農政局長と協議を行うものとする。

なお、事業実施計画に添付する被害防止計画については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

ウ 都道府県知事は、イにより提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、都道府県計画を作成するものとする。

エ 都道府県知事は、ウで作成する都道府県計画に、都道府県自らが本事業の事業実施主体となり、一部を他の者に委託する事業実施計画が含まれる場合は、その内容について、地方農政局長と協議を行うものとする。

オ 地方農政局長は、イの協議を受けた場合には、協議結果について、関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。

カ 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、重要な変更該当するときは、イ、ウ、エ及びオの規定を準用して手続を行うものとする。

また、広域都道府県域計画については、重要な変更該当するときは、イ及びオの規定を準用して手続を行うものとする。

(2) シカ特別対策

ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アにより提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、都道府県計画を作成するものとする。

ウ 都道府県知事は、イで作成する都道府県計画に、次に掲げる事業実施計画が含まれる場合は、その内容について、地方農政局長と協議を行うものとする。

a 第3の4の地域特認に該当する都道府県計画

b 4の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して

事業に着手する都道府県計画

エ 都道府県知事は、シカの個体数減少に資するため、必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、重要な変更該当するときは、ア、イ及びウの規定を準用して手続を行うものとする。

2 事業実施計画の作成等

(1) シカ緊急捕獲対策

ア 1の(1)のイに定める事業実施計画は、別記4の別表の1に規定する事項を含めて作成するものとする。

イ 1の(1)のウに定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙6により、1の(1)のイの広域都道府県域計画にあつては、別記1の別記様式第9号により作成するものとする。

ウ 1の(1)のエ及びカに定める都道府県知事が行う協議については、別記1の別記様式第1号により行うものとし、1の(1)のイ及びカに定める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記1の別記様式第9号により行うものとする。

(2) シカ特別対策

ア 1の(2)のイに定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙7により作成するものとする。

イ 1の(2)のウ及びエに定める都道府県知事が行う協議については、別記1の別記様式第1号により行うものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

1の(1)のカ及び1の(2)のエに定める都道府県計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 シカ緊急捕獲対策

別記4の第5を準用する。

2 シカ特別対策

(1) 事業実施主体は、都道府県知事に本事業の実施状況を報告するものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1)により報告された実施状況及び都道府県が事業実施主体となる事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の評価

1 シカ緊急捕獲対策

別記1の第6の事業の評価と併せて行うものとする。

2 シカ特別対策

事業実施主体は、本事業で実施した事業内容について、事業実施年度の翌年度に事業の目的と実施状況から評価を行うものとする。

事業実施主体が協議会（市町村を含む。）の場合にあっては、評価結果を都道府県知事に報告するものとする。都道府県知事は、報告を受けた協議会（市町村を含む。）の評価結果を含め都道府県が事業実施主体となる事業の評価を行い、9月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

第7 事業の状況報告

事業の状況報告は、別記1の第7を準用する。

第8 推進指導

推進指導は、別記1の第8を準用する。

第9 事業の支援対象期間

本事業の支援対象期間は、交付決定の日から令和6年3月31日までとする。

なお、シカ緊急捕獲対策における捕獲活動経費は、交付決定の日から令和6年3月31日までに事業実施主体が捕獲確認をした場合に支援対象とすることができる。

第10 国の助成措置

国の助成措置は、別記1の第10の規定を準用する。

別表1 シカ特別対策等事業（シカ特別対策）の交付対象経費

事業内容	交付対象経費
実施体制の整備	ア 会場借料、会議用機械器具の借料 イ 事務用品 ウ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 エ 書類等の印刷費及び製本費 オ 郵便料、電信電話料及び運搬費
生息状況調査等	ア 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） イ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ウ 事務用品、印紙代 エ 書類等の印刷費及び製本費 オ 郵便料、電信電話料及び運搬費 カ 薬品類、調査機材及びその借料 キ 調査に従事する者に対する保険代 ク 車両の借料及びその燃料代
シカの集中捕獲	ア 捕獲活動への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） イ 捕獲活動経費 ウ 捕獲に従事する者に対する保険代 エ 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費 オ 捕獲に必要な機材（銃弾含む（銃本体は除く。）。） カ 重機、車両の借料及びその燃料代 キ 止め刺し資材 ク わなに係る給餌（餌代含む。）
捕獲個体の処理	ア 捕獲個体処理への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） イ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ウ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 エ 埋設資材、簡易減容化機材 オ 重機、車両の借料及びその燃料代
人材育成活動	ア 会場借料、研修用機械器具の借料 イ 事務用品、印紙代 ウ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 エ 書類等の印刷費及び製本費

	オ 郵便料、電信電話料及び運搬費 カ 研修教材費 キ 研修・講習受講費用及び旅費
大規模捕獲実証	ア 実証資材費 イ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ウ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 エ 会場借料、研修用機械器具の借料 オ 研修・講習受講費用及び旅費 カ 研修教材費 キ 事務用品、印紙代 ク 書類等の印刷費及び製本費 ケ 郵便料、電信電話料及び運搬費

注 各事業内容における交付対象経費については、同一の取組に対して、重複して支援を受けることはできないものとする。

(別紙)

*確認書類受付日	令和 年 月 日	
**支払確認月日	令和 年 月 日	
所 属	氏 名	確認欄

シカ特別対策等事業における捕獲確認書

捕 獲 従事者 氏 名	獣種名	成獣・幼 獣別	頭数	捕獲 月日	捕獲場所 (住所等)	捕獲 方法	確認 方法	処理加 工施設 の種類	確認者 所属 ・氏名

* 確認書類受付日は、確認書の提出を受け付けた日とする。

** 支払確認月日は、市町村が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。

注1：「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

2：「捕獲場所」は、住所又は鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付すること。

3：「捕獲方法」は、銃又はわな（箱わな、くくりわな、その他のいずれか）を記載すること。

4：「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法（「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」）を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいずれかを記載する。

5：「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類（食肉等に利用する上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）は「焼却」）を記載する。

6：書類確認による場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。

7：複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。

シカ特別対策等事業に係る捕獲活動経費の分配方法について

令和〇年〇月〇日に実施する捕獲活動において交付される額の分配方法は、次のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住 所	署名欄

注：「署名欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「捕獲従事者氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

(別記6)

鳥獣被害対策基盤支援事業

第1 事業実施主体

- 1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(6)に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、地方公共団体、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

なお、協議会は、別記1の第1の4の要件の全てを満たすものとする。

- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

(1) 鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、

- ①森林等の被害状況や鳥獣の生息状況等を判断し、森林での被害対策を推進する上で中心的役割を果たす地域リーダー（森林）及び広域的な被害状況等の把握、被害対策案の検討・作成、実施体制の組織化及び指導、対策の評価等を総合的に行う鳥獣被害対策コーディネーターを計画的に育成するため、鳥獣の被害防止対策に係る基礎的な知識及び技術を有する者を対象として研修を行う。
- ②地域の鳥獣対策に係る新たな担い手の発掘・育成を図るためのセミナーを開催し、その中で人材確保が課題となっている市町村等とのマッチングを行う。
- ③効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有等を図るための全国検討会を開催する。

ア 地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業

(ア) 研修カリキュラムの作成

地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーターを育成するため、必要な研修カリキュラム（教材を含む。以下同じ。）を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告

書として取りまとめる。

(イ) 研修会の開催

(ア) の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーターを効率的に育成するため、地域リーダー（森林）については全国でフィールド研修会を開催する。また、鳥獣被害対策コーディネーターについては、座学とフィールド研修を主体とし、全国で研修会を開催する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア) 及び (イ) を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林・林業の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

イ 鳥獣被害対策担い手マッチング事業

(ア) セミナー等の開催

地域の鳥獣被害対策に係る新たな担い手の確保に繋がるよう、野生鳥獣の生態や鳥獣被害対策の知識や現場での取組等を内容とするセミナーについて、地域性等を考慮し全国複数箇所で開催し、鳥獣被害対策に取り組む意欲のある者の発掘・育成を図るとともに、セミナーにおいては、地域の鳥獣被害対策を進める中で人材不足が課題となっている市町村等が参加し、募集情報等を提供しながら、来場者とのマッチングを行う。また、ICT等を活用した被害対策技術の習得に係る研修会を開催し、効果的な被害対策と技術の普及推進を図る。

(イ) 事業実施体制の検討

(ア) を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣被害対策の専門知識を有する者や、地域における人材募集及び鳥獣対策に関する専門家等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b セミナー及び研修会の内容（マッチングを含む。）
- c セミナー及び研修会の開催計画の作成及びセミナーの実施

- d セミナー及び研修会対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

ウ 鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業

(ア) 鳥獣被害対策技術全国検討会等の開催

効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有及び意見交換のための全国検討会等を全国1箇所以上で開催する。

(イ) 鳥獣被害対策に係るマニュアルの作成

鳥獣被害対策に係るICT等の新技術や研究等について、既存のマニュアルから内容を拡充したものを作成する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア) 及び (イ) を円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣被害防止に関する専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 全国検討会等及びマニュアルの内容
- c 全国検討会等の開催計画及びマニュアルの作成計画
- d 全国検討会等の告知方法及びマニュアルの配布方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

(2) 利活用技術者育成研修事業

ア 処理施設の処理技術向上研修

(ア) 研修カリキュラムの作成

捕獲した鳥獣の利活用に係る技術を普及するため、捕獲技術及び野生鳥獣肉（ジビエ）等（以下「ジビエ等」という。）の有効活用に係る知識並びに技術を有する技術者（以下「技術者」という。）を計画的に育成するための研修カリキュラムを作成する。

(イ) 研修会の開催

(ア) の研修カリキュラムに基づき、捕獲した鳥獣の有効活用に寄与する技術者を効率的に育成するため、全国2か所以上で研修会を開催する。

イ 捕獲者のための衛生管理等の知識向上研修

高度な衛生管理に関する知識を有した捕獲者を育成するために、捕獲した鳥獣の有効活用や衛生管理等に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討し、実施する。

(ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法

(イ) 研修カリキュラムの作成及び見直し

- (ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
 - (エ) 研修対象者への周知方法
 - (オ) 研修での指導を行う専門的技術者の育成方法の調査、検討及び育成の実施
 - (カ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
 - (キ) その他必要な事項
- (3) 鳥獣利活用推進支援事業

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用し、農村地域の振興を図るため、捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制を構築し、ジビエ等の全国的な需要拡大及び利活用推進に資する、需要拡大、需要に対応した安定供給、流通体系の確立に向けた以下の取組を総合的に実施する。

ア 全国的な検討体制の構築

要綱別表の採択要件の欄の1に定める者から構成される鳥獣利活用推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を構築し、運営方針を協議するとともに、イ～エに係る実施方針を検討し、実践する。

イ 需要拡大及び利活用推進に必要な取組

捕獲鳥獣の回収と食肉処理加工施設への搬入の効率化、現場の実態に対応した衛生管理ガイドライン周知徹底、安定供給のための取扱ルールの検討、消費者の認知度やニーズの把握など、捕獲、処理加工、供給、消費の各段階において、利活用推進のために必要となる取組を調査・検証・実施し、その成果を地方公共団体等の関係者に情報提供する。

ウ 需要拡大及び利活用推進に向けた普及啓発

需要者及び消費者等のジビエ等に対する関心を高め、ジビエ等の全国的な需要拡大と利活用推進を図るため、イベントや各種広報活動により普及啓発を行う。

エ その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、コンソーシアムで検討の上、実施することができるものとする。

(4) ジビエ流通衛生管理高度化事業

加工、流通、販売段階での衛生管理の高度化の取組を促進するため、野生鳥獣肉の衛生管理及び流通等に関する専門的知識を有する者等で構成された検討委員会を設置し、以下の取組を実施する。

ア 指導者の育成

加工、流通、販売事業者に対して衛生管理を指導する指導者を育成するため、次に掲げる事項について検討し、実施する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) カリキュラム、教材を作成するための調査、検討及び教材の作成
- (ウ) 指導者育成の研修会の実施
- (エ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (オ) その他取組に必要な事項

イ 個別指導のための指導者の派遣

加工、流通、販売事業者に対し、衛生管理に関する個別の指導を行う専門の指導者を派遣するため、次に掲げる事項について検討し、実施する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) 指導教材を作成するための調査、検討及び指導教材の作成
- (ウ) 個別指導方法や指導者派遣方法の検討及び派遣
- (エ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (オ) その他取組に必要な事項

(5) 愛玩動物用飼料原料等利用促進事業

捕獲鳥獣を原料とする愛玩動物用飼料（以下「ジビエペットフード」という。）及び動物園等でのと体給餌用エサの安定供給及び利用拡大を図るため、適切な処理方法の普及、安定供給のための流通体制の構築、新規需要創出、普及啓発等に向けた以下の取組を実施する。

ア 愛玩動物用飼料原料利用促進事業

(ア) 検討体制の構築

捕獲従事者、処理加工施設従事者、ペットフード製造事業者、流通事業者、野生鳥獣肉の衛生管理やペットフード製造の品質・衛生管理に関する知見を有する者等を構成員とするコンソーシアムを構築し、当該コンソーシアムの運営方針を協議するとともに、(イ) から (エ) までに係る実施方針を検討し、実践する。

(イ) 流通体制の構築

令和4年度に実施した愛玩動物用飼料原料利用促進事業における取組成果を基に、東日本と西日本のそれぞれ1箇所以上において、地域の処理加工施設間の連携等によるペットフード製造事業者への安定供給のための流通体制を検討・実証（品質等情報の伝達を含む。）し、構築する。

(ウ) 新規需要の創出

全国を対象に、ジビエペットフードの原料（シカ及びイノシシを対象とする。）の新規需要に関する処理加工施設とペットフード製造事業者等とのマッチングのための商談会等のイベントを1回以上開催する。

(エ) ジビエペットフード利用の普及啓発

令和4年度に実施した愛玩動物用飼料原料利用促進事業で作成したマニュアルの配布等により、ジビエペットフード利用について、処理加工施設やペットフード製造事業者、地方公共団体、飼育者等に広く普及啓発する。

(オ) その他事業の目的を達成するために必要な取組

(イ) から (エ) までの取組のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、(ア) のコンソーシアムにおいて検討の上、実施することができるものとする。

イ と体給餌利用促進事業

(ア) 検討体制の構築

捕獲従事者、処理加工施設従事者、動物園事業者、流通事業者、野生鳥獣肉の衛生管理や動物園動物の生理・生態に関する知見を有する者等を構成員とするコンソーシアムを構築し、当該コンソーシアムの運営方針を協議するとともに、(イ) から (キ) までに係る実施方針を検討し、実践する。

(イ) と体給餌用エサに関する調査

動物園事業者がと体給餌用エサの原料(シカ及びイノシシを対象とする。)として求める、野生鳥獣の利用部位、大きさ、カット方法、量、品質・衛生管理の水準等を調査する。調査は全国の動物園事業者を対象に、経営規模の大小に関わらず幅広く実施するものとする。

(ウ) マニュアル作成

(イ) の結果を基に、処理加工施設等における動物園事業者が求める品質・衛生管理の水準を満たす原料(シカ及びイノシシを対象とする。)の加熱殺菌法等について検討・実証し、全国の処理加工施設等でも取組可能な品質・衛生管理を向上するためのポイントを取りまとめたマニュアルを作成する。

(エ) 給餌方法の明確化

動物園等で広く飼育されている3種以上の肉食動物を対象に、年齢や妊娠など生育ステージに応じた、給餌量及び給餌頻度、と体給餌用エサへの馴化の方法等、獣種ごとの適切な給餌方法を検討・実証する。

(オ) 流通体制の構築

(イ) の結果を基に、東日本と西日本のそれぞれ1箇所以上において、地域の処理加工施設間の連携等による動物園事業者への安定供給のための流通体制を検討・実証(品質等情報の伝達を含む。)し、構築する。

(カ) 新規需要の創出

全国を対象に、と体給餌用エサの原料(シカ及びイノシシを対象とする。)の新規需要に関する処理加工施設と動物園事業者等とのマッ

チングのための商談会等のイベントを1回以上開催する。

(キ) と体給餌用エサとしての利用の普及啓発

(ウ) で作成したマニュアルの配布や動物園等でのと体給餌イベントの開催等により、と体給餌用エサとしての利用について、処理加工施設や動物園事業者、地方公共団体、飼育者等に広く普及啓発する。

(ク) その他事業の目的を達成するために必要な取組

(イ) から (キ) までの取組のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、(ア) のコンソーシアムにおいて検討の上、実施することができるものとする。

(6) ICTを活用した調査に基づく捕獲の実践事業

ICTを活用した調査に基づく捕獲を推進するため、以下の取組を実施する。

ア 検討体制の構築

ICTを活用した広域的な調査に基づくシカ又はイノシシの捕獲を効果的に実施するため、ICTを活用した生息状況調査の知識を有する者、地域合意形成や計画策定のコンサルティングを行うことができる者、鳥獣被害防止に関する専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる(ア)、(イ)及び(エ)から(キ)までの事項について検討、(ウ)の事項について選定する。

(ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法

(イ) イの生息状況調査の研修の内容

(ウ) イの生息状況調査及びエの捕獲活動の実施地区

(エ) イの調査結果に基づくウの計画策定の内容

(オ) エの実践的な捕獲活動の内容

(カ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

(キ) その他必要な事項

なお、実施地区は全国から複数の実施地区を選定する。この際、原則として行政界を跨いだ地区とし、実施地区の1箇所以上を北海道の地区とする。また、実施地区が所在する都道府県と調整し、適切に捕獲の許可を得られるよう合意形成を行う。

イ ICTを活用した広域的な生息状況調査

アで選定した実施地区において、被害防止を目的とした個体数調整のための生息状況調査を実施する。

ウ 計画策定

イの調査で収集したデータに基づき、捕獲活動の計画を地区ごとに策定する。

エ 捕獲活動

ウで策定した計画に基づき、実践的な捕獲活動をモデル的に実施す

る。なお、ICTを活用した調査に基づく捕獲の実践事業における捕獲活動に係る経費については、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲（有害捕獲）、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲（個体数調整）、本要領本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本要領本文第2の5のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

2 実施基準

(1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。

(2) 推進事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じた必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

(3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は別表のとおりとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者（鳥獣の行動特性、被害防止対策に関する知見等を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、鳥獣被害対策基盤支援事業を的確かつ効果的に実施するため、必要に応じて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの協力を得るものとする。

第3 交付額

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(6)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。

鳥獣被害対策基盤支援事業は、259,600千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業の実施手続

(1) 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。

(2) 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更該当する場合は、事業

実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

2 事業実施計画の作成

1の(1)に定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

1の(2)に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況を、毎年度、農村振興局長に報告するものとする。

なお、事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出して行うものとする。

第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 事業の状況報告

1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。

3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一

部を返還することを求めるものとする。

第8 推進指導

国は、地域の実態に即し、鳥獣被害対策基盤支援事業の効果的な推進が図られるよう、関係部局、都道府県、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とするが、第2の1の(6)の事業に限り令和5年度の1年間とする。

第10 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

別表 鳥獣被害対策基盤支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が 50 万円以上の設備については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消 耗 品 費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> 謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	<ul style="list-style-type: none"> 賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等	

	を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号（別記6の第4の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害対策基盤支援事業の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害対策基盤支援事業（鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、愛玩動物用飼料原料等利用促進事業及びICTを活用した調査に基づく捕獲の実践事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記6の第4の1の（1）（別記6の第4の1の（2））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○ 鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画）

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫交付金	事業実施主体	
	(例1) ①研修カリキュラム及び教材等の作成 ②研修会の開催 ③実施体制の整備 ④全国検討会の開催 ⑤報告書等の作成・配布 (例2) ①全国的な検討体制の構築 ②検討会の開催 ③利活用推進に必要な取組 ア 捕獲段階 イ 処理加工段階 ウ 供給段階 エ 消費段階 ④利活用推進に向けた普及啓発 ⑤その他()	円	円	円	
	計				

注：事業名の欄には、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、愛玩動物用飼料原料等利用促進事業及びICTを活用した調査に基づく捕獲の実践事業のいずれかの事業名を記載する。

2 事業の目的

--

3-1 事業の内容（鳥獣利活用推進支援事業、愛玩動物用飼料原料等利用促進事業、ICTを活用した調査に基づく捕獲の実践事業以外の事業）

(1) 実施体制の整備

ア 検討委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

(注) 委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 検討委員会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) 研修カリキュラム・セミナー・講義及び現場実務講習の開催

(地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業の場合に記載する。)

ア 研修カリキュラム・セミナー、教育プログラム（カリキュラム）（案）の概要

--

注：研修カリキュラム（案）、セミナー内容（案）を添付すること。

イ 研修会・セミナー・講義及び現場実務講習の開催計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	加人数	研修内容	備考

注：備考欄に周知方法を記載する。

ウ 報告書の作成・配布

報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	配布方法

注：地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業の場合に記載する。

(3) 全国検討会（全国鳥獣被害対策サミット）の開催等

（鳥獣対策技術全国検討会開催事業の場合に記載する。）

ア 全国検討会（全国鳥獣被害対策サミットの開催）

開催時期・開催場所	テーマ（案）	参加規模等

注：検討会開催及び技術等の展示及び周知方法について具体的に記載する。

イ マニュアルの概要

--

注：マニュアル（案）について具体的に記載すること。

(4) 研修カリキュラムの概要

--

注1：研修カリキュラム（案）を添付すること。

2：利活用技術者育成研修事業及びジビエ流通衛生管理高度化事業の場合に記載する。

(5) 研修会の開催計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備考

注：利活用技術者育成研修事業及びジビエ流通衛生管理高度化事業の場合に記載する。また、備考欄に周知方法を記載する。

3-2 事業の内容（鳥獣利活用推進支援事業）

(1) コンソーシアムの構成及び役割分担

コンソーシアム構築時期		
構成団体等	構成団体等が果たす役割	備考

注：事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

(2) コンソーシアムによる検討会開催計画

開催予定時期	検討内容	備考

(3) 事業実施計画

① 利活用推進に必要な取組

取組内容	事業実施計画（具体的な調査・検証手段）	担当する構成団体等

注：要領別記6第2の1の(3)に定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具

体的に記載する。

② 利活用推進に向けた普及啓発

普及啓発内容	普及啓発の対象及び具体的な方法	担当する構成団体等

注：要領別記6第2の1の(3)に定める事業内容を踏まえ、普及啓発内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

(4) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：取組内容は(3)事業実施計画の①利活用推進に必要な取組、②利活用推進に向けた普及啓発と整合をとる。

(5) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：要領別記6第2の1の(3)ア・イのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、取組ごとに記載する。

(6) 利活用技術者育成研修事業との連携内容

連携内容	備考

3-3 事業の内容(愛玩動物用飼料原料等利用促進事業)

(1) 検討体制の構築

ア コンソーシアムの構成及び役割分担

コンソーシアム等 構築時期		
構成団体等	構成団体等が果たす役割	備考

注1：事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

注2：構成団体等の欄には、コンソーシアムの構成員の氏名、所属、専門分野等を記載する。

イ コンソーシアムによる検討会開催計画

開催予定時期	検討内容	備考

ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) 事業実施計画

ア と体給餌用エサに関する調査

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注1：と体給餌利用促進事業の場合に記載する。

注2：要領別記6第2の1の(5)のイに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

イ マニュアル作成

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注1：と体給餌利用促進事業の場合に記載する。

注2：要領別記6第2の1の(5)のイに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

ウ 給餌方法の明確化

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注1：と体給餌利用促進事業の場合に記載する。

注2：要領別記6第2の1の(5)のイに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

エ 流通体制の構築

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注：要領別記6第2の1の(5)に定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

オ 新規需要の創出

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注：要領別記6第2の1の(5)に定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

カ ジビエペットフード利用の普及啓発

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注1：愛玩動物用飼料原料利用促進事業の場合に記載する。

注2：要領別記6第2の1の(5)のアに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

キ と体給餌用エサとしての利用の普及啓発

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注1：と体給餌利用促進事業の場合に記載する。

注2：要領別記6第2の1の(5)のイに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

(3) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：取組内容は、(2)事業実施計画と整合をとる。

(4) その他事業の目的を達成するために必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注1：愛玩動物用飼料原料利用促進事業の場合、要領別記6第2の1の(5)のアの(イ)～(エ)のほか、事業の目的を達成するために必要な取組があれば、取組ごとに記載する。

注2：と体給餌利用促進事業の場合、別記要領6第2の1の(5)のイの(イ)～(カ)のほか、事業の目的を達成するために必要な取組があれば、取組ごとに記載する。

3-4 事業の内容（ICTを活用した調査に基づく捕獲の実践事業）

(1) 実施体制の整備

ア 検討委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

(注) 委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 検討委員会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(注) 北海道で行う事業と本州以南で行う事業とをそれぞれ別に記載すること。

(2) 事業実施計画

ア ICTを活用した生息状況調査の概要

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

(注) 要領別記6第2の1の(6)に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

イ ICTを活用した生息環境調査の結果に基づく実践的な捕獲活動の研修の概要

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

(注) 要領別記6第2の1の(6)に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

(3) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：取組内容は、(2)事業実施計画と整合をとる。

4 添付書類

(1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）

- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記6の第4の4関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害対策基盤支援事業）の
交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第3号（別記6の第5関係）

鳥獣被害対策基盤支援事業（〇〇〇事業）
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記6の第5の規定により〇〇事業について別添のとおり報告する。

- （注）
- 1 〇〇事業については、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、愛玩動物用飼料原料等利用促進事業及びICTを活用した調査に基づく捕獲の実践事業のいずれかの事業名を記載するものとする。
 - 2 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

(別記 7)

全国ジビエプロモーション事業

第 1 事業実施主体

- 1 要綱別表の区分・事業種類欄の 2 の (7) に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。
- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第 2 事業の内容等

- 1 事業の内容 (要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の (7) 関係)

(1) ジビエフェア開催事業

全国的なジビエ等の消費拡大を図るため、ジビエフェアに協賛する飲食店等 (以下「協賛飲食店等」という。) を募り、ジビエフェアを次により開催する。

ア ジビエフェアの開催、周知等

- (ア) ジビエフェアは年 1 回以上 (延べ 3 か月程度) 開催する。
- (イ) ジビエフェアのポスター等 PR 資材を作成し協賛飲食店等に配布するとともに、ジビエフェアの概要等について SNS やマスメディア等を通じた情報発信を行う。また、関係団体等と連携し効果的な情報発信を行う。
- (ウ) 各地で開催されるジビエ関連イベント等の情報を収集し、それらのイベント主催者等に対しジビエフェアとの連携を働きかける。

イ 協賛飲食店等の募集、開拓等

- (ア) 協賛飲食店等を募集・把握し、その店舗情報を発信する。
- (イ) 協賛飲食店等の募集・把握のため、ジビエの調理方法の注意点、カタ肉やスネ肉等の低需要部位の有効利用等による料理レシピ、食肉処理加工施設の情報等を提供する説明会を開催する。また、試作料理のためのジビエを調達・提供する。

ウ ジビエフェアの運営等

- (ア) ジビエフェア開催期間中における協賛飲食店等や食肉処理加工施設等との連絡調整等適切な運営に努める。
- (イ) ジビエフェアにおけるジビエ料理の販売状況等に関するアンケート

ト調査や取組結果の分析を行う。

オ 報告書等

アからエまでの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

(2) ジビエ需要拡大・普及推進事業

ア ジビエ関連情報の発信等

ジビエやジビエペットフード、皮革等に関する各地のイベント・店舗情報等の収集やプロモーション動画の作成を行い、消費者に対し、SNSやイベント等を通じて情報を発信する。また、学生によるプロモーションなどの体験コンテンツの開発等、多様なライフスタイルに応じたジビエ等の関わり方の提案を行う。

イ 報告書等

アの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

2 実施基準

(1) 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

(2) 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

(3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表のとおりとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

第3 交付額

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(7)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、90,000千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施手続

(1) 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。

(2) 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

2 事業実施計画の作成

1の(1)に定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

1の(2)に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況を農村振興局長に報告するものとする。

なお、実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 事業の状況報告

1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。

3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第8 推進指導

国は、ジビエ等の利用拡大の効果的な推進が図られるように、関係団体等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度の1年間とする。

第10 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

別表

全国ジビエプロモーション事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	・取得単価が 50 万円以上の設備については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消 耗 品 費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻	

	訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号（別記7の第4の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度全国ジビエプロモーション事業の実施計画の提出（変更協議）
について

令和〇〇年度において、全国ジビエプロモーション事業を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記7の第4の1の（1）（別記7の第4の1の（2））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の全国ジビエプロモーション事業（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○ 全国ジビエプロモーション事業のうちジビエフェア開催事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. ジビエフェアの開催、周知等	円	円	円	
2. 協賛飲食店等の募集、開拓等				
3. ジビエフェアの運営等				
4. 報告書等				
5. その他（ ）				
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) ジビエフェアの開催、周知等の概要

--

(3) ジビエフェアに協賛する飲食店等の募集・開拓等の概要

--

(4) ジビエフェアの運営等の概要

--

時期	参加店舗数	開催概要	備考

(5) 報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(6) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(7) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2) から (4) のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

(別添)

○ 全国ジビエプロモーション事業のうちジビエ需要拡大・普及推進事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. ジビエ関連情報の発信等	円	円	円	
2. 体験コンテンツの開発等				
3. 報告書等				
4. その他（ ）				
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) ジビエ関連情報の発信等の概要

--

(3) 体験コンテンツの開発等の概要

--

(4) 報告書の作成

報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(5) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(6) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2) 及び (3) のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記7の第4の4関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（全国ジビエプロモーション事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第3号（別記7の第5関係）

全国ジビエプロモーション事業
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記7の第5の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

(別記 8)

鳥獣被害防止対策促進支援事業

第 1 事業の取組等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) の①に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

ア 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、市町村域において、鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

イ 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、アと同様の鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

(2) 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

(3) 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) の①に係る事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長が別に定める協議会等とは、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、(4)で準用する別記 1 の第 1 の 4 に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)又は②その構成員(試験研究機関を除く。)であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているものとする。

(4) 協議会の要件

協議会の要件は、別記 1 の第 1 の 4 を準用する。

(5) 事業実施主体の範囲

(3)に規定する協議会等が事業を実施する地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域(複数の都道府県の市町村にまたがる場合も含む。)とする。

(6) 対象地域

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) の①に係る採択要件の欄

の6の「農村振興局長が別に定める対象地域であること」の判断については、次のアからシまでに掲げる地域とする。

- ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
- エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- カ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- キ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- ク 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- ケ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- コ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯
- サ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）
- シ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30

日付け 13 統計第 965 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知) における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域

(7) 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) の①に係る採択要件の欄の 5 の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9426 号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

(8) 生産コスト分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) の①に係る採択要件の欄の 7 の「受益地内の生産コストの低減が 10%以上見込まれること」の判断に当たっては、受益地内の生産コスト分析を実施し、低減される生産コストを十分に検討するものとする。

(9) 地域主体の鳥獣害防止対策

地域主体の鳥獣害防止対策は、別記 1 の第 1 の 8 を準用する。

(10) 周辺景観との調和

周辺景観との調和は、別記 1 の第 1 の 9 を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

(1) 事業の取組

捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入を促進するため、車両での進入が困難、急傾斜地である等、捕獲現場の地理的条件に合わせた実用可能な新たな搬入方法の確立に資する次のアからエまでの取組を実施するものとする。

ア 小型の移動式解体処理車の製作・実証

捕獲地に近い場所で解体処理を行うため、既存の移動式解体処理車（車内で捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等を行うことができる車両）の機能等の問題点を抽出した上で、改良型の車両を製作し、既存の処理加工施設との連携のもと、車両の機能や処理した食肉の品質評価等の実証・展示等を行う。

イ 軽トラックの改造・実証

急傾斜地等の捕獲現場から処理加工施設への搬入を行うため、軽トラック（軽自動車区分に該当する小型トラック）又は保冷車に巻き上げ機（ウィンチ）等を実装し、既存の処理加工施設との連携のもと、車両の機能や処理加工施設に搬入した食肉の品質評価等の実証・展示等を行う。

ウ コンテナ式処理施設等の活用・実証

輸送用のコンテナ等を活用し、捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等

が行える機器等を実装する。

また、実装後のコンテナ式処理施設等を活用し、広域搬入体制の構築や処理した食肉の品質評価等について、実証・展示等を行うとともに、既存の処理加工施設との連携についての検討を行う。

エ 生体搬入方法の実証

囲いわなや箱わなで捕獲した鳥獣を生きのまま処理加工施設へ搬入するための安全性その他の問題点を抽出した上で、運搬に適したおりを製作し、生体搬入の取組や処理した食肉の品質評価、既存の処理加工施設との連携等について、実証・展示等を行う。

(2) 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の①に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定めるコンソーシアムとは、次の全ての要件を満たすものとし、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

ア コンソーシアムは、次の構成員により組織されることとする。

(ア) ジビエの広域搬入の促進に資する知見やノウハウ、技術等を有する民間事業者

(イ) 処理加工施設

(ウ) (イ)の処理加工施設が所在する市町村

実証に必要な捕獲個体については、処理加工施設の所在する市町村と連携し、確保できる体制を整備することとする。

また、実証及び展示又は実証のみを行う地区が所在する市町村は参画を必須とする。なお、展示のみが行われる地区が所在する市町村は参画を必須としないが、事業の実施についてあらかじめ調整を行うとともに、助言等を受けられる体制を構築することとし、研究機関や大学、農業協同組合、猟友会等、実証に必要な者が構成員となることは妨げない。

イ コンソーシアムは、実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、次に掲げる事項に係る規約等を定め、かつ、コンソーシアムの全ての構成員がこれに同意していることとする。

(ア) 目的

(イ) 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局

(ウ) 意思決定の方法

(エ) 解散した場合の地位の承継者

(オ) 知的財産権が発生した場合の取扱方法

(カ) 事務処理及び会計処理の方法及び責任者

(キ) 財産の管理方法

(ク) 公印の管理及び使用の方法及び責任者

(ケ) 会計監査及び事務監査の方法

(コ) (ア) から (ケ) までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

ウ イの規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続において複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

エ コンソーシアムの運営を行うための事務局を置くこと。

オ 本事業を行う意思、具体的な計画及び本事業を的確に実施できる能力を有すること。

3 ジビエレストラン拡大事業

(1) 事業の取組

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用するとともに、全国的なジビエ利用を推進するため、新たにジビエメニューを取り扱うレストランその他の飲食店（以下「ジビエレストラン」という。）の拡大に向けた取組を実施するものとする。

(2) 事業実施主体

ア 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の②に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

イ 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の②に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

ア 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、市町村域において、鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

イ 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、アと同様の鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

(2) 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

(3) 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の②に係る事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長が別に定める協議会等とは、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、(4)で準用する別記1の第1の4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)又は②その構成員(試験研究機関を除く。)であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているものとする。

(4) 協議会の要件

協議会の要件は、別記1の第1の4を準用する。

(5) 事業実施主体の範囲

(3)に規定する協議会等が事業を実施する地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域(複数の都道府県の市町村にまたがる場合も含む。)とする。

(6) 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の②に係る採択要件の欄の5の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知)により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

なお、野生鳥獣の生息域の拡大により、被害が生じていない地域においても近い将来被害が発生する蓋然性が高い場合は、周辺地域の状況を踏まえ費用対効果分析を実施し、より広域的な整備を行うことにより、投資効果を向上させることができないか検討するものとする。

(7) 地域主体の鳥獣害防止対策

地域主体の鳥獣害防止対策は、別記1の第1の8を準用する。

(8) 周辺景観との調和

周辺景観との調和は、別記1の第1の9を準用する。

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

(1) 事業の取組

鳥獣被害対策及びジビエ利活用に関し情報の発信を行うものとする。

(2) 事業実施主体

ア 要綱別表の区分・事業種類欄の2の(8)の③に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

イ 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第2 事業の内容等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の①に係る経費・事業内容の欄の1の(1)鳥獣被害防止施設の①の「新規整備」、②の「再編整備」及び③の「既設柵の地際補強」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設(受電施設を除く。)及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設(被害防止施設と一体的に整備するものに限る。)を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下アからウまでのとおりとするものとする。

ア 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形(傾斜及び高低差)、樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入(飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入)を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。

イ ICTを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備することとする。

ウ 電気柵を整備する場合は、電気事業法(昭和39年法律第170号)等関係法令を遵守し、正しく設置することとする。

具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置(30ボルト以上の電源から電気を供給する場合)、開閉器(スイッチ)の設置等を行い、安全を確保することとする。(参照

URL : <https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/denkisaku.html>)

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、適切に行うものとする。

(2) 留意事項

留意事項は、別記1の第2の4を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

(1) 事業の内容

ア 小型の移動式解体処理車の製作・実証

事業実施主体は、次の(ア)から(オ)までの全ての取組を実施するものとする。

(ア) 検討会の開催

既存の移動式解体処理車の機能等の問題点を抽出し、車両の改良の方向性について意見交換を行うための検討会を開催する。

(イ) 改良型移動式解体処理車の製作

既存の移動式解体処理車の機能等の問題点を解消し、実用可能な改良型の移動式解体処理車を製作する。

(ウ) 改良型移動式解体処理車の機能等の実証

改良型の移動式解体処理車を活用し、既存の処理加工施設との連携のもと、機能が十分発揮しうるか、また、処理した食肉の品質評価等の実証を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地理的、気象的条件等も考慮し、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2か所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

(エ) 情報発信

(ウ)の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

(オ) 改良型移動式解体処理車運用マニュアルの作成

改良型の移動式解体処理車の取扱方法及び捕獲現場や処理加工

施設での運用方法、処理した食肉の品質評価等について取りまとめたマニュアルを作成する。

イ 軽トラックの改造・実証

事業実施主体は、次の（ア）から（オ）までの全ての取組を実施するものとする。

（ア）検討会の開催

軽トラック又は保冷車を活用した捕獲鳥獣の運搬、処理加工施設への搬入を進めるため、巻き上げ機（ウィンチ）等の設置等の方法について意見交換を行うための検討会を開催する。

（イ）軽トラックの改造

捕獲鳥獣の運搬のため、軽トラック又は保冷車にウィンチ等を実装する等の実用可能な改造を行う。

（ウ）軽トラックの機能等の実証

（イ）により改造した軽トラック又は保冷車について、既存の処理加工施設との連携のもと、機能が十分発揮しうるか、また、施設に搬入された食肉の品質評価等の実証を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地理的、気象的条件等も考慮し、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2か所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

（エ）情報発信

（ウ）の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

（オ）軽トラック改造マニュアルの作成

軽トラック又は保冷車へのウィンチ等の実装方法、改造に当たっての留意事項や捕獲鳥獣の運搬にあたり必要な処理方法、現場で活用するに当たっての注意点、処理した食肉の品質評価等を取りまとめたマニュアルを作成する。

ウ コンテナ式処理施設等の活用・実証

事業実施主体は、次の（ア）から（オ）までの全ての取組を実施するものとする。

（ア）検討会の開催

輸送用コンテナ等を簡易な処理加工施設として活用するための

課題の抽出等について意見交換を行うための検討会を開催する。

(イ) コンテナ等の改造

輸送用コンテナ等を簡易な処理加工施設として活用するため、コンテナ内部に、捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等が行える機器等の実装を行う。

(ウ) コンテナ等の機能等の実証

(イ) で実装したコンテナ等を活用し、簡易な処理加工施設としての機能が実用可能かどうか、処理した食肉の品質評価等の実証を行うとともに、既存の処理加工施設との連携についての検討を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地形的条件等を考慮し、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2か所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

(エ) 情報発信

(ウ) の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

(オ) コンテナ等活用型処理加工施設設置マニュアルの作成

コンテナ等を活用した簡易な処理加工施設への機器等実装方法、処理加工等作業に関する留意事項、法令等への対応方法、既存の処理加工施設との連携、処理した食肉の品質評価等を取りまとめたマニュアルを作成する。

エ 生体搬入方法の実証

事業実施主体は、次の（ア）及び（ウ）から（オ）までの全ての取組を実施するものとする。

なお、（イ）については、既存の生体搬入用おりでは実証が困難な場合等に実施するものとする。

(ア) 検討会の開催

囲いわなや箱わなで捕獲した鳥獣を生きたまま処理加工施設へ搬入（以下「生体搬入」という。）するための課題の抽出等についての意見交換を行うための検討会を開催する。

(イ) 生体搬入用おりの製作

捕獲鳥獣を処理加工施設へ生体搬入するための実用可能な専用

おりを製作する。

(ウ) 生体搬入の実証

既存の生体搬入用のおりや、(イ)で製作したおりを活用し、処理加工施設への搬入や処理した食肉の品質等の実証を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2箇所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設や都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

(エ) 情報発信

(ウ)の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

(オ) 生体搬入マニュアルの作成

捕獲現場から処理加工施設への捕獲個体の生体搬入を行うに当たっての通りの使用方法、輸送の安全性の確保、食肉の品質面への影響、処理した食肉の品質評価等の留意事項についてとりまとめたマニュアルの作成を行うものとする。

(2) 実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

イ 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表1のとおりとする。

(3) 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

(4) 留意事項

ア 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除
本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中

に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

(ア) 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が、次の a から c までのいずれかから調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象となる。

- a 事業実施主体自身
- b 100%同一の資本に属するグループ企業
- c 事業実施主体の関係会社

(イ) 利益等排除の方向

- a 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

- b 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

- c 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格からは利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

イ 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体は次の条件を守らなければならない。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

（ア）本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又は取得を

行った場合には、その都度遅滞なく農村振興局長に報告すること。

(イ) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。

(ウ) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を第三者が利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

(エ) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農村振興局長と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

3 ジビエレストラン拡大事業

(1) 事業の内容

全国的なジビエの消費拡大を図るため、ジビエレストランのシェフ等の調理人への調理指導やメニューの開発支援等を行う。

事業実施主体は、次のア及びイの取組を実施するものとする。

ア 調理人へのジビエの調理実習・メニュー開発・情報発信

(ア) ジビエ調理に長けた指導者によるテストキッチン等における調理の指導・実習・勉強会を全国各地（3地域以上）で実施する。

(イ) ジビエレストランにおけるジビエメニューの提供・販売に向けたメニューの開発等を支援する。また、試作のためのジビエ等を調達・提供する。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）により実施した試作調理やジビエメニュー等に関するアンケート調査や取組結果の分析を行う。

(エ) ジビエメニューの定着に向けたPR資材を作成し、新たにジビエメニューを取り扱うジビエレストラン等に配布するとともに、情報発信を行う。

(オ) （ア）から（オ）までの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

イ ジビエバイヤーズ商談会の実施

(ア) 食肉処理加工施設、地方公共団体、卸売業、流通業、食品メーカ

一、個人飲食店等による商談会（以下「ジビエバイヤーズ商談会」という。）を実施し、食肉処理加工施設等とジビエレストランとのマッチングを実施する。

（イ）ジビエバイヤーズ商談会に関する取組結果の分析を行う。

（ウ）（ア）及び（イ）の取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

（2）実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

イ 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表2のとおりとする。

（3）事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

（4）留意事項

事業実施主体及びジビエレストランは、ジビエレストラン拡大事業を的確かつ効果的に実施するため「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を遵守するとともに、必要に応じて、国産ジビエ認証施設などの協力を得るものとする。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

（1）事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の（2）の②に係る経費・事業内容の欄の1の（1）鳥獣被害防止施設の①の「新規整備」、②の「再編整備」及び③の「既設柵の地際補強」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵等々の捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下アからウまでのとおりとするものとする。

ア 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形（傾斜及び高低差）、樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入（飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入）を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。

イ ICTを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備することとする。

ウ 電気柵を整備する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令を遵守し、正しく設置することとする。

具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い、安全を確保することとする。（参照URL：<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/denkisaku.html>）

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、適切に行うものとする。

(2) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の②に係る採択要件の欄の8の農村振興局長が別に定める事項は、次のとおりとする。

ア 侵入防止柵を新規整備する場合は、野生鳥獣の生息域拡大を見据え、個々のほ場を囲うのではなく、集落を広域的に囲うなど、効率的・効果的な整備を実施するものとする。

イ 既設柵を再編整備する場合に当たっても、周辺環境の変化を踏まえ、集落を広域的に囲うかたちで再編するなど、効率的・効果的な整備を実施するものとする。

ウ 野生鳥獣を引き付ける農作物残渣を放置しないことやほ場環境を維持すること等、鳥獣被害の発生要因を減らす生息環境管理を行うものとする。

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

(1) 事業の内容

鳥獣被害対策及びジビエ利活用に対する一般国民への理解醸成を図るため、現状や課題、ジビエ利活用に関する歴史や文化等を含む展示物及び動画等の制作を行う。なお、制作後取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

(2) 実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している

又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

イ 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表3のとおりとする。

(3) 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

(4) 留意事項

事業実施主体は、大阪・関西万博その他大規模展示イベント等の情報収集に努め展示に係る調和を図る。

第3 交付額等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の①に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価（消費税を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

ア 新規整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵(1段当たり)	148	391
	電気柵シート (地際補強)	254	673
	ネット柵	1,090	2,600
イノシシ	金網柵 (ロール状)	1,970	5,380
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	1,290	3,000
シカ(イノシシ用を兼ねる。)	金網柵 (ロール状)	2,790	7,620

	ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	1,950	4,530
--	-----------------	-------	-------

イ 再編整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵(1段当たり)	25	225
	ネット柵	192	1,612
イノシシ	金網柵(ロール状)	296	2,726
	ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	192	1,612
シカ(イノシシ用を兼ねる。)	金網柵(ロール状)	430	3,710
	ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	286	2,426

ウ 既設柵の地際補強

既設柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
ネット柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵	826	2,065

注1：鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類毎に以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

- ・電気柵については、支柱間隔を4m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
- ・電気柵シート(地際補強)は、通電性を有するものとし、幅1m以内とする。
- ・電気柵シート(地際補強)は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で加算できるものとする。
- ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5mm以上とし、防錆仕様(亜鉛メッキ等)とする。

- ・金網柵については、金網の径をφ 2mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。

注2：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

注3：第2の1（1）において、被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。

注4：再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。

注5：既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知）及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官通知）に基づく事業により令和2年度以前に整備され、かつ残耐用年数が5年以上あるものに限る。

（2）地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の（1）の上限単価を超える事業については、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が第4の1（1）で準用する別記1の第4の1の（4）に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（8）の①に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、200,000千円以内とする。

なお、要綱別表の経費・事業内容の欄の①から④までに掲げる取組ごとの限度額は公募要領に定めるとおりとし、同一の事業実施主体が、複数の取組を実施することは妨げない。

3 ジビエレストラン拡大事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（8）の②に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、70,000千円以内とする。

なお、要綱別表の経費・事業内容の欄の①及び②に掲げる取組ごとの限度額は公募要領に定めるとおりとし、同一の事業実施主体が、複数の取組を実施することは妨げない。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の②に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価(消費税を除く。)は、次に掲げるとおりとする。

ア 新規整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵(1段当たり)	148	391
	電気柵シート (地際補強)	254	673
	ネット柵	1,090	2,600
イノシシ	金網柵 (ロール状)	1,970	5,380
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	1,290	3,000
シカ(イノシシ用を兼ねる。)	金網柵 (ロール状)	2,790	7,620
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	1,950	4,530

イ 再編整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵(1段当たり)	74	317
	ネット柵	545	2,055
イノシシ	金網柵 (ロール状)	985	4,395
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	635	2,365
シカ(イノシシ用を兼ねる。)	金網柵 (ロール状)	1,395	6,225
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	975	3,555

ウ 既設柵の地際補強

既設柵の種類	上限単価 (円/m)	上限単価 (円/m)
--------	------------	------------

	(直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	(左記以外の場合)
ネット柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵	826	2,065

エ グレーチング

上限単価 (万円/m ²) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (定率、%) (左記以外の場合)
17.7	50

注1：鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類毎に以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

- ・電気柵については、支柱間隔を4m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
- ・電気柵シート（地際補強）は、通電性を有するものとし、幅1m以内とする。
- ・電気柵シート（地際補強）は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で加算できるものとする。
- ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。
- ・金網柵については、金網の径をφ2mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。

注2：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

注3：第2の1（1）において、被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。

注4：再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。

注5：既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知）及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10

月 11 日付け 28 農振第 1336 号農林水産事務次官通知) に基づく事業により令和 2 年度以前に整備され、かつ残耐用年数が 5 年以上あるものに限る。

(2) 地域特認

ア 地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の(1)の上限単価を超える事業については、地方農政局長が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が第 4 の 4 の (1) で準用する別記 1 の第 4 の 1 の (4) に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

イ 要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) の②に係る採択要件の欄の 3 の「受益戸数が 3 戸以上であること」に該当しない場合においても、経営規模や地理的条件等の地域の実情を踏まえ、他の農地への鳥獣の侵入を抑制することができるとして、地方農政局長が助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の (8) の③に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、40,000 千円以内とする。

第 4 事業の実施等の手続

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の実施手続

事業の実施手続は、別記 1 の第 4 の 1 を準用するものとする。

(2) 事業実施計画の作成等

ア (1) で準用する別記 1 の第 4 の 1 の (2) に定める事業実施計画にあっては、別記 1 の別表 1 の 1 の整備事業(新規整備)及び整備事業(既設柵の地際補強)に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、再編整備を実施する場合は、事業実施計画に代えて、別表 1 の 1 の整備事業(再編整備)に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。

イ (1) で準用する別記 1 の第 4 の 1 の (3) に定める都道府県計画にあっては、別記 1 の別記様式第 6 号により、(1) で準用する別記 1 の第 4 の 1 の (2) に定める広域都道府県域計画にあっては、別記 1 の別記様式第 9 号の別添により作成するものとする。

ウ (1) で準用する別記 1 の第 4 の 1 の (4) 及び (6) に定める都道府県知事が行う協議については別記 1 の別記様式第 1 号により行うものとし、同 (2) 及び (6) に定める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記 1 の別記様式第 9 号により行うも

のとする。

エ ア及びイの作成に当たっての留意事項は別記1の別表4に定めるところによるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、別記1の第4の3の規定を準用する。

(4) 事業の着手

事業の着手は、別記1の第4の4の規定を準用する。

(5) 管理運営

管理運営は、別記1の第4の5の規定を準用する。

(6) 事業名等の表示

事業名等の表示は、別記1の第4の6の規定を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

(1) 事業の実施手続

ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更に該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

(2) 事業実施計画の作成

(1)のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

(1)のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の①に係る経費・事業内容の欄に掲げる①から④の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減及び事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止、事業実施主体の変更、第2の2(1)アの(イ)、第2の2(1)イの(イ)、第2の2(1)ウの(イ)、第2の2(1)エの(イ)に係る事業実施計画の変更とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。

(4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

3 ジビエレストラン拡大事業

(1) 事業の実施手続

ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

(2) 事業実施計画の作成

(1) のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第3号によるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

(1) のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の②に係る経費・事業内容の欄に掲げる①と②の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減及び事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止、事業実施主体の変更とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第3号によるものとする。

(4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第4号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の実施手続

事業の実施手続は、別記1の第4の1を準用するものとする。

(2) 事業実施計画の作成等

ア (1) で準用する別記1の第4の1の(2)に定める事業実施計画にあっては、別記1の別表1の1の整備事業(新規整備)及び整備事業(既設柵の地際補強)に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、再編整備を実施する場合は、事業実施計画に代えて、別表1の1の整備事業(再編整備)に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。

イ (1) で準用する別記1の第4の1の(3)に定める都道府県計画にあっては、別記1の別記様式第6号により、(1) で準用する別記1の第4の1の(2)に定める広域都道府県域計画にあっては、別記1の別記様式第9号の別添により作成するものとする。

ウ (1) で準用する別記1の第4の1の(4)及び(6)に定める都

道府県知事が行う協議については別記1の別記様式第1号により行うものとし、同(2)及び(6)に定める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記1の別記様式第9号により行うものとする。

エ ア及びイの作成に当たっての留意事項は別記1の別表4に定めるところによるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、別記1の第4の3の規定を準用する。

(4) 事業の着手

事業の着手は、別記1の第4の4の規定を準用する。

(5) 管理運営

管理運営は、別記1の第4の5の規定を準用する。

(6) 事業名等の表示

事業名等の表示は、別記1の第4の6の規定を準用する。

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

(1) 事業の実施手続

ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。

イ 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更に該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

(2) 事業実施計画の作成

(1)のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第7号によるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

(1)のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第7号によるものとする。

(4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第8号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

- (1) 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域事業実施主体にあつては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記1の別記様式第9号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあつては、別記1の別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

- (2) 地方農政局長及び都道府県知事は、(1)の実施状況の報告を受けた場合には、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について(平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知)を踏まえ、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

- (3) 都道府県知事は、(1)の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及びそれ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体が行う事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により行うものとする。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式第5号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

3 ジビエレストラン拡大事業

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式第6号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

- (1) 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域事業実施主体にあつては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記1の別記様式第9号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあつては、別記1の別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

- (2) 地方農政局長及び都道府県知事は、(1)の実施状況の報告を受けた場合には、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に

係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

- (3) 都道府県知事は、(1)の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及びそれ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体が行う事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により行うものとする。

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

事業実施主体は、本事業の実施状況を農村振興局長に報告するものとする。

なお、実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式第9号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第6 事業の評価

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業評価

事業評価は、別記1の第6の1を準用する。

(2) 改善計画

改善計画は、別記1の第6の2を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

事業実施主体は、事業実施計画に定めた事業内容の達成状況について自ら評価を行い、その結果を事業実施年度の翌年度の6月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

3 ジビエレストラン拡大事業

事業実施主体は、事業実施計画に定めた事業内容の達成状況について自ら評価を行い、その結果を事業実施年度の翌年度の6月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業評価

事業評価は、別記1の第6の1を準用する。

(2) 改善計画

改善計画は、別記1の第6の2を準用する。

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 事業の状況報告

事業の状況報告は、別記1の第7を準用する。

第8 推進指導等

1 推進指導

国及び都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

(1) 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。

(2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りでない。

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から令和6年3月31日までとする。

第10 国の助成措置

国の助成措置は、別記1の第10の規定を準用する。

別表 1

ジビエ広域搬入モデル実証支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が 50 万円以上の設備、備品については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログ等を提出すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
事 業 費	(会場借料) ・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	(通信・運搬費) ・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。 電話等の通信費については、基本料を除く。
	(借上費) ・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、輸送機器等借り上げ経費	
	(印刷製本費) ・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	(資料購入費) ・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	(原材料費) ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要原材料の経費	
	(消耗品費)	

	<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USB メモリ等の低廉な記憶媒体・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 	
旅 費	<p>（委員等旅費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 <p>（調査等旅費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費 	
謝 金	<p>事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。 ・実証に必要な野生鳥獣の捕獲については、必要な許可を受けた上で捕獲するものとし、実働に応じた対価として謝金を支払うものとする。 ・なお、有害捕獲として捕獲した個体を利用する場合は、捕獲活動経費と重複で支払うことのないようにすること。
賃 金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。

	<p>通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
<p>役 務 費</p>	<p>事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費、振込手数料等</p>	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別表 2

ジビエレストラン拡大事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が 50 万円以上の設備については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消 耗 品 費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> 謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	<ul style="list-style-type: none"> 賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだ	

	けでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の 50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別表 3

鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	・取得単価が 50 万円以上の設備については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消 耗 品 費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻	

	訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号（別記8の第4の2の（2）、第4の2の（3）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証事業）の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記8の第4の2の（2）（別記8の第4の2の（3））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

(別添)

○ ジビエ広域搬入モデル実証支援事業（事業実施計画）

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫交付金	事業実施主体	
		円	円	円	
	計				

- 注：①事業名の欄には、小型の移動式解体処理車の製作・実証、軽トラックの改造・実証、コンテナ式処理施設等の活用・実証、生体搬入方法の実証のいずれかの取組を記載する。
- ②事業内容の欄には、要領別記8の第2の2（1）のア～エまでの取組の（ア）～（オ）について記載する。2つ以上の取組を実施する場合は、それぞれの取組の（ア）～（オ）について記載する。
- ③備考欄には、事業費欄に記載した額の積算根拠について詳細に記載する。なお、別紙とすることも可とする。
- ④事業の委託を行う場合は、要領別記8の第2の2（3）に定める記載事項を備考欄に記載する。

⑤仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇円、うち国費〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

2 事業の目的

--

3-1 事業の内容（小型の移動式解体処理車の製作・実証）

(1) 検討会の開催

ア 検討会の概要

検討会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

(2) 改良型移動式解体処理車の製作

既存の移動式解体処理車の問題点	対応	備考

(3) 改良型移動式解体処理車の機能の実証計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備考

(4) - 1 情報発信（展示）計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備考

(4) - 2 情報発信（その他）計画（又は実績）

情報発信の手段	発信する内容	備考

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（HP、SNS、業界紙等）を記載する。

(5) 改良型移動式解体処理車運用マニュアルの作成

記載項目	記載内容	備考

(6) スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：（1）～（5）の取組ごとに記載する。

3-2 事業の内容（軽トラックの改造・実証）

(1) 検討会の開催

ア 検討会の概要

検討会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

(2) 軽トラックの改造

改造の内容	対 応	備 考

(3) 軽トラックの機能の実証計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備 考

(4) - 1 情報発信（展示）計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備 考

(4) - 2 情報発信（その他）計画（又は実績）

情報発信の手段	発信する内容	備 考

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（HP、SNS、業界紙等）を記載する。

(5) 軽トラック改造マニュアルの作成

記載項目	記載内容	備 考

(6) スケジュール

取組 内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：(1)～(5)の取組ごとに記載する。

3-3 事業の内容（コンテナ式処理施設等の活用・実証）

（1）検討会の開催

ア 検討会の概要

検討会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

（2）コンテナの改造

改造の内容	対応	備考

（3）コンテナの機能の実証計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備考

（4）-1 情報発信（展示）計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備考

（4）-2 情報発信（その他）計画（又は実績）

情報発信の手段	発信する内容	備考

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（HP、SNS、業界紙等）を記載する。

（5）コンテナ活用型処理加工施設設置マニュアルの作成

記載項目	記載内容	備考

(6) スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：(1)～(5)の取組ごとに記載する。

3-4 事業の内容（生体搬入方法の実証）

(1) 検討会の開催

ア 検討会の概要

検討会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

(2) 生体搬入用おりの製作

生体搬入向けの（改造）内容	対応	備考

(3) 生体搬入の実証計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備考

(4) - 1 情報発信（展示）計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備考

(4) - 2 情報発信（その他）計画（又は実績）

情報発信の手段	発信する内容	備考

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（HP、SNS、業界紙等）を記載する。

(5) 生体搬入マニュアルの作成

記載項目	記載内容	備考

(6) スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：（1）～（5）の取組ごとに記載する。

4 添付書類

- (1) 事業実施主体（コンソーシアム）が作成した各種規約
- (2) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記8の第4の2の（4）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第3号（別記8の第4の3の（2）、第4の3の（3）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエレストラン拡大事業）の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエレストラン拡大事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記8の第4の3の（2）（別記8の第4の3の（3））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

(別添)

○ ジビエレストラン拡大事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. ジビエ料理の指導等	円	円	円	
2. メニュー開発支援等				
3. レストラン定着への周知等				
4. ジビエバイヤーズ商談会等				
5. 報告書等				
6. その他（ ）				
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) ジビエ料理の指導等の概要

--

(3) メニュー開発支援等の概要

--

(4) レストラン定着への周知等の概要

--

(5) ジビエバイヤーズ商談会の概要

--

(6) 報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(7) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(8) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2) から (5) までのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第4号（別記8の第4の3の（4）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエレストラン拡大事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第5号（別記8の第5の2関係）

鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証支援事業）
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記8の第5の2の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

別記様式第6号（別記8の第5の3関係）

鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエレストラン拡大事業）
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号
農林水産省生産局長通知）別記8の第5の3の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第3号に準ずるものとする。

別記様式第7号（別記8の第4の5の（2）、第4の5の（3）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記8の第4の5の（2）（別記8の第4の5の（3））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

(別添)

○ 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. 展示物及び動画の制作等	円	円	円	
2. 報告書等				
3. その他（ ）				
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) 展示物及び動画の制作等の概要

--

(3) 報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(4) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(5) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2)のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報
発信事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項に
ついて、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届け
する。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した
施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しな
い場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、
計画変更は行わないこと。

別記様式第9号（別記8の第5の5関係）

鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記8の第5の3の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第7号に準ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度までに実施した事業に関して平成 30 年 3 月 31 日までに行われる別記 3 第 2 の 2 の (2) の確認等については、別記 3 第 2 の 2 の (2) の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

附 則

この通知は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。
- 3 この通知による改正前の本要領に基づき広域コンソーシアムが行った事業については、事業の評価を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。

有害鳥獣捕獲実績

単位:頭

年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5 ※12月末現在
捕獲実績 (うち駆除実績)	イノシシ	364 (119)	335 (100)	392 (78)	617 (139)	380 (95)	93 (93)
	シカ	68 (5)	19 (6)	85 (6)	28 (3)	24 (1)	1 (1)
	サル	0	0	0	0	1 (1)	1 (1)
	ヌートリア	—	—	—	—	24 (24)	9 (9)

有害鳥獣 月別捕獲状況一覧

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R1	狩猟	イノシシ								46	56	50	48	35	235
		シカ								5	3	3	2		13
	捕獲	イノシシ	5	2	2	7	21	13	4	10	17	16	11	10	118
		シカ	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	2	2	7
R2	狩猟	イノシシ								73	96	60	55	30	314
		シカ								25	16	11	15	12	79
	捕獲	イノシシ	-	2	1	3	20	9	10	-	2	10	10	1	68
		シカ	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	3
R3	狩猟	イノシシ								168	97	108	61	44	478
		シカ								6	5	8	3	3	25
	捕獲	イノシシ	8	7	8	12	19	19	24	2	12	6	10	12	139
		シカ	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	3
R4	狩猟	イノシシ								45	41	70	64	65	285
		シカ								3	6	3	8	3	23
	捕獲	イノシシ	16	7	-	3	9	10	18	2	1	6	15	8	95
		シカ	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
R5	狩猟	イノシシ													-
		シカ													-
	捕獲	イノシシ	4	1	-	-	30	29	22	4	3				93
		シカ	-	-	-	-	-	-	1	-	-				1

種別	獣種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
狩猟	イノシシ	-	-	-	-	-	-	-	332	290	288	228	174	1,312
	シカ	-	-	-	-	-	-	-	39	30	25	28	18	140
捕獲	イノシシ	33	19	11	25	99	80	78	18	35	38	46	31	513
	シカ	-	-	-	-	-	2	4	3	2	-	2	2	15

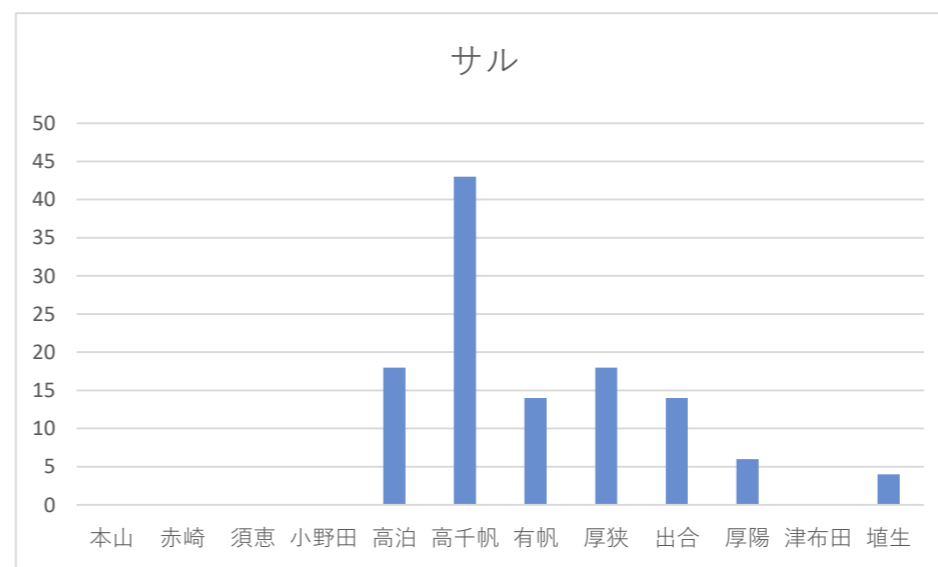
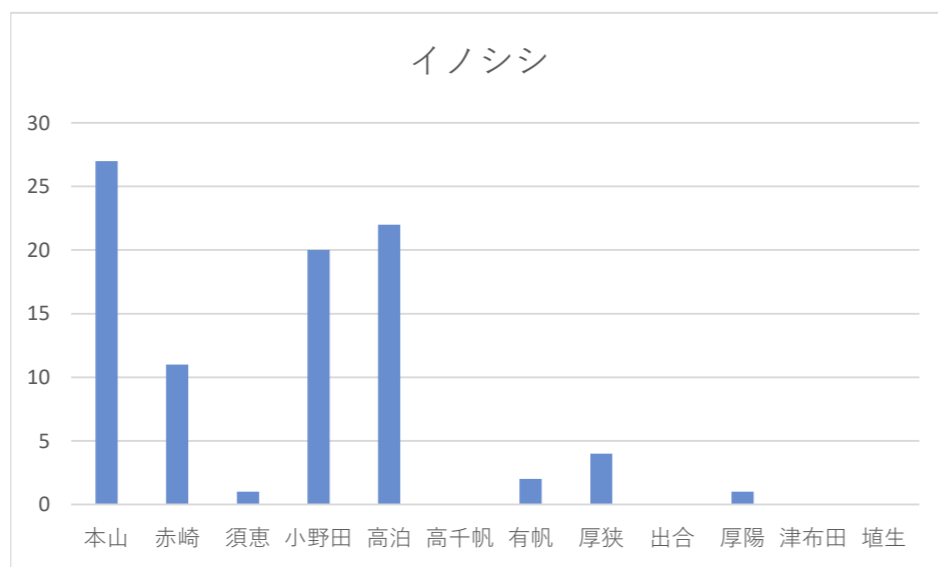
令和4年度 有害鳥獣通報履歴一覧

○イノシシ

	本山	赤崎	須恵	小野田	高泊	高千帆	有帆	厚狭	出合	厚陽	津布田	埴生	計
4月	1	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	5
5月	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
6月	2	3	0	2	5	0	0	1	0	0	0	0	13
7月	16	1	1	7	7	0	0	0	0	0	0	0	32
8月	7	4	0	6	5	0	0	1	0	0	0	0	23
9月	0	0	0	4	0	0	0	2	0	0	0	0	6
10月	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
11月	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
12月	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
1月	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	27	11	1	20	22	0	2	4	0	1	0	0	88

○サル

	本山	赤崎	須恵	小野田	高泊	高千帆	有帆	厚狭	出合	厚陽	津布田	埴生	計
4月	0	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	0	7
5月	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	3
6月	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	5
7月	0	0	0	0	5	6	6	2	8	3	0	1	31
8月	0	0	0	0	3	8	1	7	0	1	0	1	21
9月	0	0	0	0	7	7	0	6	0	2	0	0	22
10月	0	0	0	0	3	11	0	0	1	0	0	0	15
11月	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5
12月	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	3
1月	0	0	0	0	0	1	3	0	1	0	0	0	5
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	18	43	14	18	14	6	0	4	117



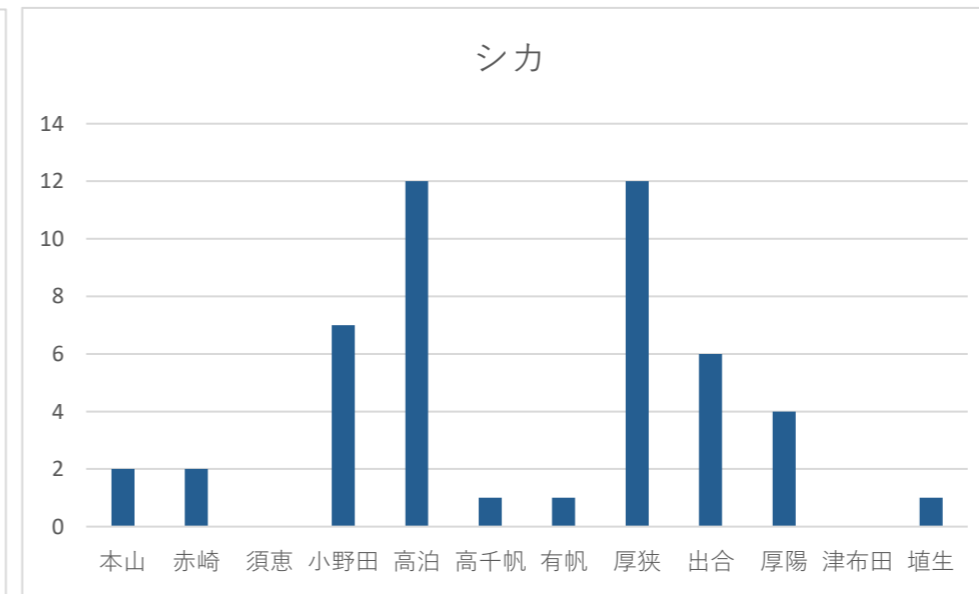
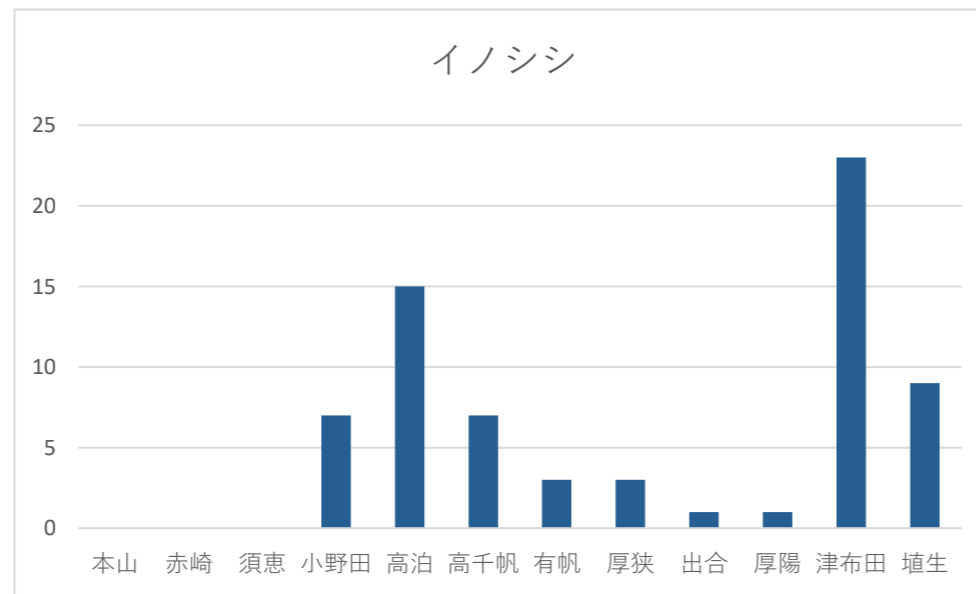
令和5年度 通報履歴 (R6.1.15現在)

○イノシシ

	本山	赤崎	須恵	小野田	高泊	高千帆	有帆	厚狭	出合	厚陽	津布田	埴生	計
4月	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
5月	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
7月	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	4
8月	0	0	0	1	4	1	0	1	0	0	3	1	11
9月	0	0	0	5	2	3	0	1	0	0	5	6	22
10月	0	0	0	1	3	2	1	1	0	0	13	1	22
11月	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	5
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
計	0	0	0	7	15	7	3	3	1	1	23	9	69

○サル

	本山	赤崎	須恵	小野田	高泊	高千帆	有帆	厚狭	出合	厚陽	津布田	埴生	計
4月	0	0	0	0	3	0	0	2	0	0	0	1	6
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	5	0	0	0	0	2	0	0	7
7月	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	3
8月	1	1	0	5	2	0	0	1	0	0	0	0	10
9月	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	4
10月	0	0	0	2	0	1	0	7	1	0	0	0	11
11月	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	0	0	6
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	2	2	0	7	12	1	1	12	6	4	0	1	48



イノシシによる人身被害について [速報値]

(単位:件、人)

都道府県	H28年度			H29年度			H30年度			R01年度			R02年度			R03年度			R04年度			R05年度 (R05年11月末暫定値)		
	件数	被害人数	死亡者人数	件数	被害人数	死亡者人数	件数	被害人数	死亡者人数	件数	被害人数	死亡者人数	件数	被害人数	死亡者人数	件数	被害人数	死亡者人数	件数	被害人数	死亡者人数	件数	被害人数	死亡者人数
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
宮城	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0
福島	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	2	3	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	2	0	2	2	0	1	3	0	0
栃木	0	0	0	1	1	0	2	2	0	9	9	0	3	3	0	3	3	0	2	2	0	0	0	0
群馬	2	5	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	2	3	0	2	2	0	4	5	0	2	2	0	2	2	0	3	4	0	6	8	0	2	2	0
東京	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	2	0	0
神奈川	1	1	0	0	0	0	3	3	0	4	4	0	0	0	1	1	0	1	2	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	7	9	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	1	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	1	3	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0
岐阜	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	1	1	0	1	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	2	5	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	2	5	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	1	2	0	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0
大阪	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	14	14	0	15	16	0	5	5	0	8	11	0	0	0	6	6	0	1	1	0	2	2	0	0
奈良	0	0	0	1	2	0	2	2	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
和歌山	2	2	0	1	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	3	3	0	3	3	0	8	8	0	5	6	0	6	8	0	6	9	0	16	18	1	7	7	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	2	0	3	3	0	0
徳島	0	0	0	3	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	9	0	0	0	0	0
香川	6	9	0	2	6	0	3	3	0	13	16	0	6	7	0	2	2	0	9	14	0	3	3	0
愛媛	2	4	0	2	3	0	2	2	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	6	6	0	1	4	0
高知	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	6	6	0	1	1	0	6	6	0	3	3	0	6	6	0	1	1	0	5	5	0	1	1	0
佐賀	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	2	0	6	6	0	1	1	0
長崎	2	2	0	1	3	0	3	3	0	1	1	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0
熊本	0	0	0	0	0	0	4	4	1	0	0	0	3	3	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
宮崎	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	49	64	0	55	76	0	50	52	2	59	75	0	51	59	0	44	55	1	68	85	1	28	37	0

※1. 数値は、都府県から聞き取った速報値です。
 ※2. 狩猟や捕獲作業等に伴う人身被害は除きます。
 ※3. 北海道については、イノシシの目撃・捕獲実績がないため表示していません。
 ※4. 暫定値のため、変更することがあります。

2 鳥獣被害対策実施隊への優遇措置

- 鳥獣被害対策実施隊を設置した場合は、銃刀法の技能講習の免除、狩猟税の軽減措置、市町村が負担する活動経費に対する特別交付税措置などの優遇措置を受けることができる。

優 遇 措 置

① 技能講習の免除

一定の要件を満たす実施隊員については、銃刀法に基づく猟銃所持許可の更新等の申請に際して、技能講習が免除される。

② 狩猟税の軽減

実施隊員のうち、主として捕獲に従事することが見込まれる者（対象鳥獣捕獲員）は、狩猟税が非課税。

〈狩猟者16,500(散弾銃等)円→0円〉

③ 公務災害の適用

実施隊員のうち、民間の隊員については非常勤の公務員となり、被害対策上の災害に対する補償を受けることができる。

④ 活動経費に対する特別交付税措置

市町村が負担する実施隊の活動に係る経費については、その8割が特別交付税措置される。

⑤ ライフル銃の所持許可の特例

実施隊員であれば、継続して10年以上猟銃の所持許可がなくても、銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象になり得ます。